

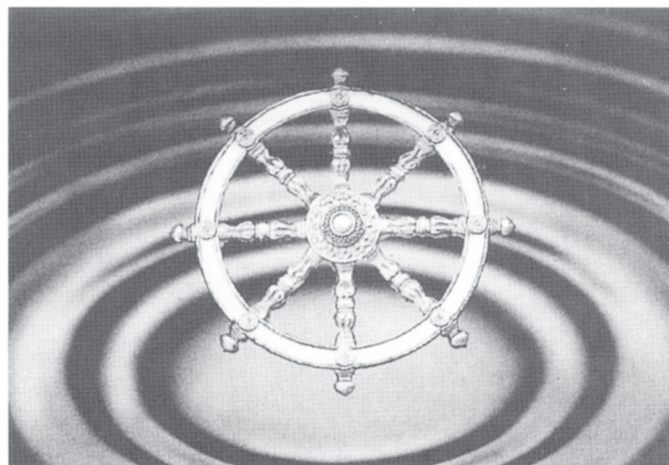
令和 7 年度

愛知学院大学歯学部

CAMPUS GUIDE

キャンパスガイド





建学の精神 行学一体・報恩感謝

愛知学院大学は、専門の理論と応用を教授・研究し、あわせて
本学設立の主旨である仏教精神、特に禅的教養を基とした「行学一体・報恩感謝」の
人格育成に努め、「報恩感謝」の生活のできる社会人を養成し、
広く世の各界に寄与し、
人類の福祉と文化の進展に貢献するものである。

歯 学 部 沿 革 概 要

- 昭和28年4月 愛知学院大学創設
 - 35年9月 歯科病院設置
 - 36年4月 歯学部設置
 - 38年4月 歯学部定員増(80名から120名)
 - 42年10月 歯学部北館増築
 - 43年4月 大学院歯学研究科博士課程設置
 - 49年4月 歯学部進学課程日進学舎へ移転
 - 51年4月 歯学部定員増(120名から160名)
 - 60年9月 歯学部基礎教育研究棟増築
 - 平成4年4月 歯学部定員減(160名から130名)
 - 5年4月 新教育課程による6年一貫教育実施
 - 14年4月 モデル・コア・カリキュラムの導入
 - 25年4月 歯学部定員減(130名から125名)
 - 令和2年4月 歯学部教養教育課程楠元キャンパスへ移転
 - 令和5年10月 歯学部臨床教育研究棟増築
-

キャンパスガイド

令和 7 年度

– 2025 –

愛知学院大学歯学部

目 次

建学の精神 歯学部沿革概要

歯科医師を目指す君たちに伝えたいこと	i
本学の教育理念	ii
諸行事	iii
校歌・応援歌・学生歌	iv
1年生時間割表	v・vi
1年生専門教育科目 授業回数	vii・viii
1年生～6年生時間割表	ix・x
歯学部授業回数 2～4年生対象	xi
歯学部カリキュラム・ツリー	xii・xiii

歯学部概要

歯学部について

◆歯学部執行部	1
◆学年主任	1
◆歯学部の現状	1
◆人材の養成・教育研究上の目的	1
◆卒業認定・学位授与の方針（DP）	1
◆教育課程編成・実施の方針（CP）	2
◆入学者受入れの方針（AP）	2
◆歴代歯学部長	2
◆名誉教授（歯学部）	2
◆組織図	3

1年生のキャンパスガイド

I4月当初の日程

◆4月の行事日程	4
◆オリエンテーション	4

II修学概要

◆教養教育を受講するにあたって	4
◆教養教育科目の履修について	5

III授業科目の履修登録について

①履修登録	6
②履修登録完了までの流れ	6
③時間割表・単位修得状況表の見方	6

IV授業・試験および成績

◆授業	7
◆学年制	7
◆試験	7
◆成績	10
◆単位認定	11

楠元キャンパスでのキャンパスガイド

I学生生活

◆学年委員	13
◆生活・注意事項	13
◆学籍について	17
◆学内外での事故等	18
◆愛知学院大学歯学部共済会	19
◆その他	19
◆願書・届書・証明書等	20
◆奨学制度	21
◆課外活動	22

II卒業後の進路

◆本学歯学部における研究・研修	23
◆本学の教職員としての採用	24
◆他大学における研究・研修	24
◆その他	24

Ⅲ健康	
◆定期健康診断	24
◆保健室の利用	24
◆心理カウンセラーの利用	24
Ⅳ附属施設の利用	
◆歯学・薬学図書館情報センター	25
◆教室・セミナー室	26
◆歯学部附属病院の利用	26
◆学外施設の利用	27
Ⅴ学納金の納入	
◆納入方法	27
◆滞納	27
Ⅵ台風およびその他の緊急事態の発生の場合	
◆台風に伴う授業及び試験の扱い	28
◆その他の緊急事態の発生の場合	28
Ⅶその他	
◆歯学会について	29
◆歯学部同窓会について	29

修学概要

Ⅰ教育概要	
◆授業	30
◆学年制	30
◆実習	30
◆出席・欠席について	30
◆受験失格及び不合格者について	30
◆感染症（学校保健安全法施行規則に基づく）による出席停止者について	31
◆愛知学院大学 欠席学生への学習支援の方針（参考）	32
Ⅱ授業科目配当表、科目担当者表	
1. 授業科目配当表	33
2. 科目担当者表	35
Ⅲ試験	
◆受験注意	38
◆成績の評価	38
◆GPA 制度	38
◆進級判定及び再試験	38
Ⅳ歯科医師国家試験	
◆歯科医師の任務	39
◆国家試験の内容	39
Ⅴ愛知学院大学データサイエンス教育プログラム	40
Ⅵ歯学教育モデル・コア・カリキュラム	40

講座等概要・学校案内図

Ⅰ 講座概要	41
Ⅱ 歯学部附属病院	59
Ⅲ 歯学部関連施設	66
Ⅳ 学校案内図	69
諸規定（令和7年3月12日現在）	77
個人情報の取り扱いに関するお知らせ	124

【注意事項】

楠元キャンパス地震防災ガイドー南海トラフ地震への対策としてー
 SNS の利用で注意すべきこと
 ハラスメントについて
 あなたを取り巻く危険
 学費支援制度

歯科医師を目指す君たちに伝えたいこと



歯学部長 本 田 雅 規

愛知学院大学歯学部（以下歯学部）は、国民の福祉向上に貢献できる歯科医師を養成することを目的に戦後最初の私立大学歯学部として昭和 36 年に創立しました。令和7年 3 月までに 8,377 名の卒業生を輩出し、歯科医学および歯科保健医療の発展のため、地域医療、行政、および大学の教育・研究分野で活躍しています。

現在の日本は高齢化社会を迎え、医療の高度化・複雑化も伴い多種多様な医療従事者が各々の高い専門性を前提に連携・補完し合い、患者さんの状況に的確に対応できるチーム医療の提供が求められています。そこで、医療職を養成する教育機関の学生には、このチーム医療の重要性を理解してもらうことも必要と考え、1 年生・3 年生・5 年生において他大学および他学部の学生と多職種連携教育（IPE）を実施しています。

歯学教育の面では、モデルコアカリキュラムの改訂にともない、新時代を生き抜く力を備えた歯科医師を育成するために、歯学部新カリキュラム 2024 を作成しました。入学直後の 1 年生には、歯科医師を目指す意識が高まるように、春学期科目を一新し、秋学期の専門教育科目も充実させました。また、公的化された共用試験に合格するための知識を身につけるために、2 年生から 4 年生の通年科目を春学期と秋学期の二つの科目に分けましたので、各学期科目で合格基準に到達することが必要になります。

歯科医師法が改正され、令和 6 年 4 月 1 日から公的化された「共用試験」に合格した歯学生は、歯科医師の指導監督の下、臨床実習を行うことができます。そこで、5 年次の 4 月にこれまでの知識の復習と拡充のために 4 つの科目を新設しました。さらに、歯科医師国家試験に合格するために 5 年次から積極的にその対策を進めています。

学内の改革として、令和 6 年度に新設した総合歯科医学教育講座では、各学生の学力を分析し、他校との学力を比較解析しながら、現在のカリキュラムを見直し、学力向上のための方策を作ります。令和 5 年度に新設した総合歯科臨床教育研修センターでは、研修歯科医と臨床実習生が同じ診療室にて患者さんの治療を行うことができるようになりましたので、卒後の自分の姿が想像できることから臨床実習生の評判は良いようです。

学習環境の整備事業として、末盛キャンパスに建設された臨床教育研究棟には、5 年生と 6 年生の居室の上階に臨床系講座の研究室がありますので、学生と教員の距離が格段に近くなりました。積極的に先生との交流を深めていただき自分の将来像を描いてください。

学生支援として、各学生には学習支援室のチューター（歯学部教員）と各学年には学年主任（歯学部主任教授）がついています。生活面・学習面での良き相談相手になっていただけますので、いろいろと相談してみてもいいでしょうか。

歯学部は、これからも次世代の歯科医学・歯科医療を担うことができる歯科医師を一人でも多く育てることを目指し、さらに良い環境を作っていきます。

最後にこのキャンパスガイドの説明です。歯学部生として学修する概要とスケジュール、授業を担当する各講座の教育方針、学生が守るべき規定、そして各教科の指導要項としてのモデルコアカリキュラムなど、学修する上で必要な情報が載っていますので、ガイドブック・ルールブックとして活用していただき、歯科医師への道を歩んでください。

令和 7 年 4 月 1 日

本学の教育理念

愛知学院大学は、専門の理論と応用を教授・研究し、あわせて本学設立の趣旨である仏教精神を基とした「行学一体」の人格形成に努め、「報恩感謝」の生活のできる社会人を育成し、広く社会に寄与し、人類の福祉と文化の発展に貢献することを教育理念としています。

愛知学院が明治9年（1876）の創立から今日まで、一貫して堅持し続けてきた建学の精神である「行学一体」とは、曹洞宗の開祖道元禅師の宗教体験にもとづく教えですが、教育の場ではつぎのように理解しています。

「行」とは「自己を磨く」ことであり、「学」とは「真理の探究」・「知識の修得」を意味しています。単に知的な理解だけに満足しないで、身につけた学問を実践して人間的完成をめざすとともに社会に貢献することをいいます。その意味で「行学一体」とは「知の実践」ということができます。

また、「報恩感謝」とは、自己の正しい認識と把握によって、人として自らの不完全さを自覚した時、天地自然の多くの恵みを受けて、生かされていることに気づき、家族をはじめ周囲への感謝の想いが自ら湧き上がってくることを意味しています。その意味で「報恩感謝」は「己の把握」を表わしているといえるでしょう。

仏教の教えの根本は、人間としての真のあり方を追究する積極的な姿勢にあります。社会に役立つ自主性に富む社会人の養成を目的とする本学の教育は、現実を客観的に正しく見つめ、いかなる場合にも中正な判断をくだすことができるように自己を磨くことをめざしています。自己とは何かという原点に戻り、揺るぎない己の確立をはかる道を示したことばが本学の建学の精神です。

このような「行学一体・報恩感謝」の精神こそ本学の教育の特色であり、具体的には「自分の可能性に挑戦し、協働の場で主体的に活躍できる人」の育成を理想としています。

諸 行 事

本学は、曹洞宗の開祖、道元禅師によって示された学道修行の精神である「行学一体・報恩感謝」を建学の精神としている。

そこで、「学年暦」に示されているように入学式、卒業式、創立記念日（10月15日）のほか次のような諸行事を行っている。

曹洞宗の祭日（授業は平常通り行います）

4月8日 ごう たん え 降 誕 会	紀元前6世紀（B.C.560）インドで釈尊が誕生された日である。一般には花まつりと言われている。
9月29日 りよう そ き 両 祖 忌	曹洞宗では、道元禅師（承陽大師）および教団の確立に努められた瑩山禅師（常済大師）をそれぞれ高祖、太祖と称し、両祖としてうやまつている。道元禅師は建長5年8月28日（1253）、瑩山禅師は正中2年8月15日（1325）にそれぞれ生涯を終えられた。（入寂）この日を太陽暦になおし、両祖忌と称している。
12月8日 じゅう ごう え 成 道 会	釈尊が、さとりを完成された日である。（B.C.523）
2月15日 ね はん え 涅槃 会	釈尊が80才の生涯を終えられた日である。（涅槃・入滅）（B.C.480）

三帰礼文（本学のいろいろな行事のとき、一同で唱和する法句である）

みづか ほとけ き え たてまつ まさ ねが しゅじょう とち だいどう たい げ わ じょうしん おこ
自ら仏に帰依し奉る。当に願わくは衆生と共に大道を体解して無情心を発さん（一拝）

みづか ほう き え たてまつ まさ ねが しゅじょう とち ふか きようそう い ち え うみ こと
自ら法に帰依し奉る。当に願わくは衆生と共に深く経蔵に入りて智慧海の如くならん（一拝）

みづか そう き え たてまつ まさ ねが しゅじょう とち だいしゅう とうり いっさい む げ
自ら僧に帰依し奉る。当に願わくは衆生と共に大衆を統理して一切無礙ならん（一拝）

曹洞宗大本山参禅（永平寺・総持寺）

新入生希望者は、その年の夏期休暇のあいだに曹洞宗大本山、永平寺もしくは総持寺において、一泊二日の参禅を行っている。これは、日々の行事の中で、厳しく真理を追究した祖師の精神にすこしでも触れることによって、本学における勉学に生かすことを目的とするものであるので積極的に参加すること。

参禅会の開催

本学では「行学一体・報恩感謝」の建学の精神に則り、禅の実践をめざし、禅研究所・坐禅堂を設けている。坐禅堂では参禅会を開催している。だれでも自由に参加できるので、是非参加してほしい。日程については禅研究所に問い合わせること。

校歌・応援歌・学生歌

◆校 歌

作詞 折口 信夫

作曲 平井康三郎

- | | | |
|---|---|--|
| 1 大講堂のあさぼらけ
ここにこそれる 友の顔
清き光の みなぎるを
信念遠く 人に超え
伝統永く 世につたふ
わが若き日の 尊さよ | 2 昼こそいたれ 鐘の音
とよむは古今の 師のをしへ
海の彼方の よき文化
学ぶわれらを 思ふとき
ほこりは高き 学苑を
しるく示さむ 世の人に | 3 たそがれ時の 大野らに
いでて思ふよ 若き日を
日本再び 興り来て
日月と共に あるわれら
高き使命を はたすべき
学院愛知 われらの学院 |
|---|---|--|

◆応 援 歌

作詞 サトウハチロー

作曲 服 部 正

- | | | |
|--|--|--|
| 力をあわせて 正しく一つ
覇権をめざして 進むは我等
団結闘魂 誓いは堅し
青空仰ぎて 歌声高し
愛知 愛知 愛知 学院大学
愛知 愛知 愛知 愛知 学院大学 | 磨きて鍛えた 日頃の腕を
ためすこの日ぞ 示せよ我等
機会をつかめよ 切りぬけ危機
守りて鉄壁 火を吹く打棒
愛知 愛知 愛知 学院大学
愛知 愛知 愛知 愛知 学院大学 | 闘い終りて 集いて歌う
栄冠輝く 歓喜の我等
雲までとどけと 今こそ叫ぶ
誉れの母校 その名を讃えん
愛知 愛知 愛知 学院大学
愛知 愛知 愛知 愛知 学院大学 |
|--|--|--|

◆学 生 歌

作詞 明本 京静

作曲 明本 京静

- | | | | |
|--|---|--|---|
| 1. 若草もゆる東海の
ここ城山の学び舎に
とわの理想の道仰ぎ
鍛えて学ぶ若人は
おお愛知 愛知
われらぞ愛知学院大学 | 2. 清き流れに落としたる
みどりのしずく末盛の
大樹となりて ていていと
青空仰ぐ若人は
おお愛知 愛知
われらぞ愛知学院大学 | 3. 夕日にのぞむ鈴鹿山
声なき訓胸にひめ
友と肩くみ今かえる
家路に歌う若人は
おお愛知 愛知
われらぞ愛知学院大学 | 4. 月冴えわたる城跡に
興亡のあと偲びつつ
国のゆくてを担い起つ
決意を眉宇の若人は
おお愛知 愛知
われらぞ愛知学院大学 |
|--|---|--|---|

令和 7 年度 1 年生時間割表

春学期

時限	月				火				水				木				金									
	講義 コード	科目	適用	担当者	教室	講義 コード	科目	適用	担当者	教室	講義 コード	科目	適用	担当者	教室	講義 コード	科目	適用	担当者	教室						
1 8:40 ～ 10:10	S1306	文学I	◎ 45	佐々木亜紀子	第7講義室	S1304	哲学I	◎ 45	松野充貴	第6講義室	S1349	★情報統計学I		佐部利真吾	パソコン室	S1370	★英語Ia	EA	近藤 浩	第7講義室	S1001	★歯科医師の役割		本田雅規		図書館4階 大教室
	S1310	教育学I	◎ 45	内田康弘	第6講義室	S1308	社会学I	◎ 45	今井隆太	第5講義室	S1374	★英語Ib	EA	川口勇作	第5講義室	S1371	★英語Ia	EB	早川真理子	第6講義室						
	S1312	地理学I	◎ 45	林 泰正	第5講義室	S1378	★英会話I	EA	RL /フタタノ	第1セミナー室	S1375	★英語Ib	EB	菅井大地	第6講義室	S1395	★スポーツ科学I (卓球)	●	境田雅章	図書館4階 大教室						
						S1379	★英会話I	EB	G.D. カニエ	第2セミナー室						S1396	★スポーツ科学I (ソフトボール)	●	安藤晴彦	図書館4階 大教室						
2 10:25 ～ 11:55	S1307	文学I	◎ 45	佐々木亜紀子	第7講義室	S1305	論理学I	◎ 45	松野充貴	第6講義室	S1350	★情報統計学I		佐部利真吾	パソコン室	S1372	★英語Ia	EC	近藤 浩	第7講義室	S1000	★医療コミュニ ケーション と多職種連携I		本田雅規		図書館4階 大教室
	S1311	教育学I	◎ 45	内田康弘	第6講義室	S1309	社会学I	◎ 45	今井隆太	第5講義室	S1376	★英語Ib	EC	川口勇作	第5講義室	S1373	★英語Ia	ED	早川真理子	第6講義室						
	S1313	地理学I	◎ 45	林 泰正	第5講義室	S1380	★英会話I	EC	G.D. カニエ	第2セミナー室	S1377	★英語Ib	ED	菅井大地	第6講義室	S1397	★スポーツ科学I (卓球)	●	境田雅章	図書館4階 大教室						
						S1381	★英会話I	ED	RL /フタタノ	第1セミナー室						S1398	★スポーツ科学I (ソフトボール)	●	安藤晴彦	図書館4階 大教室						
3 12:55 ～ 14:25	S1348	★生物学の基礎	ABC	池田 健 浅原正和	図書館4階 大教室	S1330	★物理学I	A	有馬義康	第5講義室	S1331	★物理学I	B	有馬義康	第5講義室	S1332	★物理学I	C	有馬義康	第5講義室	S1003	★情報の科学		本田雅規		図書館4階 大教室
						S1337	★化学I	B	松永 諭	第6講義室	S1338	★化学I	C	松永 諭	第6講義室	S1336	★化学I	A	松永 諭	第6講義室						
						S1344	★☆生物学実習	C	池田 健 浅原正和 佐久間麻由子	微生物学 実習室	S1342	★☆生物学実習	A	池田 健 浅原正和 佐久間麻由子	微生物学 実習室	S1343	★☆生物学実習	B	池田 健 浅原正和 佐久間麻由子	微生物学 実習室						
	S1314	化学の基礎	△	来住準一	第5講義室	S1333	★物理学II	A	有馬義康	第5講義室	S1334	★物理学II	B	有馬義康	第5講義室	S1335	★物理学II	C	有馬義康	第5講義室	S1002	★歯科医師とし てのプロフェッ ショナルISM		木本 統		図書館4階 大教室
4 14:40 ～ 16:10	S1316	化学の基礎	△	松永 諭	第6講義室	S1340	★化学実習	B	来住準一 松永 諭	生化学口腔衛 生学実習室	S1341	★化学実習	C	来住準一 松永 諭	生化学口腔衛 生学実習室	S1339	★化学実習	A	来住準一 松永 諭	衛生学実習室						
						S1344	★☆生物学実習	C	池田 健 浅原正和 佐久間麻由子	微生物学 実習室	S1342	★☆生物学実習	A	池田 健 浅原正和 佐久間麻由子	微生物学 実習室	S1343	★☆生物学実習	B	池田 健 浅原正和 佐久間麻由子	微生物学 実習室						
	S1315	化学の基礎	△	来住準一	第5講義室																					
	S1317	化学の基礎	△	松永 諭	第6講義室																					
5 16:40 ～ 18:10																										

- 【注意事項】
- ・科目名の前に「★」がついている科目は、自動的に登録される科目です。
 - ・科目名の前に「☆」がついている科目は、2 時間連続で受講しなければならない科目です。
 - ・適用欄に「●」がついている科目は、事前に実施した希望調査の結果、受講許可となった種目が自動登録されます。
 - ・適用欄に「◎」がついている科目は、Web 履修抽選科目です。記号下の数字は定員を示しています。
 - ・適用欄に「△」がついている科目は、担当教員から指示がある場合のみ受講する科目です。
 - ・金曜日の授業（補元キャンパス）の詳細は、「1 年生専門教育科目授業回数」で確認してください。

令和 7 年度 1 年生時間割表

秋学期

月										火				水				木				金				
時限	講義 コード	科目	適用	担当者	教室	講義 コード	科目	適用	担当者	教室	講義 コード	科目	適用	担当者	教室	講義 コード	科目	適用	担当者	教室	講義 コード	科目	適用	担当者	教室	
1 8:40 ～ 10:10	S204	文学Ⅱ	◎ 45	佐々木亜紀子	第7講義室	S268	★英会話Ⅱ	EA	G.D.ガニエ	第6講義室	S241	★情報統計学Ⅱ			佐部利真吾	ハノコン室	S260	★英語Ⅱa	EA	近藤 浩	第7講義室	S2000	★人体の構造Ⅰ		解剖学講座	図書館4階 大教室
	S206	政治学Ⅰ	◎ 30	小林正嗣	新ゼミナール室	S269	★英会話Ⅱ	EB	R.L./フラスター	第5講義室	S264	★英語Ⅱb			川口勇作	第5講義室	S261	★英語Ⅱa	EB	早川真理子	第6講義室					
	S207	教育学Ⅱ	◎ 45	内田康弘	第6講義室						S265	★英語Ⅱb	EB	菅井大地	第6講義室	S265	★スポーツ科学Ⅱ (サッカー)	●	境田雅章	図書館4階 大教室						
	S209	地理学Ⅱ	◎ 45	林 泰正	第5講義室											S266	★スポーツ科学Ⅱ (バドミントン)	●	安藤晴彦	図書館4階 大教室						
2 10:25 ～ 11:55	S205	文学Ⅱ	◎ 45	佐々木亜紀子	第7講義室	S270	★英会話Ⅱ	EC	R.L./フラスター	第5講義室	S242	★情報統計学Ⅱ			佐部利真吾	ハノコン室	S262	★英語Ⅱa	EC	近藤 浩	第7講義室	S2001	★歯科診療と 研究の基本		三谷章雄	図書館4階 大教室
	S208	教育学Ⅱ	◎ 45	内田康弘	第6講義室	S271	★英会話Ⅱ	ED	G.D.ガニエ	第6講義室	S266	★英語Ⅱb	EC	川口勇作	第5講義室	S263	★英語Ⅱa	ED	早川真理子	第6講義室						
	S210	地理学Ⅱ	◎ 45	林 泰正	第5講義室						S267	★英語Ⅱb	ED	菅井大地	第6講義室	S267	★スポーツ科学Ⅱ (サッカー)	●	境田雅章	図書館4階 大教室						
																S268	★スポーツ科学Ⅱ (バドミントン)	●	安藤晴彦	図書館4階 大教室						
3 12:55 ～ 14:25	S233	★生物学Ⅰ	ABC	池田 健	図書館4階 大教室	S231	★化学Ⅱ	B	松永 諭	第6講義室	S232	★化学Ⅱ	C	松永 諭	第6講義室	S230	★化学Ⅱ	A	松永 諭	第6講義室	S2002	★歯の構造		本田雅規	図書館4階 大教室	
						S235	★物理学Ⅲ	A	有馬義康	第5講義室 歯理工学 系実習室	S236	★物理学Ⅲ	B	有馬義康	第5講義室 歯理工学 系実習室	S237	★物理学Ⅲ	C	有馬義康	第5講義室 歯理工学 系実習室						
4 14:40 ～ 16:10	S234	★生物学Ⅱ	ABC	浅原正和	図書館4階 大教室	S239	★化学演習	B	来住準一	第6講義室	S240	★化学演習	C	来住準一	第6講義室	S238	★化学演習	A	来住準一	第6講義室	S2003	★実習：歯の構造		本田雅規	図書館4階 大教室	

【注意事項】 ・科目名の前に「★」がついている科目は、自動的に登録される科目です。

・適用欄に「●」がついている科目は、事前に実施した希望調査の結果、受講許可となった科目が自動登録されます。

・適用欄に「◎」がついている科目は、Web 履修抽選科目です。記号下の数字は定員を示しています。

・金曜日の授業（補元キャンパス）の詳細は、「1 年生専門教育科目授業回数」で確認してください。

令和7年度 1年生専門教育科目 授業回数

- ・6月6日(金)の3限以降は、13:20～18:20
- ・7月4日(金)は4限終了後「医療コミュニケーションと多職種連携Ⅰ 歯科医学学習法 表彰式」実施(15分程度を予定)
- ・歯科医師の役割「歯科医療施設見学」は夏期休暇中に実施する。
- ・開講および試験月日、授業時間は楠元キャンパス1年生学年暦に準ずる。
- ・授業の順番を変更する場合があります。随時掲示やWebCampus等で確認してください。

春学期			1限 8:40～10:10	2限 10:25～11:55	3限 12:55～14:25	4限 14:40～16:10
1	4月4-5日 金・土		新入生研修会			
	4月11日	情報の科学	情報の科学①	情報の科学	情報の科学②	情報の科学③
2	4月18日	医療コミュニケーション	医療コミュニケーションと多職種連携Ⅰ①	医療コミュニケーションと多職種連携Ⅰ②	情報の科学④	歯科医師としてのプロフェッショナリズム①
3	4月25日		歯科医師の役割①	医療コミュニケーションと多職種連携Ⅰ③	情報の科学⑤	歯科医師としてのプロフェッショナリズム②
4	5月2日		歯科医師の役割②	医療コミュニケーションと多職種連携Ⅰ④	情報の科学⑥	歯科医師としてのプロフェッショナリズム③
5	5月9日		歯科医師の役割③	医療コミュニケーションと多職種連携Ⅰ⑤	情報の科学⑦	歯科医師としてのプロフェッショナリズム④
6	5月16日		歯科医師の役割④	医療コミュニケーションと多職種連携Ⅰ⑥	情報の科学⑧	歯科医師としてのプロフェッショナリズム⑤
7	5月23日		歯科医師の役割⑤	医療コミュニケーションと多職種連携Ⅰ⑦	情報の科学⑨	歯科医師としてのプロフェッショナリズム⑥
8	5月30日		歯科医師の役割⑥	医療コミュニケーションと多職種連携Ⅰ⑧	情報の科学⑩	歯科医師としてのプロフェッショナリズム⑦
9	6月6日	歯科医師の役割	歯科医師の役割⑦	歯科医師としてのプロフェッショナリズム⑨	医療コミュニケーション 歯学薬学合同IPE (1) (13:20～14:50)	医療コミュニケーション 歯学薬学合同IPE (2) (15:05～16:35)
10	6月13日		歯科医師の役割⑧	歯科医師としてのプロフェッショナリズム⑩	情報の科学⑪	医療コミュニケーションと多職種連携Ⅰ⑫
11	6月20日		歯科医師の役割⑨	歯科医師としてのプロフェッショナリズム⑪	情報の科学⑫	医療コミュニケーションと多職種連携Ⅰ⑬
12	6月27日		歯科医師の役割⑩	歯科医師としてのプロフェッショナリズム⑫	情報の科学⑬	医療コミュニケーションと多職種連携Ⅰ⑭
13	7月4日		歯科医師の役割⑪	歯科医師としてのプロフェッショナリズム⑬	情報の科学⑭	医療コミュニケーションと多職種連携Ⅰ⑮
14	7月11日		歯科医師の役割⑫	歯科医師としてのプロフェッショナリズム⑭	情報の科学⑮	歯科医師としてのプロフェッショナリズム⑮
15	7月18日		歯科医師の役割⑬	歯科医師の役割	歯科医師の役割	6月6日(金)5限に振替

秋学期			1限 8:40～10:10	2限 10:25～11:55	3限 12:55～14:25	4限 14:40～16:10
1	9月12日	金	人体の構造Ⅰ①	人体の構造Ⅰ②	講義:歯の構造	講義:歯の構造
2	9月19日	金	人体の構造Ⅰ③	人体の構造Ⅰ④	講義:歯の構造	講義:歯の構造
3	9月26日	金	人体の構造Ⅰ⑤	人体の構造Ⅰ⑥	講義:歯の構造	講義:歯の構造
4	10月3日	金	人体の構造Ⅰ⑦	人体の構造Ⅰ⑧	講義:歯の構造	講義:歯の構造
5	10月10日	金	人体の構造Ⅰ⑨	人体の構造Ⅰ⑩	講義:歯の構造	講義:歯の構造
6	10月17日	金	人体の構造Ⅰ⑪	人体の構造Ⅰ⑫	講義:歯の構造	講義:歯の構造
7	10月24日	金	人体の構造Ⅰ⑬	人体の構造Ⅰ⑭	講義:歯の構造	講義:歯の構造
8	10月31日	金	人体の構造Ⅰ⑮	歯科診療と研究の基本 ①	実習:歯の構造	実習:歯の構造
9	11月14日	金	歯科診療と研究の基本 ②	歯科診療と研究の基本 ③	実習:歯の構造	実習:歯の構造
10	11月21日	金	歯科診療と研究の基本 ④	歯科診療と研究の基本 ⑤	実習:歯の構造	実習:歯の構造
11	11月28日	金	歯科診療と研究の基本 ⑥	歯科診療と研究の基本 ⑦	実習:歯の構造	実習:歯の構造
12	12月5日	金	歯科診療と研究の基本 ⑧	歯科診療と研究の基本 ⑨	実習:歯の構造	実習:歯の構造
13	12月12日	金	歯科診療と研究の基本 ⑩	歯科診療と研究の基本 ⑪	実習:歯の構造	実習:歯の構造
14	12月19日	金	歯科診療と研究の基本 ⑫	歯科診療と研究の基本 ⑬	実習:歯の構造	実習:歯の構造
15	1月9日	金	歯科診療と研究の基本 ⑭	歯科診療と研究の基本 ⑮	実習:歯の構造	実習:歯の構造

令和7年度 歯学部授業回数 1年生対象

	日	月	火	水	木	金	土
4	×		1 入学式	2 オリエンテーション	3 オリエンテーション	4 新入生研修会	5 新入生研修会 ×
	6	×	7 ① 8 降誕会 ①	9 ①	10 ①	11 ①	12 ×
	13	×	14 ② 15 ②	16 ②	17 ②	18 ②	19 ×
	20	×	21 ③ 22 ③	23 ③	24 ③	25 ③	26 ×
	27	×	28 ④ 29 昭和の日 ×	30 ④	1 ④	2 ④	3 憲法記念日 ×
5	4 みどりの日 ×	5 こどもの日 ×	6 振替休日 ×	7 ⑤	8 ⑤	9 ⑤	10 ×
	11	×	12 動物慰霊祭 ⑤	13 ④	14 ⑥	15 ⑥	16 ⑥
	18	×	19 ⑥ 20 ⑤	21 ⑦	22 ⑦	23 ⑦	24 ×
	25	×	26 ⑦ 27 ⑥	28 ⑧	29 ⑧	30 ⑧	31 ×
6	1	×	2 ⑧ 3 ⑦	4 ⑨	5 ⑨	6 ⑨	7 ×
	8	×	9 ⑨ 10 ⑧	11 ⑩	12 ⑩	13 ⑩	14 ×
	15	×	16 ⑩ 17 ⑨	18 ⑪	19 ⑪	20 ⑪	21 ×
	22	×	23 ⑪ 24 ⑩	25 ⑫	26 ⑫	27 ⑫	28 ×
	29	×	30 ⑫ 1 ⑪	2 ⑬	3 ⑬	4 ⑬	5 ×
7	6	×	7 ⑬ 8 ⑫	9 ⑭	10 ⑭	11 ⑭	12 ×
	13	×	14 ⑭ 15 ⑬	16 ⑮	17 ⑮	18 ⑮	19 ×
	20	×	21 海の日 ×	22 ⑭ 23 月曜授業日 ⑮	24 火曜授業日 ⑮	25 授業予備日	26 ×
	27	×	28 定期試験	29 定期試験	30 定期試験	31 定期試験	1 定期試験予備日
8	3	×	4 定期試験予備日	5	6 追試験	7 追試験	8
	10	×	11 山の日 ×	12 指定休日 ×	13 指定休日 ×	14 指定休日 ×	15 指定休日 ×
	17	×	18	19	20	21 教養教育科目成績発表	22
	24	×	25	26	27 教養教育科目再試験	28 教養教育科目再試験	29
	31	×	1	2	3	4	5
9	7	×	8	9	10	11 月曜授業日 ①	12 ①
	14	×	15 敬老の日 ×	16 ① 17 成績発表 ①	18 ①	19 ②	20 ×
	21	×	22 ② 23 秋分の日 ×	24 ②	25 ②	26 ③	27 ×
	28	×	29 両祖忌 ③	30 ②	1 ③	2 ③	3 ④
10	5	×	6 ④ 7 ③	8 ④	9 ④	10 楠元祭 ⑤	11 ×
	12	×	13 スポーツの日 ×	14 ④ 15 創立記念日 ×	16 月曜授業日 ⑤	17 ⑥	18 ×
	19	×	20 ⑥ 21 ⑤	22 ⑤	23 ⑤	24 ⑦	25 ×
	26	×	27 ⑦ 28 ⑥	29 ⑥	30 ⑥	31 ⑧	1 ×
11	2	×	3 文化の日 ×	4 ⑦ 5 ⑦	6 ⑦	7 月曜授業日 ⑧	8 ×
	9	×	10 ⑨ 11 ⑧	12 ⑧	13 ⑧	14 ⑨	15 ×
	16	×	17 ⑩ 18 ⑨	19 ⑨	20 ⑨	21 ⑩	22 ×
	23 勤労感謝の日 ×	24 振替休日 ×	25 ⑩ 26 ⑩	27 ⑩	28 ⑩	29 ⑪	29 ×
	30	×	1 ⑪ 2 ⑪	3 ⑪	4 ⑪	5 ⑫	6 ×
12	7	×	8 成道会 ⑫	9 ⑫	10 ⑫	11 ⑫	12 ⑬
	14	×	15 ⑬ 16 ⑬	17 ⑬	18 ⑬	19 ⑬	20 ×
	21	×	22 ⑭ 23 ⑭	24 ⑭	25	26	27 ×
	28	×	29 ×	30 ×	31 ×	1 ×	2 ×
1	4	×	5 ×	6	7	8 ⑭	9 ⑮
	11	×	12 成人の日 ×	13 ⑮ 14 ⑮	15 ⑮	16 授業予備日	17 共通テスト ×
	18 共通テスト ×	19 ⑮	20 授業予備日	21 定期試験	22 定期試験	23 定期試験	24 ×
	25	×	26 定期試験	27 定期試験	28 定期試験予備日	29	30 追試験
2	1	×	2 追試験	3	4	5	6
	8	×	9	10	11 建国記念の日 ×	12 成績発表	13
	15 涅槃会 ×	16	17	18 再試験	19 再試験	20 再試験	21 ×
	22	×	23 天皇誕生日 ×	24	25	26	27
3	1	×	2	3	4	5	6 学位記授与式
	8	×	9	10	11	12	13
	15	×	16	17	18	19	20 春分の日 ×
	22	×	23	24	25	26	27
	29	×	30	31 (未定)新2~4年生オリエンテーション			

×事務休業日 ※履修登録に関わる日程は、決定次第公表する

■ 授業日 ■ 定期試験 ×事務休業日

曜日 学年 教室			時限 時間	1	2	3	4	5	6	
				8:40-10:10	10:25-11:55	12:55-14:25	14:40-16:10	16:40-18:10	18:25-19:55	
月	1		教養科目	教養科目	教養科目	教養科目				
	2	第2	マルチパーパスアワー／ 不定期テストアワー	生体材料・歯科材料I (歯科理工学 林)	社会と歯学I (衛生・公衆衛生学) (口腔衛生学 嶋崎)	口腔組織の構造と機能 (口腔解剖学 本田)				
	3	第3	マルチパーパスアワー／ 不定期テストアワー	基礎臨床統合歯学I (総合歯科医学教育 歯学部長)	全部欠損補綴 (高齢者・在宅歯科医療学 木本)	放射線・画像診断学 (画像検査) I (歯科放射線学 有地)				
	4	第1	社会と歯学IV (社会歯科学) (口腔衛生学 嶋崎)	歯周組織疾患の病態と治療I (歯周病学 三谷)	冠・橋義歯補綴 (冠橋義歯・口腔インプラント学 近藤)	☆ CBT 対策講義	全部欠損補綴 (高齢者・在宅歯科医療学 木本) R7 年のみ			
	5	末盛 講堂1	臨床実習・総合歯学・総合研修							
	6	末盛 講堂2	総合示説 / 臨床実習・総合歯学・総合研修							
火	1		教養科目	教養科目	教養科目	教養科目				
	2	第2	講義：細胞と組織の構造 実習：細胞と組織の構造 (口腔解剖学 本田)		人体の構造II (解剖学 教員)	マルチパーパスアワー／ 不定期テストアワー				
	3	第3	講義：病因・病態・診断 (総論) 実習：病因・病態・診断 (総論) (口腔病理学・歯科法医学 前田)							
	4	第1	マルチパーパスアワー／ 不定期テストアワー	口腔・顎顔面領域の疾患 1・II (口腔内科・口腔病態制御学 阿部)	部分欠損補綴 (有床義歯学 武部)	口腔・顎顔面領域の疾患 2・II (口腔顎顔面外科学 後藤)				
	5	末盛 講堂1	臨床実習・総合歯学・総合研修							
	6	末盛 講堂2	総合示説 / 臨床実習・総合歯学・総合研修							
水	1		教養科目	教養科目	教養科目	教養科目				
	2	第2	人体の機能I (生理学 豊田) 生命の分子基盤I (生化学 鈴木)	生命の分子基盤I (生化学 鈴木)	人体の構造II (解剖学 教員)	マルチパーパスアワー／ 不定期テストアワー				
	3	第3	感染と免疫I (微生物学 長谷川)	硬組織疾患の病態と治療I (保存修復学 辻本)	実習：硬組織疾患の病態と治療 (保存修復学 辻本)					
	4	第1	実習：不正咬合の診断と治療 (歯科矯正学 宮澤)		高齢者・在宅歯科治療I (高齢者・在宅歯科医療学 木本)	放射線・画像診断学 (画像検査) II (歯科放射線学 有地)				
	5	末盛 講堂1	臨床実習・総合歯学・総合研修							
	6	末盛 講堂2	総合示説 / 臨床実習・総合歯学・総合研修							
木	1		教養科目	教養科目	教養科目	教養科目				
	2	第2	生命の分子基盤I (生化学 鈴木)	実習：歯冠形成 (冠橋義歯・口腔インプラント学 近藤)	人体の機能I (生理学 豊田)	マルチパーパスアワー／ 不定期テストアワー				
	3	第3	マルチパーパスアワー／ 不定期テストアワー	医療コミュニケーションと 多職種連携II (総合歯科医学教育 歯学部長)	社会と歯学II (口腔衛生学) (口腔衛生学 嶋崎)	生体と薬物I (薬理学 瀧村)				
	4	第1	歯科麻酔I (麻酔学 佐藤)	歯髄組織の常態と疾患II (歯内治療学 諸富)	講義：小児の歯科治療 実習：小児の歯科治療 (小児歯科学 名和)					
	5	末盛 講堂1	臨床実習・総合歯学・総合研修							
	6	末盛 講堂2	総合示説 / 臨床実習・総合歯学・総合研修							
金	1	図書館 4階 大教室	歯科医師の役割 (歯学部長)	医療コミュニケーションと 多職種連携I (総合歯科医学教育 歯学部長)	情報の科学 (総合歯科医学教育 歯学部長)	歯科医師としての プロフェッショナリズム (臨床系教務主任)				
	2		宗教学I (1番～40番の学生) (教養部 山端) 心理学I (41番～の学生) (教養部 白木)	宗教学I (41番～の学生) (教養部 山端) 心理学I (1番～40番の学生) (教養部 白木)	実習：生命の分子基盤 (生化学 鈴木) 実習：人体の機能 (生理学 豊田)					
		1番～40番の学生：第5講義室 41番～の学生：第2講義室								
	3	第3	臨床医学 (内科I) (内科学 成瀬)	感染と免疫I (微生物学 長谷川)	生体と薬物I (薬理学 瀧村)	臨床医学 (外科II) (外科学 野本)				
	4	第1	基礎臨床統合歯学II (総合歯科医学教育 歯学部長)	不正咬合の診断と治療 (歯科矯正学 宮澤)	実習：歯髄組織の常態と疾患 (歯内治療学 諸富)					
	5	末盛 講堂1	臨床実習・総合歯学・総合研修							
6	末盛 講堂2	総合示説 / 臨床実習・総合歯学・総合研修								
土	1 ～ 6		マルチパーパスアワー／不定期テストアワー			☆この講義の運用についての詳細はオリエンテーションで説明します。 ※1年生金曜日の授業は、『1年生専門教育科目授業回数』も確認してください。 ※1年生・5年生・6年生の時間割は別に案内します。				

令和7年度 歯学部 専門教育科目時間割表

秋学期

時限 時間 曜日 学年 教室			1		2		3		4		5		6	
			8:40-10:10		10:25-11:55		12:55-14:25		14:40-16:10		16:40-18:10		18:25-19:55	
月	1		教養科目		教養科目		教養科目		教養科目					
	2	第 2	人体の構造Ⅰ (解剖学 教員) R7 年のみ		臨床医学 (外科Ⅰ) (外科学 野本)		実習：生体材料・歯科材料 (歯科理工学 林)							
	3	第3	生体と薬物Ⅱ (薬理学 濱村)		社会と歯学Ⅲ (口腔衛生学) (口腔衛生学 嶋崎)		小児の口腔疾患と成長発育 (小児歯科学 名和)		歯髄組織の常態と疾患Ⅰ (歯内治療学 諸富)					
	4	第1	高齢者・在宅歯科治療Ⅱ (高齢者・在宅歯科医療学 木本)		歯周組織疾患の病態と治療Ⅱ (歯周病学 三谷)		実習：歯周組織疾患の診断と治療 (歯周病学 三谷)				歯髄組織の常態と疾患Ⅰ (歯内治療学 諸富) R7 年のみ			
	5	末盛 講堂1	臨床実習・総合歯学・総合研修											
	6	末盛 講堂2	総合示説 / 臨床実習・総合歯学・総合研修											
火	1		教養科目		教養科目		教養科目		教養科目					
	2	第 2	生体材料・歯科材料Ⅱ (歯科理工学 林)		生命の分子基盤Ⅱ (生化学 鈴木)		実習：人体の構造 (解剖学 教員)							
	3	第3	講義：病因・病態・診断 (各論) 実習：病因・病態・診断 (各論) (口腔病理学・歯科法医学 前田)											
	4	第1	臨床予備実習				講義：インプラント歯科学 実習：インプラント歯科学 (冠橋義歯・口腔インプラント学 近藤)							
	5	末盛 講堂1	臨床実習・総合歯学・総合研修											
	6	末盛 講堂2	総合示説 / 臨床実習・総合歯学・総合研修											
水	1		教養科目		教養科目		教養科目		教養科目					
	2	第 2	生体材料・歯科材料Ⅱ (歯科理工学 林)		人体の機能Ⅱ (生理学 豊田)		実習：人体の構造 (解剖学 教員)							
	3	第3	臨床医学 (内科Ⅱ) (内科学 成瀬)		硬組織疾患の病態と治療Ⅱ (保存修復学 辻本)		実習：全部欠損補綴 (高齢者・在宅歯科医療学 木本)							
	4	第1	障害者の歯科治療 (小児歯科学 名和)		歯科麻酔Ⅱ (麻酔学 佐藤)		【秋学期前半】実習：口腔・顎顔面領域の疾患 (口腔内科・口腔病態制御学 阿部、口腔顎顔面外科学 後藤) 【秋学期後半】臨床予備実習				実習：全部欠損補綴 (高齢者・在宅歯科医療学 木本) R7 年のみ			
	5	末盛 講堂1	臨床実習・総合歯学・総合研修											
	6	末盛 講堂2	総合示説 / 臨床実習・総合歯学・総合研修											
木	1		教養科目		教養科目		教養科目		教養科目					
	2	第 2	人体の機能Ⅱ (生理学 豊田)		臨床歯科補綴学 (冠橋義歯・口腔インプラント学 近藤)		実習：細胞と組織の構造 人体・口腔組織の発生 (口腔解剖学 本田)							
	3	第3	口腔・顎顔面領域の疾患 1-I (口腔内科・口腔病態制御学 阿部)		口腔・顎顔面領域の疾患 2-I (口腔顎顔面外科学 後藤)		実習：生体と薬物 (薬理学 濱村) 実習：感染と免疫 (微生物学 長谷川)				臨床歯科補綴学 (冠橋義歯・口腔インプラント学 近藤) R7 年のみ			
	4	第1	実習：社会と歯学 (口腔衛生学 嶋崎)				実習：部分欠損補綴 (有床義歯学 武部)							
	5	末盛 講堂1	臨床実習・総合歯学・総合研修											
	6	末盛 講堂2	総合示説 / 臨床実習・総合歯学・総合研修											
金	1	図書館 4階 大教室	人体の構造Ⅰ (解剖学 教員)		歯科診療と研究の基本 (病院長)		講義：歯の構造 実習：歯の構造 (口腔解剖学 本田)							
	2		宗教学Ⅱ (1 番～40 番の学生) (教養部 山端) 心理学Ⅱ (41 番～の学生) (教養部 白木)		宗教学Ⅱ (41 番～の学生) (教養部 山端) 心理学Ⅱ (1 番～40 番の学生) (教養部 白木)		【11 月まで】実習：人体の機能 (生理学 豊田) 【11 月まで】実習：生命の分子基盤 (生化学 鈴木) 【12 月から】人体・口腔組織の発生 (口腔解剖学 本田)							
	3	第3	成長発育と不正咬合 (歯科矯正学 宮澤)		感染と免疫Ⅱ (微生物学 長谷川)		実習：生体と薬物 (薬理学 濱村) 実習：感染と免疫 (微生物学 長谷川)							
	4	第1	☆ CBT 対策講義		顎顔面補綴 (有床義歯学 武部)		実習：冠・橋義歯補綴 (冠橋義歯・口腔インプラント学 近藤)							
	5	末盛 講堂1	臨床実習・総合歯学・総合研修											
	6	末盛 講堂2	総合示説 / 臨床実習・総合歯学・総合研修											
土	1 ～ 6		マルチパーパスアワー／不定期テストアワー				☆この講義の運用についての詳細はオリエンテーションで説明します。 ※1 年生金曜日の授業は、「1 年生専門教育科目授業回数」も確認してください。 ※1 年生、5 年生、6 年生の時間割は別に案内します。							

令和7年度 歯学部授業回数 2～4年生対象

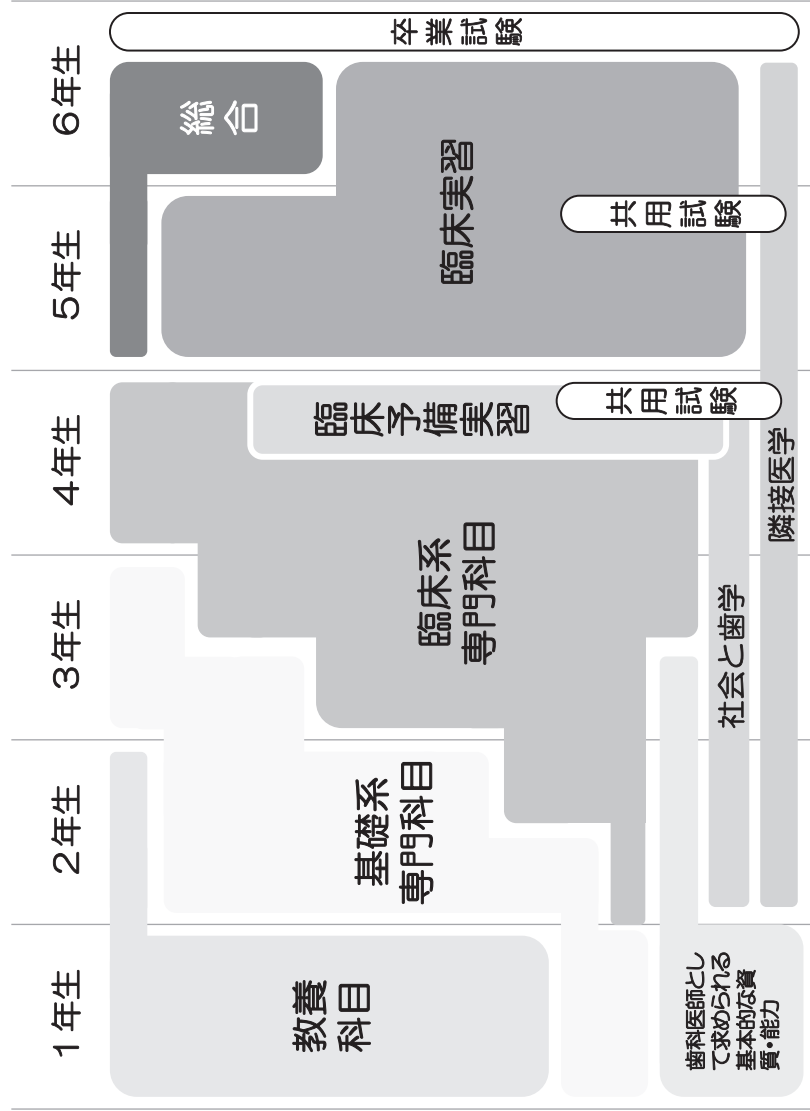
	日	月	火	水	木	金	土		
4	×		1 入学式	2 オリエンテーション	3 ①	4 新入生研修会①	5 新入生研修会×		
	6	×	7 ①	8 降誕会 ①	9 ①	10 ②	11 ②	12	×
	13	×	14 ②	15 ②	16 ②	17 ③	18 ③	19	×
	20	×	21 ③	22 ③	23 ③	24 ④	25 ④	26	×
	27	×	28 ④	29 昭和の日 ×	30 ④	1 ⑤	2 ⑤	3 憲法記念日×	
5	4 みどりの日×	5 こどもの日×	6 振替休日 ×	7 ⑤	8 月曜授業日⑤	9 火曜授業日④	10	×	
	11	×	12 動物慰霊祭⑥	13 ⑤	14 ⑥	15 ⑥	16 ⑥	17	×
	18	×	19 ⑦	20 ⑥	21 ⑦	22 ⑦	23 ⑦	24	×
	25	×	26 ⑧	27 ⑦	28 ⑧	29 ⑧	30 ⑧	31	×
6	1	×	2 ⑨	3 ⑧	4 ⑨	5 ⑨	6 ⑨	7	×
	8	×	9 ⑩	10 ⑨	11 ⑩	12 ⑩	13 ⑩	14	×
	15	×	16 ⑪	17 ⑩	18 ⑪	19 ⑪	20 ⑪	21	×
	22	×	23 ⑫	24 ⑪	25 ⑫	26 ⑫	27 解剖慰霊祭⑫	28	×
	29	×	30 ⑬	1 ⑫	2 ⑬	3 ⑬	4 ⑬	5	×
7	6	×	7 ⑭	8 ⑬	9 ⑭	10 ⑭	11 ⑭	12	×
	13	×	14 ⑮	15 ⑭	16 ⑮	17 ⑮	18 ⑮	19	×
	20	×	21 海の日 ×	22 ⑮	23 授業予備日	24 授業予備日	25	26	×
	27	×	28	29	30	31	1	2	×
8	3	×	4	5	6	7	8	9	×
	10	×	11 山の日 ×	12 指定休日 ×	13 指定休日 ×	14 指定休日 ×	15 指定休日 ×	16	×
	17	×	18	19	20	21	22 定期試験	23	×
	24	×	25 定期試験	26 定期試験	27 定期試験	28 定期試験	29 定期試験	30	×
	31	×	1 ①	2 ①	3 ①	4 ①	5 ①	6	×
9	7	×	8 ②	9 ②	10 ②	11 ②	12 ②	13	×
	14	×	15 敬老の日 ×	16 ③	17 成績発表 ③	18 月曜授業日③	19 ③	20	×
	21	×	22 ④	23 秋分の日 ×	24 ④	25 ③	26 ④	27	×
	28	×	29 両祖忌 ⑤	30 ④	1 ⑤	2 ④	3 ⑤	4	×
10	5	×	6 ⑥	7 ⑤	8 ⑥	9 ⑤	10 楠元祭 ⑥	11	×
	12	×	13 スポーツの日×	14 ⑥	15 創立記念日×	16 ⑥	17 ⑦	18	×
	19	×	20 ⑦	21 ⑦	22 ⑦	23 ⑦	24 ⑧	25	×
	26	×	27 ⑧	28 ⑧	29 ⑧	30 ⑧	31 ⑨	1	×
11	2	×	3 文化の日×	4 ⑨	5 ⑨	6 ⑨	7 月曜授業日⑨	8	×
	9	×	10 ⑩	11 ⑩	12 ⑩	13 ⑩	14 ⑩	15	×
	16	×	17 ⑪	18 ⑪	19 ⑪	20 ⑪	21 ⑪	22	×
	23 勤労感謝の日×	24 振替休日 ×	25 ⑫	26 ⑫	27 ⑫	28 ⑫	29	×	
	30	×	1 ⑫	2 ⑬	3 ⑬	4 ⑬	5 ⑬	6	×
12	7	×	8 成道会 ⑬	9 ⑭	10 ⑭	11 ⑭	12 OSCE説明会⑭	13 OSCE試験実施前点検	×
	14 OSCE	×	15 ⑭	16 ⑮	17 ⑮	18 ⑮	19 ⑮	20	×
	21	×	22 ⑮	23 授業予備日	24 授業予備日	25 CBT体験テスト	26	27	×
	28	×	29 ×	30 ×	31 ×	1 ×	2 ×	3	×
1	4	×	5 ×	6	7 CBT本試験	8 2・3年生定期試験	9 2・3年生定期試験	10	×
	11	×	12 成人の日 ×	13 2・3年生定期試験	14 2・3年生定期試験	15 2・3年生定期試験	16 2・3年生定期試験	17 共通テスト×	
	18 共通テスト×	19 2・3年生定期試験	20 2・3年生定期試験	21 4年生定期試験追試験	22 4年生定期試験追試験	23 4年生定期試験追試験	24	×	
	25	×	26 追試験	27 追試験	28 追試験	29	30	31 OSCE再試験実施前点検	×
2	1 OSCE再試験×	2	3	4	5 成績発表	6	7	×	
	8	×	9	10	11 建国記念の日×	12	13	14	×
	15 涅槃会	×	16	17 CBT再試験	18 2・3年生再試験	19 2・3年生再試験	20 2・3年生再試験	21	×
	22	×	23 天皇誕生日×	24 2・3年生再試験	25 2・3年生再試験	26 2・3年生再試験	27 2・3年生再試験	28	×
3	1	×	2 2・3年生再試験	3 2・3年生総合学力試験	4 4年生再試験	5 4年生再試験	6 学位記授与式	7	×
	8	×	9 4年生再試験	10 4年生再試験	11 4年生再試験	12 4年生再試験	13 4年生再試験	14	×
	15	×	16	17 2・3年生総合学力再試験	18	19	20 春分の日×	21	×
	22	×	23	24	25 進級判定	26	27	28	×
	29	×	30	31 (未定)新2~4年生オリエンテーション					

※事務休業日 ※5・6年生の試験及び4・5・6年生の臨床実習については別に定める。

愛知学院大学歯学部 カリキュラムツリー (令和7年度適用)

1 年生 (春)	1 年生 (秋)	2 年生 (春)	2 年生 (秋)	3 年生 (春)	3 年生 (秋)	4 年生 (春)	4 年生 (秋)	5 年生	6 年生	
基礎系専門科目	歯の構造	細胞と組織の構造	実験：細胞と組織の構造	病因・形態・診断（総論）	病因・形態・診断（各論）	歯周組織疾患の病態と治療Ⅰ	歯周組織疾患の病態と治療Ⅱ	臨床実習に役立つ臨床歯科治療学	総合示説	
	実験：歯の構造									実験：病因・形態・診断（総論）
	人体の構造Ⅰ	口腔組織の構造と機能	人体・口腔組織の発生	感染と免疫Ⅰ	感染と免疫Ⅱ	実験者・在宅歯科治療Ⅰ	実験者・在宅歯科治療Ⅱ	臨床実習に役立つ歯科基礎医学		
	人体の構造Ⅱ	人体の構造Ⅱ	実験：人体の構造	生体と免疫Ⅱ	実験：感染と免疫	基礎臨床統合歯学Ⅱ	臨床歯学			
	基礎系専門科目	人体の機能Ⅰ	人体の機能Ⅱ	生体と薬物Ⅰ	生体と薬物Ⅱ	実験：生体と薬物	歯髄組織の常態と疾患Ⅱ	臨床実習		
	実験：人体の機能	生命の分子基盤Ⅰ	基礎臨床統合歯学Ⅰ	歯髄組織の常態と疾患Ⅰ	実験：歯髄組織の常態と疾患	インプラント歯科学				
情報科学		生命の分子基盤Ⅱ	生命の分子基盤Ⅱ	破綻組織疾患の病態と治療Ⅰ	破綻組織疾患の病態と治療Ⅱ	部分欠損補綴	実験：部分欠損補綴	臨床実習 総合歯学 総合研修	臨床実習 総合歯学 総合研修	
		実験：生命の分子基盤	実験：破綻組織疾患の病態と治療	実験：破綻組織疾患の病態と治療	実験：部分欠損補綴	実験：部分欠損補綴	実験：部分欠損補綴			
		生体材料・歯科材料Ⅰ	生体材料・歯科材料Ⅱ	実験：生体材料・歯科材料	実験：生体材料・歯科材料	実験：生体材料・歯科材料	実験：生体材料・歯科材料	臨床実習 総合歯学 総合研修	臨床実習 総合歯学 総合研修	
		実験：生体材料・歯科材料	実験：生体材料・歯科材料	実験：生体材料・歯科材料	実験：生体材料・歯科材料	実験：生体材料・歯科材料	実験：生体材料・歯科材料			
		実験：生体材料・歯科材料	実験：生体材料・歯科材料	実験：生体材料・歯科材料	実験：生体材料・歯科材料	実験：生体材料・歯科材料	実験：生体材料・歯科材料	実験：生体材料・歯科材料	実験：生体材料・歯科材料	実験：生体材料・歯科材料
歯科基礎科学科目	歯科医師としてのプロフェッションアリズム	歯科基礎としてのプロフェッションアリズム	歯科基礎としてのプロフェッションアリズム	歯科基礎としてのプロフェッションアリズム	歯科基礎としてのプロフェッションアリズム	歯科基礎としてのプロフェッションアリズム	歯科基礎としてのプロフェッションアリズム	臨床実習 総合歯学 総合研修	臨床実習 総合歯学 総合研修	
	歯科医師の役割	歯科医師の役割	歯科医師の役割	歯科医師の役割	歯科医師の役割	歯科医師の役割	歯科医師の役割			歯科医師の役割
	医療コミュニケーションと多職種連携Ⅰ	医療コミュニケーションと多職種連携Ⅰ	医療コミュニケーションと多職種連携Ⅰ	医療コミュニケーションと多職種連携Ⅰ	医療コミュニケーションと多職種連携Ⅰ	医療コミュニケーションと多職種連携Ⅰ	医療コミュニケーションと多職種連携Ⅰ	医療コミュニケーションと多職種連携Ⅰ	臨床実習 総合歯学 総合研修	臨床実習 総合歯学 総合研修
	医療コミュニケーションと多職種連携Ⅱ	医療コミュニケーションと多職種連携Ⅱ	医療コミュニケーションと多職種連携Ⅱ	医療コミュニケーションと多職種連携Ⅱ	医療コミュニケーションと多職種連携Ⅱ	医療コミュニケーションと多職種連携Ⅱ	医療コミュニケーションと多職種連携Ⅱ	医療コミュニケーションと多職種連携Ⅱ		
	健康総合科学科目	健康総合科学科目	健康総合科学科目	健康総合科学科目	健康総合科学科目	健康総合科学科目	健康総合科学科目	健康総合科学科目	臨床実習 総合歯学 総合研修	臨床実習 総合歯学 総合研修
外国語科目	外国語科目	外国語科目	外国語科目	外国語科目	外国語科目	外国語科目	外国語科目	外国語科目		
自由選択科目	自由選択科目	自由選択科目	自由選択科目	自由選択科目	自由選択科目	自由選択科目	自由選択科目	臨床実習 総合歯学 総合研修	臨床実習 総合歯学 総合研修	
	自由選択科目	自由選択科目	自由選択科目	自由選択科目	自由選択科目	自由選択科目	自由選択科目			自由選択科目
教育基礎科目										
臨床医学										

歯学部カリキュラムマップ



詳細については、歯学部ホームページ（URL:<http://www.dent.aichi-gakuin.ac.jp/index.php>）参照

歯学部について

◆歯学部執行部

◆歯学部執行部

- 学部長
本田雅規（口腔解剖学講座）
- 教務主任
基礎系…濱村和紀（薬理学講座）
臨床系…木本 統（高齢者・在宅歯科医療学講座）
- 病院長
三谷章雄（歯周病学講座）
- 学部長補佐
嶋崎義浩（口腔衛生学講座）
- 教務委員長
諸富孝彦（歯内治療学講座）
- 学生委員長
宮澤 健（歯科矯正学講座）

◆歯学部附属病院執行部

- 病院長
三谷章雄（歯周病学講座）
- 副病院長
近藤尚知（冠橋義歯・口腔インプラント学講座）
- ◆臨床実習指導者総主任
4年生…武部 純（有床義歯学講座）
5年生…近藤尚知（冠橋義歯・口腔インプラント学講座）
6年生…宮澤 健（歯科矯正学講座）

◆学年主任

学年主任は、各学年毎に1名の主任教授があたり、学習・学生生活の諸問題の相談及び指導・助言をします。

各学年学年主任

1年生…林 達秀（歯科理工学講座） 2年生…辻本暁正（保存修復学講座） 3年生…長谷川義明（微生物学講座）
4年生…武部 純（有床義歯学講座） 5年生…近藤尚知（冠橋義歯・口腔インプラント学講座） 6年生…宮澤 健（歯科矯正学講座）

◆歯学部の現状

本学歯学部は、巻頭の沿革概要にあるように昭和36年3月、「行学一体」の建学の精神を歯学教育の分野で実践し、真に国民の福祉向上に貢献できる歯科医師を養成することを目的として創設された。

昭和42年3月初めて卒業生が出て以来既に約8,377名の卒業生が歯科医師として活躍している。また昭和43年4月には、大学院歯学研究科も増設され、昭和47年3月に初めての修了生を出して以来、論文博士を含む約1,453名の博士（歯学）を輩出している。

本学歯学部の教育課程は、従来、進学課程と専門課程に分かれ、進学課程は主に日進キャンパスで教育が行われ、専門課程は楠元キャンパス及び末盛キャンパスで教育が行われていたが、令和2年度入学者から、6年一貫の新教育課程が楠元キャンパス及び末盛キャンパスにおいて実施されることになった。

歯学部では、学部長他約500名の教職員が研究・教育にあたるほか、多くが附属病院において臨床に従事している。詳細は、楠元キャンパス・末盛キャンパスの講座概要のとおりである。

◆人材の養成・教育研究上の目的

歯学部は、本学の建学の精神である「行学一体・報恩感謝」を歯学教育の分野で実践し、真に国民の歯科医療に貢献し得る幅広い知識と卓越した技術を有し、生涯にわたって自己研鑽に励む強い意識を持つ人材を養成するとともに、国際社会においても優れた貢献をなし得る高度医療人としての歯科医師、及び歯科医療や歯科医学の教育・研究におけるリーダーとして活躍できる優れた人材の養成を目的としています。

そのための教育研究上の目的として、①倫理観を持った人間性豊かな歯科医師の養成、②学際的教養を身につけた歯科医師の養成、③歯科医療技術に習熟した歯科医師の養成、④国際貢献と地域歯科医療への協力の4項目を教育の理念としています。

◆卒業認定・学位授与の方針（DP）

愛知学院大学歯学部は、大学の教育理念・目標を達成するために、学生に豊かな人間性と高い倫理観ならびに専門的知識を備えることを求め、所定の単位を修得した上で、以下の6つの能力を適切に評価して、歯科医師として適格と判定した人の卒業を認め、学士（歯学）の学位を授与します。

- ① 多様な人々と良好な人間関係を構築するコミュニケーション力を身につけている。
- ② 建学の精神と一般教養ならびに高い倫理観と生命科学に関する基本的知識を身につけている。
- ③ グローバルな社会で歯科医師の果たす役割を科学的視点から捉え、思考し、行動することができる。
- ④ 口腔領域の疾患の予防・診断・治療に関する専門的知識を修得している。
- ⑤ 歯科治療に必要な高頻度治療の基礎的技能訓練を修了している。

⑥ 地域包括医療などのチーム医療に関する基礎的知識を身につけている。

◆教育課程編成・実施の方針（CP）

歯学部では、本学の建学の精神「行学一体 報恩感謝」を深く理解したうえで、卒業認定・学位授与の方針（DP）に掲げた目標を達成するために、幅広い分野にわたる教養教育科目及び専門教育科目からなる教育課程を編成し、以下のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。

【教育内容】

- ① 「宗教学」をはじめとする教養教育科目を通して建学の精神と豊かな人間性、生命の尊厳、倫理的 態度を涵養する。
- ② 到達目標を明確化した教育課程を、「教養教育科目」と「専門教育科目」の連携を図りながら体系的に編成し、知識、態度、技能を培う。
- ③ 科学的根拠に基づいた予防・診断・治療に関する専門的知識の修得を培う。
- ④ 患者さんや医療専門職者など多くの人とのコミュニケーションに必要な知識、態度、技能を培う。
- ⑤ 歯科治療に必要な基礎的技能と最新の歯科治療に必要な知識を学修し、科学的思考能力を培う。
- ⑥ 医療現場で求められている医科・歯科連携、多職種連携や在宅医療などのチーム医療に関する基礎的知識を培う。

【教育方法】

- ① 習得した知識や技能を統合し、自主的な問題発見と問題解決思考能力を培うための学習を奨励する。
- ② 主体的・能動的な学修（アクティブ・ラーニング）を促す教育方法を実施し、学生に課題やe-ポートフォリオを活用した「振り返り」を奨励する。
- ③ 歯学教育モデル・コア・カリキュラムに基づき、必須の実践的能力（知識・技能・態度）の確実な修得を促進する。
- ④ コミュニケーションサポートシステム（CSS）体制、チューター制を活用して、学生が自発的に学修できる環境の充実に努めるとともに、学生が十分な学修時間を確保するよう推奨する。

【教育評価】

到達目標に応じた学修成果を多面的に評価する。

◆入学者受入れの方針（AP）

歯学部は、優れた人材を公平かつ多様な方法で選抜するという方針に基づき、卒業認定・学位授与の方針（DP）及び教育課程編成・実施の方針（CP）に定める教育を受けるのにふさわしい、以下に掲げるような人の入学を求めています。

- ① 人としての基本的モラルを身につけている人
- ② 感謝と思いやりの精神を持っている人
- ③ 歯学教育を受けるために必要とされる十分な理系の基礎学力を持っている人
- ④ 論理的思考に優れ、豊かな自己学習能力を涵養しようとする人
- ⑤ 医療人としての強い使命感と高い志を持ち、社会に貢献することを希望する人
- ⑥ グローバルな視野と主体性を持ち、協働して歯科保健・医療を実践・発展しようとする人

◆歴代歯学部長

- 初代 岡 本 清 纓 (S.36 年 4 月 1 日～S.50 年 7 月 31 日)
 2代 永 井 巖 (S.50 年 8 月 1 日～S.54 年 3 月 31 日)
 3代 武 井 盈 (S.54 年 4 月 1 日～S.55 年 8 月 21 日)
 4代 酒 井 琢 朗 (S.55 年 10 月 16 日～H.2 年 3 月 31 日)
 5代 平 沼 謙 二 (H.2 年 4 月 1 日～H.6 年 3 月 31 日)
 6代 長谷川 二 郎 (H.6 年 4 月 1 日～H.12 年 3 月 31 日)
 7代 亀 山 洋一郎 (H.12 年 4 月 1 日～H.19 年 3 月 31 日)
 8代 野 口 俊 英 (H.19 年 4 月 1 日～H.23 年 3 月 31 日)
 9代 田 中 貴 信 (H.23 年 4 月 1 日～H.27 年 3 月 31 日)
 10代 金 森 孝 雄 (H.27 年 4 月 1 日～H.29 年 3 月 31 日)
 11代 栗 田 賢 一 (H.29 年 4 月 1 日～R.2 年 3 月 31 日)
 12代 後 藤 滋 巳 (R.2 年 4 月 1 日～R.4 年 3 月 31 日)
 13代 本 田 雅 規 (R.4 年 4 月 1 日～)

◆名誉教授（歯学部）

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 早 川 太 郎 | 亀 山 洋一郎 | 花 村 肇 | 中 垣 晴 男 | 中 村 洋 |
| 田 中 貴 信 | 吉 村 文 信 | 金 森 孝 雄 | 栗 田 賢 一 | 福 田 理 |
| 服 部 正 巳 | 福 井 壽 男 | 千 田 彰 | 松 原 達 昭 | 戸 莉 彰 史 |
| 荒 木 章 純 | 後 藤 滋 巳 | 福 田 光 男 | 河 合 達 志 | 平 場 勝 成 |

大 学 院

- 歯 学 研 究 科 ———— 歯科基礎系・歯科臨床系 ———— 博士課程
- 文 学 研 究 科 ———— 宗教学仏教学専攻 ———— 博士課程（前期・後期）
- 文 学 研 究 科 ———— 歴史学専攻 ———— 博士課程（前期・後期）
- 文 学 研 究 科 ———— 英語圏文化専攻 ———— 博士課程（前期・後期）
- 文 学 研 究 科 ———— 日本文化専攻 ———— 博士課程（前期・後期）
- 心身科学研究科 ———— 心理学専攻 ———— 博士課程（前期・後期）
- 心身科学研究科 ———— 健康科学専攻 ———— 博士課程（前期・後期）
- 商 学 研 究 科 ———— 商学専攻 ———— 博士課程（前期・後期）
- 経 営 学 研 究 科 ———— 経営学専攻 ———— 博士課程（前期・後期）
- 経 済 学 研 究 科 ———— 経済学専攻 ———— 修士課程
- 法 学 研 究 科 ———— 法学専攻 ———— 博士課程（前期・後期）
- 総合政策研究科 ———— 総合政策専攻 ———— 博士課程（前期・後期）
- 薬 学 研 究 科 ———— 医療薬学専攻 ———— 博士課程

大 学

- 歯 学 部 ———— 歯 学 科
- 文 学 部 ———— 歴 史 学 科
- 文 学 部 ———— 日 本 文 化 学 科
- 文 学 部 ———— 英 語 英 米 文 化 学 科
- 文 学 部 ———— グローバル英語学科
- 文 学 部 ———— 宗 教 文 化 学 科
- 心 理 学 部 ———— 心 理 学 科
- 健 康 科 学 部 ———— 健 康 科 学 科
- 健 康 科 学 部 ———— 健 康 栄 養 学 科
- 商 学 部 ———— 商 学 科
- 経 営 学 部 ———— 経 営 学 科
- 経 済 学 部 ———— 経 済 学 科
- 法 学 部 ———— 法 律 学 科
- 法 学 部 ———— 現 代 社 会 法 学 科
- 総合政策学部 ———— 総 合 政 策 学 科
- 薬 学 部 ———— 医 療 薬 学 科
- 教 養 部 ———— 教 養 教 育 科 目 等 担 当

附 属 機 関

- 歯学部附属病院
- 未来口腔医療研究センター
- 図書館情報センター ———— 歯学・薬学図書館情報センター
- 禅研究所
- 日本語教育センター
- 国際研究センター
- 社会科学研究所
- 人間文化研究所
- 心身科学研究所
- ビジネス科学研究所
- 経営管理研究所
- 経済研究所
- 宗教法制研究所
- 政策科学研究所
- 語学研究所
- 医療生命薬学研究所
- 外国語視聴覚教育センター
- 情報処理教育センター
- 国際交流センター
- 保健センター
- エクステンションセンター
- 心理臨床センター
- 社会連携センター

短期大学部

- 歯科衛生学科
- 専攻科（口腔保健学専攻）

専門学校

- 歯科技工専門学校 ———— 歯科技工士科（本科）
- 歯科技工専門学校 ———— 歯科技工士科（専修科）

I 4月当初の日程

◆4月の行事日程

日	曜日	行 事
1	火	入学式・書類配付（日進キャンパス）
2・3	水・木	オリエンテーション（楠元キャンパス）・履修相談会
3・4	木・金	抽選科目登録期間
4・5	金・土	新入生研修会（岐阜グランドホテル）
7	月	春学期授業開始

◆オリエンテーション

日 程……………2日（水）、3日（木）、4日（金）（楠元キャンパス）

歯学部事務室……………学生生活、授業に必要な事について説明します。

歯学・薬学図書館情報センター……………学生生活を送る上での図書館の利用について説明します。

- 注）1.「歯学部キャンパスガイド」（本書）を当日持参してください。
2. クラスはオリエンテーション会場にて掲示いたします。

II 修学概要

◆教養教育を受講するにあたって

教養教育を受講するにあたっては、その目的・目標を明確に認識することが重要である。まず学校教育法第52条で示されているように、大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を発展させることを目的としている。これに加えて本学では、建学の精神である禅の教養を基礎とした「行学一体」、「報恩感謝」を身につけた人格の育成をめざしている。

今日の急激で複雑な社会の変化や学術の新たな展開、さらには国際化・情報化の進展に適切に対応するためには主体的に考え、総合的に判断する力を養う教育が特に必要である。そのためには幅広く深い教養の修得と、情報処理能力・外国語能力・表現能力等学問の基礎となる能力の育成が重要である。本学の教養教育カリキュラムは、そうした要請をも考慮して作成されている。

平成3年6月の大学設置基準の改正に伴い、歯学部では6年一貫教育により、学生が入学時から歯学部学生としての自覚を深め学習意欲を高めることをめざしている。教養教育の改革にあたっては、学生が、人間としてまた人類社会の一員として必要な教養を身につけるとともに、社会の変化に適切に対応し、いたずらにそれに流されることなく、学問の基本を修得できるよう工夫すると同時に、学生のニーズをも考慮したカリキュラム設計に努めてきた。

教養教育科目は、教養基礎科目、歯科基礎科学科目、外国語科目、健康総合科学科目から構成されている。教養基礎科目では、宗教学Ⅰ・Ⅱ、心理学Ⅰ・Ⅱを必修とし、哲学Ⅰ・Ⅱ、論理学Ⅰ・Ⅱ、文学Ⅰ・Ⅱ、美術Ⅰ・Ⅱ、法学Ⅰ・Ⅱ、政治学Ⅰ・Ⅱ、経済学Ⅰ・Ⅱ、社会学Ⅰ・Ⅱ、教育学Ⅰ・Ⅱ、地理学Ⅰ・Ⅱ、歴史学Ⅰ・Ⅱ、ドイツ語Ⅰ・Ⅱ（基礎）、中国語Ⅰ・Ⅱ（基礎）、フランス語Ⅰ・Ⅱ（基礎）、化学の基礎の中から6単位を選択履修することとしている（宗教学Ⅰ・Ⅱ、心理学Ⅰ・Ⅱは2年次開講）。歯科基礎科学科目では、物理学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、化学Ⅰ・Ⅱ、化学実習、化学演習、生物学の基礎、生物学Ⅰ・Ⅱ、生物学実習、情報統計学Ⅰ・Ⅱを設け、所定の単位を定めている。外国語科目では、英語6単位（英語Ⅰa・Ⅱa、Ⅰb・Ⅱb、英会話Ⅰ・Ⅱ）が必修となっている。健康総合科学科目では、スポーツ科学Ⅰ・Ⅱが必修となっている。所定の単位を修得しないと2年生に進級できないので、十分に注意して学修していただきたい。

教養科目は、歯科医師または研究者となる前に人としての素養を培うものであり、中でも歯科基礎科学、情報統計学ならびに心理学は、『準備教育モデル・コア・カリキュラム』に示すように、専門課程で学ぶ基礎歯科医学、臨床歯科医学の基本となる事項を含んでいる。したがって、歯科医学を学ぶ準備教育であることを念頭に学習に励んでほしい。

参考

- 授業科目配当表…P.33 ～ 35
- 科目担当者表…P.35 ～ 37

◆教養教育科目の履修について

□教養基礎科目

将来の歯科医師及び歯科医学研究者として必要な人間的自己形成を実現させるための準備教育科目です。

□歯科基礎科学科目

専門教育に関連した基礎知識と学問体系の修得をめざすための準備教育科目です。

□外国語科目

英語を「読み、書き、聞き、話す」ことを学習の主眼にして、将来、歯科医師及び歯科医学研究者として国際社会及び国際学会で活躍するために必要な語学力の修得をめざす教育科目です。

□健康総合科学科目

健康総合科学科目ではスポーツ科学Ⅰ・Ⅱを必修科目として1年次に開講しています。

スポーツ科学Ⅰ・Ⅱでは、運動の実践を通して生涯健康（生涯にわたり健康な状態を保つ）の基礎作りを目指していきます。屋内（卓球など）または屋外（ソフトボール等）のスポーツ種目の中から各自の運動にあった種目を選択し、運動習慣の確立、肉体的、精神的な健康を育んでいきましょう。知識、技術の習得を目指し自らの計画、実行、評価、修正を行う能力を養うと共に、学生同士の役割分担や協調性、連帯感を理解し併せて社会的な健康度を高めていくことを実践していきましょう。

●スポーツ科学履修上の諸注意

- 第1回目の授業は、授業内容等に関するガイダンスを行います。（更衣などは不要です）所定の教室に集合してください。
- 第1回目の授業時に各自が履修するスポーツ種目の確認を行います。
- スポーツ科学の授業は運動の実践を通しての学習が主となる為出席を重視します。遅刻、欠席に気を付けてください。
- 授業時は指定の赤ビブス（学籍番号、氏名を記入）、運動に適したスポーツウェア、指定の屋内シューズを着用してください。
- 更衣場所、貴重品の管理については第1回目の授業時に説明します。
- 授業時の見学については担当教員に申し出ること。なお、ケガ、疾病による長期見学者については別途課題等を設ける場合があります。担当教員からの指示を聞いてください。
- 運動制限などスポーツを実施する上で問題を抱えている場合は第1回目の授業時に担当教員に申し出てください。
- 雨天時等による施設変更に関する連絡方法については第1回目の授業時に説明します。

Ⅲ 授業科目の履修登録について

①履修登録

履修登録とは、各自学修目的に適した履修計画を立て、授業を受けるために行う事前手続きのことをいいます。

履修登録した科目以外の科目を受講することはできません。万一授業に出席し、定期試験を受けたとしても履修登録していない科目の単位は認定されません。

なお、履修登録する際は、間違いのないように手続きを行ってください。

期間を過ぎた履修登録および履修変更は受付できませんので、特に注意してください。

(注) 1 年次春学期の履修登録前も含め、初回の授業から必ず受講してください。

②履修登録完了までの流れ



※ WebCampus で履修確認

注) 履修登録完了後の変更は一切受付できません。

③時間割表・単位修得状況表の見方

WebCampus で曜日時限、担当者などが正しく登録されているか確認してください。

Ⅳ 授業・試験および成績

◆授業

□授業時間帯

1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	6 時限
8:40～10:10	10:25～11:55	12:55～14:25	14:40～16:10	16:40～18:10	18:25～19:55

□休講

授業は、大学行事や授業担当教員のやむを得ない理由により休講することがあります。

なお、台風など緊急時における授業については、緊急時の授業等取扱を確認してください。

休講掲示がなく、始業時刻から 30 分以上経過しても担当教員が来ない場合は、歯学部事務室に連絡し、その指示に従ってください。

□補講

休講となり規定の授業時間数に満たない授業科目については、補講を行います。

なお、規定の授業時間数を満たしていても、授業の進度によっては補講を行う場合もあります。

□教室変更

時間割に掲載している教室から履修人数の増減や教室に設定してある AV 機器の事情により教室を変更する場合があります。授業によっては随時変更する場合もありますので注意してください。

休講・補講・教室変更は、WebCampus および teams でお知らせします。
授業当日の案内になることもありますので、必ず毎日授業前に確認するようにしてください。

◆学年制

歯学部の教育課程では、各学年ごとに開講されている授業科目は、その学年のうちに同時に履修し、「歯学部における進級及び卒業判定等に関する規程」に定められた所定の単位を修得しなければ進級できません。進級できなかった場合には、教育的な配慮からその学年の全科目を再度履修しなければなりません。

「歯学部の学年制及び教育課程に関する規程」参照（P.84）

◆試験

□試験時間帯（定期試験・追試験・再試験共通）

1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	6 時限
9:00～10:00	10:40～11:40	12:20～13:20	14:00～15:00	15:40～16:40	17:20～18:20

授業期間の時間帯とは異なりますので注意してください。

□試験の種類

単位認定に必要な成績評価のために行う試験には次の 4 種類があります。なお、試験に関する事項は「愛知学院大学試験に関する規程」に定められています。

定期試験	科目開講の学期末に期間を定めて実施する試験
レポート試験	定期試験に代わるものとして、授業担当教員から課せられた課題を作成し、その作成物を決められた場所に提出する試験
追 試 験	正当な理由により定期試験を受験できなかった者に対して、期日を定めて実施する試験
再 試 験	2 年次への進級に関して、その修得単位数が所定の数に満たない場合に、その年度の実験科目が「D」評価であった者に対して実施する試験

□定期試験受験上の諸注意

「愛知学院大学歯学部の試験における受験内規」参照（P.96）

□レポート試験

1. レポート試験及び論題等の発表

レポート試験を実施する授業科目と授業担当教員からの論題、書式、枚数などの指示は、定期試験時間割と一緒にWebCampusにて発表します。

2. 提出方法

次の事項を守ってください。

- ・教員の指示に従ってください。
- ・歯学部事務室に提出する場合は歯学部事務室前に設置してある指定ボックスに、定められた期間内に提出してください。
- ・レポートにはペン書きの「表紙」（鉛筆不可）を付けてください。パソコンにて作成の場合は、右記の表紙見本を参考にしてください。
- ・レポートはホチキスで綴じて提出してください（クリップ不可）。

提出期限に遅れたレポートは、受付できません

表紙見本

年 月 日提出			
科目名			
先生		曜 限	
学部		学科 年	
学籍 番号			氏名

(大学ホームページ「学生生活」
→「試験について」→「レポート試験」から表紙見本データがダウンロードできます。)

□**追試験**（専門科目は「愛知学院大学歯学部試験に関する規程」参照）

次に該当する場合は追試験の対象となります。

《追試験対象事由》

No.	事 由	期 間	必要証明書
①	学校保健安全法施行規則第18条に基づく感染症による大学が出席停止を命じた場合	出席停止期間	医師の診断書等（診断書に記載されている「加療（安静）を要する期間」に該当の試験日が含まれていることが必要）
②	裁判員制度において裁判員選出による場合	裁判所による指定期間	期間が明記された正式書類
③	近親者の忌引	配偶者・1親等（7日間）、2親等（3日間）、3親等（1日間）	会葬礼状
④	疾病・負傷（2週間未満の場合）	診断書の期間	医師の診断書等（診断書に記載されている「加療（安静）を要する期間」に該当の試験日が含まれていることが必要）
⑤	疾病・負傷（2週間以上の場合）		
⑥	近親者の慶祝	本人・配偶者・1親等・2親等（1日間）*当日のみ	証明する書類
⑦	大学公認団体での大会・公演などへの出場	大会・公演の実施期間	
⑧	曹洞宗行事随喜による場合	行事の実施期間	
⑨	公共交通機関の運休・遅延による場合	公共交通機関による指定日	遅延証明書

1. 追試験の手続き

受験する科目の試験開始時間までに、必ず歯学部事務室へ届け出てください（電話でも可）。当該科目の定期試験実施日から3日以内（土日を含めず）に「追試験願」（本学指定用紙）と「証明書類」、④の場合のみ追試験科目1科目につき、受験料2,000円を添えて歯学部事務室に提出してください。

2. 成績評価の最高評価

①～③、⑤～⑨の事由については「AA」評価とし、④の事由については「A」評価とします。

3. 追試験受験上の諸注意

定期試験に準じます。ただし追試験を欠席した場合、いかなる理由があってもその後の追試験は行いません。

4. 追試験の対象とならない場合

- ・追試験対象事由に該当しない場合
- ・追試験対象事由に該当しても、届け出なく手続きの期限を超えた場合
- ・定期試験における学生証不携帯や20分を超えての遅刻
- ・オートバイ通学での、事故、故障、渋滞による欠試

期限以降の追試験の受付はできません。

□試験における不正行為

試験にあたって、不正行為を絶対にしないように十分自覚を持って臨んでください。もし、不正行為を行った場合は、「愛知学院大学試験における不正行為に関する規程」に基づき処分されます。

愛知学院大学試験における不正行為に関する規程 ※抜粋

（試験等における不正行為の定義）

第2条 試験等における不正行為は、次に掲げる行為とする。

（1）試験における不正行為

- ア 身代わり受験をすること又はさせること
- イ カンニングペーパーを使用又は所持すること
- ウ 参照を許可されたもの以外の書籍、ノート等を見ること

- エ 使用を許可されたもの以外の通信、各種記録の機能を備えた機器を使用すること又は使用可能な状態で所持すること
 - オ 他者の答案を見ること又は見せること
 - カ 他者から答案について指示を受けること又は他者に指示を与えること
 - キ 他者と答案用紙を交換すること
 - ク 机上に受験科目に関する内容を記入すること
 - ケ 試験場外から答案用紙を持ち込むこと
 - コ その他公正な試験を妨げると認められる行為
- (2) レポート試験等の作成における不正行為
- ア 作成において、捏造、改ざん、盗用等を行うこと
 - イ 他者のレポートを自分のものとして提出すること
 - ウ ア及びイに掲げる行為を幫助すること
 - エ その他公正な成績評価を妨げると認められる行為

(不正行為者の処分)

第6条 前条第2項の規定により懲戒を行うことを決定した場合の処分は次の通りとする。

- (1) 1ヶ月の停学とし、不正行為を行った学期の履修科目の全科目を無効とする。
- (2) 身代わり受験をした者又はさせた者は、双方とも無期停学とし、その年度の履修科目の全科目を無効とする。
- (3) 略
- (4) 再度、不正行為を行った者は、退学処分とする。

(試験場より退場の措置)

第7条 次の行為を行った者は、監督者等の判断により試験場からの退場を命じ、その期の当該科目を無効とする。

ただし、退場は 60 分の試験においては試験開始の 25 分以後、90 分の試験においては試験開始の 35 分以後とする。

- (1) 本学発行の本人の学生証または、仮受験票を所持しない者
- (2) 試験中に私語を発した者
- (3) 試験場内で物品（筆記用具、消しゴムを含む）を貸借した者
- (4) 監督者の注意または、指示を無視した者

◆成績

□単位の修得

単位が与えられるのは、履修登録している授業科目の試験などの結果を総合して、その科目が合格と評価された場合です。成績評価基準については、「愛知学院大学歯学部履修等に関する規程」を参照してください。

□GPA 制度

学修の到達度を表すために GPA（Grade Point Average）制度を用いて評価します。この制度は、一定期間の履修と学修の状況を把握することによって学修意欲の高めるとともに、個人別に適切で、きめ細やかな履修・学修アドバイスをを行い、成績上位者を表彰する際にも客観的なデータとして利用するためのものです。

(1) GPA の定義

GPA とは、個々の学生の学修時間当たりの学修到達度を表す指標となる数値で、履修した授業科目の成績評価における GP（Grade Point）に当該科目の単位数を乗じた値を履修した全科目について総計し、その値を履修した総単位数で除して算出する平均値（Average）です。なお、不合格科目を含めて算出されます。

(2) GPA 算定対象授業科目

GPA の算定対象となる授業科目は、卒業要件単位に含む科目で、「認定」評価の科目や自由選択科目は除かれます。

(3) GPA の種類及び算定方法

「愛知学院大学歯学部 GPA 制度に関する内規」により、次の通りに定められています。

- ・学期 GPA：各学期において評価された成績評価を基に、次の式により算定する
「学期 GPA = (当該学期の履修登録科目の GP × 当該科目の単位数) の総和 / 当該学期の履修登録科目の合計単位数」
- ・総合 GPA：在学中の全学期に評価された成績評価を基に、次の式のより算定する
「総合 GPA = (在学全学期の履修登録科目の GP × 当該科目の単位数) の総和 / 在学全学期の履修登録科目の合計単位数」
- ・計算値は小数第4位を四捨五入し、小数第3位までを表示する
- ・成績評価の追加又は変更がなされた場合、総合 GPA の再計算を行う
- ・再度履修した授業科目は、如何なる成績評価においても GP 及び単位数を総合 GPA に追加して算入する

《GPA 算定式》

$$\frac{(AA \text{ の単位数} \times 4) + (A \text{ の単位数} \times 3) + (B \text{ の単位数} \times 2) + (C \text{ の単位数} \times 1) + (D \cdot E \cdot K \cdot S \text{ の単位数} \times 0)}{\text{履修登録単位数}}$$

(4) GPA の歯学部評価基準

「愛知学院大学歯学部GPA活用に関する要領」によりGPAの評価基準は、次の基準により評価します。

GPA	評 価
4.000以下 ～ 3.400以上	秀
3.400未満 ～ 2.700以上	優
2.700未満 ～ 2.000以上	良
2.000未満 ～ 1.300以上	可
1.300未満 ～ 0.800以上	注意
0.800未満	警告

□成績発表

成績発表は、セメスター毎に、WebCampus により行います。成績発表日は、WebCampus でお知らせします（春学期成績 8 月下旬・秋学期成績 2 月中旬）。

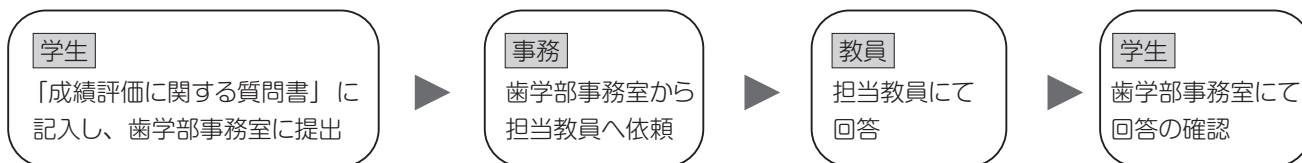
・WebCampus：「成績照会」にて成績確認ができます。

□成績についての問合せ

成績評価についての質問がある場合は、歯学部事務室で成績質問受付期間中（成績発表後約1週間）に以下の手続きを行ってください。

受付期間の詳細な日程は、WebCampus にて案内しますので確認してください。

※受付期間を過ぎた後の質問は一切受付できませんので注意してください。



◆単位認定

□入学前の既修得単位の認定

大学、短期大学または高等専門学校において、既に修得した単位がある場合は、60 単位を超えない範囲で認定することがあります。

●申請の手続きについて

必要書類：単位認定申請願・前大学等の成績証明書および前大学のシラバス

提出先：歯学部事務室

注 1) 入学年度の 4 月初旬のみ手続きできます（詳細は新入生オリエンテーションで案内）。

注 2) 申請したセメスターで単位認定をします。

□資格試験による認定

所定の資格試験等に合格した場合「大学以外の教育施設等における学修に対する単位の認定要領」に基づいて、単位が認定されます。

(1) 英語検定試験による単位認定

実用英語技能検定（英検）、TOEIC、TOEFL において英語検定試験の定める級またはスコアを取得した学生は、級またはスコアに応じて以下のとおり英語必修科目の単位が認定されます。

英語検定試験の種類		級またはスコア	認定単位数	認定対象の科目名
実用英語技能検定		準1級	4単位	英語I a・II a、I b・II b、英会話I・II の6科目の中から、いずれか4科目
		1級	6単位	英語I a・II a、I b・II b、英会話I・II (6科目)
TOEIC	公開IP	600～794点	4単位	英語I a・II a、I b・II b、英会話I・II の6科目の中から、いずれか4科目
		795点以上	6単位	英語I a・II a、I b・II b、英会話I・II (6科目)
	IP(オンライン)	不可		
TOEFL	PBT	504点～573点	4単位	英語I a・II a、I b・II b、英会話I・II の6科目の中から、いずれか4科目
	iBT	64点～89点		
	PBT	574点以上	6単位	英語I a・II a、I b・II b、英会話I・II (6科目)
	iBT	90点以上		

PBT・・・Paper-based Test
iBT・・・Internet-based Test

(2) 第2外国語の検定試験による単位認定

ドイツ語、中国語、フランス語の検定試験において一定の基準を満たしている学生には、第2外国語の単位が認定されます。対象となる検定試験、認定基準などは以下のとおりです。

検定試験	認定基準	認定対象の科目名	認定単位数
ドイツ語技能検定 (ドイツ語学文学振興会)	3級以上	ドイツ語I・II(基礎)	2単位
	4級	ドイツ語I(基礎)	1単位
中国語検定 (日本中国語検定協会)	4級以上	中国語I・II(基礎)	2単位
	準4級	中国語I(基礎)	1単位
漢語水平考試 (HSK 日本実施委員会)	2級	中国語I・II(基礎)	2単位
	1級	中国語I(基礎)	1単位
実用フランス語技能検定 (フランス語教育振興協会)	4級以上	フランス語I・II(基礎)	2単位
	5級	フランス語I(基礎)	1単位

●申請の手続きについて

必要書類：単位認定申請願・合格を証明する書類（合格証書、認定証など）とその写し（コピー）

提出先：歯学部事務室

注1) 申請できる時期は、4月または9月です。詳細はWebCampusにて確認できます。

注2) 申請したセメスターで単位認定をします。

□海外語学研修「海外事情」修了による単位認定

愛知学院大学では、教養・専門教育の両面から異文化を理解する“真の国際人育成”をめざし、海外留学制度の確立や諸外国からの留学生受入れ、教員の交換、学術交流など活発な海外交流活動を推進しています。世界で学ぶチャンスとして実施しているのが語学研修です。各研修コースの大学で開講される語学・教養講座へ夏期・春期休暇中の2～3週間を利用して参加するほか、海外生活を通じて実践的な語学力と国際的な視野を修得します。所定のプログラムを修了した学生には、「海外事情（I～IV）」2単位または1単位（自由選択科目、卒業要件単位に含みます）を単位認定します。

＜海外語学研修コース一覧＞（「海外事情I・II」適用）

研修国	大学	単位数
イギリス	カンタベリー・クライスト・チャーチ大学	2単位
カナダ	ビクトリア大学	
オーストラリア	ボンド大学	
韓国	東国大学	
台湾	慈済大学	

＜グローバル人材育成プログラムコース一覧＞（「海外事情III・IV」適用）

研修国	大学	単位数
韓国	東国大学	1単位
台湾	慈済大学	
中国	湖南師範大学	

※研修国・大学は、変更することがあります。詳細は、国際交流センターで確認してください。

なお、海外語学研修は、夏休み・春休みに実施しますので、語学研修期間中に実施される試験や補講などを受けることができませんので注意してください。

I 学生生活

◆学年委員

学年の学生相互の連絡を密にし、大学生活・授業を円滑にしていくため、4・5・6年生に学年委員をおきます。

◆生活・注意事項

□オフィスアワー

歯学部では全ての教員のオフィスアワーを平日9：00～18：00に設定しています。

この時間帯であれば、学生は予約なしで研究室を訪問することができます。

質問・相談等に利用してください。

なお、非常勤講師については授業終了後に教室で質問を受け付けます。

□学生相談

歯学部では、学生相談室が設けられており、学生から受ける色々な相談の助言や指導を行っています。相談内容についての秘密は厳重に守られますから、どのような問題でも遠慮なく相談してください。相談の申込みについては歯学部事務室の窓口でお尋ねください。

□アパート・下宿

株式会社ミニミニと業務提携をしております。楠元・末盛キャンパス専用相談ホットラインは☎（052）686-3444、
✉motoyama@minimini.jpです。

また、楠元キャンパス歯学部事務室でも物件ファイルが設置してありますので、各自で希望物件を選び、直接家主に連絡してください。

□ロッカーの貸与について

1年生～6年生に個人のロッカーを貸与します（楠元キャンパスロッカーは1年生～4年生使用・5年生及び6年生は末盛キャンパス）。鍵（南京錠）は各自で用意すること。ただし、ダイヤル式の簡易な鍵は壊れやすいので使用しないこと。次の事項を注意し盗難には充分気をつけて使用してください。

- 整理整頓に心掛けること（ロッカーの上には何も置かないこと。定期的に処分します。）。
- 楠元キャンパスロッカーの施錠には必ず南京錠を用いること（ダイヤル式は不可）。
- 現金、貴重品は極力身につけ、危険物等を入れないこと（私物には必ず記名しておくこと。）。
- 学生間でロッカーの交換をしないこと。
- 名札は、はずさないこと。
- ロッカーが破損した場合は歯学部事務室に届け出ること。
- ロッカーの移動は、掲示板等の指示に従うこと。

※ 毎年、南京錠の鍵を忘れる学生やロッカーキー（南京錠の鍵）をロッカー内に入れたまま施錠し、開錠出来ない学生が増えていますので、鍵の管理は各自徹底してください。

□学生証

学生証は、本学の学生であることを証明するものです。従って常に携帯し、紛失・破損・汚損などのないよう大切に取り扱いなければなりません。また、他人に貸与したり譲渡することはできません。なお、次の場合には学生証を提示しなければなりません。詳細は規定P.104を参照してください。

- 本学教職員の請求があった場合
- 試験を受ける場合
- 各種証明書等の発行を受ける場合
- 通学定期乗車券又は学生割引乗車券を購入の際及びそれを利用して乗車船し、係員の請求があった場合

●学生証記載事項の変更

氏名に変更のあった場合は、直ちに歯学部事務室に届け出てください。

●学生証の再発行

学生証を紛失（盗難）・破損・汚損・有効期限切れの場合は、直ちに歯学部事務室で再発行の手続きをとってください。紛失（盗難）による再発行の場合は、歯学部事務室前の証明書自動発行機で学生証再発行申請書（発行料 1,500 円）を取得し、歯学部事務室窓口に提出してください。学生証は、翌日の午後発行です。なお、紛失・盗難の場合は、他人に悪用されるおそれがありますので必ず最寄りの警察に届け出てください。その後、学生証が発見されたときは、旧学生証は返還してください。

●学生証を忘れた場合（試験受験時）

試験日に学生証を忘れた場合は、歯学部事務室前の証明書自動発行機で仮受験票（発行料 1,000 円）を発行し、受験してください。仮受験票は、発行当日限り有効です。

●学生証の返還

卒業、退学又はその他の事由により大学の学籍を離れたとき、学生証を直ちに学長に返還しなければなりません。

□歯学部番号について

歯学部では、学籍番号とは別に、「歯学部番号」を使用しています。歯学部番号は、毎年度始めに、当該学年の全学生に 50 音順に付与されるため、毎年変わります。

□遺失物・拾得物取扱い

大学構内の遺失物・拾得物については歯学部事務室で扱っています。落とし物や忘れ物をしたときや拾得物があったときは、速やかに窓口に届け出てください（拾得物については、保管期間を 1 週間とする）。

学生証、キャッシュカード、クレジットカード等を紛失した場合や盗難にあった場合は、学内外を問わず、悪用される恐れがありますので、最寄りの警察署や交番に届け出るとともに、各自の責任において関係機関（銀行、クレジット会社等）に至急連絡し、所定の手続きをとってください。

□貴重品の管理（盗難防止）

大学構内であっても、盗難が多発しています。多額の現金、高価な貴重品は持ってこないでください。各自、持ち物の管理（氏名を必ず書いておく）、特に貴重品は常に身に付けるなど、盗難の防止に心掛けてください。

□電話による問い合わせ

事務室への電話による問い合わせ（学生の電話口への呼び出し、行事予定、施設予約、休講、その他授業及び試験に関する等）は間違いが生じることがあるため一切応じません。必要な時はホームページ、Web Campus、掲示板で確認するか、または直接歯学部事務室の窓口に問い合わせてください。保護者や友人にもその旨周知徹底してください。

□郵便物の取扱

課外活動公認団体に関する郵便物は、専用のロッカー（学生ホールに設置）に保管しています。また課外活動、学年委員宛の宅急便も受け取りますが、事前に事務室に連絡し、宛名には課外活動名と代表者名を忘れず記入してください（着払いは到着日当日に事務室に現金を持参）。個人宛の郵便物は各自の自宅やアパート等で受け取り、大学宛にしないようにしてください。

□禁煙

令和6年4月1日から楠元キャンパス敷地内は全面禁煙です。厳守してください。

□通学定期乗車券・学割証

●通学定期乗車券

通学のための定期乗車券は、通学証明書を歯学部事務室前の証明書自動発行機から発行し、学生証とともに各定期券発売窓口に提示することによって購入できます。通学証明書を発行するには、Web Campusにて通学経路の登録をする必要があります。通学経路の登録がない場合は通学証明書は発行されません。しかし、名古屋市営地下鉄・市バスの定期券購入の場合は、駅に設置してある指定の申込用紙に所定事項を記入して学生証とともに提示してください。

●学割証

学割を必要とするときは、歯学部事務室前の証明書自動発行機をご利用ください。使用するにあたっては、学割証の使用上の注意を守ってください。学割証は3か月間有効です。（ただし、年度末は3月31日まで。）

発行は、原則として次の目的をもってのみ認められます。

- 休暇、所用による帰省
- 実験実習などの正課の教育活動
- 学校が認めた特別教育活動、または体育・文化に関する正課外の教育活動
- 就職または進学のための受験等
- 学校が修学上適当と認めた見学または行事への参加
- 傷病の治療とその他修学上支障となる問題の処理
- 保護者の旅行への随行

□車通学・路上駐車の禁止について

楠元キャンパス・末盛キャンパスでは車の通学を禁止し、車で学の内への乗り入れ、学内・教職員駐車場への駐車も禁止しています。大学周辺の公道、私道上の駐車は、付近の住民の方の迷惑になります。道路交通法違反になるばかりか、人身事故につながるため絶対にやめてください。

詳細は規定P.111を参照してください。

□オートバイ（原動機付自転車を含む。）の駐車について

楠元キャンパスには体育館東側及び末盛キャンパスには西館西側にオートバイ用駐車を設置しています。指定駐車場（P.16参照）以外には駐車しないでください。放置車両は定期的に撤去します。校内への乗り入れも禁止します。

詳細は規定P.111を参照してください。

□自転車駐輪許可申請方法及び駐輪場マップ

■ 自転車通学で駐輪場を利用するにあたっては、以下の項目への誓約が必要です。

1. 申請書は、事実に基づき記入し、事務室に提出すること。
2. 自転車駐輪場利用許可シールは、自身が所有する自転車に貼付し、他人には譲渡しないこと。
3. 自転車駐輪場では指定の区域内に止め、教職員の指示に従うこと。
4. 不必要となった自転車は学内に放置しないこと。（第三者に譲渡する場合は必ず登録変更すること。） 放置自転車は定期的に撤去します。
5. その他、愛知学院大学自転車利用規則に定められた事項を遵守すること。
6. 誓約事項に反した場合はその処遇に従うこと。

■申請にあたっての注意事項

- ・ 防犯登録していない自転車は申請できません。
- ・ 自転車駐輪場利用許可シールの有効期限は、在学期間中とします。
- ・ 申請は初回のみで結構ですが、自転車乗り換え時や防犯登録の内容に変更が生じた場合は、事務室まで申し出てください。
- ・ 申請された自転車が盗難等の被害に遭った場合でも、大学はその責任を負いません。

印が自転車駐輪場

印はオートバイ駐車場

楠元



末盛



□学生への伝達

学生への周知・連絡事項は、直接口頭で連絡すること以外、すべて掲示または歯学部ホームページにより行います。掲示場所は次のとおりです。各自の責任において、登校、下校時には必ず掲示内容を確認する習慣を身に付けてください。

- 掲示場所
- 1年生から4年生・・・楠元キャンパス基礎棟1階学生ホール南
 - 5年生及び6年生・・・楠元キャンパス基礎棟1階学生ホール南
 - 末盛キャンパス臨床教育研究棟地下1階更衣室前
 - 課外活動・・・・・・・・楠元キャンパス基礎棟1階学生ホール南

※なお、大学ホームページ上のWeb Campusにて連絡事項を配信します。その情報を各自、パソコンや携帯電話、メールで確認することができるので、Web Campusの登録を必ずしてください。Web Campusにはパスワードが必要です。パスワードを忘れた場合は、歯学部事務室で再発行します（学生証持参）。また、MicrosoftのTeamsでも配信します。

□Microsoft 365 の提供について

本学の学生は、在学中に限りマイクロソフト（株）が提供する Microsoft 365 を費用負担なしで利用できます。個人が所有するパソコン・タブレット・スマートフォンで Teams や OneDrive などのウェブアプリを利用できるほか、Word、Excel、PowerPoint などの Office アプリをインストールして利用できます。

【利用対象者】

愛知学院大学に在籍する学生本人

【アカウント及び利用方法】

IT サポートサイトの「新入生の皆さまへ」をご参照ください。
情報推進部 IT サポートサイト (<https://it-support.agu.ac.jp>)

【インストールして利用する場合の注意】

- 利用者各自で端末にインストールしてください。
- インターネットで自動的にライセンス認証が行われます。30日に1度はインターネットに接続してください。
- 利用制限や注意事項などを下記サイトに掲載しておりますので、必ずご覧ください。
情報推進部情報基盤課 Web サイト (<https://www.dpc.agu.ac.jp/guide/microsoft365>)



◆学籍について

□氏名及び住所変更

姓名に変更があった時は、所定の改名（姓）届（戸籍抄本を添付）を歯学部事務室へ提出してください。また、本人住所、保証人住所、本籍等が変更になった場合は、所定の用紙に記入して歯学部事務室に提出してください。

□旧姓使用について

歯学部生は、新姓に変わった後でも旧姓を使用することができます。

旧姓使用を希望する場合は、戸籍上の氏名と旧姓の同一性の確認ができる書類（戸籍抄本等）を添えて、「旧姓使用申出書」（歯学部事務室にあります）に必要事項を記入の上、提出してください。

詳しくは、「規程」P.122 参照の上、歯学部事務室にお問い合わせください。

□休学

- 病気その他の理由で3ヵ月以上修学することができない者は休学することができます。
- 休学期間は当該年度とし、同一年次において連続休学は認めません。ただし特別の理由がある場合に限りさらに一年以内の延長を許可することがあります。
ただし、海外留学は二年連続休学を認めます。その際、必ず留学先学校の在学証明を添付し申請しなければなりません。
- 歯学部は「学年制」です。したがって半期の休学でも1年間の休学となります。
- 休学しようとする者は、学年主任に相談の上、「休学願」を歯学部事務室に提出してください。病気による場合は、医師の診断書が必要です。
- 休学中の学納金

春学期から休学する場合…春学期授業料納付期間（4月末日）
秋学期から休学する場合…秋学期授業料納付期間（10月末日）

各学期授業料納付期間返に願い出た時は休学期間中の学納金を免除します。ただし在籍料（半期 50,000 円）を納入しなければなりません。在籍料は、楠元キャンパス設置の証明書自動発行機の申請書メニューから「在籍料」の証紙を発行してください。

納付期間内において学納金納付後の休学は許可されますが学納金の返還はしません。

- 休学期間は、在学年数に算入しません。ただし、通算して6年（編入学者は5年）を越えることはできません。
詳細は規定 P.113 「愛知学院大学学籍に関する規程」を参照してください。

□復学

- 休学の事由が止んだ時は、速やかに復学を申し出てその許可を得て原年次の課程を修めてください。
- 「復学願」は当該年度、年度末に保証人あてに送付しますので、必要事項記入の上、歯学部事務室に提出してください。
なお、病気による休学者は医師の診断書を添付してください。
- 復学した者は、入学年度に定められた当該年度の学納金を徴収します。

□退学

- 家庭の事情や病気などにより修学が不可能な時は、学年主任に相談の上、「退学願」に「学生証」を添えて歯学部事務室に提出してください。
- 学生の本分に反する行為がある時は退学を命じられることがあります。
- 学年途中で退学の場合はその期の学納金を納入しなければなりません。

□再入学

- 退学または除籍から起算して2年以内に再入学を願い出た時は、選考のうえ入学を許可することがあります。
- 詳細は日進キャンパス入試センターまでお問い合わせください。

□除籍

次のいずれかに該当する者は除籍（退学勧告）とします。

- 12年以上在学しても卒業できない者
- 学納金の納付を怠り、督促を受けてもなおこれを納付しない者
- 平成31年度以前入学者は同一学年の在学期間が3年を上回る場合の者
- 令和2年度以降入学者は同一学年の在学期間が2年を上回る場合の者

□進級不可及び卒業不可

- 進級不可者及び卒業不可者は、入学年度に定められた当該年度の学納金を徴収します。

□転部転科

- 本学の学生が所属学部・学科以外の他の学部・学科へ移ることを転部転科といい、一定の条件を満たした者が出願できます。転部転科を希望する者は学年主任に相談の上、歯学部事務室にお知らせください。なお、諸手続きは、日進キャンパス教務課で取り扱っています。

◆学内外での事故等

学内外で事故等が発生してけがなどをした場合は、保健室及び歯学部事務室に連絡してください。保健室では、学内の事故の応急処置と適切な病院への紹介等を行います。

また、本学学生は、全員「愛知学院大学災害共済会」に加入し、学生の安全対策に十分な配慮をしています。なお、「学生教育研究災害傷害保険」にも加入していますので、病気、事故等が発生しましたら歯学部事務室にお問い合わせください。

災害共済会及び学生教育研究災害傷害保険の保険金請求や医療費補助の手続きは、次のように行ってください。

□災害共済会の提出書類（病気、不慮の事故及び課外活動中の通院に適用）

種 別\必要書類番号	①	②	③	④	⑤	⑥
学校施設内外を問わず、課外活動（クラブ活動）中の事故を直接の原因として通院治療した場合（治療日数が4日～13日以内の場合が対象となる）	○		○		○	○
不慮の事故による入院（3日以上、120日限度）	○	○				○
病気による入院（7日以上、90日限度）	○	○				○
交通事故による入院（3日以上）	○	○		○		○

詳細については、「規程」P.105 参照の上、歯学部事務室窓口にお問い合わせください。

- ①災害発生届…災害事由発生時から60日以内に届け出ること。
- ②入院証明書…退院時に病院で記入してもらう。

- ③通院証明書…通院終了時に病院で記入してもらう。
- ④事故証明書…自動車安全運転センターより取り寄せること。
- ⑤事故報告書…教員（正課中は学年主任、課外活動中は顧問、部長）に署名・捺印してもらう。
事由発生時から1週間以内に歯学部事務室に提出すること。
- ⑥銀行口座振込届…本人又は保証人の口座とする（確認のため通帳裏面のコピーを添付する）。

□学生教育研究災害傷害保険の提出書類（正課中及び課外活動中に適用）

下表に該当する傷害・事故が発生しましたら、速やかに歯学部事務室窓口まで報告してください。

死 亡 保 険 金：事故の日から 180 日以内に死亡したとき、お支払いします。

後遺障害保険金：事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じたとき、お支払いします。

医 療 保 険 金：傷害を被り、平常の生活に支障が生じ、かつ医師の治療を受けた場合は、平常の生活を営むことができる程度に治った日まで、治療日数に応じてお支払いします。

入 院 加 算 金：医師の指示に基づき、病院または診療所に入院する場合は、医療保険金とは別に、180 日を限度として 1 日につき 4,000 円を、入院加算金としてお支払いします。

保険金の請求は医師の診断のみ受付となりますが、脱臼、骨折、打撲、捻挫に限り、接骨医、柔道整復士の診断でも請求できます。

活動内容	死亡保険金	後遺障害保険金	医療（通院等）の対象 日数	入院加算金
正課中、学校行事中	2,000 万円	最高 3,000 万円	治療日数 1 日以上	1 日につき 4,000 円 (180 日程度)
学内外での課外活動中大 学施設にいる間	1,000 万円	最高 1,500 万円	治療日数 14 日以上	

□任意加入保険

歯学部共済会は平成 27 年度から平成 30 年度入学生（学籍番号 15D ～ 18D）で停止していました。

停止期間に伴い、学研災付帯学生生活総合保険の任意保険内容が次のとおり入学年度により異なります。

●平成 26 年度以前、平成 31 年度以降入学生（学籍番号 14D 以前と 19D 以降）対象

大学で加入している学生教育研究災害傷害保険では補償されない学内外における怪我や病気の治療費用実費（健康保険等の自己負担分）の補償、加害事故時の賠償責任保険、示談交渉サービスが付帯されています。加えて、地震等による怪我の特約もあります。特に歯学部学生向けには針刺し事故による感染事故に対応する補償として、感染予防費用担保特約が付帯されています。

●平成 27 年度から平成 30 年度歯学部共済会停止期間入学生（学籍番号 15D ～ 18D）対象

前述の平成 26 年度以前、平成 31 年度以降入学生の補償・特約の他に、育英・学資費用保険が補償されており、扶養者が事故・病気によってお亡くなりになったときに実際にかかる授業料などの学資費用を補償します。

詳しくは、入学式（新入生）、ご自宅（任意保険に加入していない在学生）に届くパンフレットでご確認ください。

お問い合わせ先（取扱代理店）

JIC セントラル株式会社（電話 0120-049-300）

◆愛知学院大学歯学部共済会

本会は、会員および学生の共済並びに福祉増進を図ることを目的としています。詳細については、「規程」P.102 参照の上、歯学部事務室窓口へ来てください。

平成 27 年度から新規会員の入会停止（平成 27 年度編入学者は除く。）

平成 31 年度入学生から新規会員の入会再開

◆その他

□遠隔地被保険者証（健康保険証）

診療を受けるためには、扶養者（保護者）の保険証が必要となります。特に、アパートや下宿生活等で扶養者と離れて就学する学生は、自分だけを分離証明してもらう遠隔地被保険者証と呼ばれる一般社会保険証を取り寄せておく必要があります。遠隔地被保険者証は、扶養者の加入している健康保険の種類により、その交付機関（保険事業所、市区町村役場等）に在学証明書を添付して申請すれば交付されます。詳細については、扶養者の加入している保険事業所に確認してください。

□国民年金への加入

大学に在籍している 20 歳以上の学生は、全て国民年金の被保険者としての適用を受け（第1号被保険者）、加入することになっています。被保険者としての資格を取得してから、14 日以内に住民票を登録している市区町村長に届け出て加入手続きをしてください。

なお、国民年金保険料学生納付特例申請の代行事務を歯学部事務室で行っております。申請希望者は歯学部事務室窓口にお問い合わせください。

□学外での留意事項

街頭や駅周辺、アパート・下宿先などにおいて、悪質な物品販売や強引な入会勧誘等のトラブルが多発しています。甘い言葉や巧妙な手口で狙っています。安易に加入・契約等をしたり、アンケートなどに氏名や住所・電話番号を記入しないよう注意してください。何かおかしいと感じたら、直ちに保護者や歯学部事務室に相談してください。悪徳商法には、キャッチセールス商法、アポイントメント商法、マルチ（まがい）商法、デート商法、資格取得（士）商法、フランチャイズまがい商法、無料体験商法、自己啓発（性格改造）商法、結婚紹介商法などがあります。

また、クーリング・オフ制度と呼ばれ、契約日を含めて8日以内に書面（内容証明郵便又は簡易書留ハガキ）により、申し込みの撤回や契約を無条件解約できる制度がありますが、全額を支払った場合や商品を使用した場合など適用されない場合があります。

悪徳商法等のトラブルが生じた場合は、直ちに歯学部事務室・各地区の消費者センターに相談してください。（名古屋市消費生活センター ☎ 052-222-9671（月～土）市内在住者の方）

◆願書・届書・証明書等

願書・届書・証明書の交付等には、さまざまな手続が必要になります。不明な点や詳細については、歯学部事務室に尋ねてください。

□願書一覧

事 項	備 考
休学願	保証人連署及び捺印が必要です。
復学願	保証人連署及び捺印が必要です。
退学願	保証人連署及び捺印が必要です（学生証の返還も必要）。
転部・転科願	保証人連署及び捺印が必要です。選考料は 35,000 円、提出先は日進キャンパス教務課
追試験願	(1) 定期試験の追試験料は1試験科目につき2, 000円 (2) 基礎臨床統合歯学試験の追試験料は2, 000円 (3) 総合学力試験の追試験料は6, 000円 (4) 共用試験（OSCE及びCBT）の追試験料は38, 000円 (5) 共用試験（Post-CC PX）の追試験料は30, 000円 (6) 総合歯学試験Ⅰの追試験料は領域ごとに2, 000円 (7) 総合歯学試験Ⅱ及びⅢの追試験料は試験ごとに6, 000円 (8) 総合示説試験の追試験料は教科ごとに2, 000円 (9) 歯科医師国家試験受験資格審査試験の追試験料は8, 000円 (10) 卒業試験の追試験料は8, 000円
再試験願	追試験受験料と同一
奨学生願書	日本学生支援機構等
課外活動に関する願・届	顧問、部長及び学生責任者の署名と捺印が必要です。
グラウンド・体育館使用願	責任者の署名及び捺印が必要です。
物品借用願	責任者の署名及び捺印が必要です。

□届書一覧

事 項	備 考
公認欠席申請書（5 年生除く）	保証人連署（下宿除く）及び捺印が必要です。
住所変更届	捺印が必要です。
保証人変更届	保証人連署及び捺印が必要です（在学誓書の提出も必要）。
改名・改姓届	保証人連署及び捺印が必要です（戸籍抄本添付）。
盗難被害報告書	詳細に記入して、歯学部事務室に提出してください。

□証明書等発行料金一覧

	事 項	発行料	備 考
自動発行機交付	成績証明書	200 円	
	卒業見込証明書（6 年生）	200 円	
	在学証明書	200 円	
	健康診断証明書	200 円	大学で定期健康診断を受けた学生のみ発行
	通学証明書	無料	通学経路の登録をアプリ「愛知学院大学」で行う
	学割証	無料	
	仮受験票（試験日のみ有効）	1,000 円	
	自動車通学登録申請書	2,200 円	課外活動等のため自宅から日進キャンパスに通学する場合に限る
	学生証再発行（紛失者）	1,500 円	証紙発行後、翌日交付
	在籍料（休学者）	50,000 円	授業料納付期間迄に願い出た場合 春学期 4 月末日迄 秋学期 10 月末日迄
	歯学生共用試験受験料（学籍番号 20D～24D を除く 4 年生対象）	38,000 円	証紙発行又は振込
	歯学生共用試験受験料（学籍番号 20D～24D を除く 5 年生対象）	30,000 円	証紙発行又は振込
窓口受付後交付	歯学生共用試験再試験受験料（4 年生）	38,000 円	証紙発行
	歯学生共用試験再試験受験料（5 年生）	30,000 円	
	卒業証明書	200 円	申込の翌日 12 時以降に交付
	在籍証明書（休学者、中途退学者）	200 円	//
	Student Dentist カード再発行	1,500 円	//
	学生証再発行（汚損、磁気不良、有効期限切れ）	無料	//
	英文成績証明書	1,000 円	後日交付（約 7 日後）
	英文卒業証明書	500 円	//
	英文卒業見込証明書	500 円	//
	英文在学証明書	500 円	//

証明書自動発行機稼動時間:月曜日～金曜日 8:30～17:15 なお夏期、年末・年始、年度末・年度初めに使用不可日があり、掲示板等でお知らせします。

●窓口受付後交付の各種証明書については、所定の発行願に記入のうえ、証明書自動発行機にて購入した証紙を添えて、楠元キャンパス歯学部事務室に申し込んでください。

注意事項

- 在学生の電話による申し込み、郵送はしません。
- 証明書を受け取る場合は、学生証を提示してください。
- 証明書の交付日は、土日曜、祝日及び本学の定める休業日を除きます。

◆奨学制度

□奨学金制度

本学で取り扱う奨学金の大半は、日本学生支援機構が占めています。その他地方公共団体が独自に行っているもの、曹洞宗の僧籍を有する者を対象とする曹洞宗育英会などがあります。いずれの奨学金制度も人物・学力ともに優れ、かつ健康であって経済的理由により修学困難なものを対象としています。

●愛知学院大学応急奨学金

過去1年以内に家計急変により修業が困難になった場合に給付します。

募集時期：随時 在学中、1 回限り 50 万円給付

詳細は規定 P.121 を参照してください。

●愛知学院大学開学 50 周年記念奨学金

募集時期：4～7 月末日 30 万円給付（当該年度秋学期学納金納付時に学納金から差し引いて振り替え支給とする。）

詳細は規定 P.120 を参照してください。

●日本学生支援機構奨学金

○出願

奨学生志願者は奨学生願書を楠元キャンパス奨学金担当（薬学部事務室内）で受けとり、所定の事項を記入の上、必要書類を添付して楠元キャンパス奨学金担当（薬学部事務室内）に提出した後、インターネットで申し込みを行います。その後、人物・健康・学力・家計について総合的に審査し、大学で選考の上、日本学生支援機構に推薦し決定されます。

○奨学金の種類

第一種奨学金（無利子貸与）・第二種奨学金（有利子貸与・増額可能）

○ホームページアドレス

<http://www.jasso.go.jp/>

●曹洞宗内生奨学金

曹洞宗の僧籍を有する者に対し、年額 100,000 円給付

●曹洞宗育英会

曹洞宗の僧籍を有する者で、学力・人物ともに優秀で、かつ経済的理由により修学が困難な学生に奨学金を貸与します。

募集時期：1 次 5 月 2 次 9 月 月額 3 万円貸与

●同窓会奨学金

出願の資格は本学歯学部学生で学業人物ともに優秀で、かつ健康であって、学資の支弁が困難な者にあたえられます。この奨学金は返済の義務はありません。

○給付金額 50 万円（令和 7 年度）

ただし、該当年度の出願者の人数等により、1 人あたりの奨学金額が変わります（令和 6 年度は 3 名給付）。

●都道府県・市町村・諸団体奨学金制度

地方自治体・各種団体等が行っている奨学金制度（給付・貸与）があります。大学を通じての募集は数が少なく、募集期間も一定しておりません。大学では各団体から募集があり次第、随時掲示しますので、希望者は歯学部事務室に願い出てください。また地方自治体（都道府県、市町村）の奨学金は直接各地方自治体に問い合わせてください。

□特待生制度

各学年ごとに学内奨学生が、成績によって選抜されます。これは一カ年ごとに決定されますが、奨学金の返済義務はありません。特待生の発表は毎年 6 月上旬です。その人数は各学年 2 名です。

注意事項

奨学金に関する事項（募集・説明会・出願書類の配布・受付・採用・交付・返還等）は、掲示しますので、各自見落としのないように注意してください。

奨学金についての詳細は規定 P.119 を参照してください。

◆課外活動

大学は学問の府であると同時に人間形成の場でもあります。特に、課外活動は正課授業では十分に果たすことのできない自主性・指導性・社会性・協調性等を養うなどの教育的意義を持っています。

□大学祭（楠元祭）

大学祭は、楠元キャンパスにある歯学部・薬学部・短期大学部・歯科技工専門学校合同で行い「楠元祭」と呼ばれています。学生により実行委員会が組織され、自主的に運営されています。お祭りであることはもちろんですが、正課授業や課外授業の研究や成果の発表の場として、また、有志の発表の場として、大いに活用してください。

□全日本歯科学生総合体育大会

全日本歯科学生総合体育大会（歯学体）は、歯科学生間におけるスポーツの奨励・発展及び相互の交流・親睦を図り、スポーツを通じて人間形成に寄与することを目的として、昭和 43 年「全日本歯科学生体育連盟」が結成され、その目的を達成するために、毎年冬期（3 部門）・夏期（23 部門）の二期に分かれて開催されています。本学歯学部では、例年 24 部門に約 500 名程参加しています。

今年度第 57 回の大会は、

・冬期部門：令和 6 年 12 月 27 日（金）～令和 7 年 3 月 23 日（日）

・夏期部門：令和 7 年 7 月 31 日（木）～令和 7 年 8 月 11 日（月）

□クラブ・同好会

本学歯学部には運動部・文化部あわせて 41 の公認のクラブ・同好会があり、各分野において活発に活動を行っています。

運動部

準硬式野球部	スキー部	剣道部	アーチェリー部	弓道部
硬式野球部	空手道部	バスケットボール部	女子バスケットボール部	バレーボール部
卓球部	硬式庭球部	ソフトテニス部	少林寺拳法部（休部中）	陸上競技部
柔道部	日本拳法部	サッカー部	ゴルフ部	ボウリング部
ヨット部	ラグビー部	ワンダーフォーゲル部（休部中）	ペイントボール部	バドミントン部
水泳部	フットサル部	ダーツ同好会	自転車部（休部中）	自動車部

文化部

レイフラワーズ	陶芸研究会	公衆歯科衛生研究会	JAZZ レインボー（休部中）	写真部
美術研究会	軽音楽部	情報研究会	管弦楽団	映画研究部
音楽研究会				

・クラブの学生役員は WebCampus の登録を必ずすること。

Ⅱ 卒業後の進路

◆本学歯学部における研究・研修

□臨床研修歯科医

- 臨床研修歯科医の制度は、歯科医学・歯科医療の進歩向上等に対応できる資質の高い歯科医師を養成することを目的とするものです。
- 臨床研修歯科医として認められる者は、国家試験に合格後に歯科医師として登録された者です。
- 平成 18 年から歯科医師の臨床研修が義務化されました。

□大学院歯学研究科

- 大学院歯学研究科は歯学の理論および応用を教授し、独創的研究によってその深奥を究め、文化の創造発展と、人類の福祉に貢献するとともに、専攻分野に関する研究を指導する能力を養うことを目的として昭和 43 年 4 月から設置されています。
- 年限は 4 年間
- 所定の単位を修得後、論文を提出し審査に合格すると、博士（歯学）の学位が授与されます。

□専攻生

- 専攻生の履修期間は 1 年以上であって、基礎・臨床の各専攻科目のいずれか 1 つについて研修します。
- 専攻生を希望する者は、所定の願書を提出してください。選考の上、入学を許可します。
- 研究歴に加算され、所定の研究期間を経ると、博士論文の提出資格が与えられます。
詳細は規定 P.106 を参照してください。

□研究生

- 卒業後、勤務の傍らさらに研究をしようとする者に、研究生という制度があります。
- 研究生は基礎及び臨床の各専攻科目について研究します。
- 研究生を希望する者は、所定の願書を提出してください。選考の上、入学を許可します。
- 研究歴に加算され、所定の研究期間を経ると、博士論文の提出資格が与えられます。
詳細は規定 P.107 を参照してください。

◆本学の教職員としての採用

各講座および附属病院において定員の空席がある時、助教または医員として採用します。希望者は希望講座の主任教授にご相談ください。

しかし、現在ほとんど定員は満たされており、助教または医員に採用されることは難しい状況にあります。

◆他大学における研究・研修

他大学（歯学部または医学部）及び病院においても、大学院、臨床研修歯科医、専攻生、研究生などとして、研究・研修に従事できます。詳細については当該大学または歯学部事務室に問い合わせてください。

◆その他

臨床研修修了後、一般病院、個人の開業医に就職を希望する人は、歯学部事務室にある求人申込書ファイルにより、各自希望する職場を選択して、求人先に申し出てください。

Ⅲ 健康

◆定期健康診断

毎年3～5月に全学の健康診断が実施されます。皆さんの健康管理等について助言・指導を行い健康増進を図ることや、病気の早期発見が目的です。この健診によって、本人の気づかなかった病気が発見される場合があります。

万一受けなかった場合は、速やかに一般の医療機関を各自の負担において受診し、結果を保健室に提出してください。受診しなかった場合は歯学部事務室における事務取り扱いを一切行わないばかりでなく、春学期・秋学期の定期試験を受験することができなくなる場合もありますので注意してください。なお、健診結果は5月から6月にかけて、保健室から返却しています。速やかに受け取り、結果を確認してください。健診で異常がみられた場合は、再検査をうけて頂く場合があります。定期健診の結果を基に、健康診断証明書の発行ができます。

歯学部入学直後の健康診断では、ウイルス感染症の予防と健康管理を目的として、HBs抗原・抗体、HCV抗体、麻しん、風しん、水痘及びムンプスの抗体の検査を義務付けています。更に、抗体が標準値に満たない学生については、学内で日時を定めてB型肝炎ワクチン、風しんワクチン、麻しんワクチン、MRワクチン（麻しん風しん混合ワクチン）、水痘ワクチン及びムンプスワクチンの接種を任意で勧めています。

また、全学年対象にインフルエンザワクチン接種を勧めています。インフルエンザワクチンは医療機関が大学に来校（11月頃を予定）し、接種します。料金は自己負担（証紙を発行）となります。

◆保健室の利用

保健室では、学生の健康相談および保健指導を行っています。学内でけがをしたり、体調が悪くなった場合、または環境の変化等で心身の不調を感じたときは気軽に保健室を利用してください。

保健室利用時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時30分

◆心理カウンセラーの利用

カウンセラーによる学生相談を月曜日～金曜日の13時00分～18時00分に行っています（水曜日のみ12時00分～17時00分になります）。相談を希望する場合は、保健室またはメール（メールアドレスはyoyaku@dpc.agu.ac.jp）で予約をしてください。場所は薬学部棟1階の応接室（103）です。秘密は厳守致しますので、どのような相談でもお気軽にご利用ください。

Ⅳ 附属施設の利用

◆歯学・薬学図書館情報センター

本学には楠元キャンパスの「歯学・薬学図書館情報センター（以下、「楠元図書館」と記載）」、末盛キャンパスの「月見坂ライブラリー（以下、「末盛月見坂L」と記載）」のほかに、日進キャンパスの「図書館情報センター」、名城公園キャンパスの「図書館情報センター名城公園キャンパス図書館 Cubic lib」があります。楠元図書館は歯学部・薬学部・短期大学部および技工専門学校（以下「専門学校」）の学生、教職員をおもな利用対象として資料を収集しています。

他キャンパスの図書館利用については、各キャンパスの図書館ホームページをご覧ください。図書館内カウンターにてお尋ねください。

□開館曜日・時間

月曜日～金曜日	9：00～20：00
土曜日	9：00～12：00

※楠元キャンパス内学部の定期試験期間前・試験期間中の土曜日、日曜日、祝日は楠元図書館のみ9：00～17：30まで開館します。そのほかにも学内の行事・予定等にもとまらず、開館時間の変更や休館となる場合があります。開館に関する案内の詳細は歯学・薬学図書館情報センターホームページもしくは入口掲示などでご確認ください。

※なお、愛知県西部に暴風警報等が発表された場合などは、掲示の「緊急時取扱」にもとづき対応します。

□利用案内

●楠元図書館

- ・1階 学習用閲覧室と呼んでいます。教科書・指定図書・国家試験問題集を始め、哲学・歴史・社会科学・産業・芸術・言語・文学関係図書、ブラウジングコーナーがあります。
- ・2階 研究用閲覧室と呼んでいます。歯学・薬学・衛生学関係の資料、各種参考書などを始め、AVブース、事務室などがあります。レファレンスを始め各種問い合わせは、こちらのカウンターにお申し出ください。
- ・書庫 和洋書、雑誌バックナンバーなどは書庫に排架している場合があります。

●末盛月見坂L

末盛キャンパスの臨床教育研究棟2階にあり、臨床系専門図書が排架されています。

●入館方法

入館ゲートから入館してください。館内では館員の指示に従ってください。

（日曜・祝日開館、夜間開館などにおいては、入館ゲートを通る際に学生証が必要となる場合があります。）

●学内相互利用

他キャンパス（日進・MKC）、愛知高校図書館の資料（雑誌は除く）を取り寄せて利用することができます。図書館内カウンターにてお尋ねください。

《利用にあたっての注意》

- ・図書などの資料、施設は大切に扱ってください。
- ・館内での飲食、喫煙は禁止しています。
- ・携帯電話の利用は、他の利用者の迷惑になりますのでご遠慮ください。
- ・その他、他の人の迷惑になる行為はしないでください。
- ・館内においては、館員の指示に従ってください。

※情報検索などの利用ガイダンスが必要な方は、カウンターに申し出てください。

※歯学・薬学図書館情報センターは、本学の「建学の精神」に基づき、教育研究を支える基盤的施設として活動しています。

※歯学・薬学図書館情報センターのホームページ：<https://www.slib.agu.ac.jp/>

（ホームページを通じて、電子ジャーナルの利用もできます。）

◆教室・セミナー室

教室・セミナー室は、授業で使用する以外に、課外活動等でも使用することができます。使用する場合は、Web Campus 施設予約を利用し申請を行ってください。

◆歯学部附属病院の利用

本病院は、歯学部における臨床教育・研究の機関として、学生及び医員の教育並びに研究の場を提供し、その発展向上をはかるとともに、一般社会に対する診療機関としての使命をもって運営されています。

これらの趣旨をよく理解して利用してください。

- ☐ **診療日** 月～土
- ☐ **休診日** 原則、第二土曜日・日曜日・国民の祝日・夏期指定休日・年末年始・その他、病院で定めた日
※年度により変動することがありますので、病院ホームページの診療日カレンダーをご確認ください。
- ☐ **診療科** 歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科・内科・糖尿病内科・循環器内科・外科・消化器外科・肛門外科・耳鼻咽喉科・小児科
- ☐ **受付時間** 【平 日】8時30分～11時（初診）
8時30分～11時30分・13時～16時30分（再診）
【土曜日】8時30分～11時（再診のみ）
- ☐ **診療時間** 【平 日】9時～12時・13時～17時
【土曜日】9時～11時30分

※再診患者は予約制です。

☐ 診療料金

本学学生が本病院において診療を受けた場合には、規定 P.118 の「在職者等診療料金減免内規」により、診療費が減免される制度があります。

減免を受けるには、初診及び新学年初回の受付時に必ず学生証の提示してください。また、受診後には受診月（支払月）毎に1枚「診療費補助金給付申請書」の提出が必要となります。受診月を含め、3ヶ月以内に申請書を提出してください。4ヶ月以上経過した場合は返還されません。

校内で受傷（授業中・課外活動中）し、日本スポーツ振興センター災害共済会給付金の対象となる場合、減免制度は利用できません。

なお、「診療費補助金給付申請書」は、歯学部事務室及び病院事務室にて配布しており、提出先も同様です。

◆学外施設の利用

徳川美術館 「大学メンバーシップ」

徳川美術館と本学との提携により、観覧料が通常 800 円のところ「無料」にて在学中何度でも徳川美術館に入館することができます。利用する際には「学生証」を提示してください。

徳川美術館は昭和 10 年（1935）に侯爵徳川義親の寄贈にもとづき設立され、尾張徳川家に伝えられた数々の重宝、いわゆる「大名道具」一万数千件を収蔵・公開している美術館です。収蔵品には、「源氏物語絵巻」など国宝 9 件、重要文化財 59 件などがあります。

尾張徳川家の旧蔵書を中心に和漢の優れた古典籍を所蔵する「蓬左文庫」にも入館することができます。

開館時間	開館時間、休館日については、ホームページを確認してください。
休館日	
住所	名古屋市東区徳川町 1017
電話	052-935-6262
ホームページ	https://www.tokugawa-art-museum.jp/

本学は名古屋市博物館の大学パートナーシップ事業に参加しています。この参加に伴い、観覧料が通常 200 円のところ「無料」にて在学中何度でも名古屋市博物館を観覧することができます。利用する際には「学生証」を提示してください。

※なお、民間企業等と博物館で行われる共催展については、「学生証」を提示することにより、各共催展の定める特別料金で観覧することができます。

開館時間	※リニューアル改修に伴い令和 8 年度（予定）まで長期休館中
休館日	
住所	名古屋市瑞穂区瑞穂通 1 - 27 - 1
電話	052-853-2655
ホームページ	http://www.museum.city.nagoya.jp/

本学は愛知県陶磁美術館の大学等パートナーシップ事業に参加しています。

この参加に伴い、観覧料が通常 300 円のところ「無料」にて在学中何度でも愛知県陶磁美術館を観覧することができます。利用する際には「学生証」を提示してください。

開館時間	開館時間、休館日については、ホームページを確認してください。
休館日	
住所	瀬戸市南山口町 234 番地
電話	0561-84-7474
ホームページ	https://www.pref.aichi.jp/touji/

名古屋市博物館 「大学パートナーシップ」

愛知県陶磁美術館 「大学等パートナーシップ」

V 学納金の納入

◆納入方法

学納金は、毎年春学期は 4 月末日まで（4 月 1 日に保証人宛発送予定）、秋学期は 10 月末日まで（10 月 1 日に保証人宛発送予定）に納入してください。

金融機関の窓口で 10 万円を超える現金での振り込みを行う場合、振り込みを行う者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポート等）の提示が必要です。

◆滞納

所定の期日までに納入できず、学納金未納者に対する督促を受けて、なお納入しない時は「学則」により、除籍になりますので注意してください。

詳細は規定 P.114 を参照してください。

Ⅵ 台風およびその他の緊急事態の発生の場合

規定「緊急時の授業等取扱いに関する内規〔（歯学部及び歯学研究科）（楠元・末盛キャンパス）〕」P.100 参照

◆台風に伴う授業及び試験の扱い

楠元・末盛キャンパス適用

台風による交通機関の運行中止及び台風等による「暴風警報発令中」（愛知県西部の地域いずれか一部にでも）の場合、授業及び試験の有無については次の基準によります。

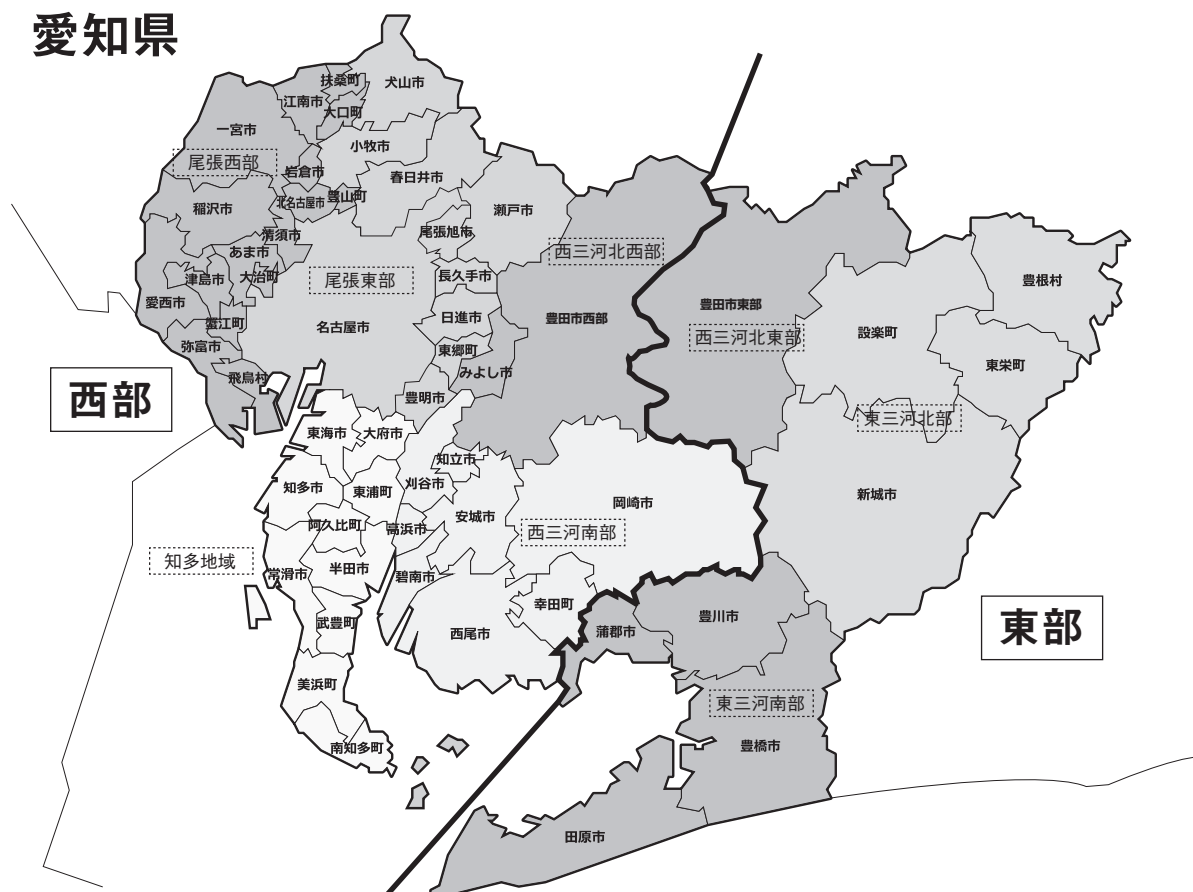
愛知県西部に暴風警報の発令された場合の歯学部の対応

発令の状況	授業	試験
午前7時より前に解除	通常どおり授業を実施	通常どおり試験を実施
午前7時現在発令中	1限、2限の授業を休講	全ての試験を中止し、別の日に延期
午前10時現在発令中	3限以降の授業を休講	

愛知県西部以外の地域に暴風警報が発令された場合の当該地域に現住所がある学生の対応

発令の状況	授業	試験
午前7時より前に解除	通常どおり授業を受講	通常どおり受験
午前7時現在発令中	1限、2限の授業への出席を要しない。	全ての試験の受験を要しない。
午前10時現在発令中	3限以降の授業への出席を要しない。	

愛知県



◆その他の緊急事態の発生の場合

- 不測の事態が発生し、通学困難又は、授業等に支障が生ずると歯学部長が判断した場合、授業及び試験の中止など必要な措置をとることがあります。
- 授業及び試験開始後に事態が発生した場合は、歯学部長の判断により、授業及び試験を中止するなど必要な措置をとることがあります。

Ⅶ その他

◆歯学会について

愛知学院大学歯学会は、歯科医学についての進歩発展をはかることを目的として設立されたものです。歯学部教職員、卒業生および学生を主体として組織され、歯科医学研究の同好者も加えて会員としています。

□愛知学院大学歯学会誌の発行

3月・6月・9月・12月の年4回発行、世界各国および全国約150団体機関と学会誌を交換している。

□歯学会総会

年1回の総会を6月または7月の学術大会同日に開催しています。

□学術大会

年2回、6月または7月と12月に開催しています。

□地方学術講演会

全国各地で卒業生全員を対象として、年9回開催しています。

□学生のための講演会

各学年の学生を対象とする講演会を開催しています。

□特別講演会

海外から講師を招いて特別講演会を年5回程度行っています。

◆歯学部同窓会について

本会は歯科医学を通じ、会員相互の資質の向上をはかり親睦福祉を増進し、母校の発展に寄与することを目的とする。

□**会員** 1回生～58回生 他大学卒業本学大学院修了者 同窓生総数7,712名（令和6年11月現在）、準会員、名誉会員、特別会員

□**役員** 会長、副会長、専務理事、常務理事、理事、監事、顧問、相談役

□**総会** 毎年5月に定期総会を行っています。

□**事業** 学術活動（ポストグラデュエートコース）、共済事業（緊急派遣医制度）、組織活動（地域連絡協議会、各支部活動）、渉外活動（全国歯科大学同窓・校友会懇話会等、学内外渉外）、国際交流活動（フィリピンボランティア歯科医療）、臨床研修医説明会

学生に対して、クラブ表彰、卒業生説明会、クラス会結成援助金、奨学金制度、講演会、学年委員表彰（6年生）

□**支部** 全国に48支部

6地域連絡協議会（関東甲信越、関西、北陸、中国、四国、九州）

〈HPアドレス <http://www.agu.jp>〉

○歯学会・同窓会の事務室は基礎教育研究棟1階にあります。

I 教育概要

◆授業

□授業時間帯

1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	6 時限
8:40～10:10	10:25～11:55	12:55～14:25	14:40～16:10	16:40～18:10	18:25～19:55

□休講

- 授業は大学または担当教員のやむをえない理由により休講とすることがあります。
- あらかじめ休講のわかっている授業は、WebCampus、teams または学内掲示板で案内します。
- 休講掲示がなく、始業時刻から 30 分以上経過しても担当教員が教室に来られない場合は、歯学部事務室に連絡し、指示に従ってください。

◆学年制

歯学部の教育課程では、各学年ごとに開講されている授業科目は、その学年のうちに同時に履修し、すべての科目の試験に合格することが必要です。

これをいわゆる「学年制」とよんでいます。「学年制」では、次年時への進級に当たっては、その学年における総ての授業科目の試験に合格しなければ進級できません。進級できなかった場合には、教育的な配慮から原則その学年の全科目を再度履修しなければなりません。

◆実習

専門教育科目における教育・学習のもう一つの特徴に「実習」があります。その内容については、『シラバス』に詳しく掲載されておりますので、WebCampus より参照してください。実習には、特定の施設設備が必要であり、特殊な機械器具、材料等を使用することが多いため、時間割上の実習時間以外の別の時間に、欠席者等のために、再度同じ実習を繰り返すことは、きわめて困難です。実習については、自習という方法をとることはほとんど不可能です。従って出欠の確認も厳格に行っています。

◆出席・欠席について

専門教育科目の授業は、講義・実習を問わず、全て必修科目であることから、当該学年の時間割表にある全ての授業に出席することが義務付けられています。

ただし、「愛知学院大学歯学部 公認欠席に関する取扱規程」の第3条各号（P.100）に該当する場合、所定の手続きを行うことにより公認欠席が認められた際には、この期間を欠席扱いとせず、補講等を受講することにより出席扱いとなります。

「愛知学院大学歯学部 公認欠席に関する取扱規程」（P.100）参照

◆受験失格及び不合格者について

「愛知学院大学歯学部の試験に関する規程」（P.93）参照

◆感染症（学校保健安全法施行規則に基づく）による出席停止者について

学校保健安全法施行規則第 18 条および第 19 条に基づく第一種、第二種、第三種感染症（感染の疑いも含む）による出席停止期間については、公認欠席に該当するため所定の手続きを取ってください。

公認欠席が認められた期間は欠席扱いとせず、補講等を受講することにより出席扱いとなります。

□対象者

- ①学校保健安全法施行規則第 18 条に基づく第一種、第二種、第三種感染症にかかった者
- ②学校保健安全法施行規則第 18 条に基づく第一種、第二種、第三種感染症にかかっている疑いのある者

●感染症の種類と出席停止期間の基準

分類						
第 1 種	病名	エボラ出血熱	痘そう	クリミア・コンゴ出血熱	南米出血熱	ペスト
		マールブルグ病	ラッサ熱	急性灰白髄炎	ジフテリア	
		特定鳥インフルエンザ※			重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）	
		中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルス）				
	基準	完全に治癒するまで				

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

※感染症法第 6 条第 3 項第 6 号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。

分類	病名	基準
第 2 種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）	発症後 5 日、かつ解熱後 2 日が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症※	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	

※病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。

分類	病名	基準
第 3 種	コレラ	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	医師により出席禁止を指示された場合のみ出席停止、病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと判断すれば出席可

（学校保健安全法施行規則第 19 条出席停止の期間の基準より抜粋）

- ・第 1 種若しくは第 2 種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- ・第 1 種又は第 2 種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、

学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

- ・第1種又は第2種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- ・第2種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、基準の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

□手続

第1種、第2種、第3種感染症の診断を受けて出席停止となった学生は治癒後、公認欠席申請書および出席停止期間を記載した診断書を所定の期間内に歯学部事務室へ提出する。

(参考)

愛知学院大学 欠席学生への学習支援の方針

愛知学院大学（以下「本学」という。）では、欠席した学生で希望する者には欠席授業時の配付資料を渡し、課題提出の締切期限等重要事項を伝達して、自学自習による学びを支援する。また、特別な事情により授業を欠席した学生に対しては、希望する者に対して以下のような学習支援を行う。

（特別な事情）

- ①本学学則第10条、第12条、第12条の2に規定している資格課程科目の実習のために、授業を欠席する場合
- ②「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づき、学生が裁判員としての職務を果たす場合
- ③学校保健安全法施行規則第18条に基づく感染症に罹患し、出席停止となった場合
- ④配偶者及び2親等内の親族の忌引きで授業を欠席した場合
- ⑤自然災害等による欠席で、本学が特別に配慮の必要があると認めた場合

（特別な事情で授業を欠席した学生への学習支援）

特別な事情で授業を欠席した学生に対して授業担当教員は、欠席時の授業内容の自学自習ができるように、希望する者に可能な限り以下のような学習支援をする。

- ①授業で配付した資料の提供
- ②授業範囲の確認および授業ポイントの説明、あるいは授業の動画の提供
- ③自習内容の指示
- ④欠席期間中に課題や小テスト等が実施された場合の指示等

Ⅱ 授業科目配当表、科目担当者表

1. 授業科目配当表

部門	分野	授業科目名	学年	1年		2年		3年		4年		5年		6年		必修 単位	選択 単位	卒業要件
				春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋			
教養教育科目	教養基礎科目	宗 教 学Ⅰ				2										2		4単位修得すること。
		宗 教 学Ⅱ				2										2		
		心 理 学Ⅰ				2										2		
		心 理 学Ⅱ					2								2			
		哲 学Ⅰ	2													2		6単位以上修得すること。
		哲 学Ⅱ		2												2		
		論 理 学Ⅰ	2													2		
		論 理 学Ⅱ		2												2		
		文 学Ⅰ	2													2		
		文 学Ⅱ		2												2		
		美 術 学Ⅰ	2													2		
		美 術 学Ⅱ		2												2		
		法 学Ⅰ	2													2		
		法 学Ⅱ		2												2		
		政 治 学Ⅰ	2													2		
		政 治 学Ⅱ		2												2		
		経 済 学Ⅰ	2													2		
		経 済 学Ⅱ		2												2		
		社 会 学Ⅰ	2													2		
		社 会 学Ⅱ		2												2		
		教 育 学Ⅰ	2													2		
		教 育 学Ⅱ		2												2		
		地 理 学Ⅰ	2													2		
	地 理 学Ⅱ		2												2			
	歴 史 学Ⅰ	2													2			
	歴 史 学Ⅱ		2												2			
	化 学 の 基 礎	2													2			
	ドイツ語Ⅰ（基礎）	1													1			
	ドイツ語Ⅱ（基礎）		1												1			
	中国語Ⅰ（基礎）	1													1			
	中国語Ⅱ（基礎）		1												1			
	フランス語Ⅰ（基礎）	1													1			
	フランス語Ⅱ（基礎）		1												1			
	歯科基礎科学科目	物 理 学Ⅰ	2												2		6単位修得すること。	
		物 理 学Ⅱ	2												2			
		物 理 学Ⅲ		2											2			
		化 学Ⅰ	2												2		6単位修得すること。	
		化 学Ⅱ		2											2			
		化 学 実 習	1												1			
		化 学 演 習		1											1		8単位修得すること。	
		生 物 学Ⅰ		2											2			
		生 物 学Ⅱ		2											2			
		生 物 学 実 習	2												2			
	生 物 学 の 基 礎	2												2				
	情 報 統 計 学Ⅰ	2												2		4単位修得すること。		
	情 報 統 計 学Ⅱ		2											2				
外国語科目	英 語Ⅰ a	1												1		6単位修得すること。		
	英 語Ⅰ b	1												1				
	英 語Ⅱ a		1											1				
	英 語Ⅱ b		1											1				
	英 会 話Ⅰ	1												1				
健康総合科目	英 会 話Ⅱ		1											1				
	ス ポ ー ツ 科 学Ⅰ	1												1		2単位修得すること。		
ス ポ ー ツ 科 学Ⅱ		1											1					
	卒業要件															40	6	46単位

部門	授業科目名	開講学年	自由 単位
自由選択科目	海 外 事 情Ⅰ・Ⅱ	1～6	各2
	海 外 事 情Ⅲ・Ⅳ	1～6	各1
	サービスマーケティング実習Ⅰ～Ⅳ	1～6	各1
	課題解決型演習Ⅰ～Ⅳ	1～6	各2
	長期インターンシップ	2～6	4
	地 域 連 携 学 A～D	1～6	各2
	自由選択科目の単位は卒業に必要な単位数に算入されない。		

部門	授業科目名	学年		1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		必修 単位	卒業要件
		春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋		
専門 教育 科目	医療コミュニケーションと多職種連携I	1														1	165 単位修得すること
	歯科医師の役割	1														1	
	歯科医師としてのプロフェッショナリズム	1														1	
	人体の構造I		1													1	
	歯科診療と研究の基本		1													1	
	歯の構造		1													1	
	実習：歯の構造		1													1	
	情報の科学	1														1	
	細胞と組織の構造			1												1	
	口腔組織の構造と機能			1												1	
	人体・口腔組織の発生				1											1	
	実習：細胞と組織の構造			1	1											2	
	人体の構造II			2												2	
	実習：人体の構造				4											4	
	人体の機能I			1.5												1.5	
	人体の機能II				2											2	
	実習：人体の機能			1	0.5											1.5	
	生命の分子基盤I			2.5												2.5	
	生命の分子基盤II				1											1	
	実習：生命の分子基盤			1	0.5											1.5	
	生体材料・歯科材料I			1												1	
	生体材料・歯科材料II				2											2	
	実習：生体材料・歯科材料				2											2	
	実習：歯冠形成			1												1	
	社会と歯学I（衛生・公衆衛生学）			1												1	
	臨床医学（外科I）				1											1	
	臨床歯科補綴学				1											1	
	病因・病態・診断（総論）					2										2	
	病因・病態・診断（各論）						2									2	
	実習：病因・病態・診断（総論）					2										2	
	実習：病因・病態・診断（各論）						2									2	
	感染と免疫I					2										2	
	感染と免疫II						1									1	
	実習：感染と免疫						2									2	
	生体と薬物I					2										2	
	生体と薬物II						1									1	
	実習：生体と薬物						2									2	
	社会と歯学II（口腔衛生学）					1										1	
	社会と歯学III（口腔衛生学）						1									1	
	臨床医学（内科I）					1										1	
	臨床医学（内科II）						1									1	
	臨床医学（外科II）					1										1	
	硬組織疾患の病態と治療I					1										1	
	硬組織疾患の病態と治療II						1									1	
	実習：硬組織疾患の病態と治療					2										2	
	歯髓組織の常態と疾患I							1								1	
	全部欠損補綴					1										1	
	実習：全部欠損補綴						2									2	
	口腔・顎顔面領域の疾患 1-I							1								1	
	口腔・顎顔面領域の疾患 2-I							1								1	
	成長発育と不正咬合							1								1	
	小児の口腔疾患と成長発育							1								1	
	放射線・画像診断学（画像検査）I					1										1	
	基礎臨床統合歯学I					1										1	
	医療コミュニケーションと多職種連携II					1										1	
	社会と歯学IV（社会歯科学）							1								1	
	実習：社会と歯学								2							2	
	歯髓組織の常態と疾患II							1								1	
	実習：歯髓組織の常態と疾患							2								2	
	歯周組織疾患の病態と治療I							1								1	
	歯周組織疾患の病態と治療II								1							1	
	実習：歯周組織疾患の診断と治療								2							2	
	冠・橋義歯補綴							1								1	
	小児の歯科治療							1								1	
	実習：小児の歯科治療							1								1	
	顎顔面補綴								1							1	
	部分欠損補綴								1							1	
	実習：部分欠損補綴								2							2	
	高齢者・在宅歯科治療I							1								1	
	高齢者・在宅歯科治療II								1							1	
	インプラント歯科学								1							1	
	実習：インプラント歯科学								1							1	
	実習：冠・橋義歯補綴								2							2	
	口腔・顎顔面領域の疾患 1-II							1								1	
	口腔・顎顔面領域の疾患 2-II							1								1	
	実習：口腔・顎顔面領域の疾患								1							1	
	不正咬合の診断と治療							1								1	
	実習：不正咬合の診断と治療							2								2	
	障害者の歯科治療								1							1	
	放射線・画像診断学（画像検査）II							1								1	

部門	授業科目名	学年		1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		必修 単位	卒業要件
		春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋		
専門教育科目	歯科麻酔Ⅰ									1						1	165 単位修得すること
	歯科麻酔Ⅱ									1						1	
	基礎臨床統合歯学Ⅱ									1						1	
	臨床予備実習									3						3	
	隣接臨床医学											1				1	
	臨床歯学											1				1	
	臨床実習に役立つ臨床歯科治療学											1				1	
	臨床実習に役立つ歯科基礎医学											1				1	
	臨床実習・総合歯学・総合研修											13	13	7	11	44	
	総合示説													4		4	
	卒業要件	4	4	14	16	18	20	18	19	17	13	11	11			165	165 単位

2. 科目担当者表

部門	分野	必修等	授業科目名		単位数	担当者名
専門教育科目	教養基礎科目	○	宗教学	I・II	2・2	山端 信祐
		○	心理学	I・II	2・2	白木 優馬
		△	哲学	I	2	松野 充貴
		△	哲学	II	2	本年度開講せず
		△	論理学	I	2	松野 充貴
		△	論理学	II	2	本年度開講せず
		△	文学	I・II	2・2	佐々木 亜紀子
		△	美術	I・II	2・2	本年度開講せず
		△	法学	I・II	2・2	本年度開講せず
		△	政治学	I	2	小林 正嗣
		△	政治学	II	2	本年度開講せず
		△	経済学	I・II	2・2	本年度開講せず
		△	社会学	I	2	今井 隆太
		△	社会学	II	2	本年度開講せず
		△	教育学	I・II	2・2	内田 康弘
		△	地理学	I・II	2・2	林 泰正
		△	歴史学	I・II	2・2	本年度開講せず
		△	化学の基礎		2	松永 諭
	△	ドイツ語（基礎）	I・II	1・1	来住 準一	
	△	中国語（基礎）	I・II	1・1	本年度開講せず	
	△	フランス語（基礎）	I・II	1・1	本年度開講せず	
	歯科基礎科学科目	○	物理学	I・II・III	2・2・2	有馬 義康
		○	化学	I・II	2・2	松永 諭
		○	化学実習		1	松永 諭
		○	化学演習		1	来住 準一
		○	生物学	I	2	池田 健
		○	生物学	II	2	浅原 正和
		○	生物学実習		2	池田 健
						浅原 正和
		○	生物学の基礎		2	佐久間 麻由子
						池田 健
					浅原 正和	
		情報統計学	I・II	2・2	佐部利 真吾	
	外国語科目	○	英語	I a・II a	1・1	近藤 浩
		○	英語	I b・II b	1・1	早川 真理子
		○	英会話	I・II	1・1	川口 勇作
健康総合科学科目	○	スポーツ科学	I・II	1・1	菅井 大地	
					G.D. ガニエ	
					R.L. ノテスタイン	
					境田 雅章	
					安藤 晴彦	

必修等の記号…○印＝必修科目 △印＝選択科目

部門	授業科目名	単位数	担当者名	開講学年
自由選択科目	海外事情Ⅰ・Ⅱ	各2		1～6
	海外事情Ⅲ・Ⅳ	各1		1～6
	サービスラーニング実習Ⅰ～Ⅳ	各1		1～6
	課題解決型演習Ⅰ～Ⅳ	各2		1～6
	長期インターンシップ	4		2～6
	地域連携学A～D	各2		1～6

部門	授業科目名	必修 単位数	担当講座 (コーディネーター)	担当者名	開講学期 ※1					
					1年	2年	3年	4年	5年	6年
専門教育科目	医療コミュニケーションと多職種連携I	1	総合歯科医学教育	本田雅規 他	春					
	歯科医師の役割	1	歯学部長	本田雅規 他	春					
	歯科医師としてのプロフェッショナリズム	1	臨床系教務主任	木本 統 他	春					
	人体の構造I	1	解剖学	解剖学講座	秋					
	歯科診療と研究の基本	1	病院長	三谷章雄 他	秋					
	歯の構造	1	口腔解剖学	本田雅規 他	秋					
	実習：歯の構造	1	口腔解剖学	本田雅規 他	秋					
	情報の科学	1	総合歯科医学教育	本田雅規 他	春					
	細胞と組織の構造	1	口腔解剖学	本田雅規 他		春				
	口腔組織の構造と機能	1	口腔解剖学	本田雅規 他		春				
	人体・口腔組織の発生	1	口腔解剖学	本田雅規 他		秋				
	実習：細胞と組織の構造	2	口腔解剖学	本田雅規 他		通				
	人体の構造II	2	解剖学	解剖学講座		春				
	実習：人体の構造	4	解剖学	解剖学講座		秋				
	人体の機能I	1.5	生理学	豊田博紀 他		春				
	人体の機能II	2	生理学	豊田博紀 他		秋				
	実習：人体の機能	1.5	生理学	豊田博紀 他		通				
	生命の分子基盤I	2.5	生化学	鈴木崇弘 他		春				
	生命の分子基盤II	1	生化学	鈴木崇弘 他		秋				
	実習：生命の分子基盤	1.5	生化学	鈴木崇弘 他		通				
	生体材料・歯科材料I	1	歯科理工学	林 達秀 他		春				
	生体材料・歯科材料II	2	歯科理工学	林 達秀 他		秋				
	実習：生体材料・歯科材料	2	歯科理工学	林 達秀 他		秋				
	実習：歯冠形成	1	冠橋義歯・口腔インプラント学	近藤尚知 他		春				
	社会と歯学I（衛生・公衆衛生学）	1	口腔衛生学	嶋崎義浩 他		春				
	臨床医学（外科I）	1	外科学	野本周嗣 他		秋				
	臨床歯科補綴学	1	冠橋義歯・口腔インプラント学	近藤尚知 他		秋				
	病因・病態・診断（総論）	2	口腔病理学・歯科法医学	前田初彦 他			春			
	病因・病態・診断（各論）	2	口腔病理学・歯科法医学	前田初彦 他			秋			
	実習：病因・病態・診断（総論）	2	口腔病理学・歯科法医学	前田初彦 他			春			
	実習：病因・病態・診断（各論）	2	口腔病理学・歯科法医学	前田初彦 他			秋			
	感染と免疫I	2	微生物学	長谷川義明 他			春			
	感染と免疫II	1	微生物学	長谷川義明 他			秋			
	実習：感染と免疫	2	微生物学	長谷川義明 他			秋			
	生体と薬物I	2	薬理学	濱村和紀 他			春			
	生体と薬物II	1	薬理学	濱村和紀 他			秋			
	実習：生体と薬物	2	薬理学	濱村和紀 他			秋			
	社会と歯学II（口腔衛生学）	1	口腔衛生学	嶋崎義浩 他			春			
	社会と歯学III（口腔衛生学）	1	口腔衛生学	嶋崎義浩 他			秋			
	臨床医学（内科I）	1	内科学	成瀬桂子 他			春			
	臨床医学（内科II）	1	内科学	成瀬桂子 他			秋			
	臨床医学（外科II）	1	外科学	野本周嗣 他			春			
	硬組織疾患の病態と治療I	1	保存修復学	辻本暁正 他			春			
	硬組織疾患の病態と治療II	1	保存修復学	辻本暁正 他			秋			
	実習：硬組織疾患の病態と治療	2	保存修復学	辻本暁正 他			春			
	歯髓組織の常態と疾患I	1	歯内治療学	諸富孝彦 他			秋			
	全部欠損補綴	1	高齢者・在宅歯科医療学	木本 統 他			春			
	実習：全部欠損補綴	2	高齢者・在宅歯科医療学	木本 統 他			秋			
	口腔・顎顔面領域の疾患 1-I	1	口腔内科・口腔病態制御学	阿部 厚 他			秋			
	口腔・顎顔面領域の疾患 2-I	1	口腔顎顔面外科学	後藤満雄 他			秋			
	成長発育と不正咬合	1	歯科矯正学	宮澤 健 他			秋			
	小児の口腔疾患と成長発育	1	小児歯科学	名和弘幸 他			秋			
	放射線・画像診断学（画像検査）I	1	歯科放射線学	有地榮一郎 他			春			
	基礎臨床統合歯学I	1	総合歯科医学教育	本田雅規 他			春			
	医療コミュニケーションと多職種連携II	1	総合歯科医学教育	本田雅規 他			春			

部門	授業科目名	必修 単位数	担当講座 (コーディネーター)	担当者名	開講学期 ※1					
					1年	2年	3年	4年	5年	6年
専門教育科目	社会と歯学Ⅳ（社会歯科学）	1	口腔衛生学	嶋崎義浩 他				春		
	実習：社会と歯学	2	口腔衛生学	嶋崎義浩 他				秋		
	歯髓組織の常態と疾患Ⅱ	1	歯内治療学	諸富孝彦 他				春		
	実習：歯髓組織の常態と疾患	2	歯内治療学	諸富孝彦 他				春		
	歯周組織疾患の病態と治療Ⅰ	1	歯周病学	三谷章雄 他				春		
	歯周組織疾患の病態と治療Ⅱ	1	歯周病学	三谷章雄 他				秋		
	実習：歯周組織疾患の診断と治療	2	歯周病学	三谷章雄 他				秋		
	冠・橋義歯補綴	1	冠橋義歯・口腔インプラント学	近藤尚知 他				春		
	小児の歯科治療	1	小児歯科学	名和弘幸 他				春		
	実習：小児の歯科治療	1	小児歯科学	名和弘幸 他				春		
	顎顔面補綴	1	有床義歯学	武部 純 他				秋		
	部分欠損補綴	1	有床義歯学	武部 純 他				春		
	実習：部分欠損補綴	2	有床義歯学	武部 純 他				秋		
	高齢者・在宅歯科治療Ⅰ	1	高齢者・在宅歯科医療学	木本 統 他				春		
	高齢者・在宅歯科治療Ⅱ	1	高齢者・在宅歯科医療学	木本 統 他				秋		
	インプラント歯科学	1	冠橋義歯・口腔インプラント学	近藤尚知 他				秋		
	実習：インプラント歯科学	1	冠橋義歯・口腔インプラント学	近藤尚知 他				秋		
	実習：冠・橋義歯補綴	2	冠橋義歯・口腔インプラント学	近藤尚知 他				秋		
	口腔・顎顔面領域の疾患 1-Ⅱ	1	口腔内科・口腔病態制御学	阿部 厚 他				春		
	口腔・顎顔面領域の疾患 2-Ⅱ	1	口腔顎顔面外科学	後藤満雄 他				春		
	実習：口腔・顎顔面領域の疾患	1	口腔内科・口腔病態制御学	阿部 厚 他				秋		
			口腔顎顔面外科学	後藤満雄 他						
	不正咬合の診断と治療	1	歯科矯正学	宮澤 健 他				春		
	実習：不正咬合の診断と治療	2	歯科矯正学	宮澤 健 他				春		
	障害者の歯科治療	1	小児歯科学	名和弘幸 他				秋		
	放射線・画像診断学（画像検査）Ⅱ	1	歯科放射線学	有地榮一郎 他				春		
	歯科麻酔Ⅰ	1	麻酔学	佐藤會士 他				春		
	歯科麻酔Ⅱ	1	麻酔学	佐藤會士 他				秋		
	基礎臨床統合歯学Ⅱ	1	総合歯科医学教育	本田雅規 他				春		
	臨床予備実習	3	4年生臨床実習指導者総主任	武部 純 他				秋		
	隣接臨床医学	1	総合歯科医学教育	本田雅規 他					春	
	臨床歯学	1	総合歯科医学教育	本田雅規 他					春	
	臨床実習に役立つ臨床歯科治療学	1	臨床系教務主任	木本 統 他					春	
	臨床実習に役立つ歯科基礎医学	1	基礎系教務主任	濱村和紀 他					春	
	臨床実習・総合歯学・総合研修（5年）	26	5年生臨床実習指導者総主任	近藤尚知 他					通	
	臨床実習・総合歯学・総合研修（6年）	18	6年生臨床実習指導者総主任	宮澤 健 他						通
	総合示説	4	総合歯科医学教育	本田雅規 他						春

※1 春・・・春学期、秋・・・秋学期、通・・・通年を表す。

部門	授業科目名	必修 単位数	担当講座 (コーディネーター)	担当者名	開講学期 ※1					
					1年	2年	3年	4年	5年	6年
令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度 令和18年度 令和19年度 令和20年度 令和21年度 令和22年度 令和23年度 令和24年度 令和25年度 令和26年度 令和27年度 令和28年度 令和29年度 令和30年度 令和31年度 令和32年度 令和33年度 令和34年度 令和35年度 令和36年度 令和37年度 令和38年度 令和39年度 令和40年度 令和41年度 令和42年度 令和43年度 令和44年度 令和45年度 令和46年度 令和47年度 令和48年度 令和49年度 令和50年度 令和51年度 令和52年度 令和53年度 令和54年度 令和55年度 令和56年度 令和57年度 令和58年度 令和59年度 令和60年度 令和61年度 令和62年度 令和63年度 令和64年度 令和65年度 令和66年度 令和67年度 令和68年度 令和69年度 令和70年度 令和71年度 令和72年度 令和73年度 令和74年度 令和75年度 令和76年度 令和77年度 令和78年度 令和79年度 令和80年度 令和81年度 令和82年度 令和83年度 令和84年度 令和85年度 令和86年度 令和87年度 令和88年度 令和89年度 令和90年度 令和91年度 令和92年度 令和93年度 令和94年度 令和95年度 令和96年度 令和97年度 令和98年度 令和99年度 令和100年度	人体の構造Ⅰ	1	解剖学	解剖学講座		秋				
	臨床歯科補綴学	1	冠橋義歯・口腔インプラント学	近藤尚知 他			秋			
	歯髓組織の常態と疾患Ⅰ	1	歯内治療学	諸富孝彦 他				秋		
	全部欠損補綴	1	高齢者・在宅歯科医療学	木本 統 他				春		
	実習：全部欠損補綴	2	高齢者・在宅歯科医療学	木本 統 他				秋		
	隣接臨床医学	3	総合歯科医学教育	本田雅規 他						春
	臨床歯学	1	総合歯科医学教育	本田雅規 他						春

※1 春・・・春学期、秋・・・秋学期、通・・・通年を表す。

Ⅲ 試験

「愛知学院大学歯学部 of 試験に関する規程」(P.93) 参照

◆受験注意

「愛知学院大学歯学部 of 試験における受験内規」(P.96)

◆成績の評価

「愛知学院大学歯学部 of 履修等に関する規程」(P.85) 参照

◆GPA 制度

「愛知学院大学歯学部 GPA 制度に関する内規」(P.87) 参照

◆進級判定及び再試験

「歯学部における進級及び卒業判定等に関する規程」(P.91) 並びに「歯学部における進級不可及び卒業不可者の扱いに関する規程」(P.98) 参照

Ⅳ 歯科医師国家試験

◆歯科医師の任務（歯科医師法抜粋）

第一条 歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

第二条 歯科医師になろうとする者は、歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

歯科医師を目指し、歯学部に入學した諸君は、歯学部卒業後に歯科医師となるには、歯科医師法の定めるところにより、歯科医師国家試験を受験し、合格しなければなりません。

◆国家試験の内容

□試験期日

年1回（1月下旬～2月上旬予定）2日間（ともに午前及び午後）（第118回は2月1日・2日に実施）

<歯科医師国家試験制度の概要>

- 第116回歯科医師国家試験からは令和5年版歯科医師国家試験出題基準をもとに出題する。
- 出題数 360 題（うち必修問題 80 題）
- 必修問題は絶対基準で評価する。
- 一般問題、臨床実地問題は、総論と各論の2領域別に合格基準を設定する。
- 出題内容

出題基準のブループリント（歯科医師国家試験設計表）に示す割合で出題する。

[今後も充実を図り出題するもの]

- ・高齢化等による疾病構造の変化に伴う歯科診療の変化に関する内容
- ・地域包括ケアシステムの推進や多職種連携等に関する内容
- ・口腔機能の維持向上や摂食機能障害への歯科診療に関する内容
- ・医療安全やショック時の対応、職業倫理等に関する内容

[近年の歯科医療をめぐる状況や歯学教育における教授内容を踏まえ出題するもの]

- ・歯科医師として必要な医薬品を服用する高齢者や全身疾患を持つ者等への対応に関する内容
- ・医療のグローバル化に伴い歯科医師による国際貢献がこれまで以上に求められている現状を踏まえた国際保健に関する内容

【国家試験合格へのアドバイス】

歯科医師国家試験は、歯学部を卒業した学生全員が合格すべきものと考えていますが、現状は全員合格には至っていません。歯科医師国家試験合格には、そのための十分な準備が必要ですが、その必要性については、6年生になってからやっと、気が付く学生が多いように思われます。そこで、国家試験合格に向けた準備についてアドバイスします。

まずは、4年生までの専門教育科目の十分な習得が必要です。十分な習得とは、すべての講義内容を理解することです。そのため各専門教育科目の定期試験では、全科目 80 点以上で合格することを目標にしてください。60 点以上でも合格になりますが、6割程度の理解では、国家試験に通用しません。

次に、4年生の学期末に受ける共用試験（CBT）は、R6 年度から全国一律の合格基準（IRT481 以上）が設定されました。しかしながら、本学では R5 年度までの合格基準を IRT500 もしくは得点率 73%にしていたことや、過去のデータで歯科医師国家試験に確実に合格するには 83%以上の得点率が必要であることがわかっています。したがって、IRT481 で満足してはいけません。CBT は歯科医師国家試験の可否を占う大事な試験であることを理解し準備してください。そして、その学力を土台として、5、6年生における臨床実習と国家試験対策カリキュラムを通じて、それまでに得た知識を集約し、臨床実習・総合歯学・総合示説のそれぞれの試験を 8 割以上の合格点で突破しましょう。

最後に、6年生の卒業試験を総合点で 8 割以上の合格点で卒業できれば、国家試験受験の準備が十分に整ったことになり、自信をもって歯科医師国家試験に臨むことができます。

V 愛知学院大学データサイエンス教育プログラム

愛知学院大学データサイエンス教育プログラム（2022 年度以降入学対象）

※「数理・データサイエンス AI 教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」

2025 年度文部科学省申請予定

2022 年度より、全学部学生を対象に、数理・データサイエンスへの関心を高め、かつ、数理・データサイエンス・AI を適切に理解し活用する基礎的な能力を育成することを目的としたプログラムを実施します。

以下のプログラムを構成する授業科目の単位を修得し、修了要件を満たし、所定の手続きを行うことで修了証を取得できます（プログラムへの申込手続は不要）。

【対応科目一覧】

【歯学部歯学科】

科目名	開講年次	単位数
情報の科学	1 年前期	1
社会と歯学Ⅰ（衛生・公衆衛生学）	2 年前期	1
社会と歯学Ⅱ（口腔衛生学）	3 年前期	1
社会と歯学Ⅲ（口腔衛生学）	3 年後期	1
社会と歯学Ⅳ（社会歯科学）	4 年前期	1
実習：社会と歯学	4 年後期	2

VI 歯学教育モデル・コア・カリキュラム



QR コード

（令和 4 年度改訂版、平成 28 年度改訂版）

I 講座概要【楠元：基礎教育研究棟、末盛：臨床教育研究棟】

1. 口腔解剖学講座【楠元4階】

教育

当講座は“歯の構造”と“細胞と組織の構造”“口腔組織の構造と機能”“人体・口腔組織の発生”の科目を担当しています。歯科医学を習得するために必要な口腔諸器官の肉眼的・顕微鏡的形態と構造を理解するための講義と、その講義を補完するための実習を行いながら基礎的な事項を学修します。

“歯の構造”は歯の解剖学の分野です。口腔のなかで機能的に重要な役割を果たす器官である歯の形態について系統発生的意義と表面構造の名称を習得します。形態を十分に理解するために、歯の鑑別、歯の計測、スケッチの実習を行います。

“細胞と組織の構造”“口腔組織の構造と機能”“人体・口腔組織の発生”は細胞・組織とヒトの体の諸器官の形態的構造を光学顕微鏡、電子顕微鏡の写真あるいは模式図により立体的に理解し、経時的变化における顎顔面頭部および歯と歯周組織の発生・形成の基礎的知識を理解することを目的としています。

研究

口腔解剖学講座では、下記のテーマについて研究を行っています。

- 1) 象牙質・歯髄複合体を再生する生物学に基づいた治療法の開発に関する研究を行っています。
- 2) 口腔内から採取可能であるヒト脂肪幹細胞を用いて、歯周組織を再生させる方法を開発しています。
- 3) 歯髄幹細胞の最適な足場材料を開発しています。
- 4) 歯髄幹細胞を用いて骨・末梢神経の再生方法を開発しています。
- 5) ヒトを含む動物の歯の微細構造の形態的・発生学的事項に関する研究を行っています。
- 6) 多形核白血球、咀嚼筋、唾液腺、口腔粘膜を形態学的に組織化学、電子顕微鏡等の手段を用いて研究しています。
- 7) ヒトやサルなどの歯の形態を肉眼的・組織学的に観察・計測・マイクロCTを用いて内部構造を解析することにより、人類の集団相互の関係や適応に関する研究を行っています。

【口腔解剖学講座教員】

資格	氏名	資格	氏名
主任教授	本田 雅規	講師	加藤 彰子
兼任教授	内海 倫也	助教	Jorge Luis Montenegro Raudales
講師	水谷 誠		

2. 解剖学講座【楠元4階】

教育

歯や口はからだの一部であり、口腔領域を専門とする歯科医療においても患者の全身の健康状態を把握できていることが必要となります。解剖学は人体の正常構造を理解、探究する学問で、医学・歯学の教育、研究に必須の知識を習得する基礎科目です。本講座は、1年生および2年生の「人体の構造」を担当しています。

「人体の構造」の講義では、人体を構成する器官系を骨格系、筋系、脈管系、内臓諸器官、神経系、感覚器に分け、肉眼解剖的形態、構造および相互の位置関係を学習し、人体の構造を系統的に理解します。実習は、骨実習と人体解剖実習があります。骨実習では、頭蓋骨およびからだの各部の骨に触れながら人体の骨格を構成する骨の名称と位置、役割、連結関係、左右の鑑別などを学習します。解剖実習では、ご遺体を実際に解剖し、本や図譜等では理解しにくい立体的構造や個人差などを観察します。学生がご遺体を解剖することを許された貴重な学習の場であり、教材となるご遺体が献体という尊い行為により提供されているという特別な実習です。したがって、献体者のご遺族への感謝の気持ちを忘れずに真摯な姿勢で実習に取り組み、ご遺体と向き合うことを通して人の生死、医の倫理、生命に関わる医療人を目指す自覚と責任感についても考える機会となることを期待しています。

研究

講座のスタッフが、それぞれ個性的な研究を行っています。

永井

遺伝子改変マウスを利用して、以下の点に着目した研究を行っています。

- ・エストロゲンの硬組織への作用機構
- ・からだと脳の性分化の分子機構
- ・内分泌攪乱作用の分子機構

子安

- ・歯（歯周組織を含む）、骨格、末梢神経分布など、「体節構造」を示す器官について、その進化、発生、再生医療に関わる研究

【解剖学講座教員】

資 格	氏 名	資 格	氏 名
主任教授代行 准 教 授	濱村 和紀 永井亜希子	講 師 助 教	子安 和弘 石塚 恭子

3. 生理学講座【楠元3階】

1. 担当科目：

生理学と口腔生理学の講義と実習。実習は小グループに分れて実習室で行い、各人がレポートを書いて提出し、添削を受ける。

2. 時間配分：

講義は前期は、4～7月は週 1.5 コマ。後期は週の 2.0 コマ。実習は4月から11月の間に週 2 コマ。

3. 生理学では何を学ぶか：

身体の様々な働きがどんな機序に基づいているか、その仕組みを学ぶのを目的としている。単一細胞の働き方から出発して、各種臓器の働きを理解する。更に、臓器間の相互作用を学習することにより、個体の正常で健康な状態が各臓器システムのバランスのとれた相互関係の上に成り立っていることを知る。さらに、個体が疾病に冒された時の異常機能状態、即ち病態生理学の一部についても学ぶ。

4. 口腔生理学で学ぶもの：

- (1) 運動機能。咀嚼筋や舌の働き方、顎関節の運動、消化管の運動、など。
- (2) 感覚機能。歯痛、顔面口腔の触・温冷覚、味覚など。口腔領域と関係の深い、眼科・耳鼻科の基礎となる視覚・聴覚・平衡覚についても学ぶ。
- (3) 自律神経。唾液腺・消化管の分泌とホルモン・自律神経による分泌制御について学ぶ。

5. 実習：

楠元・基礎実習棟の生理学・口腔衛生学実習室で行う。主たる実習種目は、血圧の測定、心電図の記録、開口反射、単シナプス反射（H 反射）、皮膚の二点識別閾、味覚閾値の計測、血液中のガス濃度の変化による呼吸の調節、音声の周波数分析などである。

6. 現在、講座で行なわれている実験的研究の内容：

- (1) 覚醒ラットの大脳皮質咀嚼野を電氣的に連続刺激し、誘発された咀嚼運動が視床下部や中脳中心灰白質への刺激によって、どの様に変調するか解析し、情動と運動の会合点を模索する。
- (2) 覚醒ラットが実際に咀嚼・嚥下するときに、筋活動などで生じるノイズを除去し、単一ユニット神経活動を記録し、ブラキシズムモデル動物の基礎となる研究を行う。
- (3) 味の質の違いを中枢神経系がどのような機序で判別しているのかを、ラットの脳にガラス管微小電極を刺入して、多数の単一神経細胞の活動を同時記録している。

【生理学講座教員】

資 格	氏 名	資 格	氏 名
教 授	豊田 博紀	准 教 授	横田たつ子
准 教 授	畑中 伸彦	講 師	松永 知子

4. 生化学講座【楠元3階】

教育

生化学は、正常および病的状態における生命現象を物質レベルで理解することを目的とする学問である。

今日、生化学の原理や研究方法は医学・歯学において広く利用されており、疾病の検査・診断、病態の把握、および治療法の開発に貢献している。

生化学講座は、「生命の分子基盤」という科目名のもとで、歯学部2年生を対象にして春・秋学期に開講される講義と実習を担当している。

ここで学習する内容は歯学を学ぶための基礎を形成するもので、内容を十分に理解するには、これまでに修得してきた生物学、化学、物理学などの知識が必要となる。

春学期には、生体物質の基本的な構造・機能・代謝および細胞レベルでの分子の役割を理解し、秋学期には、口腔領域に重点をおいて学習する。

講義で学んだ内容の理解を深め、また、基本的な実験技術を身につけるために、講義に連係して実習が組まれる。

研究

生化学講座では主として下記のテーマについて研究を行っている。

1. タンパク質分泌の分子機構
2. タンパク質分泌を可視化する生物発光イメージング法の開発と応用
3. インスリン分泌機構の解析と病態解明への応用
4. 骨代謝関連タンパク質の産生と分泌の制御機構
5. ゲノム編集技術を用いた培養細胞および個体の生物発光イメージング

〔生化学講座教員〕

資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	鈴木 崇弘	講 師	福田 尚代
准 教 授	福田 信治		

5. 口腔病理学・歯科法医学講座〔楠元2階〕

教育

病理学（病因・病態・診断）は病気の本態を明らかにする学問である。したがって、病理学は単に病気の原因や病変の成り立ちを教えてくれるだけでなく、病気の診断やその治療あるいは病気の予防などに関するいろいろな知識を与えてくれる非常に大切な学科である。

このため、病理学では、各臓器組織にあらわれる同じ種類の病変をひとまとめにして、その一般的なことがらについて学ぶ。

口腔病理学では、口腔粘膜、舌、唾液腺、顎骨、顎関節、歯と歯周組織、などにあらわれる病変について学ぶ。

病理学および口腔病理学の実習では、それぞれ病理学および口腔病理学で学んだ病変についての病理組織標本を、各自が光学顕微鏡および種々のデータベースを用いて観察する。

歯科法医学では、人の死、死因究明、身元確認、歯科的個人識別、白骨死体の鑑定、災害時の歯科保健医療、および関連法規について学ぶ。

病理診断

口腔病理学・歯科法医学講座では、上記の教育の他に歯学部附属病院口腔病理診断部において病理診断を担当し、患者の生検材料（病変部の組織の一部を採取し、病理組織学的に診断することを生検という）および手術材料の病理組織診断を行い、臨床の一部門としても業務している。

歯科的個人識別、照合、異同判定

口腔病理学・歯科法医学講座では、上記の教育の他に、愛知県警察等からの依頼を受け、身元不明死体の鑑定、歯科的個人識別、照合、異同判定などの業務を行っている。

研究

口腔病理学・歯科法医学講座では、ヒトのいろいろな口腔病変の臨床病理学的研究、ならびに動物や細胞を用いて歯胚組織、歯周組織、口腔腫瘍、顎関節病変、ウイルス感染、口腔インプラントなどに関する実験病理学的研究や分子生物学的研究を行っている。また、DNA ワクチンの開発やドラッグデリバリーシステムの開発、レーザー光・LED 光を用いた創傷治癒促進効果の検討を行い、口腔疾患の予防・治療にも貢献している。さらに、宇宙歯学研究も行っている。

上記の研究の他に、白骨死体の骨および歯からの年齢推定、加齢変化等に関する研究も行っている。

〔口腔病理学・歯科法医学講座教員〕

資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	前田 初彦	講 師	吉田 和加
准 教 授	久保 勝俊	講 師	河合 遼子
准 教 授	杉田 好彦		

6. 微生物学講座〔楠元2階〕

教育

微生物学は、細菌学、口腔細菌学、ウイルス学、免疫学などで構成されている。これらの基礎的なことがらを学ぶことになろう。同時に、微生物学の教育のなかで感染防御の思想を確立することも大切なことである。

本講座は、3年生の「感染と免疫」の講義・実習を担当する。講義では、まず医学領域における微生物学の基礎、すなわち微生物がどのようにして宿主に感染を果し病原性を発揮するのかを学ぶ。その上で、感染防御における生体の免疫機構や感染防止のための消毒・滅菌について学習する。また、感染症治療に用いられる化学療法薬についての学習も行う。上記の講義から会得した知識を基にして口腔微生物学を学び、口腔微生物と様々な疾患との関連性についての

理解を深める。

実習では、主要な病原微生物の生物学的特徴の観察、その特徴に基づいた分離同定、PCR を用いた細菌の検出、口腔微生物の性状解析などを学生自ら実施することにより、これから歯科医師になるために必要不可欠な微生物取扱技術と感染症の診断技術を学ぶ。さらに応用編として、遺伝子クローニング実習を行い遺伝子工学の基礎も学習する。

研究

微生物学講座では主として下記のテーマで分子生物学的な研究を行っている。

1. 歯周病関連細菌の菌体表層タンパク質の構造・機能解析
2. 歯周病関連細菌の病原因子の制御機構に関する研究
3. 歯周病関連細菌の肺炎病態悪化と免疫回避機構の解明
4. 歯肉縁下あるいはデンチャープラーク細菌叢の解析

上記のテーマに限らず広く口腔微生物学の諸問題に関心を持っている。したがって興味ある新しいことがらにも積極的に取り組むつもりでいる。

〔微生物学講座教員〕

資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	長谷川義明	講 師	内記 良一
准 教 授	西川 清		

7. 薬理学講座〔楠元3階〕

教育

薬理学（「生体と薬物」という科目名で学ぶ）を一言でいえば、薬物の生体における作用、あるいは薬物はどうして効くかを学ぶ学問である。薬物はいり方によって“薬”にも“毒”にもなる性質をもっている。将来歯科医師として治療にたずさわる時、自らの判断で患者さんに対して種々の薬物を処方使用する立場となる。臨床における正しい薬物療法には薬物に対する正しい理解が必要である。

具体的に薬理学を学ぶのは3年生からである。3年生春学期から始まる「生体と薬物Ⅰ」ではまず薬物の全体像（総論）を一通り理解した上で、医療一般に広く用いられる薬物について系統的に学ぶ。3年生秋学期の「生体と薬物Ⅱ」では歯科領域での治療に繁用されている薬物を中心に講義される。3年生秋学期には「生体と薬物」の実習も行われ、実際に“生きている”動物を対象に、生体における薬物の作用を具体的に学ぶ。知識を正しくより深いものにするためには、生命の分子基盤、人体の機能などで学んだことと関連づけて理解することが大切である。

研究

薬理学講座では、骨芽細胞および破骨細胞の培養系、および糖転移酵素遺伝子ノックアウトマウスを用いた実験系により「糖鎖による骨代謝制御機構」を明らかにすることを目指している。また、間葉系幹細胞に発現する糖鎖の違いが、骨芽細胞、軟骨細胞、脂肪細胞への分化に及ぼす影響について解明し、臨床応用に役立てたいと考えている。さらに、糖鎖が口腔扁平上皮癌や骨肉腫などの癌細胞の悪性形質獲得にどのように関与しているのかについて研究を進めている。

1. 糖鎖による骨代謝制御に関する研究
2. 糖鎖による癌細胞の悪性形質獲得に関する研究
3. 間葉系幹細胞に発現する糖鎖の違いによる分化指向性に関する研究
4. 小胞体ストレスによる骨代謝制御に関する薬理学的研究

〔薬理学講座教員〕

資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	濱村 和紀	助 教	金子 慶
講 師	坂下 暁介	兼担准教授	近藤 久貴
助 教	長尾 麻由		

8. 歯科理工学講座〔楠元2階〕

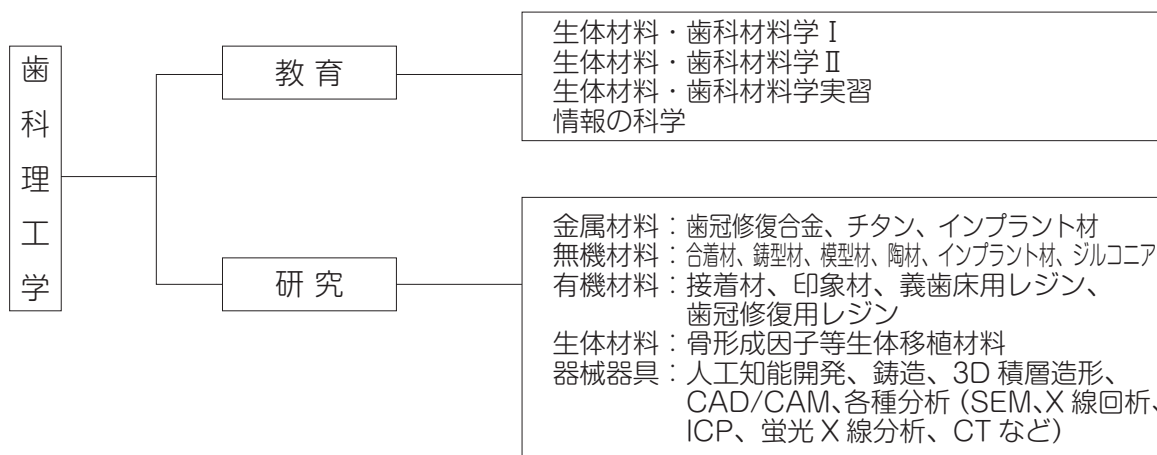
歯科医療の目的は、主としてう蝕や歯周病あるいは腫瘍・外傷などによって歯が欠損したり顎骨を喪失した場合、生体材料・歯科材料を使用して口腔内の複雑な機能形態と審美性の回復を図ることである。この目的を果たすために歯科で使用される材料は生体と適応、調和し物理的、機械的及び化学的性質が優れているものでなければならない。生体材料・歯科材料学はこれらの材料の性質はもとより、その使用法さらには器械、器具についての知識とその取り扱い法などについて学びかつ研究する学問である。

生体材料・歯科材料学を理解するためには物理学、化学、生物学の基礎的な知識及び広範な科学知識を修得していなければならない。

生体材料・歯科材料学の講義は総論と各論に大別され、その内容は金属材料、無機材料、有機材料及び歯科用器械、器具からなっている。講義で学んだ項目についてさらに理解を深めるために実習を行なっている。

歯科理工学講座は、学生教育の他に以下に示すように生体材料、歯科材料、器械、器具について多彩な研究を行なっている。

当講座ではこれらの研究に興味をもつ学生諸君に広く扉を開き、実験、討議に参加させることを意図している。



〔歯科理工学講座教員〕

資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	林 達 秀	講 師	朝 倉 正 紀
准 教 授	鶴 田 昌 三	講 師	堀 美 喜

9. 口腔衛生学講座〔楠元4階〕

教育

口腔衛生学は、歯や口腔の健康（口腔保健）を保持増進するための科学と技術を研究する学問分野であり、皆さんが将来地域で歯科医師として活躍する際に必要となる分野です。

社会と歯学の講義では、衛生・公衆衛生学、口腔衛生学および社会歯科学の知識を、社会と歯学実習ではその実技について学びます。さらに臨床実習では、附属病院の口腔衛生科にて、口腔の健康を維持するために定期的に来院している患者さんの口腔保健指導の見学、実践を行います。

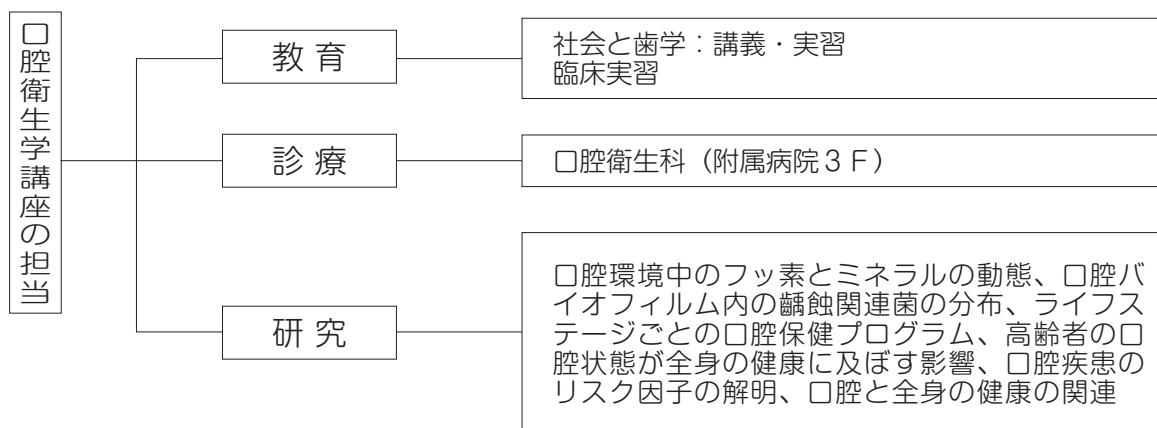
また口腔衛生学と関連して、歯科医学史を学びます。

診療

口腔衛生学講座は、附属病院で口腔疾患の予防を目的とする口腔衛生科の診療を担当しています。

研究

教育、診療の他、口腔環境中のフッ素とミネラルの動態、口腔バイオフィルム内の齲蝕関連菌の分布、母子・学校や地域など児童から成人・高齢者までのライフステージごとの口腔保健プログラム、高齢者の口腔状態が全身の健康に及ぼす影響、口腔疾患のリスク因子の解明、口腔と全身の健康の関連についての研究を行っています。



〔口腔衛生学講座教員〕

資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	嶋崎 義浩	講 師	島中 瑞季
准 教 授	加藤 一夫	兼 担 教 授	犬飼 順子
講 師	橋本 周子		

10. 保存修復学講座〔末盛6階〕

保存修復学は、う蝕（むし歯）をはじめとする歯の硬組織疾患の治療を扱う学問である。

当講座では、失われた歯の形態、機能、審美性を回復することに加え、密接に関連する口腔内の微生物や生活習慣の管理を含め、歯の硬組織疾患の予防、制御および修復についての教育や研究を行っている。

教育

歯の硬組織疾患の病態、それに関連した検査と診断、ならびにそれらの治療法についての知識・技能・態度を習得する。

担当科目：

3年通年	講義：硬組織疾患の病態と治療
3年春学期	実習：硬組織疾患の病態と治療
4年秋学期	臨床予備実習
5年通年	臨床実習 A
6年通年	臨床実習 B、総合示説、総合研修

研究

1. 医療ビッグデータを用いた修復治療の臨床寿命予測に関する研究
2. レーザーを応用したエナメル質および象牙質の強化・改質法の開発
3. エナメル質表層下脱灰およびう蝕象牙質モデルを確立するための研究
4. 超高透光性ジルコニアを用いた審美修復治療確立に関する研究
5. バイオアクティブ修復材料の分析化学的研究
6. 構造的欠陥を低減化したコンポジットレジン修復の創造に向けた研究

診療

歯科保存科（附属病院 5 階）：

う蝕をはじめとする様々な硬組織疾患によって損なわれた形態や機能、あるいは審美性を修復し回復することを目的に、常に最先端の情報や技術を導入して診療を行っている。また、疾病の再発や新たな発生を制御し予防することを目的に、治療後の患者管理も治療の一環として行っている。

審美歯科（附属病院 5 階）：

歯や歯肉の自然な外観と機能をバランスよく回復し、美しい口もとと笑顔を得ることで心身ともに健康を取り戻し、より豊かな生活を送ることを目標に、様々な分野と連携を取りながら全人的に診療を行っている。専門的な歯のクリーニングや漂白（ホワイトニング）による歯の色調の改善、セラミックスやコンポジットレジンなど歯の色をした修復物による歯の形や欠損部分の改善、あるいはレーザーを用いた歯肉の色の改善などを行っている。

〔保存修復学講座教員〕

資 格	氏 名	資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	辻本 暁正	講 師	岸本 崇史	助 教	小田切ゆかり
准 教 授	友田 篤臣	助 教	佐久間恵子	助 教	大鹿水由季
講 師	堀江 卓	助 教	前迫真由美		

11. 歯内治療学講座【末盛6階】

歯内治療学講座は、臨床歯科医学の基礎をなす歯科保存学の一分野である歯内治療学（開講学科名：歯髓組織の常態と疾患）の教育、研究、臨床を担当しています。歯内治療学とは、歯の硬組織、歯髓および根尖歯周組織に対する疾病の予防および治療を考究する学問です。

当講座の基本理念は、「研究に立脚した臨床」です。私たちは、歯内治療学の教育を通じて、地域社会で信頼される歯科医師を養成するとともに、歯内治療の質を高めるための基礎的、臨床的研究に取り組み、そして安心・安全で最適な歯内治療を提供することを常に心がけています。

教育

歯内治療は、①歯髓保存療法（歯髓鎮痛消炎療法、覆髓法、断髓法）、②歯髓除去療法（抜髓法）および③感染根管治療の3つに大別され、その目的は、咬合・咀嚼器官として重要な役割を果たす歯を健康な状態で保存することによって、口腔のみならず、全身の恒常性の維持やQOLの向上に寄与することです。したがって、歯内治療学では、4年生から始まる講義（春・秋学期通年）、基礎実習（秋学期）、臨床予備実習、および5年生の臨床実習A・総合研修と6年生の臨床実習B・総合研修を通して、歯内治療を行うために必要な知識、技能、態度を修得することが目標です。

担当科目

3年秋学期：歯髓疾患の常態と疾患 講義

歯内治療に必要な診査・診断方法、歯髓疾患・根尖性歯周疾患などについての基礎知識を習得します。

4年通年：歯髓疾患の常態と疾患 講義・実習 臨床予備実習

歯髓疾患および根尖性歯周疾患に対する処置法などについての知識を習得するとともに、模型・マネキン実習を並行して実施し、知識に基づいた態度と技能の修得を目指します。

臨床予備実習では、示説および実習を通して臨床実習に必要な基本的事項を習得し、臨床実習に対して準備することを目的としています。

5年通年：診療参加型臨床実習A・総合研修

臨床実践講義・実習で、歯内治療・根管処置の知識、態度、技能を復習し修得することを目指します。また、歯内治療科に来院する患者さんの見学・診療補助（介助）や実際に患者さんの治療（自験）を行う診療参加型臨床実習で、知識、態度、技能のさらなる向上を目指します。

6年通年：診療参加型臨床実習B・総合研修

歯内治療科に来院する患者さんの見学・診療補助（介助）や実際に患者さんの治療（自験）を行う診療参加型臨床実習で、知識、態度、技能のさらなる向上を目指します。

診療

・歯内治療科初診（附属病院 南館3階）

歯痛などを訴えて来院した患者を初診担当者が診査、診断して治療方針を決定します。

・歯内治療科（附属病院 南館5階）

初診で決定された治療方針に従って、医局員（講座員）が治療を行っています。

臨床実習生（5年生）は、ローテーション制で医局員の治療の見学、介助を行うとともに、実際に患者の治療（自験）も行います。臨床実習生（6年生）は、臨床歯科医学をさらに深く学習するため診療参加型臨床実習を継続できます。

・顕微鏡歯科外来（附属病院 南館5階）

歯科用実体顕微鏡（マイクロスコープ）を活用した精密な歯内治療を行う特殊外来です。

研究

1. 基礎的研究

- ①根尖病変の成立機序に関する分子生物学的・生化学的・病理組織学的研究
- ②根尖性歯周炎の発症に関連する細菌の解析

2. 臨床的研究

- ① aPDT（抗菌光線力学療法）を応用した根尖性歯周炎関連細菌に対する新たな殺菌方法の確立
- ②ナノバブル薬剤導入法を応用した根尖性歯周炎関連細菌に対する新たな殺菌方法の確立
- ③人工知能（AI）を応用した歯内治療領域の新たな画像診断システムの構築
- ④ fNIRS（機能的近赤外分光法）を用いた口腔領域の痛みの可視化・定量化
- ⑤歯科用実体顕微鏡（マイクロスコープ）と歯科用コーンビーム CT の歯内治療領域への応用
- ⑥食品添加物を応用した新たな抗菌薬の開発
- ⑦バイオセラミックスを応用した新たな根管充填材の開発
- ⑧歯内治療を目的とした歯科用コーンビーム CT 検査の実態調査
- ⑨歯内治療科初診紹介患者に関する実態調査
- ⑩歯内治療科来科患者における根管破折器具に関する後ろ向き調査
- ⑪顕微鏡歯科外来患者の実態調査

3. 教育に関する研究

- ①患者の感情面へ対応する歯科コミュニケーション教育方略の開発
- ②多職種連携教育の成果

【歯内治療学講座教員】

資 格	氏 名	資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	諸 富 孝 彦	講 師	今 泉 一 郎	助 教	藤 田 将 典
准 教 授	堀 場 直 樹	講 師	北 村 成 孝	助 教	江 幡 香 里
講 師	柴 田 直 樹	講 師	樋 口 直 也	客 員 教 授	中 島 美 砂 子

12. 歯周病学講座【末盛6階】

超高齢社会を迎えた我が国において、生涯、自分の歯で食事をしたいという人が増加している。歯周病学は、その要望にこたえるために、成人での罹患率が高く、歯を失う大きな原因となっている歯周病の予防や治療を通じて口腔および全身の健康を向上させることを目指す学問である。

歯周病は、バイオフィルムであるプラーク中の細菌を排除するために生体側が起こす免疫・炎症反応と考えられる。歯肉に炎症が起こると、歯と歯肉の付着は破壊され慢性的に進行する。遷延化した炎症の影響を受け、歯槽骨が吸収されると、最終的には歯の喪失を招く。歯周病は、口腔疾患の中で唯一生活習慣病ととらえられており、定期的な管理が特に重要である。また、歯周病は、糖尿病、心疾患、早産、アルツハイマー病、がんなどの口腔領域以外の疾患との関連も報告されている。

当講座では、そのような歯周病の病態について基礎的、臨床的研究を重ね、また、診療や教育を通じて、その成果を広く、社会に還元する役割を果たしたいと考えている。

教育 担当科目

4 年春学期	講義：歯周組織疾患の病態と治療Ⅰ
4 年秋学期	講義：歯周組織疾患の病態と治療Ⅱ、実習：歯周組織疾患の診断と治療、臨床予備実習
5 年通年	臨床実習 A（相互実習、診療参加型臨床実習）
6 年通年	臨床実習 B、総合示説、総合研修

研究

1. 再生医療に関する基礎医学的・臨床的研究、2. 歯周病と全身疾患に関する基礎医学的研究、3. 歯周病の病因における免疫学的研究、4. レーザー治療についての基礎医学的・臨床的研究、5. 口臭に関する臨床的研究、6. 歯周病の発症に関与する遺伝的背景についての研究

診療

附属病院 5 階歯周病科診療室にて歯周病の治療にあたっている。従来の治療法に加え、レーザー治療、再生療法、インプラント治療など新しい医療技術を導入した治療を実施している。特殊な病態を示す症例については、免疫学的、生化学的、細菌学的な新しい診断法を取り入れ、治療に役立てている。また、特殊診療科として口臭治療科を担当し、口臭症についての治療を実施している。

〔歯周病学講座教員〕

資 格	氏 名	資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	三谷 章雄	准 教 授	林 潤一郎	講 師	後藤 久嗣
兼 担 教 授	稲垣 幸司	講 師	山本 弦太	講 師	大野 祐
准 教 授	菊池 毅	講 師	西田 英作	助 教	後藤 亮真

13. 有床義歯学講座（部分床義歯学、顎顔面補綴学）〔末盛 6 階〕

歯科補綴学とは、う蝕、歯周病、外傷などを原因として生じた歯列内の部分的な歯の喪失と、それに伴って生じた歯周組織や歯槽骨の実質欠損を、固定性あるいは可撤性の補綴装置を用いて修復し、喪失した形態または障害された口腔機能（咬合、咀嚼、構音、嚥下）と外観（審美）を回復・改善するとともに、継発疾病の予防を図るために必要な理論や技術、材料などを考究する臨床歯科医学の一分野です。その一翼を担う部分床義歯学は、1 歯欠損から 1 歯残存に至るあらゆる欠損の症例に適用されることから多様性に富んでおり、可撤性の補綴装置（部分床義歯）を適用して患者さんの口腔機能の回復・改善を図ることを目的としています。また、顎顔面補綴学とは、腫瘍、外傷、炎症、先天性の形成不全などが原因で、顔面または顎骨とその周囲組織に生じた欠損部を、非観血的にあるいは手術との併用により補綴装置で修復し、失われた機能と形態、外観（審美）を回復・改善するとともに、患者さんの QOL 向上や早期の社会復帰を図るために必要な理論や技術、材料などを考究する臨床歯科医学の一分野です。このような歯科補綴学の学問体系を踏まえて、補綴歯科臨床では、人工装置として位置づけられる補綴装置を用いて、顎口腔系の形態と機能の回復（レストレーション）を図り、生体の働きをできるだけ機能的に長く維持（メインテナンス）していくこと、そして、患者さんのライフサイクルを考慮した健康的に生きる手助けを行います。生涯にわたり快適な生活の営みを求める時代となってきた現在、これからは、超高齢化へ向かう現代社会に貢献でき、臨床に直結しさらに臨床にフィードバックすることのできる基礎・臨床研究が求められてきます。当講座では、「人の生きがいをサポートする補綴歯科臨床」へ向かう一貫した教育・臨床・研究方針のもと、リサーチマインドを持ち、患者さんの健康維持・増進を図るために必要な理論と技術を探求し、社会のニーズに貢献し対応することができると歯科医学の教育体制と歯科医師の育成へ向けて積極的に取り組んでおります。これまで築き上げられてきた講座の活動を礎にして、よりよい補綴歯科臨床に向かっていきたいと考えております。

教育

1) 講義・実習

4 年春学期：講義（部分床義歯学）

歯列の部分的欠損によって生じる顎口腔系の病態を理解し、そこに適応される部分床義歯により口腔諸機能の回復・改善を図ることに関する知識・理論の習得を目的としています。

4 年秋学期：模型実習（部分床義歯学）

春学期で学んだ部分床義歯の理論および材料学的な基礎知識の確認と、模型を使用した部分床義歯の設計から製作法に関する術式の習得を目的としています。

4 年秋学期：顎顔面補綴学

顎顔面補綴の臨床の実際について、分野の枠にとらわれない統合型講義のハイブリット形式にて教授し、歯科医師として必要な知識・理論の習得を目的としています。

5 年生（通年）臨床実習 A（相互実習・診療参加型臨床実習）

6 年生（通年）臨床実習 B 総合示説・総合研修

4 年生までに習得した講義・実習内容を踏まえて、登院後の診療参加型臨床実習では、各診療科をローテーションによる配属実習体系で知識や技能を学修することを目的としています。当講座担当の診療科では、臨床生は指導教員・担当医の下で自ら診療を行う自験、診療見学、診療介助の診療参加型臨床実習、学生相互での模擬演習と講義を通して歯科補綴学の基本的事項の習得を目的としています。補綴科（部分欠損修復）診療部・顎顔面補綴科診療部・マグネットデンチャー外来では、臨床生は 4 年生までに学んできた専門的知識を駆使して、実際の患者の診察・検査・診断を行い、それに基づいた治療方針・治療計画（理想的治療計画と現実的治療計画）を立案し、歯科医師として必要不可欠な臨床の基本的事項を学びます。

研究

講座の研究テーマの多くが歯科臨床に直結するものを目指しており、臨床経験や診療に関わる歯科補綴学上での問題点を研究テーマとして追及しています。主たる研究テーマとして、部分床義歯を設計するための顎堤粘膜や残存歯の負担能力に関する義歯の形態学的・機能的・材料学的検討に関する研究、インプラントや磁性アタッチメントに関する研究、顎顔面補綴に関するエビデンスと顎義歯の臨床術式の検証や材料学的検討に関する研究、補綴装置による咀嚼機能や機能回復に関する研究、再生医療に関する研究などを展開しています。当講座での研究テーマを以下に記載致します。

- ① コンピュータ解析による有床義歯の製作と力学的挙動に関する研究
- ② 支台歯ならびに顎堤部の負担能力に関する研究
- ③ CAD/CAM、3D プリンタを応用した補綴歯科に関する基礎的および臨床的研究
- ④ インプラントに関する基礎的および臨床的研究
- ⑤ 顎顔面補綴に関する基礎的および臨床的研究
- ⑥ 歯科用磁性アタッチメントに関する基礎的および臨床的研究
- ⑧ 咀嚼・嚥下機能に及ぼす有床義歯の役割に関する研究
- ⑦ 歯髄幹細胞を用いた組織再生に関する研究
- ⑨ 歯科用合金・高分子材料の生物学的評価に関する研究
- ⑩ 磁場の骨形成に及ぼす影響に関する研究
- ⑪ 骨造成に関する基礎的および臨床的研究

診療

愛知学院大学歯学部附属病院は歯学・歯科医学教育の医育機関であることから、南館4階の補綴科（部分欠損修復）診療部は、基本的には部分歯列欠損症例を対象とした部分床義歯補綴を担当しています。しかし、日常の補綴歯科治療では歯質欠損症例、無歯顎症例も多く認められるため、歯冠補綴、全部床義歯補綴などを含めた補綴歯科治療全般を担当しています。また、特殊診療部 顎顔面補綴科では、口腔や顔面領域に生じた腫瘍、外傷、炎症、先天性の形成不全などにより顔面または顎骨とその周囲軟組織に生じた顎顔面欠損症例に対して顎補綴装置（顔面領域には顔面補綴装置（エビデンス）、口腔領域には顎義歯や舌接触補助床をはじめとする各種特殊装置）で修復し、損なわれた機能・形態・審美に対する回復・改善を図っています。特殊外来 マグネットデンチャー外来では、有床義歯へ磁石を利用した磁性アタッチメントによる有床義歯補綴治療を行っています。補綴科（部分欠損修復）診療部、顎顔面補綴科診療部、マグネットデンチャー外来では、学内からは関連診療科、学外からは県内外の総合病院やがんセンター等の多くの医療施設から患者様のご紹介をいただいております。そして、日々の臨床においては、認定医・専門医を中心とした診療チームにて歯科医療に従事しております。また、各診療部・外来部門で経験した臨床症例や、臨床研究等の成果は、学会や学術誌へ発表し、積極的に活動を行っております。

〔有床義歯学講座教員〕

資 格	氏 名	資 格	氏 名	資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	武部 純	講 師	熊野 弘一	助 教	松崎 悠華	兼 担 講 師	藤波和華子
特殊診療科教授	尾澤 昌悟	講 師	秦 正樹	助 教	小林 俊之		
准 教 授	吉岡 文	講 師	松川 良平	兼任准教授	小島 規永		

14. 高齢者・在宅歯科医療学講座（全部床義歯学）〔末盛4階〕

当講座は、高齢者・在宅歯科治療学と全部床義歯学の2分野を担当しています。

高齢者の歯科治療では、顎口腔系の局所的な問題に加えて全身疾患や社会的、精神・心理的な問題まで配慮する必要があります。さらに、超高齢社会の到来で需要が増した訪問歯科診療や口腔ケアの問題も扱います。

全部床義歯学は歯科補綴学の一分野であり、全ての歯を失った無歯顎者が装着する全部床義歯を扱う学問であります。歯の喪失により咀嚼機能・発音機能・審美性などに障害が生じますが、無歯顎者に適切な全部床義歯を装着することにより失われた機能の回復ができます。

教育

臨床歯科補綴学

全部欠損補綴 講義
// 実習

臨床予備実習

高齢者・在宅歯科治療学 講義

臨床実習（高齢者・在宅歯科治療学、補綴科）

臨床実習では、高齢者の診察、高齢者の全身的評価、認知機能の評価、介護技術、高齢者疑似体験、口腔ケア、生体モニタリング、口腔機能低下症、咀嚼機能検査法、摂食嚥下リハビリテーション、高齢者の栄養評価と食事指導の講義と実習、介護老人保健施設における臨地実習、および、補綴治療の見学と自験が行われます。

研究

高齢者歯科学と全部床義歯学を主軸とし、さらに歯科補綴学に関連する分野の研究を行っています。具体的には、軟質リライン材の臨床効果、義歯床用材料の食品の硬さへの影響、光照射による骨治療促進に関する研究、ドラッグリポジショニングによる骨芽細胞分化促進の研究、高齢者の口腔ケアの自立度に関する研究、高齢者歯科学の臨床実習における教育プログラムに関する研究、訪問歯科診療と高齢者歯科医療に関するインターネット調査による研究、項目反応理論に基づいた CAT による咀嚼能力の定量評価、下顎運動と顎関節構造、口腔内装置を用いた閉塞性睡眠時無呼吸症候群患者の臨床的研究等のテーマに取り組んでいます。

診療 診療室は附属病院の4階にあり、全部欠損修復、口腔インプラント科、口腔金属アレルギー外来、高齢者歯科外来を担当しています。なお、診療の場を利用して臨床実習や臨床研究を行っています。

【高齢者・在宅歯科医療学講座教員】

資 格	氏 名	資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	木本 統	准 教 授	宮前 真	講 師	瀧井 泉美
准 教 授	竹内 一夫	講 師	宇佐美博志	講 師	山口 大輔
准 教 授	水野 辰哉	講 師	高濱 豊		

15. 冠橋義歯・口腔インプラント学講座【末盛4階】

教育

補綴装置という人工物により、先天的または後天的に損なわれた顎口腔系の機能ならびに審美性を回復することを目的とする歯科補綴学という学問において、当講座は主として残存歯に維持と負担を求める冠橋義歯（ブリッジ）と骨に支持を求める口腔インプラントの理論に関する講義とその実践に関する実習を担当している。まず2年生秋学期の歯冠形成実習で、ヒトの歯の基本的な歯冠形態を学ぶ。次に、3年次の臨床歯科補綴学で、歯の歯冠部に生じた形態的、色調的異常、または少数歯の欠損によって生じる顎口腔系器官の様々な病態と、それに対する治療法としての生物学的、理工学的理論を学ぶ。4年次に冠橋義歯学と口腔インプラント学の講義と実習でその詳細を学び、それによって得た知識と技術を5年生以降の臨床実習で展開できるようにする。

診療

本学附属病院を訪れた患者さんの一般的な補綴診療とインプラントの専門治療を行っている。また、この地域の専門病院として、複雑な補綴処置を要する患者さんの診療を行っている。

臨床実習においては、実際の患者さんを前にして、最初の診察から治療の予後観察にいたる歯科補綴の一連の流れと意義を学ぶ。そして、その治療や技工に携わり、歯科医師として必要不可欠な歯科補綴診療の基礎的技術を修得する。

研究

冠橋義歯（ブリッジ）と口腔インプラントを主体とした診療レベルの向上を目指して、歯科治療のデジタルトランスフォーメーションを推進してきた。そして、咬合検査や顎機能検査法の開発とシステム化、新規治療法ならびに生体材料の開発、および組織再生に関する新しい技術・材料の開発と客観的評価を行っている。

【冠橋義歯・口腔インプラント学講座教員】

資 格	氏 名	資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	近藤 尚知	准 教 授	佐久間重光	講 師	高藤 恭子
特殊診療科教授	村上 弘	講 師	阿部 俊之	助 教	中川 昌好
准 教 授	橋本 和佳	講 師	尾関 創		

16. 口腔内科・口腔病態制御学講座【末盛5階】

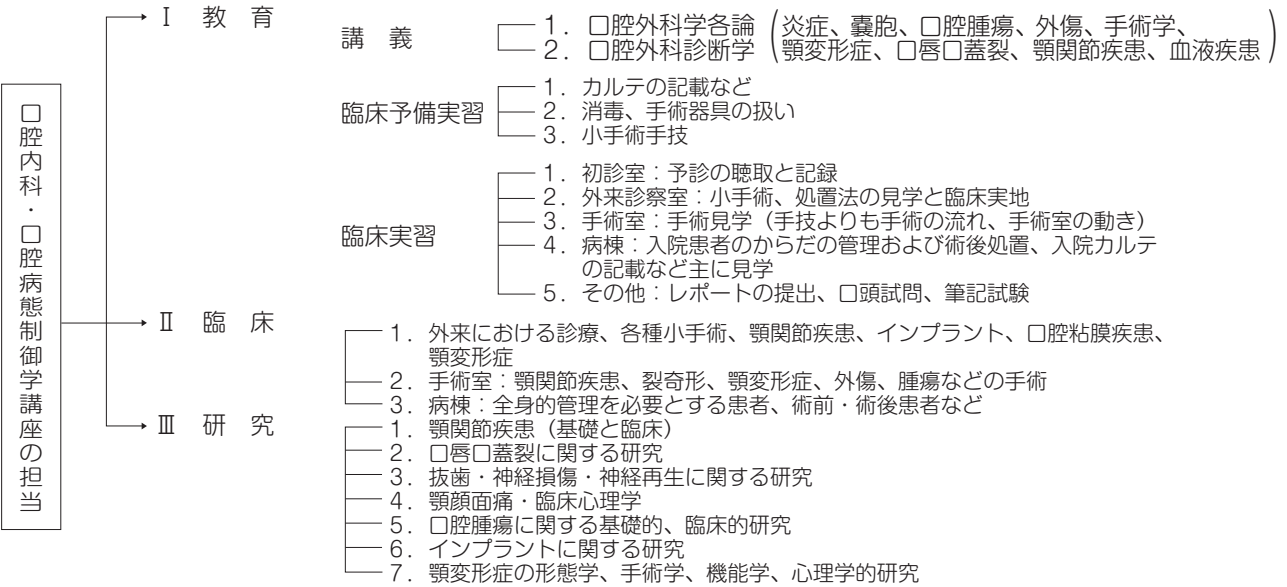
口腔外科は口腔およびその周辺にみられる外傷、炎症、腫瘍（良性・悪性）、嚢胞、奇形、神経性疾患などを扱う学問で、その内容は多岐にわたり、歯科医療と一般医療との接点にあたる。したがって歯科医学的知識に加えて、広範な医学知識を持たないと理解できない面がある。このためには3年生から4年生前期にわたる、基礎医学（歯学）の講義を十分に活かしておくことが必要であり、診断学（内科）、内科学、外科学、のほか関連臨床医学および麻酔学の理解は口腔外科学の理解、臨床に必須のものと考えるべきではない。

このように、口腔外科学は広範にわたるため、口腔内科・口腔病態制御学講座と口腔顎顔面外科学講座で内容を分担している。口腔内科・口腔病態制御学講座は炎症、顎関節疾患、先天異常疾患、粘膜疾患、外傷および口腔外科と全身に関する手術学、顎変形症、口腔に関係の深い血液疾患、および口腔外科診断学の講義がある。

講義終了後は口腔顎顔面外科学講座と共通で、臨床予備実習に入る。臨床予備実習では、臨床実習の基本態度と技能を学ぶ。また、感染対策や病歴聴取および抜歯・縫合などの手術の基本手技を習得し、さらに臨床に関与した関連講義

を受ける。

臨床実習は病院の口腔外科初診室、外来診療室、病棟、手術室に分散され、各指導医のもとで予診の聴取、小手術手技の実地臨床、手術の見学、病棟では入院患者の術前術後の管理や処置について学ぶことになる。



〔口腔内科・口腔病態制御学講座教員〕

資 格	氏 名	資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	阿 部 厚	助 教 授	古 田 浩 史	助 教 授	中 村 有 宏
講 師	中 山 敦 史	助 教 授	吉 崎 亮 介	助 教 授	水 野 頌 也
講 師	井 上 博 貴	助 教 授	小 熊 哲 史		

17. 口腔顎顔面外科学講座【末盛5階】

教育

口腔顎顔面外科学の占める範囲は広く、口腔顎顔面領域を中心とした、炎症性疾患、良性腫瘍・悪性腫瘍などの腫瘍形成性疾患、口唇裂や口蓋裂などの先天異常疾患、顎変形症、顎骨の骨折などの外傷を含めた種々の疾患を取り扱う。この中で、口腔顎顔面外科学講座の分担する講義は悪性腫瘍を含めた腫瘍形成性疾患（総論、各論）、手術学（消毒、基本手技、顎矯正手術、顎顔面骨折、抜歯など）、唾液腺疾患、腫瘍類似疾患、先天異常、顎顔面口腔の症候群、顎変形症、顎顔面外傷、摂食嚥下障害、睡眠時無呼吸症などの臨床分野である。また、臨床実習の場合は、手術室での手術見学をはじめとした病院実習が始まる。したがって、歯科医学はもとより隣接医学を含めた基本的知識と将来医療従事者を目指す者としての心構えが不可欠であり、予め充分な学習をしたうえで、自ら考え、自ら行動し、学ぶことが大切である。

研究

当講座で行われている研究は、

- 摂食嚥下障害の評価とリハビリテーションに関する研究
- 口腔癌および口腔粘膜疾患の臨床・病理学的・分子生物学的研究
- 口腔癌における抗腫瘍免疫に関する研究
- 歯の再生医療
- 顎顔面領域に症状を呈する先天異常疾患の研究
- と、多岐にわたって行われている。

- 顎・顔面・頭蓋の形態分析と形態異常に対する遺伝子解析
- 国際交流、海外医療援助に関する研究
- タバコと発癌に関する研究
- 顎顔面外傷に関する臨床的研究

診療

口腔顎顔面領域のすべての疾患について EBM に基づいた治療を行う一方で、先駆的な治療も取り入れて手術に当たっている。スタッフは全員豊富な手術経験を有し、麻酔科など医科での研修経験を持ち、高い周術期管理の能力も有している。さらに、口腔領域のエキスパートとして摂食・嚥下機能障害の治療も積極的に行っている。口唇口蓋裂と顎変形症については専門診療部を設け、口腔粘膜疾患、腫瘍、摂食嚥下については特殊外来を作り、治療に携わっている。

17-2. 口腔先天異常学研究室

教育

口腔内科・口腔病態制御学講座、口腔顎顔面外科学講座と協力して口腔外科学の講義、実習を担当すると共に、口腔先天異常（口唇裂、口蓋裂、各種症候群）学、ヒト遺伝子解析学、言語学、口腔機能発達学、口腔ケア学、国際協力などの分野について歯学部学生のみならず、心身科学部、短期大学部歯科衛生学科の学生の教育・実習を行っている。

また課外活動として海外医療援助体験学習や、患者の家族の会とのキャンプなども企画している。

研究

1. 口唇口蓋裂の疫学的研究
2. 口唇口蓋裂の発生予防に関する研究
3. 先天性疾患の原因と予防に関する遺伝子解析
4. 口唇口蓋裂の手術、顎発育、ならび各種口腔疾患治療に関する研究
5. 言語学に関する研究
6. 言語教育に関する研究
7. 小児口腔機能発達不全症に関する研究
8. 口腔ケアに関する研究（日本口腔ケア学会と連携）
9. 国際交流、海外医療援助に関する研究（日本歯科保健医療国際協力学会と連携）

また、「一安部浩平初代日本口唇口蓋裂協会理事長記念寄附講座－口腔先天異常遺伝学・言語学講座」寄附講座を開設して、遺伝子解析、遠隔言語訓練システム遺伝、カウンセリングや口腔ケアによる全身への影響等の研究等を行っている。

未来口腔医療研究センター大原康之記念寄附研究部門「ベトナム研究所」を開設している。

診療

口腔先天異常を中心として各種口腔疾患の治療を行っている。口唇口蓋裂センターは、中部地区最大で最も古く哺乳指導から手術までの各種治療を行うと共に、国連認定（ロスター認定 NPO 法人）日本口唇口蓋裂協会ならびに国際口唇口蓋裂協会の事務局を担当し、国内外の患者の悩みのカウンセリング、海外での無償手術など幅広く行っている。

言語・口腔機能発達外来部門は、愛知県の言語治療施設認定 1 号として国の施設基準を満たすと共に、年間 5000 名に及ぶ患者の治療を担当している。また、口腔ケア外来部門は、日本口腔ケア学会の事務局として、口腔ケアの知識と技術の普及を行っている。更に各種口腔疾患の治療を行っている。

〔口腔顎顔面外科学講座教員〕

資 格	氏 名	資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	後藤 満雄	〈口腔先天異常学研究室〉		講 師	井村 英人
准 教 授	宮地 斉	特殊診療科教授	夏目 長門	助 教	佐久間千里
准 教 授	渡邊 哲	客 員 教 授	新崎 章		
講 師	宮部 悟	客 員 教 授	森 悦秀		
助 教	寺沢 史誉	客 員 教 授	梅田 正博		
助 教	藤井 仁	准 教 授	新美 照幸		
助 教	佐々木 惇				

18. 歯科矯正学講座【末盛5階】

人の顔がみな違うように、歯ならびも百人百様である。

口唇が閉じられないほどの上の前歯の突出（上顎前突）、前歯が反対に咬み合っている受け口（下顎前突）、凸凹した歯ならびの乱杭歯（叢生）、前歯が咬み合わない開咬などさまざまである。

歯ならびが悪いことによって口もとの美しさを損なうばかりでなく、咀嚼機能・発育機能など口腔機能やう蝕・歯周病を誘発する等生理的な悪影響をおよぼすことが多い。

歯科矯正学とは、

1. 歯・歯周組織・顎骨およびこれらを含む顎・顔面複合体の成長発育を研究し、
2. これら諸構造の不調和や顎骨・歯列の異常を改善することによって、顎口腔系の形態と機能を回復するとともに顔貌の改善をはかり、
3. 身心の健康を提供し、これを継持することを目的とする歯科の一分科である。

歯科矯正学講座では学生教育・研究だけでなく、附属病院にて矯正歯科を担当し不正咬合に悩む患者の診療を積極的

に行っている。

我が国においては近年矯正歯科治療が広く認知され口唇口蓋裂に代表される先天異常に起因する不正咬合や顎離断等の手術を必要とする顎変形症の矯正歯科治療は健康保険の適用を受けられるようになっている。補綴処置、歯周処置、口腔外科処置との関連する内容も多く、今後、ますますの発展が期待されている。

歯科矯正学講座の担当

- 1. 教育
 - a. 講義（成長発育と不正咬合・不正咬合の診断と治療）
（3年秋期・4年春期）
 - b. 基礎実習（4年春期）
 - c. 臨床予備実習（4年秋期）
 - d. 臨床実習（5年、6年）
- 2. 診療
矯正歯科治療と予防処置（附属病院）
- 3. 研究
 - a. 歯列・顎・顔面骨格の成長発育に関する研究
 - b. 矯正歯科治療の進歩に伴うデンタルマテリアル・バイオマテリアルの開発と応用
 - c. 顎顔面部の形態異常と機能障害の因果関係の解明と、その予防法の確立
 - d. 歯および顎の移動に伴う骨の改造現象の細胞学的メカニズムの究明と、矯正歯科治療への応用

〔歯科矯正学講座教員〕

資 格	氏 名	資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	宮澤 健	准 教 授	佐藤 琢麻	講 師	関谷 健夫
准 教 授	藤原 琢也	講 師	川口美須津	講 師	高橋 美文
准 教 授	田淵 雅子	講 師	樋田 真由		

19. 小児歯科学講座〔末盛5階〕

小児歯科学は、成長発育期にある小児を対象とする歯科学の1分野である。

一般医学において、かつて小児科学が内科学より分かれて発展したが、それは小児と成人は肉体的にも精神的にも本質的に相違することに起因するものである。

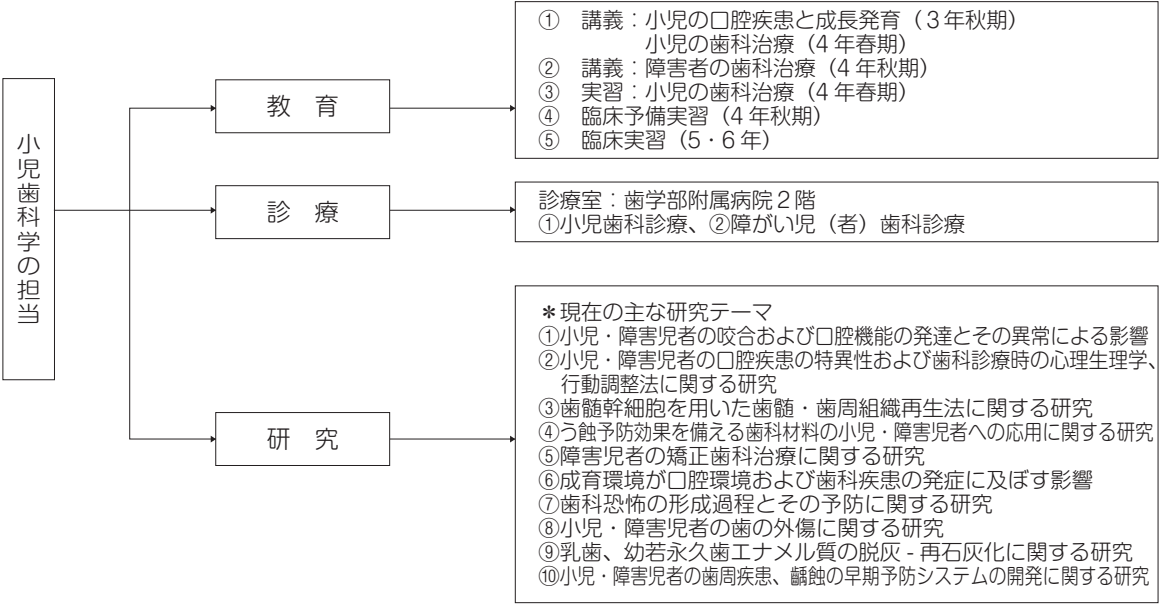
小児は成長、発育することによって成人となるが、成人を小さくしたものではない。

“The child is not a little man.”－このことを認識すれば、歯科学における小児歯科学の占める意義が明らかになるであろう。

小児歯科学は、胎生期から成人にいたる間の小児の口腔領域の正常な発育を図り、これを障害する異常や口腔疾患について、その予防と治療を行うことによって、小児の口腔の健康管理を行い、健全な顎口腔機能を育成するための理論や方法を修得することを目的としている。その教授内容は、歯科医学を包括するものであり、以下に示すようである。

- 1 小児患者の歯科的対応
- 2 小児患者の診療方針（口腔管理計画）
- 3 乳歯、幼若永久歯の疾患の予防と治療
- 4 小児の口腔軟組織疾患の予防と治療
- 5 顎口腔領域の疾患の治療
- 6 歯列および咬合関係の異常の予防と治療（咬合誘導）
- 7 障害児者の歯科治療
- 8 小児の全身的疾患と歯科治療

小児歯科学が担当する教育、診療、研究は以下に示すようである。



【小児歯科学講座教員】

資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	名和 弘幸	講 師	林 勇輝
講 師	荒木 麻美	講 師	玄番千夏子
講 師	堀部 森崇	講 師	加古 駿輔

20. 歯科放射線学講座【末盛6階】

教育

歯科放射線学は放射線を歯学の分野に応用する学問で、放射線の基礎理論を理解し、歯科医療に必要な知識と実技を習得することをその目的としている。

診療

放射線・画像診断科診療部（附属病院地下1階）において、種々のX線撮影および画像検査、超音波検査を行っている。

研究

主たる研究内容

1. 顎顔面領域疾患のCT診断
2. 口腔癌の画像診断
3. 顎関節症の画像診断
4. 超音波診断法の応用
5. インプラント診療における画像診断
6. デジタルX線撮影における画像の評価
7. 顎変形症の画像診断
8. 各種歯科用X線機材の性能評価
9. 人工知能の画像診断への応用
10. 線量評価

【歯科放射線学講座教員】

資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	有地榮一郎	講 師	栞田千亜紀
准 教 授	内藤 宗孝	助 教	森 瑞穂
准 教 授	木瀬 祥貴		

21. 麻酔学講座【末盛4階】

教育

歯科医にとって麻酔は歯科治療時の痛みを除く手段として身近であり、かつ重要である。歯科麻酔学は、歯科治療に伴う痛みや、顎顔面の疾患による疼痛を軽減・除去することにより、患者を苦痛から開放することを探求する学問である。また、麻酔は痛みを取り除くだけでなく、同時に様々な作用を患者におよぼし、なかには生命に危険をもたらすものもある。歯科麻酔学を学ぶことは麻酔の理論と応用を学ぶことはもちろん、麻酔の副作用に対処できるように呼吸、循環といった全身管理を学ぶことも大きな目的の一つである。

診療

1. 手術室における全身麻酔、鎮静法

口腔外科手術を中心に全身麻酔と鎮静法を合わせて年間 1000 件を超える麻酔管理を担当している。麻酔前日に患者を診察し、全身状態の評価、麻酔法の選択を行い、当日、早朝カンファレンスを行い、麻酔管理に関する重要事項を再確認している。

2. 外来における鎮静法

極端に神経質な人や反射の強い人など、局所麻酔だけでは歯科治療ができない患者に対し、吸入麻酔薬や静脈麻酔薬を用い鎮静法を実施している。

3. ペインクリニック

顎顔面痛の患者に対し主に薬物療法による疼痛治療を行っている。

研究

- ① 臨床麻酔全般に関する研究
- ② 経鼻気管挿管に関する臨床研究
- ③ 口腔顔面痛に関する臨床研究
- ④ ミクログリアと神経障害性疼痛に関する研究
- ⑤ 乳幼児マウスを用いた麻酔後脳神経障害に関する研究

【麻酔学講座教員】

資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	佐 藤 曾 士	講 師	奥 村 陽 子
講 師	城 尚 子	助 教	橋 本 真 弓

22. 内科学講座【末盛6階】

教育

内科学はすべての臨床医学の中核をなす医学の一部門であり、その目的は、対象とする疾病の原因と病態・症状を明らかにし、診断と治療を実施、患者の健康を維持、回復させることにある。

内科学が対象とする領域は、循環器、消化器、呼吸器、代謝、感染症、血液、神経、内分泌、腎、アレルギー、膠原病、と多岐に亘っている。高齢化の到来等とともに歯科以外の疾患を併せ持つ患者はますます増加し、歯科医療を確実かつ安全に行うには、内科学によって得られる全身的な医学知識の習得が必須である。そこで、疾病概念を理解する上で重要な内科疾患、歯科診療上留意すべき問題を抱える内科疾患等を取り上げ、全身的疾患を視野に入れた歯科診療に必要な知識や思考方法を身につけられるように、3年生で内科学、5年生で小児科学の講義および内科臨床実習を行う。

診療

内科診療部では、月曜から土曜の午前中に、内科疾患全般の診療を行っており、対象疾患として、循環器疾患（高血圧症、不整脈、狭心症等）、糖尿病、脂質異常症、感染症、胃腸障害、骨粗鬆症等が挙げられる。さらに、歯科口腔外科診療部等において手術を要する症例の術前検査、内科的疾患を有する患者の周術期管理も担当している。小児科診療においては、小児科疾患全般の診療に加え、術前検査、周術期管理も行っている。

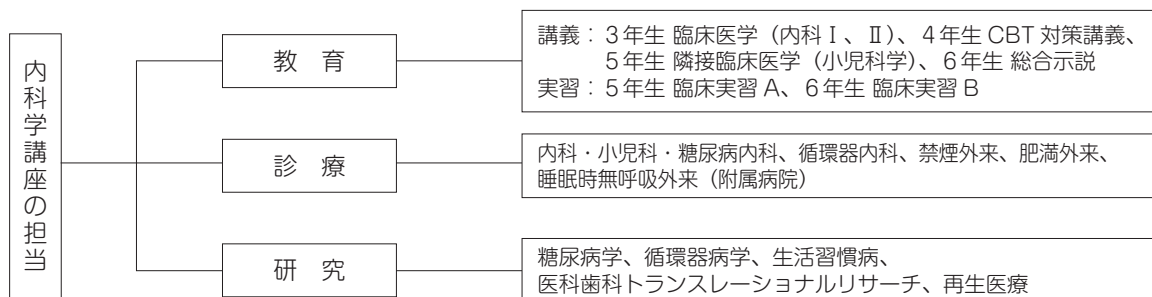
術前検査としては、身体計測、血圧測定、心電図、呼吸機能検査、胸部 X 線撮影、血液検査（血液学、生化学、感染の抗原・抗体）、尿検査を実施し、手術に際して患者の全身状態を把握し、問題の有無を確認する。必要に応じて、心臓／腹部超音波検査、運動負荷心電図、Holter 心電図、CT 等精密検査も行う。全身合併症については適切な診断を行った後、手術施行の可否を判断するとともに、手術が安全に実施できる様に内科治療を行う。

また、午後には、歯周病とも関連の深い糖尿病外来、肥満外来、循環器内科、禁煙外来及び、口腔外科や補綴科診療にも関与する睡眠時無呼吸症候群を担当する専門外来（糖尿病内科・肥満外来週 3 回、循環器内科・禁煙外来・睡眠時無呼吸外来週 2 回）を設置している。糖尿病については、月 3 回程度、歯周病を含む慢性合併症を精査するための糖尿病合併症外来も行っている。

研究

1. 歯周病と糖尿病の関連における基礎的および臨床的研究
2. 糖尿病合併歯周炎の病態解明と新規治療法の開発
3. 歯髄幹細胞を用いた全身性疾患に対する再生医療研究

4. 動脈硬化の発症、進展機序の解明を目指した基礎的および臨床的研究
5. 歯科疾患と心疾患・動脈硬化性疾患の関連における基礎的および臨床的研究
6. アディポサイトカインの機能解明における基礎的および臨床的研究



【内科学講座教員】

資 格	氏 名	資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	成瀬 桂子	講 師	宮部 愛	助 教	尾崎 令奈
准 教 授	中村 信久	助 教	笹島沙知子		

23. 外科学講座【末盛4階】

教育

臨床医学は大きく内科系と外科系に分類される。歯科は典型的、代表的な外科系診療科である。歯科学を習得するためには基礎医学と共に「外科的な病態」の知識を身につけることは必須である。現在の歯学部教育では4年生までに修得している基本的・普遍的医学知識が試される、CBT（Computer Based Testing）などの共用試験が行われ5年生への進級基準の一つとなっている。外科学では外科系医療従事者として必要な外科的診断や処置の知識を身につけ、また臓器ごとの疾患についての知識を持ち、CBT、歯科医師国家試験での合格基準を目標として講義を行っている。

担当科目

- 2年生 臨床医学（外科Ⅰ）
- 3年生 臨床医学（外科Ⅱ）、基礎臨床統合歯学Ⅰ
- 4年生 基礎臨床統合歯学Ⅱ、CBT 対策講義
- 5年生 臨床実習 A、総合研修、隣接臨床医学（耳鼻咽喉科学）
- 6年生 総合示説、臨床実習 B

診療

外科学講座は、歯学部附属病院にて外科診療と耳鼻咽喉科診療を担当している。外科は、主に消化器疾患（消化管、肝胆膵）の診断と治療が中心となる。また、外傷の処置や外来小手術など一般外科診療を外来にて行っている。検査では胸腹部単純・造影 CT 検査、腹部臓器では、上部消化管内視鏡検査（胃カメラ）や腹部超音波検査（エコー）、大腸 CT 検査などを行っている。また、長期間の入院を要しない入院手術（鼠経ヘルニア手術、痔核手術）なども行えるようになった。耳鼻咽喉科は、難聴、耳なり、めまいの診断・治療、および中耳炎、副鼻腔炎、咽喉頭炎、扁桃炎などの上気道を中心とした感染症の診断と治療を行っている。あわせてアレルギー性鼻炎の診断と舌下免疫療法を含む治療も行っている。

研究

患者さんの検体を用いて、発現アレイ解析や次世代シーケンスの手技を用いながら、がんの発生や進展に関わる分子を抽出する研究を行っている。近年では口腔領域の検体（唾液、組織）を用いて口腔癌をはじめ消化器癌の発症などに関連する分子や細菌の抽出を行っている。興味深い分子等を同定できた際にはその分子の機能解析を行い、さらには腫瘍マーカーとして臨床に応用することを目標に研究を行っている。

【外科学講座教員】

資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	野本 周嗣	兼 担 教 授	小出 龍郎
講 師	菱田 光洋		

24. 総合歯科医学教育講座【楠元4階】

総合歯科医学教育講座は、「愛知学院大学歯学部歯科医師国家試験現役合格率 100% 10 年プロジェクト（通称 All Pass Project）の達成を第一義とし、令和 6 年 4 月に開設されました。歯学部が創設されてから初めての教育に特化した講座です。

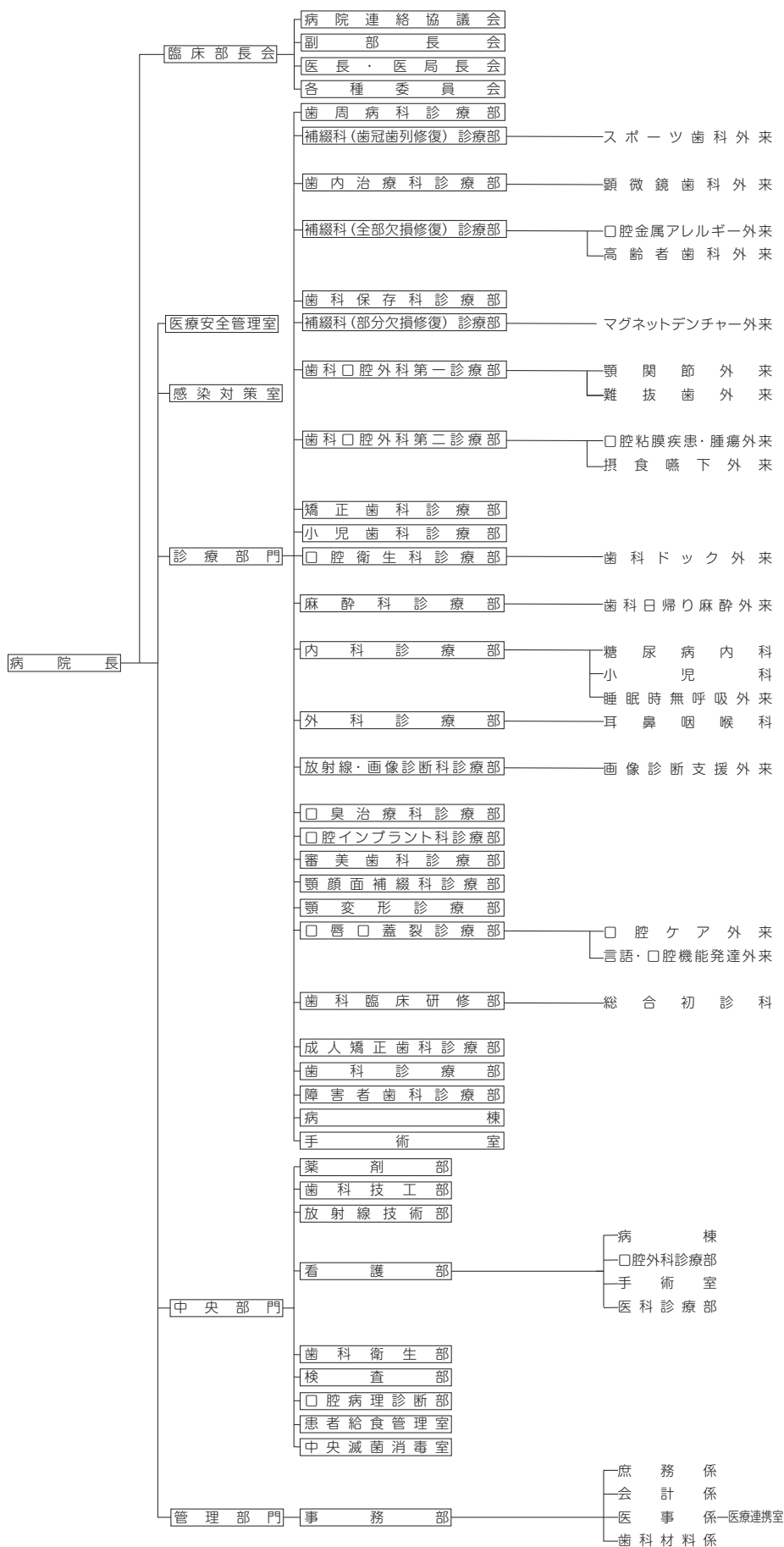
本講座開設の目的は、各講座が行う教育やオムニバス科目を含む歯学部全体の教育の計画、実施に加えて、結果の評価、検証により教育の改善及びカリキュラムの見直しをすることです。また、各学生の成績状況を把握し調査分析を行い、学生の学力が向上する効果的な教育方法を模索することです。そして、これらの得られた成果から、歯科医学教育の発展に繋がる研究活動を行います。当講座では、上記の目的を達成するために、次のことを行います。

1. 「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」に対応するカリキュラムを他講座と協働にて立案します。
2. 1 年生の専門科目「情報の科学」の全体のまとめ役をします。
3. 1 年生の専門科目「医療コミュニケーションと多職種連携Ⅰ」の全体のまとめ役をします。
4. 3 年生の科目「基礎臨床統合歯学Ⅰ」の全体のまとめ役をします。
5. 3 年生の「医療コミュニケーションと多職種連携Ⅱ」の全体のまとめ役をします。
6. 4 年生の科目「基礎臨床統合歯学Ⅱ」の全体のまとめ役をします。
7. 4 年生の「CBT 対策講義」の全体のまとめ役をします。
8. 5 年生の科目「隣接臨床医学」、「隣接歯学」の全体のまとめ役をします。
9. 5 年生の IPE（多職種連携教育）の全体のまとめ役をします。
10. 歯学部学生支援室長と連携し、1 年次入学時から 6 年次までの学生教育の質の向上を考えます。
11. IR 室と連携し、学生の成績データおよび歯科医師国家試験の出題傾向を分析し、各学年主任と協働して学習計画を立案します。
12. 臨床系講座および総合歯科臨床教育研修センターと連携し、臨床実習および総合研修と臨床研修のシームレスな教育ができるようにカリキュラムを考えます。
13. 歯学部教員の教育・研究能力の向上に向けた取り組みを、全学の教育開発研究センター委員会および歯学部 FD 委員会と協働で行います。

【総合歯科医学教育講座教員】

資 格	氏 名
歯 学 部 長	本田 雅規
准 教 授	森田 匠
准 教 授	稲本 京子

Ⅱ 歯学部附属病院



◆病院 診療フロアガイド

(令和7年度4月1日現在)



診療棟
(南館)

臨床教育
研究棟

診療棟
(西館)

4 _F	手術室 中央滅菌消毒室
3 _F	口腔外科 口唇口蓋裂センター 顎変形診療科 顎関節外来 口腔粘膜疾患・腫瘍外来 難拔牙外来 言語・口腔機能発達外来 歯科日帰り麻酔外来 摂食嚥下外来・口腔ケア外来・写真室
2 _F	病棟
1 _F	薬剤部 検査室 患者給食管理室 警備室

渡り廊下

7 _F	病院事務室
6 _F	歯科技工室 臨床相互実習室
5 _F	歯周病科 歯内治療科 歯科保存科 口臭治療科 審美歯科 顕微鏡歯科外来
4 _F	補綴科 (歯冠歯列修復) // (全部欠損修復) // (部分欠損修復) 口腔インプラント科 顎顔面補綴科 スポーツ歯科外来 口腔金属アレルギー外来 高齢者歯科外来 マグネットデンチャー外来
3 _F	総合初診科 総合診療科 口腔衛生科 歯科ドック外来
2 _F	小児歯科 矯正歯科 障害者歯科 成人矯正歯科
1 _F	内科 小児科 外科 耳鼻咽喉科 糖尿病内科 睡眠時無呼吸外来 総合受付・会計・医療連携室
B1 _F	放射線・画像診断科 画像診断支援外来

上空通路

保存修復学講座 歯内治療学講座 歯周病学講座 有床義歯学講座 内科学講座 歯科臨床研修部
口腔内科・口腔病態制御学講座 口腔顎顔面外科学講座 口腔先天異常学研究室 歯科矯正学講座 小児歯科学講座 中央研究室 K～N 歯科臨床研修部
高齢者・在宅歯科医療学講座 冠橋義歯・口腔インプラント学講座 歯科放射線学講座 麻酔学講座 外科学講座 歯科臨床研修部事務室
シミュレーション実習室 セミナー室 6～10 自習室 1～10
末盛講義室 セミナー室 1～5 月見坂ライブラリー ラーニングカフェ
末盛講堂 1,2 歯学部事務室 印刷室 学年委員会室 1,2 学生休養室 講師控室 1,2,3
動物舎 中央研究室 A～J 学生控室

診療内容

(令和6年度4月1日現在)

患者さんの症状により、各診療科・外来の専門医が担当します。

5F

歯周病科

歯肉炎や歯周炎に代表される歯周病の治療を行います。

歯内治療科

むし歯や外傷などで病気になる歯の神経や根の処置を行って歯の保存をはかります。

歯科保存科

むし歯の処置および病気になる歯の根を処置して、歯を残すための治療を行います。

口臭治療科

口腔由来の口臭の原因を診査の上、診断し、その原因に対する治療を行います。

審美歯科

歯の色や形態異常などに対して、自然な外観と機能の回復をはかります。

顕微鏡歯科外来

顕微鏡（マイクロスコープ）を使用し、歯の内部を拡大して直接根管内を見ながら精密な歯内治療を行います。

3F
南館

総合初診科

初診患者さんの主訴をもとに、口腔内診査をして適切な治療科や外来を案内します。

総合診療科

一般的なお口の病気について、歯科の総合的な診療を行います。

口腔衛生科

むし歯や歯周病の予防処置（歯石除去、フッ素塗布など）や歯磨き指導などを行います。

歯科ドック外来

体の健康はまず歯から。お口の健康状態をチェックし、結果に合わせて助言を行います。

2F

小児療科

子どものむし歯の治療や予防を行い、乳歯から永久歯へのはえかわりや噛み合わせを管理し、健全な歯列の育成を行います。

矯正療科

悪い歯並びや噛み合わせを矯正治療します。

障害者療科

子知的障害および身体障害者・児の歯科治療と口腔管理を行います。

成人矯正療科

おとなの方の歯並び、噛み合わせ、審美性を歯科矯正治療により改善する診療科です。

1F

内科

内科疾患の診断と治療をします。専門外来（心エコー、睡眠時無呼吸症候群、禁煙）も行っています。

小児科

こども（15才以下）の健康状態のチェック、疾患の診断と治療をします。

外科

外科的治療、手術をはじめ、胃や腸など消化管の精密検査を行います。

耳鼻咽喉科

耳・鼻副鼻腔、口腔、のど、頸部、気管食道の関連部などの疾病の診断と治療をします。

糖尿病内科

糖尿病の診断と治療、および糖尿病合併症の評価と治療をします。

睡眠時無呼吸外来

不眠症、睡眠障害でお困りの方へ診断と治療をします。

4F

補綴科（歯冠歯列修復）

歯が欠けたり、抜けたりした部分を冠や入れ歯などで治療します。

補綴科（全部欠損修復）

歯が欠けたり、抜けたりした部分を冠や入れ歯などで治療します。

補綴科（部分欠損修復）

歯が欠けたり、抜けたりした部分を冠や入れ歯などで治療します。

口腔インプラント科

あごの骨の中に人工の歯根を植立して、形態と機能の回復を目的として治療します。

顎顔面補綴科

病気や事故であごや顔面に損傷を受けた患者さんに対して、人工物で回復治療をはかります。

スポーツ歯科外来

スポーツによる外傷、障害などの防止のためにマウスガードの作製、調整を行います。

口腔金属アレルギー外来

金属アレルギーのある患者さんの歯科治療を行います。

高齢者歯科外来

加齢に伴う、歯や口の形態の変化と機能の低下を多角的に診査して治療を行っています。

マグネットデンチャー外来

永久磁石を応用した義歯を用いて歯列の欠損部を修復します。

3F
西館

口腔粘膜疾患・腫瘍外来

口腔・顎顔面の良悪性腫瘍性病変を治療対象とし、根治的切除を最終目的とした外科的手術を基本的な治療方針としています。

口唇口蓋裂センター

口唇口蓋裂などの先天的な口の病気の治療をします。

顎変形診療科

顎・咬合の位置異常、偏位に対して外科矯正治療や他の方法により改善します。

顎関節外来

下顎の関節（耳の前）を中心とした痛みや音、または口の開かない等の病気を専門的に治療します。

口腔粘膜疾患・腫瘍外来

口腔・顎顔面の良悪性腫瘍性病変を治療対象とし、根治的切除を最終目的とした外科的手術を基本的な治療方針としています。

離拔牙外来

智歯など、時間がかかる難しい抜歯を行います。入院での抜歯にも対応します。

言語・口腔機能発達外来

ことば（発音）の改善に必要な検査・訓練を行うとともに言語相談等も受けつけています。

歯科日帰り麻酔外来

歯科麻酔科医が鎮静法（ぼんやりした気～眠ったような状態）や全身麻酔法を使用して全身の様子を見ながら、担当歯科医が治療を行います。

摂食嚥下外来

飲み込みの検査を行い、飲み込みの力に合った食事の形態を提案し、飲み込みの訓練、口の清掃を行います。

口腔ケア外来

癌に備えた口腔ケア、有病者の口腔ケア、癌等支持療法としての口腔ケア、健康の維持向上への口腔ケア等を行います。

B1F

放射線・画像診断科

歯・口・あごなどの疾病のX線診断やCT・造影超音波などの検査・診断をします。

画像診断支援外来

かかりつけ開業歯科の担当医からの紹介により、高度医療機器を用いた画像検査をします。

麻酔科

治療中の患者さんの全身麻酔やストレス軽減など、麻酔による心身管理をします。

歯科技工部

各診療科と連携し、患者さんに合った入れ歯や治療用装置などを作製する部門です。

放射線技術部

放射線・画像診断科において、歯科用X線装置、パノラマ、CT等の装置を備え、X線撮影を行っています。

看護部

外来、病棟、手術室で保健医療チームの一員として看護ケアを行っています。

歯科衛生部

ブラークコントロール、歯石除去などの予防処置及び治療の補助・介助を行っています。

患者給食管理室

入院患者さんの栄養および給食業務を管理しています。又、病棟・外来の栄養相談も行っています。

病院事務室・歯学部事務室

病院および歯学部の事務部門を総合管理しています。

総合受付・会計

受付・会計業務およびカルテを管理しています。ます。

1F
西館

検査室

尿や採血した検体を測定し、病理組織標本の作製等を行っています。

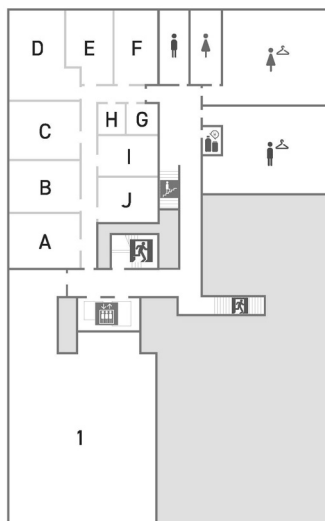
薬剤部

安全で効果的な薬物療法を行えるよう薬品管理業務、入院調剤業務、病棟業務等を行っています。

臨床教育研究棟 (1F・B1F)

臨床教育研究棟／フロアガイド

B1F

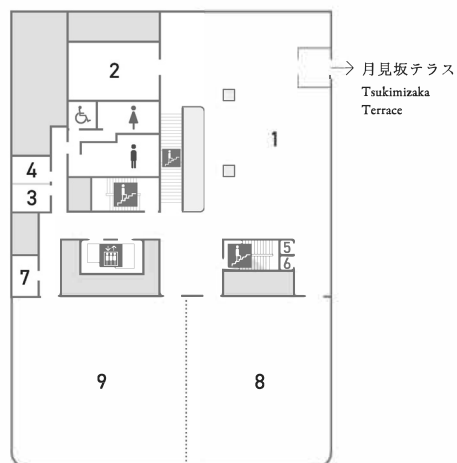


1. 動物舎
Animal House

中央研究室
Central Laboratory

- A. 遺伝子解析
Genetic Analysis
- B. タンパク質解析
Protein Analysis
- C. フリーザー室
Freezer Room
- D. 微生物
Microorganism
- E. 組織培養 1
Cell Culture 1
- F. 組織培養 2
Cell Culture 2
- G. 低温室
Cold Room
- H. 恒温室
Constant Temperature Room
- I. 形態観察
Morphological Observation
- J. 顕微鏡
Microscope

1F



1. エントランスホール
Entrance Hall
2. 歯学部事務室
School of Dentistry Office
- 3-4. 学年委員会室
Grade Committee Room
- 5-7. 講師控室
Lecturer's Waiting Room
- 8-9. 末盛講堂
Suemori Lecture Hall

臨床教育研究棟

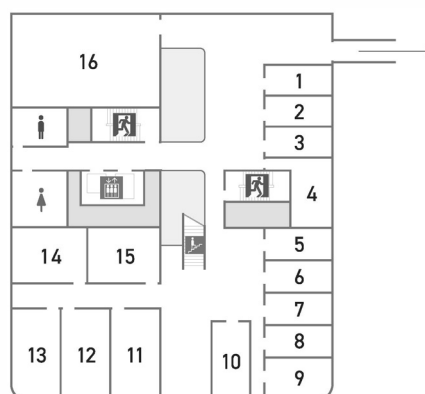
(3F・2F)

2F



1. 月見坂ライブラリー
Tsukimizaka Library
2. 末盛講義室
Suemori Lecture Room
3. ラーニングカフェ
Learning Cafe
- 4-8. セミナー室
Seminar Room

3F



- 1-10. 自習室
Study Room
- 11-15. セミナー室
Seminar Room
16. シミュレーション実習室
Simulation Practice Room

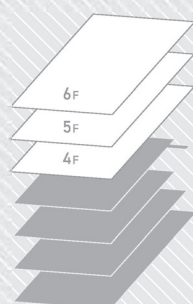
月見坂テラス
西館・南館方面
Tsukimizaka Terrace,
For West and South Bldg.

診療棟 西館 (4F)

臨床教育研究棟／フロアガイド

Clinical Education and Research Building upper part

臨床教育研究棟 高層部

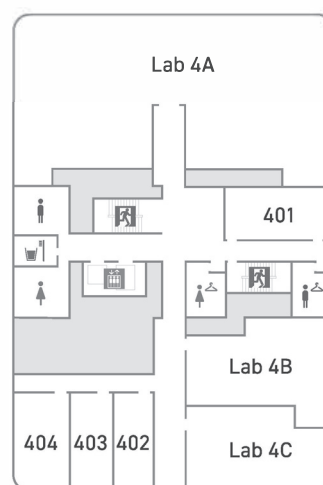


研究の質的向上をサポート

各研究室を配置する高層部は、研究者同士の交流と議論の場として、廊下にホワイトボード掲示板を設置。研究の質的向上をサポートします。また、共用ミーティング室や学生・研究生のためのオープンな研究室、実験室を設けています。



4F

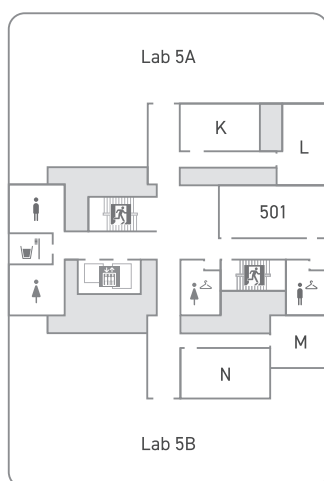


- Lab 4A. 高齢者・在宅歯科医療学講座
Dept. of Gerodontology and Home Care Dentistry
冠橋義歯・
口腔インプラント学講座
Dept. of Fixed Prosthodontics and Oral Implantology
歯科放射線学講座
Dept. of Oral and Maxillofacial Radiology
- Lab 4B. 麻酔学講座
Dept. of Anesthesiology
- Lab 4C. 外科学講座
Dept. of Surgery
- 401. 歯科臨床研修部 事務室
Dental Clinical Training Department Office
- 402-404. ミーティングルーム
Meeting Room

臨床教育研究棟

(5F・6F)

5F



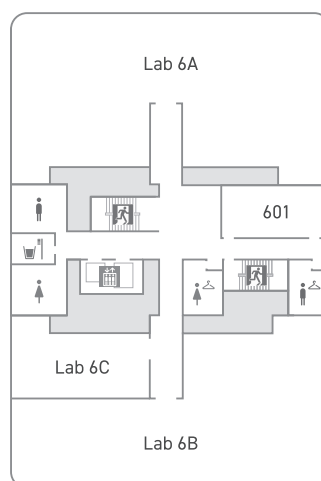
- Lab 5A. 歯科矯正学講座
Dept. of Orthodontics
小児歯科学講座
Dept. of Pediatric Dentistry
- Lab 5B. 口腔内科・口腔病態制御学講座
Dept. of Oral Medicine and Oral Surgery
口腔顎顔面外科学講座
Dept. of Oral and Maxillofacial Surgery
口腔先天異常学研究室
Div. of Research and Treatment for
Oral and Maxillofacial Congenital Anomalies

中央研究室
Central Laboratory

- K. データ解析
Data Analysis
- L. 材料解析
Material Analysis
- M. デジタル
Digital
- N. 組織標本・ドラフト
Tissue Specimen and Draft

501. 歯科臨床研修部
Dental Clinical Training Department

6F



- Lab 6A. 歯内治療学講座
Dept. of Endodontics
有床義歯学講座
Dept. of Removable Prosthodontics
- Lab 6B. 保存修復学講座
Dept. of Operative Dentistry
歯周病学講座
Dept. of Periodontology
- Lab 6C. 内科学講座
Dept. of Internal Medicine
601. 歯科臨床研修部
Dental Clinical Training Department

Ⅲ 歯学部関連施設

◆歯学研究科未来口腔医療研究センター

歯学部創立 35 周年の記念事業として設置された口腔先端科学研究所は、平成 22 年度より未来口腔医療研究センター（平成 20 年度文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業）と統合し、歯科医学、歯科医療にかかわる先端的な問題を取り上げるとともに、研究組織を多角的、有機的に構成して研究を推進しています。当然、その成果は歯学教育に反映されるよう意図されています。

次の研究部門があります。

1. 再生プロジェクト部門：骨再生のための新規骨補填材の臨床応用方法、生活習慣病に対する再生医療の確立を目指した研究をします。
2. 遺伝子プロジェクト部門：遺伝子バンキングの拠点整備および口腔疾患の遺伝的因子の解析、口腔病変とかかわりのある微生物（歯周病関連細菌、HPV ウィルスなど）の遺伝子解析に基づき、口腔疾患の予防、検査法、治療法の開発に結び付く研究をします。
3. 検査プロジェクト部門：開発された医用材料や医療技術を、組織工学および歯科材料学による安全性適合性評価とともに、医療現場に導入する際の意志決定ツールとしての医療経済性評価の指標をベースに有効性と安全性という要素を加味した検査判定システムを用いて、有効性、安全性、経済性の判定を行います。
4. 口腔保健増進研究部門：生涯を通じて顎・口腔を健全に保持する方策について、社会への啓発を含めて情報化社会への対応、また健康科学を中心に系統的な研究をします。
5. 歯科個人識別・鑑定研究部門：法医学あるいは法歯学という立場からの研究は各大学、研究機関で行われていますが、歯科医学独自の立場から、物質や薬物などの分析鑑定から、個人識別についての研究を進めて、社会的に貢献できる研究をします。
6. 国際協力研究部門：歯学、医学の分野における国際医療援助、技術移転に関する理論と実践について、集学的に研究をします。
7. 歯学教育 ICT 開発研究部門：歯学教育における ICT 活用能力の向上を目指して、コンテンツ並びに ICT 環境の開発・研究を行います。
8. 医科・歯科連携再生医療研究部門：生体組織の主には不可逆的な損傷に対する治療の一翼を担う再生医療に関して、医科・歯科連携のもと、全身疾患および口腔疾患への応用を目指して系統的な研究を行います。
9. 人工知能応用部門：研究における種々の解析、あるいは歯科医療に関わる検査、診断等に人工知能を応用する技術の開発・研究を行います。
10. 大原康之 記念寄附研究部門：未来口腔医療研究センター国際協力研究部門では、これまで長年にわたりベトナムでの研究を行ってきました。この実績に基づき、医学、歯学はもとより他の分野も愛知学院大学のみならず、ベトナムの大学等より広く人材を求め、両国で共同研究を推進するとともに多分野でのベトナムに関する研究を行います。
11. 宇宙歯学研究部門：宇宙歯学研究部門は、宇宙環境における口腔健康や歯科疾患の特性を深く理解し、宇宙飛行士や宇宙滞在者の歯科治療および口腔ケアや予防策の開発に取り組んでいきます。また、国や宇宙機関との緊密な連携を通じて、宇宙歯学の研究成果を実用化し、宇宙医療の発展に貢献します。
12. 口腔量子科学研究部門

上記の各研究部門は、社会機構の変革や、科学分野の著しい進歩と発展に呼応して設けられたものです。歯科医療分野の広がりと共に、治療よりは予防、予防よりは健康増進へと変革しつつあるなかで、研究の動態も先端的、また統合的な視野の下に、高度な研究体制を組織して、適時先進的な課題を取り上げて活動します。

研究センター内には、主な機器として質量分析装置、共焦点レーザー顕微鏡、組織切片自動作成装置、レーザーマイクロダイセクションシステム、DNA シーケンサー、3D マイクロ X 線 CT 装置、DNA マイクロアレイ、ICP 発光分光分析装置、高速液体クロマトグラフ質量分析計、トリプル四重極型ガスクロマトグラフ質量分析計、磁界発生装置、原子間力顕微鏡、マルチプレックスサスペンションアレイ、True 共焦点レーザー顕微鏡などが設置されており、有効に活用されています。

◆歯学部動物実験センター

歯科医学の発展のために動物実験は必要であり、疾患の原因や治療を追究する基礎研究に用いられています。本学における動物実験施設は歯学部発足当初の昭和 36 年に設置され、研究活動及び学生実習を目的として適切に利用されています。動物実験センター内には、マウス、ラット、ウサギ、イヌなどの飼育室のほか、実験用の特殊飼育室、動物処置室などの設備を有し、専任のスタッフにより適正な実験動物の飼育管理及び動物実験環境が提供され、実験動物が病原微生物に感染しないような適切な管理のもと定期的に微生物検査も実施されています。

動物実験を実施するセンター利用者は、動物の生命を尊重し、動物に可能な限り苦痛を与えない、倫理的・人道的な動物実験を行い、動物実験に関する法律及び指針等並びに規程を遵守しなければなりません。センター施設の適正な管理・運用のため、動物実験委員会が組織されています。センター利用者は動物実験の実施に先立ち教育訓練の講習会を受講し、3R に配慮した動物実験計画書を提出し、動物実験委員会の審査を受け、許可を受けた後に実施できます。

また、毎年、教育・研究に供した実験動物の霊を慰める動物慰霊祭も執り行われています。

沿革

- 昭和 36 年（1961 年）末盛キャンパスの歯学部附属病院南館に動物実験施設を設置
- 昭和 42 年（1967 年）末盛キャンパスの歯学部附属病院北館に動物実験施設を増設
- 昭和 60 年（1985 年）楠元キャンパスの歯学部基礎教育研究棟に動物実験施設を設置
- 平成 6 年（1994 年）両キャンパスの動物実験施設名を「歯学部動物実験センター」と改名
- 平成 9 年（1997 年）末盛キャンパスの歯学部附属病院南館の動物実験施設を撤去
- 平成 10 年（1998 年）楠元キャンパス内に新動物実験施設を増設
- 令和 5 年（2023 年）末盛キャンパスの歯学部臨床教育研究棟に動物実験施設を移設

動物実験の基準理念 3R の原則

1959 年にイギリスの Russell と Burch 氏によって提唱された動物実験の基準理念である「3R の原則」

Replacement（代替）：できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること

Reduction（削減）：できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること

Refinement（改善）：できる限り動物に苦痛を与えないこと

施設の概要

〈楠元キャンパス基礎棟動物実験施設：床面積 383㎡〉

マウス飼育室（最大飼育数 2500 匹）、ラット飼育室（最大飼育数 300 匹）ウサギ飼育室（最大飼育数 30 匹）、特殊飼育室、齧蝕実験室、処置室、洗浄室、X 線室、管理室（高圧蒸気滅菌器、スチーム洗浄装置、安全キャビネット、ラット代謝ケージ）

〈楠元キャンパス新動物実験施設：床面積 267㎡〉

ウサギ飼育室（ウサギ自動洗浄装置・最大飼育数 30 匹）、イヌ飼育室（イヌ自動洗浄装置・最大飼育数 32 匹）、処置室、洗浄室、X 線室

〈末盛キャンパス臨床教育研究棟動物実験施設：床面積 245㎡〉

マウス飼育室（最大飼育数 2000 匹）、ラット飼育室（最大飼育数 300 匹）、管理室、処置室、洗浄室、X 線撮影室、P2 実験室、(CT 撮影装置、安全キャビネット、感染動物用飼育ラック、ラボ用オートクレーブ)

楠元キャンパス基礎棟動物実験施設	平日 8:30 ～ 17:30 解錠
楠元キャンパス新動物実験施設	全日 施錠
末盛キャンパス臨床教育棟動物実験施設	平日 9:00 ～ 16:00 解錠

◆歯学教育情報管理分析室

歯学教育情報管理分析室は、教育・研究・社会貢献に関する情報を収集・分析し、歯学部戦略に資する情報を提供し、中期・長期計画を達成するために IR（Institutional Research, 機関調査）活動を実施するために 2019 年 8 月 1 日に設立されました。

上記目的を達成するために、大学機関別認証評価に係る資料の収集及び調査分析、歯学部のディプロマポリシーを実現するための政策形成のための情報提供、歯学部が保有する各種資料及び教育の成果等の管理とその運用、歯学教育モデルコアカリキュラムに沿った学生の学習が円滑に進むための情報提供、歯学部の教育活動の活性化に関する事業の企画および推進するための情報提供、教員の教育方法の改善や問題作成能力向上のための情報提供などを実施します。

構成は室長、主任、室員で、各講座の教員および職員と連携を図りながら業務に取り組みます。

◆歯学部マルチメディアセンター

愛知学院大学歯学部内に愛知学院大学歯学部マルチメディアセンター（以下「センターという。」）が置かれています。

センターは歯学全分野を網羅した課題で構成される歯学知識アーカイブズを構築して、自立学習支援の道具としての ICT 環境を、学生を対象とした講義・実習に展開すると同時に、一般歯科医を対象とした生涯学習にも展開し、学生・地域医療従事者の ICT 活用能力を育てるとともに教員の ICT 指導力の向上を目指すことを主目的としています。

◆学生支援室

学生支援室は国家試験の受験に向けて 1 年次から 6 年次まで一貫してサポートします。具体的には、各学年を 10 班に分けて、班ごとにチューターが 1 名担当します。チューターは日々の学習や進級、日常生活からクラブ活動まで、学生生活のあらゆる面での悩みや困っていることの相談役となります。各学年 10 名×1～6 年生＝総勢 60 名のチューターが手厚く支援していきます。

◆総合歯科臨床教育研修センター

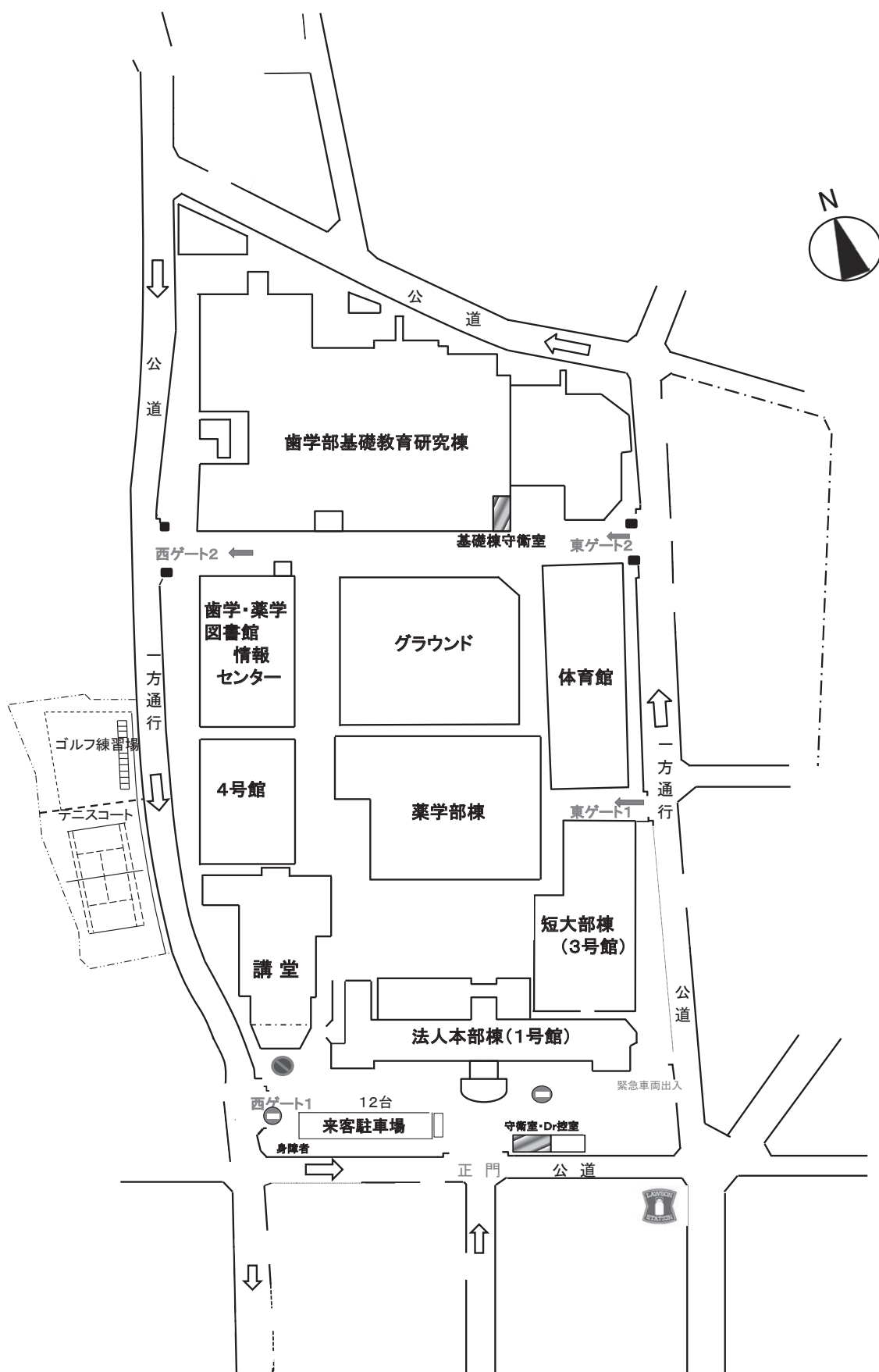
専門診療科の枠にとらわれない歯科診療全般について、卒前臨床実習ならびに卒後臨床研修の統括を担当します。診療参加型臨床実習を効果的に行うためのカリキュラム構築や臨床研修における臨床能力向上を行います。

〔総合歯科臨床教育センター教員〕

資 格	氏 名	資 格	氏 名
責任者（学部長）	本田 雅規	センター長（講師）	小島 規永
副責任者（病院長）	三谷 章雄	副センター長（講師）	藤波和華子

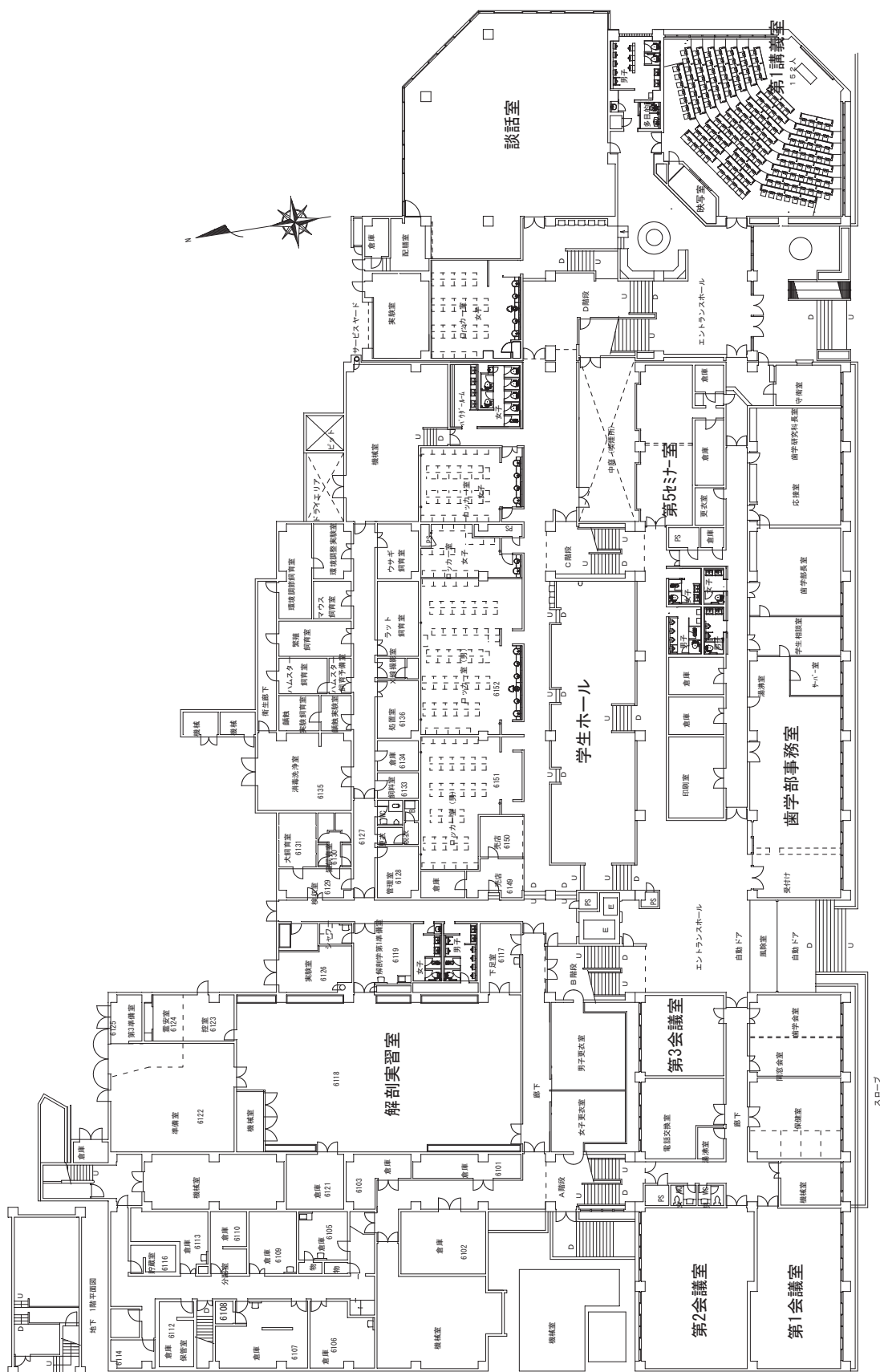
Ⅳ 学校案内図

◆ 楠元キャンパス配置図



◆基礎教育研究棟

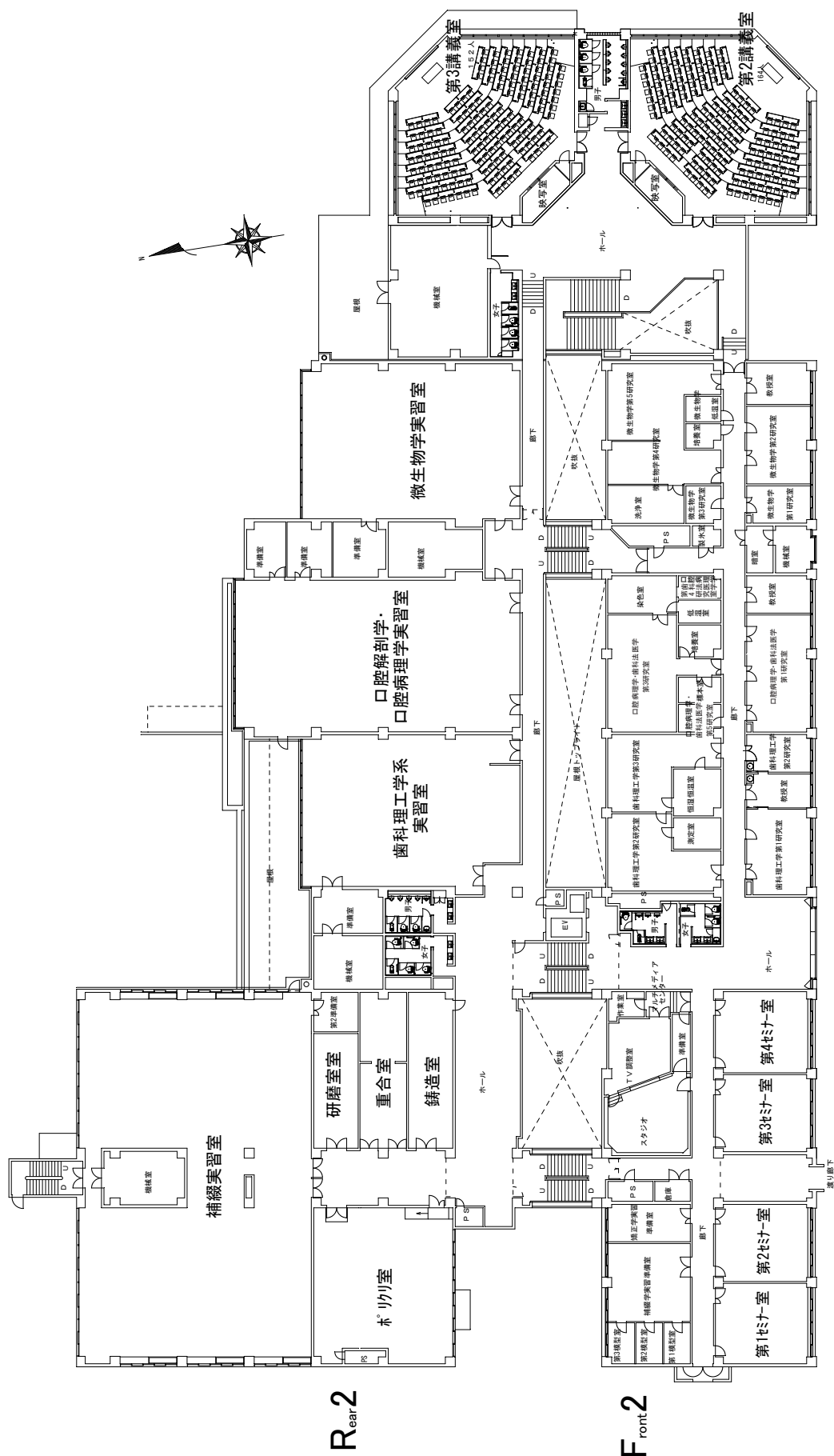
1 階平面図



Rear 1

Front 1

2 階平面図



3 階平面図

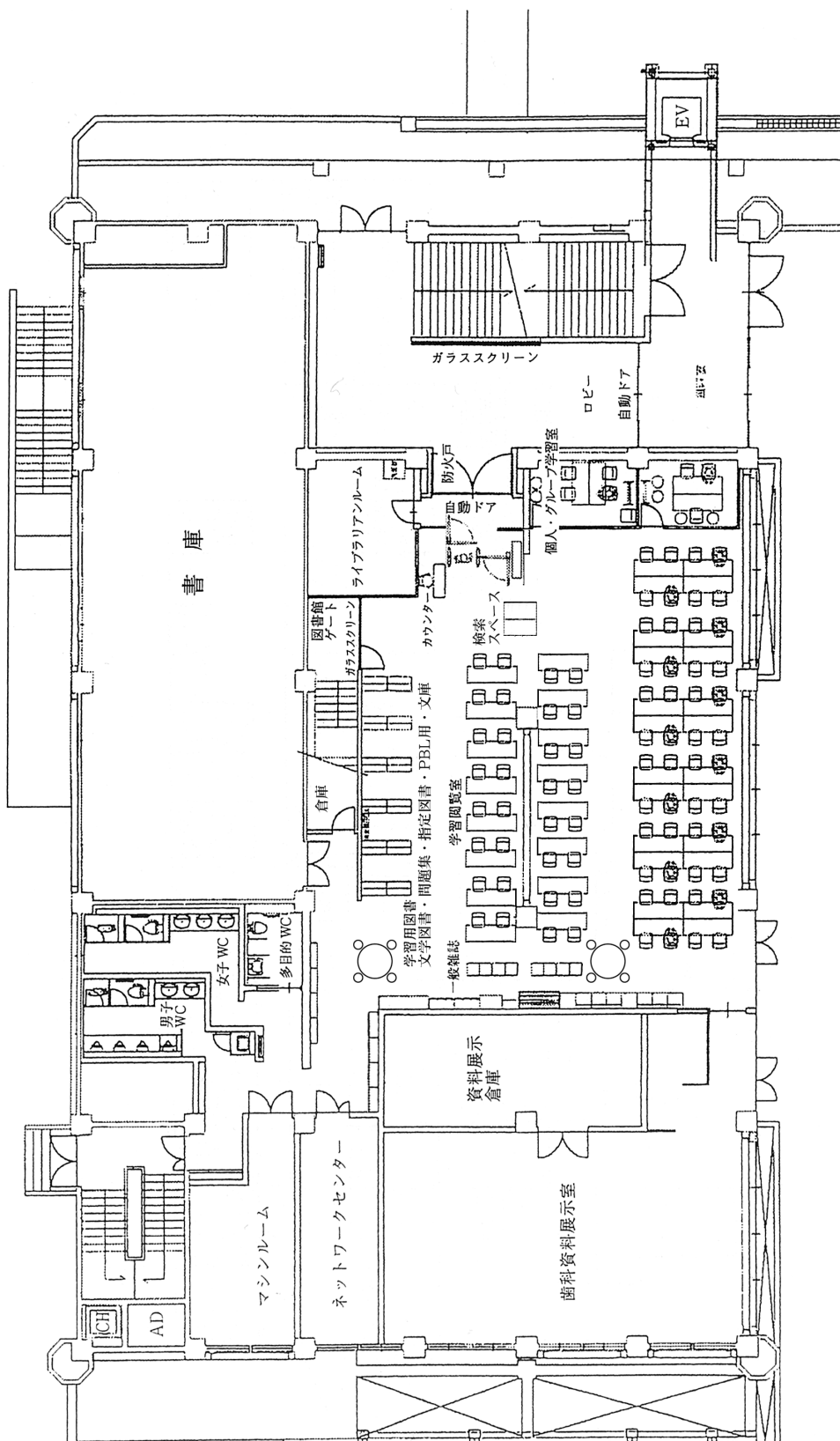


基礎教育研究棟

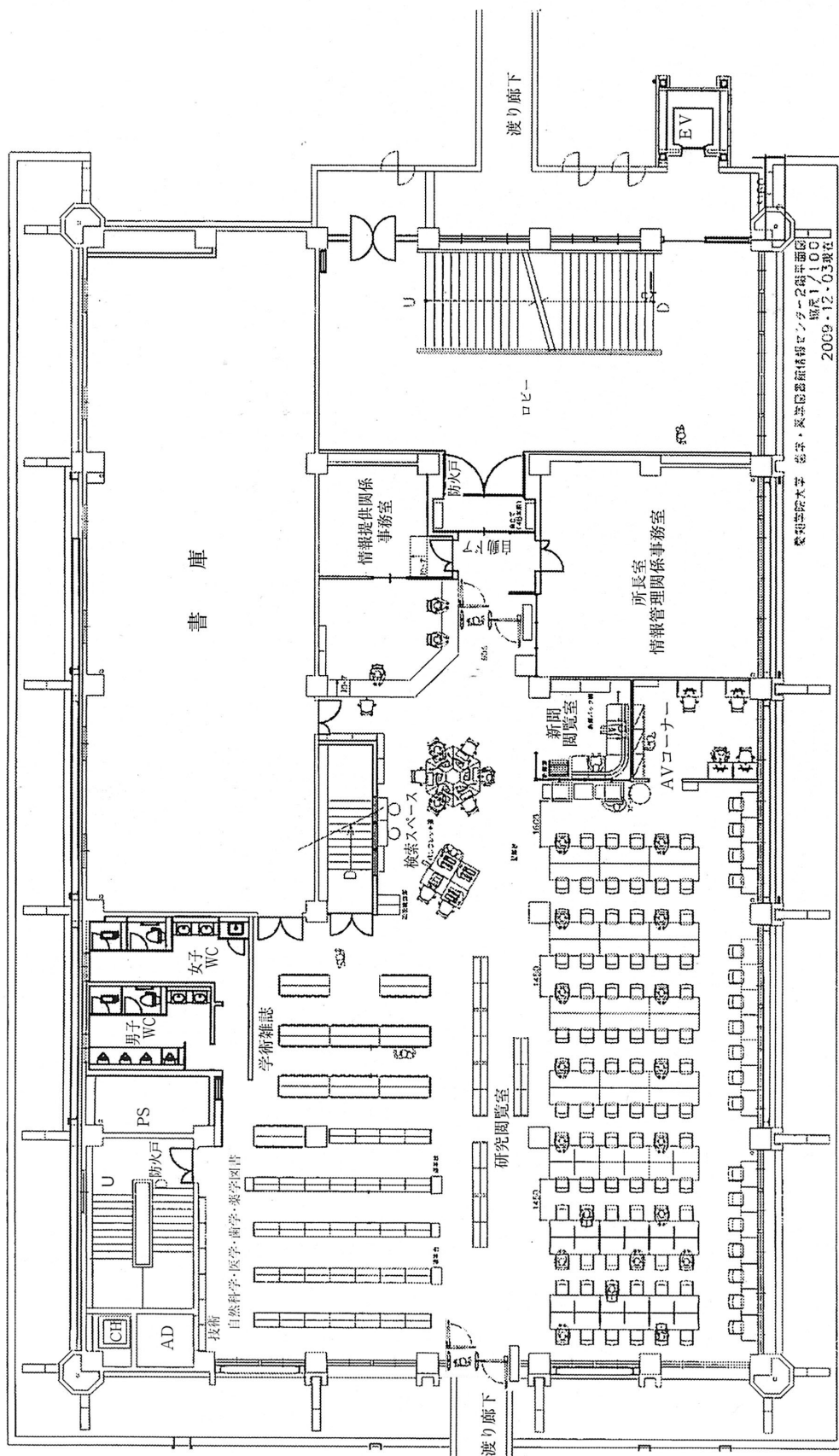
4 階平面図



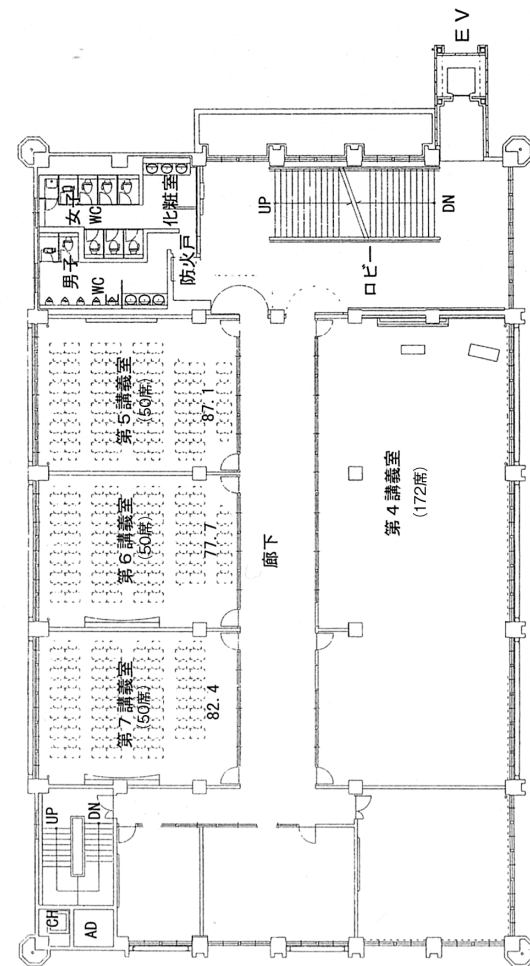
◆歯学・薬学図書館情報センター



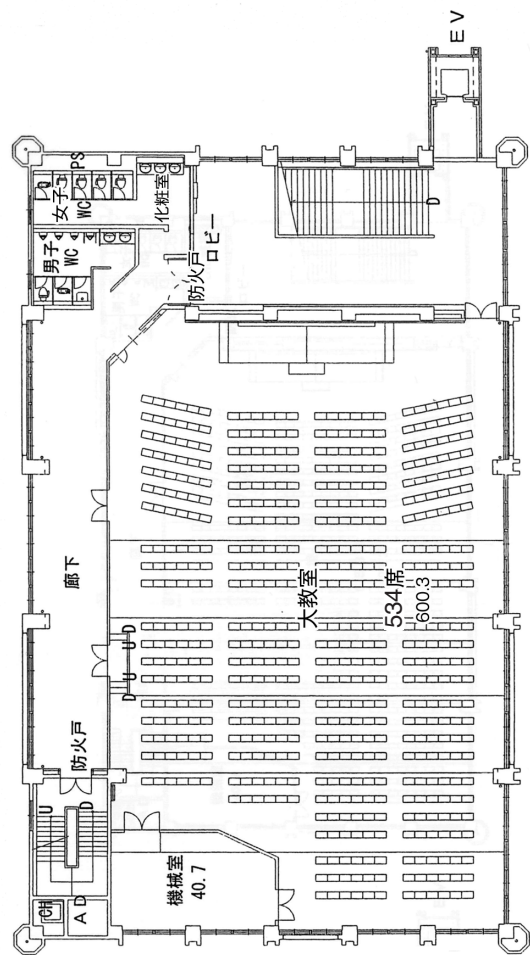
1 階平面図
1 階学習用閲覧室



図書館 2階平面図
2階研究用閲覧室



3 階平面図



4 階平面図

(令和7年3月12日現在)

●愛知学院大学学則 ※最新の学則は大学ホームページに掲載しています。

第1章 総則

第1条 本大学は、教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、学問の独立を全うし、真理の探求と学理の応用に努め、深く専門の学芸を教授研究し、その普及を図ることを目的とし、併せて本大学設立の趣旨である仏教精神、とくに禅の教えを身につけた個性豊かにして教養高く、国家及び社会の形成者として有能な人材を育成し、もって文化の創造発展と人類の福祉に貢献することを使命とする。

第1条の2 本大学は、その教育研究水準の向上を図り、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検、評価等に関する事項は、別にこれを定める。

3 本大学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

第1条の3 本大学は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、広く社会に公表する。

2 前項の目的は、別にこれを定める。

第1条の4 本大学は、その教育研究活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供する。

第1条の5 本大学は、その教育研究成果を広く社会に提供し、社会の発展に寄与する。

第2条 本大学は、愛知学院大学と称する。

第3条 本大学に、学部、大学院、留学生別科その他の教育研究組織を置く。

第3条の2 大学院、留学生別科その他の教育研究組織に関する学則及び規程は、別にこれを定める。

第4条 本大学に下記の学部及び学科を置き、修業年限は次のとおりとする。

学部	学科	修業年限
文学部	宗教文化学科 歴史学科 英語英米文化学科 日本文化学科 グローバル英語学科	4年
商学部	商学科	4年
経営学部	経営学科	4年
経済学部	経済学科	4年
法学部	法律学科 現代社会法学科	4年
総合政策学部	総合政策学科	4年
健康科学部	健康科学科 健康栄養学科	4年
心理学部	心理学科	4年
歯学部	歯学科	6年
薬学部	医療薬学科	6年

2 在学年数の上限は、以下のとおりとする。

(1) 文学部・商学部・経営学部・経済学部・法学部・総合政策学部・健康科学部・心理学部の在学年数は、8年を超えることができない。

(2) 歯学部・薬学部の在学年数は、12年を超えることができない。

第5条 本大学に各学部に通ずる教養教育科目等の教育を一括して行うための組織として教養部を置く。

第6条 本大学各学部の第1年次に入学を許可する学生の定員、第2年次・第3年次に編入学を許可する学生の定員及び収容定員は次のとおりとする。

		入学定員	編入学定員		収容定員
			2年次	3年次	
文学部	宗教文化学科	70名	1名	1名	285名
	歴史学科	130名	1名	1名	525名
	英語英米文化学科	110名	1名	1名	445名
	日本文化学科	110名	1名	1名	445名
	グローバル英語学科	110名	1名	1名	445名
商学部	商学科	250名	1名	1名	1,005名
経営学部	経営学科	290名	1名	1名	1,165名
経済学部	経済学科	270名	1名	1名	1,085名
法学部	法律学科	190名	1名	1名	765名
	現代社会法学科	105名	1名	1名	425名
総合政策学部	総合政策学科	210名	1名	1名	845名

心身科学部	健康科学科	180名	1名	1名	725名
	健康栄養学科	80名			320名
心理学部	心理学科	160名	1名	1名	645名
歯学部	歯学科	125名	若干名		750名
薬学部	医療薬学科	145名	若干名		870名

第2章 教育課程（授業科目・単位数）

第7条 各授業科目の単位は、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とすることを原則とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準によって計算する。

- (1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の演習をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては15時間の演習をもって1単位とすることができる。
- (3) 実験・実習については、45時間の実験・実習をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては30時間の実験・実習をもって1単位とすることができる。
- (4) 実技については、45時間の実技をもって1単位とする。
- (5) 卒業論文・卒業制作等については、その学修の成果を評価するものとし所定の単位を与える。

2 歯学部専門教育科目については、前項各号の規定にかかわらず次のとおりとする。

- (1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。
- (2) 実習（臨床実習を除く）については、30時間の実習をもって1単位とする。
- (3) 臨床実習については、45時間をもって1単位とする。

3 薬学部で開講している科目については、前項各号の規定にかかわらず次のとおりとする。

- (1) 講義については、教養教育科目（人文自然社会系・主題系）は15時間、教養教育科目（語学系・体育系・薬学基礎系・薬学入門系）及び自由選択科目（数学入門・生物学入門）は30時間、専門教育科目は20時間をもって1単位とする。
- (2) 実習・演習については、教養教育科目は45時間、専門教育科目は30時間をもって1単位とする。
- (3) 卒業研究については、その学修の成果を評価するものとし所定の単位を与える。

第7条の2 本大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

第7条の3 本大学は、講義、演習、実験・実習又は実技による授業を多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

第8条 本大学の授業科目の区分は、次のとおりとする。なお、履修等に関する事項は別に定める。

- (1) 文学部（宗教文化学科・歴史学科・英語英米文化学科・日本文化学科・グローバル英語学科）の授業科目の区分は、別表1-1、2、3、4、5のとおりとする。
- (2) 商学部の授業科目の区分は、別表2のとおりとする。
- (3) 経営学部の授業科目の区分は、別表3のとおりとする。
- (4) 経済学部の授業科目の区分は、別表4のとおりとする。
- (5) 法学部（法律学科・現代社会法学科）の授業科目の区分は、別表5-1、2のとおりとする。
- (6) 総合政策学部の授業科目の区分は、別表6のとおりとする。
- (7) 健康科学部（健康科学科・健康栄養学科）の授業科目の区分は、別表7-1、2のとおりとする。
- (8) 心理学部の授業科目の区分は、別表8のとおりとする。
- (9) 歯学部の授業科目の区分は、別表9のとおりとする。
- (10) 薬学部の授業科目の区分は、別表10のとおりとする。

2 本大学の卒業要件単位は、次のとおりとする。

(1) 文学部

宗教文化学科・英語英米文化学科・日本文化学科の卒業に必要な単位数は、教養教育科目36単位以上、専門教育科目76単位以上を含め、128単位以上とする。なお、自由選択科目のうち2単位を卒業要件に含むことができる。

歴史学科の卒業に必要な単位数は、教養教育科目40単位以上、専門教育科目80単位以上を含め、128単位以上とする。なお、自由選択科目のうち2単位を卒業要件に含むことができる。

グローバル英語学科の卒業に必要な単位数は、教養教育科目30単位以上、専門教育科目82単位以上を含め、128単位以上とする。なお、自由選択科目のうち2単位を卒業要件に含むことができる。

(2) 商学部・経済学部・法学部

商学部・経済学部・法学部の卒業に必要な単位数は、教養教育科目36単位以上、専門教育科目76単位以上、キャリア教育科目2単位以上を含め、128単位以上とする。

(3) 経営学部

経営学部の卒業に必要な単位数は、教養教育科目 36 単位以上、専門教育科目 76 単位以上を含め、128 単位以上とする。

(4) 総合政策学部

総合政策学部の卒業に必要な単位数は、教養教育科目 20 単位以上、リテラシー科目 34 単位以上、基盤科目 22 単位以上、展開科目 24 単位以上、リサーチ・プロジェクト 16 単位を含め、128 単位以上とする。

(5) 健康科学部

健康科学部の卒業に必要な単位数は、教養教育科目 24 単位以上、専門教育科目 92 単位以上を含め、128 単位以上とする。

健康栄養学科の卒業に必要な単位数は、教養教育科目 24 単位以上、専門教育科目 80 単位以上を含め、128 単位以上とする。

(6) 心理学部

心理学部の卒業に必要な単位数は、教養教育科目 36 単位以上、専門教育科目 76 単位以上を含め、128 単位とする。

(7) 歯学部

歯学部の卒業に必要な単位数は、教養教育科目 46 単位、専門教育科目 165 単位、計 211 単位とする。

(8) 薬学部

薬学部の卒業に必要な単位数は、教養教育科目 32 単位以上、専門教育科目 154 単位以上を含め、186 単位以上とする。

第 8 条の 2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものとみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合、その修得した単位を、前項により認定した単位と合わせて 60 単位を超えない範囲で認定することができる。

3 (削除)

第 8 条の 3 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の単位数は、前条第 1 項及び第 2 項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

第 8 条の 4 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学又は短期大学（いずれも外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生制度により修得した単位を含む。）を、本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前 2 項の単位数は、編入学、転入学、学士入学及び再入学の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、第 8 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

第 8 条の 5 編入学者、転入学者又は学士入学者にあつては、前条の規定により、入学以前の大学等において修得した単位を本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。

2 本大学は、教育上有益と認めるときは、編入学、転入学又は学士入学以前の大学等において修得した教職及び教科に関する科目、図書館司書に関する科目、博物館学芸員に関する科目並びに社会教育主事に関する科目の単位を本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。この場合、卒業要件単位に算入されない科目の単位については、前項に規定する上限を超えて単位を認定することができる。

3 第 1 項の単位の認定に関する事項は、別にこれを定める。

第 8 条の 6 本大学は、教育上有益と認めるときは、他の学部又は他の学科の授業科目を履修させることができる。

第 9 条 授業科目の成績評価は、AA・A・B・C・D・E で表し、AA・A・B・C を合格とし、D・E を不合格とする。

2 前項の成績に関する事項は、別にこれを定める。

第 10 条 本学で取得できる教員免許状の種類及び教科は、別表 12-1 (1) のとおりとする。なお、教員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、別表 12-2 (1)、(2) により教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修しなけれ

ばならない。

第10条の2 (削除)

第11条 図書館司書の所要資格を得ようとする者は、別表13-1(1)、(2)により図書館法及び同法施行規則に定める科目を履修しなければならない。

第12条 博物館学芸員の所要資格を得ようとする者は、別表14-1(1)により博物館法及び同法施行規則に定める科目を履修しなければならない。

第12条の2 社会教育主事の所要資格を得ようとする者は、別表14-2(1)、(2)、(3)により社会教育法及び社会教育主事講習等規程に定める科目を履修しなければならない。

第12条の3 日本語教育主専攻相当資格を得ようとする者は、別表14-3(1)に定める科目を履修しなければならない。

第3章 学年・学期・休日

第13条 本大学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年は、春学期と秋学期にわけ次の通りとする。ただし、教育上必要な場合は、春学期の終了日及び秋学期の開始日を変更することができる。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から3月31日まで

第14条 本大学の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 創立記念日 10月15日
- (4) 春期休業日
- (5) 夏期休業日
- (6) 冬期休業日

2 前項第4号から第6号の休業の期間に関しては、別にこれを定める。

3 必要がある場合は、学長は代表教授会の議を経て第1項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学・休学・退学・転学・留学・復学・再入学・編入学・除籍・転籍

第15条 入学時期は、毎年4月とする。ただし、教育上有益と認めるときは、9月に入学を認めることができる。

第16条 本大学の学部第1年次に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
 - (3) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- (削除)

第16条の2 本大学の学部第2年次に編入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 文学部・商学部・経営学部・経済学部・法学部・総合政策学部・健康科学部（健康栄養学科を除く）・心理学部
 - ① 学校教育法による短期大学を卒業した者
 - ② 学校教育法による大学に1年以上在学し、32単位以上を修得した者
 - ③ 学校教育法による高等専門学校、旧国立養護教諭養成所及び旧国立工業教員養成所のいずれかを卒業した者
 - ④ 学校教育法による専修学校の専門課程修了者で「専門士」の称号を有する者
 - ⑤ 学校教育法による専修学校の修業年限2年以上で、かつ、修了に必要な総授業時数が1700時間以上の専門課程を修了した者
 - ⑥ 学校教育法による大学への編入学資格基準を満たした専攻科の修業年限2年以上で、62単位以上修得した者
- (2) 歯学部・薬学部
 - ① 学校教育法による大学を卒業した者
 - ② 学校教育法による大学に2年以上在学し54単位以上を修得した者

2 第2年次に編入学することを許可された者の修業年限及び在学年数は、以下のとおりとする。

- (1) 文学部・商学部・経営学部・経済学部・法学部・総合政策学部・健康科学部・心理学部の第2年次に編入学を許可された者の修業年限は3年とし、在学年数は6年を超えることはできない。
- (2) 歯学部・薬学部の第2年次に編入学を許可された者の修業年限は5年とし、在学年数は10年を超えることはできない。

第16条の3 本大学の学部第3年次に編入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 学校教育法による短期大学を卒業した者
- (2) 学校教育法による大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者
- (3) 学校教育法による高等専門学校、旧国立養護教諭養成所及び旧国立工業教員養成所のいずれかを卒業した者
- (4) 学校教育法による専修学校の専門課程修了者で「専門士」の称号を有する者
- (5) 学校教育法による専修学校の修業年限2年以上で、かつ、修了に必要な総授業時数が1700時間以上の専門課程を修了した者

(6) 学校教育法による大学への編入学資格基準を満たした専攻科の修業年限2年以上で、62単位以上修得した者

2 第3年次に編入学することを許可された者の修業年限は2年とし、在学年数は4年を超えることはできない。

第17条 本大学に入学を志願できる者は、前3条の資格を有する者又はその年度の3月31日までにこれらの資格の取得を見込める者とする。

第18条 入学試験は、別に定める入学者受入方針に従ってこれを行う。

第19条 入学志願者は、所定の書類に入学検定料を添えて学長に提出しなければならない。

2 既納の入学検定料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

3 入学検定料については、別にこれを定める。

第20条 第16条から第16条の3までの入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

2 前項の選考により合格した者は、所定の期日までに入学学納金を納め、保証人連署の在学誓書その他所定の書類を提出しなければならない。

3 前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第21条 保証人に関する事項は、別にこれを定める。

第22条 (削除)

第23条 (削除)

第24条 欠席に関する事項は、別にこれを定める。

第25条 学生が疾病又はやむを得ない事由によって、3ヶ月以上休学することのできない場合は、保証人連署を以って所定の期間内に願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学は同一年次において1年以内に限る。なお特別の事情がある者には、更に1年以内の休学を許可することができる。

3 休学の事由が解決したときは、遅滞なく復学を申し出て、その許可を得なければならない。

4 休学の願い出は、学期毎に行うこととする。

5 休学期間は、第4条並びに第16条の2第2項及び第16条の3第2項に定める修業年限、在学年数には算入しない。

6 休学の手続きに関する事項は、別にこれを定める。

第25条の2 通算して休学できる期間については4年とする。ただし、歯学部・薬学部については6年とする。

第26条 学生が疾病その他の事由により退学しようとするときは、理由を付し保証人連署を以って学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 退学に関する事項は、別にこれを定める。

第26条の2 次の各号のいずれかに該当する者は除籍とする。

- (1) 学納金の納入を怠り、督促を受けてもなおこれを納入しない者
- (2) 学納金納入期間を過ぎて、退学を願い出た際、学納金の納入がなされていない者
- (3) 第25条第2項又は第25条の2に定める休学期間を超えてなお復学しない者
- (4) 第4条第2項に定める在学年数を超えた者
- (5) 死亡または長期にわたって行方不明の者

2 除籍に関する事項は、別にこれを定める。

第27条 退学又は除籍された者が、その日から2年以内に再入学を願い出たときは選考のうえ、これを許可することができる。

2 再入学の取扱いに関する事項は、別にこれを定める。

第28条 (削除)

第29条 学生は、学長の許可を受けなければ他の学校に入学し、又は他の学校の入学試験を受けることができない。

第29条の2 学生は、本大学在学中、本人の教育上有益と認められ、学長が許可した場合に限り、本大学の認定する外国の大学又は短期大学に留学することができる。

2 留学に関する事項は、別にこれを定める。

第30条 他の学部又は学科に転籍を希望する者は、選考のうえこれを許可することができる。

2 転籍に関する事項は、別にこれを定める。

第31条 歯学部・薬学部の進級不可及び卒業不可による、同一学年に在学できる期間は、別に定める。

第32条 学生の心得に関する事項は、別にこれを定める。

第5章 賞罰

第33条 本大学学生で品行方正、学術優秀な者又は学生の模範となるべき行いをした者は、学長がこれを表彰することができる。

第34条 学生が本学の定める諸規則に違反し、または学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、教授会の議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒に関する事項は、別にこれを定める。

第35条 校舎及び器具等を破損したときは、相当の賠償をしなければならない。

第6章 試験・卒業及び称号

第36条 試験に関する事項は、別にこれを定める。

第37条 第4条に規定する修業年限以上在学し、第8条に定める単位を修得した者には、卒業を認定し、別に定めるところにより、学位を授与する。

第38条 各学部の卒業生は、下記の区別に従い、学士の学位を授与する。

文学部卒業生は	学士（文学）
商学部卒業生は	学士（商学）
経営学部卒業生は	学士（経営学）
経済学部卒業生は	学士（経済学）
法学部卒業生は	学士（法学）
総合政策学部卒業生は	学士（総合政策学）
健康科学部卒業生は	学士（健康科学）
心理学部卒業生は	学士（心理学）
歯学部卒業生は	学士（歯学）
薬学部卒業生は	学士（薬学）

第7章 学納金

第39条 学納金に関する事項は、別にこれを定める。

2 学納金の納入方法や納入期限などに関する事項については、別にこれを定める。

第39条の2（削除）

第40条（削除）

第40条の2（削除）

第41条（削除）

第42条 すでに納めた授業料その他の学納金は、別に定める場合を除き返還しない。

第43条 本大学に奨学金制度及び学納金減免制度を設ける。

2 奨学金制度及び学納金減免制度に関する事項は、別にこれを定める。

第8章 教職員組織

第44条 本大学に学長、学部長を置く。

2 本大学には、前項のほか、副学長、学長補佐、学長顧問、その他必要な役職者を置くことができる。

第44条の2 学長は、学校教育法その他の法令に従い大学の教育・研究水準の向上に努めるとともに大学の公務を統督する。

2 副学長は、本学の運営全般に関して学長を助け、学長の委任する特定の職務を代行し、大学の教育・研究水準の向上に努める。

3 学長補佐は、学長の命を受け、学長が推進する政策課題に関わる特定の事項について、企画・立案・連絡調整等の業務に従事し、大学の教育・研究水準の向上に努める。

4 学長顧問は、学長の求めに応じ、指示された事項に関し提言又は助言を行う。

第44条の3 学部長（教養部長を含む。）は、学長の命を受けて、その学部（教養部を含む。）の業務を掌理し、所属教職員を監督する。

第45条 本大学に、教授、准教授、講師、助教、助手及びその他の職員を置く。

2 本大学に、客員教授、特任教授、その他必要な教育職員を置くことができる。

第 46 条 本大学に、その事務を遂行するため、必要な事務組織を置く。

2 事務組織に関する事項は、別にこれを定める。

第 9 章 教授会

第 47 条 本大学に代表教授会及び学部教授会（教養部教授会を含む。以下同じ。）を置く。

2 代表教授会及び学部教授会に関する事項は、別にこれを定める。

第 47 条の 2 代表教授会は、学長、副学長、教務部長、学生部長、キャリアセンター部長、入試センター部長、図書館情報センター館長、各学部長（教養部長を含む。）及び各学部（教養部を含む。以下同じ。）より選出された、別に定める員数の教授を以て組織する。ただし、必要に応じて他の教職員の出席を求めることができる。

2 学部教授会は、各学部の専任教授を以て組織する。ただし、各学部教授会の定めるところにより、准教授等の教育職員を加え若しくはその出席を求め、又はその他の職員の出席を求めることができる。

第 47 条の 3 代表教授会及び学部教授会は、下記の事項について審議する。ただし、代表教授会は全学的な調整の立場から、学部教授会は当該学部の立場から審議するものとする。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 学生の入学、退学、転籍、卒業、除籍及び賞罰に関する事項
- (3) 学生の試験及び単位に関する事項
- (4) 卒業論文及び学士号に関する事項
- (5) 学年暦に関する事項
- (6) 学生補導に関する事項
- (7) 学術研究に関する事項
- (8) 教育職員の採用及び資格昇任の選考に関する事項
- (9) 教育研究に関する規程の制定及び改廃に関する事項
- (10) その他の教育研究に関する事項

第 47 条の 4 削除

第 10 章 図書館情報センター

第 48 条 本大学に図書館情報センターを置く。

第 49 条 図書館情報センターに関する事項は、別にこれを定める。

第 11 章 附属病院

第 50 条 本大学歯学部附属病院を置く。

第 51 条 附属病院に関する事項は、別にこれを定める。

第 12 章 科目等履修生・単位互換履修生（特別聴講学生）・開放講座聴講生・歯学部専攻生及び研究生

第 52 条 本大学所定の授業科目のうち一科目又は数科目につき履修を志願する者については、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生、単位互換履修生（特別聴講学生）及び開放講座聴講生としてその科目の履修又は聴講を許可することがある。

第 52 条の 2 科目等履修生、単位互換履修生（特別聴講学生）及び開放講座聴講生に関する事項は、別にこれを定める。

第 53 条 本学歯学部において教授の指導を受け特に専門教育科目につき研究しようとする者は、歯学部専攻生（以下専攻生という）・歯学部研究生（以下研究生という）として入学を許可することがある。

第 53 条の 2 専攻生・研究生を志願する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 大学の歯学部又は歯科大学を卒業した者
- (2) 大学の医学部又は医科大学を卒業した者
- (3) 前 2 号以外の大学又は専門学校卒業で、これと同等以上の学力があると認めた者

第 53 条の 3 専攻生・研究生は、別に定める納付金を前納しなければならない。既納の納付金は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

第 53 条の 4 第 53 条から第 53 条の 3 までに定めるもののほか、専攻生・研究生に関する事項は、別にこれを定める。ただし、特に定めのない場合は、本学則を準用する。

第 13 章 外国人留学生・帰国学生

第 54 条 外国人・帰国生徒で本学に入学を志願する者があるときは、特別の選考によって入学を許可することがある。

2 前項の選考によって入学を許可された学生を外国人留学生・帰国学生とする。

3 外国人留学生・帰国学生のうち、教育上必要があると認めた者の授業科目履修に関しては、特例として別表 17 に定める日本語に関する科目を開設する。

4 外国人留学生・帰国学生については、本学則を準用する。

第 14 章 公開講座

第 55 条 本大学は、必要に応じて公開講座を設ける。

第 15 章 厚生保健

第 56 条 本大学に厚生保健に関する施設を置き、これを学生の利用に供する。

第 57 条 学生は、毎年所定の健康診断を受けなければならない。学長は、学生の保健を管理し、必要に応じて治療を命じ又は登校を停止することがある。

第 58 条 学生が本大学の施設を利用しようとするときは、所定の手続を経なければならない。

第 16 章 改正手続

第 59 条 この学則の改正は、代表教授会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則 本学則は、昭和 28 年 4 月 1 日から実施する。

〔中略〕

附 則 本学則は、令和 6 年 4 月 1 日より実施する。

(別表については省略)

●歯学部 of 学年制及び教育課程に関する規程

令和 3 年 6 月 3 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、歯学部における学年制及び教育課程の運用に関する必要事項を定め、多様なニーズに対応できる歯科医師養成の教育課程を編成し、社会情勢の変化に対応できる歯科医師を養成することが社会から求められており、歯学部学生に新しい教育課程の授業を提供し、歯学部学生にとって有益であると共に歯学教育の質保証をすることを目的とする。

(学年制)

第 2 条 歯学部 of 教育課程において、学年ごとに開講されている授業科目を当該学年内に同時に履修し進級要件に必要な数の科目に合格し、進級することを学年制と称する。開講授業科目のうち当該学年内に不合格の科目については、修得が求められる学年までに修得する。

2 進級できなかった場合は、その学年の全科目を再度履修する。

(教育課程)

第 3 条 学則第 8 条第 1 項第 9 号の規定に基づくほか、教育課程（カリキュラム）を改正した場合、改正した年度から新教育課程（新カリキュラム）に全て変更し開講する。

2 改正後において開講する授業科目が、現行の開講学年から下位の学年へ移動し開講が必要な場合及び在籍学年より下位の学年において新たに開講し当該学年 of 学生に必要な場合は、特別に開講し対応する。

3 学生は、入学年度 of 教育課程（カリキュラム）にかかわらず、在学中に教育課程（カリキュラム） of 改正があった場合、当該学年において、当該年度 of 新教育課程（新カリキュラム）で履修する。

4 進級及び卒業は、当該年度 of 新教育課程（カリキュラム）に基づき判定する。

(単位数)

第 4 条 教育課程（カリキュラム） of 改正に伴い、修得単位数を増やす場合は、集中講義等で対応する。

(規程 of 改廃)

第 5 条 本規程 of 改廃は、歯学部教授会 of 議を経て行うものとする。

(その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、教育課程 of 実施に関し必要な事項が生じた場合は、歯学部教授会 of 議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 3 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

なお、この規程 of 施行日をもって次の規程 of 入学年度ごとの適用を削除する。

1. 歯学部における進級及び卒業判定等に関する規程
2. 愛知学院大学歯学部 of 試験に関する規程
3. 歯学部 of 再試験に関する規程

この規程は、令和5年1月25日から施行する。

●愛知学院大学歯学部履修等に関する規程

令和2年4月1日制定

(目的)

第1条 本規程は、愛知学院大学学則（以下「学則」という。）第8条第1項及び第9条第2項並びに愛知学院大学履修及び成績評価に関する規程第1条の規定にもとづき、歯学部学生の授業科目履修等がより一層教育効果を上げるために必要なことを取り決めることを目的とする。

(授業科目の配当)

第2条 学則別表9（歯学部教育課程表）に定める授業科目は、歯学部授業科目配当表のとおり各学年に配当する。

(授業科目の履修)

第3条 授業科目は授業科目配当表に配当されている学年において履修し、その単位を修得するものとする。

2 履修登録単位数は、年間50単位未満とする。

(授業科目の種類)

第4条 授業科目の種類は、次のとおりとする。

(1) 必修科目

すべての学生がその授業科目を履修し、単位を修得しなければ、進級及び卒業要件を満たさない科目をいう。

(2) 選択科目

特定の数科目の中からいくつかの授業科目を選択履修し、その単位を修得しなければ進級及び卒業要件を満たさない科目をいう。

(3) 自由選択科目

学生が自由に選択履修できる授業科目であるが、その修得単位は進級及び卒業要件に含めない科目をいう。

(履修登録)

第5条 選択科目及び自由科目は、履修しようとする年度に必ず履修登録の手続をとらなければならない。

(実習)

第6条 実習の実施は、指導教員の指示および実習毎に配付される実習帳（実習の手引き、実習簿を含む）に記載されている実習に関しての注意事項、進め方、検印の方法等に従い実習を行う。

(実習における不正行為)

第7条 不正な方法（検印の偽造、他人のケースで検印を貰う等）で実習を行った者に対しては、学則第34条等の規定に従い懲戒とする。

(成績評価及び単位認定)

第8条 成績評価は、次の基準により実施する。

(1) 学則第9条第1項に定める成績評価

評価	可否等	ポイント	100点満点での評価範囲	評価基準
AA	合格	4	90点以上	学修の目標を達成し、極めて優秀な成果を収めている
A	合格	3	89点から80点	学修の目標を達成し、優れた成果を収めている
B	合格	2	79点から70点	学修の目標を達成し、良好な成果を収めている
C	合格	1	69点から60点	学修の目標を達成している
D	不合格	0	59点から30点	学修の目標を達成していない
E	不合格	0	29点以下	学修の目標を達成したとは認められず、成果が著しく低い

(2) 学則以外に定める成績評価

評価	可否等	ポイント	評価基準
認	認定	—	修得単位として認定した成績
K	失格	0	試験を受けていない者
F	失格	0	欠席により開講授業科目に必要な出席日数が足りず、失格となった者

なお、成績の通知及び成績証明は、成績簿に基づき前号に掲げる表の評価を用いて行う。

ただし、専門教育科目の評価（合否等）は、59 点以下を D（不合格）とする。

（3）歯学部試験に関する評価

「愛知学院大学歯学部試験に関する規程」第 4 条から第 9 条の試験の評価（合否等）は、各試験の合格基準に満たない場合 D（不合格）とする。

2 授業科目の評価は試験によって行う。

ただし、授業科目の種類によっては、試験以外の方法によって、評価が行われることがある。

3 成績評価に関する事項については「愛知学院大学歯学部成績評価に関する取扱い要領」に定める。

4 学修の到達度を表すために G P A（Grade Point Average）制度を用いて評価する。

G P A 制度に関する事項については「愛知学院大学歯学部 G P A 制度に関する内規」に定める。

5 授業科目の単位認定の時期は当該授業科目の授業終了の年度末とする。

6 当該学年の学納金を納めていない者は、単位を無効とする。

（試験）

第 9 条 試験に関する事項は、「愛知学院大学歯学部試験に関する規程」に定める。

（進級及び卒業の要件）

第 10 条 進級及び卒業の要件は、「歯学部における進級及び卒業判定等に関する規程」に定める。

（進級判定）

第 11 条 各学年終了時に進級判定を行い、前項に定める進級要件を満たした者は次の学年に進級を認める。

2 進級判定に関する事項は、「歯学部における進級及び卒業判定等に関する規程」に定める。

（卒業試験受験資格判定）

（歯科医師国家試験受験資格審査試験受験資格判定）

第 12 条 6 年生春学期に歯科医師国家試験受験資格審査試験受験資格判定を行い、基準を満たした者は歯科医師国家試験受験資格審査試験の受験を認める。

2 歯科医師国家試験受験資格審査試験受験資格判定に関する事項は、「歯学部における進級及び卒業判定等に関する規程」に定める。

（歯科医師国家試験出願資格判定）

第 12 条の 2 6 年生秋学期に歯科医師国家試験の出願資格判定を行い、基準を満たした者は歯科医師国家試験の出願を認める。

2 歯科医師国家試験出願資格判定に関する事項は、「歯学部における進級及び卒業判定等に関する規程」に定める。

（卒業判定）

第 13 条 6 年生終了時に卒業判定を行い、第 10 条に定める卒業要件を満たした者は卒業を認める。

2 卒業判定に関する事項は、「歯学部における進級及び卒業判定等に関する規程」に定める。

（進級不可・卒業不可者の扱い）

第 14 条 進級不可・卒業不可者の扱いに関する事項は、「歯学部における進級不可及び卒業不可者の扱いに関する規程」に定める。

（歯学部教養部教育連絡協議会）

第 15 条 教養教育と専門教育との 6 年一貫の有機関連性を深めるため、歯学部教養部教育連絡協議会をおく。

（改訂）

第 16 条 本規程の改訂は歯学部教授会で行う。

ただし、教養教育科目に関する事項については教養部会の議を経るものとする。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

なお、愛知学院大学歯学部履修等に関する取決めは、この規程の施行日をもって廃止する。

この規程は、令和5年1月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

この規程は、令和5年2月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

この規程は、令和5年2月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

この規程は、令和5年8月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

この規程は、令和6年2月27日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

この規程は、令和6年11月26日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

この規程は、令和7年2月20日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

●愛知学院大学歯学部G P A制度に関する内規

令和5年2月10日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、愛知学院大学歯学部履修等に関する規程第8条第4項に基づき、G P A (G rade P oint A verage) 制度について必要な事項について定める。

(目的)

第2条 G P A制度は、学生個人の成績を学内での相対的な位置付けを把握させることにより、学生の学修意欲を高めるとともに、学生の学修支援に役立たせることを目的とする。

(G P Aの定義)

第3条 G P Aとは、個々の学生の学修時間当たりの学修到達度を表す指標となる数値で、履修した授業科目の成績評価におけるG P (G rade P oint) に当該科目の単位数を乗じた値を履修した全科目について総計し、その値を履修した総単位数で除して算出する平均値 (A verage) をいう。

(G P A算定対象授業科目)

第4条 G P Aの算定対象となる授業科目は、卒業要件単位に含む科目とする。なお、「認定」評価の科目並びに歯学部及び教養部においてG P Aの算定対象外と定めたものは除く。

(G P)

第5条 G Pとは、愛知学院大学歯学部履修等に関する規程第8条第1項に定めるポイントをいう。

(G P Aの種類)

第6条 G P Aは、当該学期において学修達成度を示す指標として「学期G P A」と、在学中の全学期において学修達成度を示す指標として「総合G P A」に区分する。

(学期G P A)

第7条 学期G P Aは、各学期において評価された成績評価を基に、次の式により算定する。計算値は小数第4位を四捨五入し、小数第3位までを表示する。

「学期G P A = (当該学期の履修登録科目のG P × 当該科目の単位数) の総和 / 当該学期の履修登録科目の合計単位数」

(総合G P A)

第8条 総合G P Aは、在学中の全学期に評価された成績評価を基に、次の式により算定する。計算値は小数第4位を四捨五入し、小数第3位までを表示する。

「総合G P A = (在学全学期の履修登録科目のG P × 当該科目の単位数) の総和 / 在学全学期の履修登録科目の合計単位数」

2 成績評価の追加又は変更がなされた場合、総合G P Aの再計算を行う。

(G P Aの活用)

第9条 G P Aは、学生の学修意欲向上以外に特待生の選抜、履修指導、学修支援及びカリキュラムの改善等に活用する。

(G P Aの記載及び通知)

第10条 学期G P A及び総合G P Aは、成績原簿、成績通知書及び学生への情報配信システムに記載する。

2 学生には、成績通知書及び学生への情報配信システムにより、学期G P A及び総合G P Aを通知する。

(事務)

第11条 本内規に関する事務は、歯学部事務室が所掌する。

(改訂)

第12条 本内規の改訂又は実施に必要な事項については、歯学部教授会及び教養部会の議を経るものとする。

附 則

この内規は、令和5年2月10日から施行する。

●愛知学院大学歯学部GPA活用に関する要領

令和5年2月10日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知学院大学歯学部GPA制度に関する内規第9条に基づき、GPAの活用について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 GPAの具体的な活用方法を提示することにより、学生の学修意欲を高めるとともに、学生の学修支援に役立たせることを目的とする。

(GPAの評価基準)

第3条 GPAの数値は、次の基準に基づき評価する。

GPA	評 価
4.000以下 ～ 3.400以上	秀
3.400未満 ～ 2.700以上	優
2.700未満 ～ 2.000以上	良
2.000未満 ～ 1.300以上	可
1.300未満 ～ 0.800以上	注意
0.800未満	警告

(GPAの活用)

第4条 前条の基準に基づき次のとおりGPAを活用する。

- (1) 評価の「秀」または「優」を成績優秀者とし特待生等の基準とする。なお、GPAの詳細な数値基準については、それぞれの案件にて定めることとする。
- (2) 卒業時に総合GPAの評価が「良」以上であることが望ましいこととする。
- (3) 学期GPAの評価が「注意」となる学生は、面談及び修学指導の対象とすることがある。
- (4) 学期GPAの評価が「警告」となる学生は、面談及び修学指導の対象とする。また、複数回続けて「警告」の評価となった場合は、愛知学院大学学則第34条第3項第2号に準じ、「退学勧告」の対象となることもある。

(事務)

第5条 この要領に関する事務は、歯学部事務室が所掌する。

(改廃)

第6条 この要領に関する改廃は、歯学部教授会及び教養部会の議を経るものとする。

附 則

この要領は、令和5年2月10日から施行する。

ただし、第4条第4号については、令和5年度入学者から適用する。

この要領は、令和5年9月20日から施行する。

ただし、第4条第4号については、全学生に適用する。

●愛知学院大学歯学部成績評価に関する取扱い要領

令和5年10月25日制定

(目的)

第1条 この要領は、「愛知学院大学歯学部の履修等に関する規程」第8条第3項に基づき、成績評価の取扱いに関して必要な事項について定める。

（成績評価）

第2条 成績評価は、授業担当教員（以下「教員」という。）が公平及び公正に行う。

（評価方法の設定）

第3条 授業の評価方法の設定は、歯学部カリキュラム・ポリシーとの整合性を図る。

また、授業の到達目標の設定は、歯学部ディプロマ・ポリシー及び歯学部カリキュラムマップの到達目標との整合性を図るとともに、適正水準の到達目標の設定を心がける。

（成績評価の明示）

第4条 成績評価は、当該授業の到達目標への達成度合いを評価し、次に掲げる内容をシラバス及び最初の授業において受講生に明示する。なお、受講生が自己評価を行えるように、理解しやすい表現を心がける。

- （1）到達目標
- （2）達成度合いを測る評価方法及び方法の割合
- （3）評価方法の達成基準

（成績評価方法）

第5条 成績評価方法は、試験又は試験以外に区分する。試験は、採点基準を明示する。試験以外は、平常評価等の定性的なもので、評価基準について明示する。なお、試験に関する事項は別に定める。

（成績評価への質問）

第6条 受講生は成績評価について、所定の期間に「成績評価に関する質問書」を歯学部事務室へ提出することができる。提出があった場合は、教員は質問に速やかに回答しなければならない。また、教員は必要に応じて、成績評価を修正することができる。

（出欠席の成績評価への反映）

第7条 成績評価において、出欠状況を評価対象とすることはできない。また、開講授業科目に必要な出席日数が足りず、失格となった受講生は、成績評価の対象とせず、評価をFとする。

（要領の管理）

第8条 本要領の管理は、歯学部事務室が取扱う。

（改廃）

第9条 本要領の改廃は、歯学部教授会及び教養部会の議を経て、学長が承認する。

附 則

この要領は、令和6年3月4日より施行する。

●成績不振学生への対応に関する要領

平成31年3月5日制定

（目的）

第1条 この要領は、愛知学院大学が組織的に学生の修学状況を把握し、成績不振学生の学びへの意欲を喚起し、所定の修業年限での卒業を促すために必要な事項を定める。

（成績不振学生の要件）

第2条 学期毎に次の各号のいずれかの要件に該当する学生を成績不振学生とする。ただし、休学者は除く。

- （1）学期のGPA評価が「警告」（0.8未満）の場合
 - （2）修業年限を超えている場合
 - （3）前各号に掲げるもののほか、学部又は教養部（以下「各学部」という。）が別に定める要件に該当する場合
- 2 前項第1号、第2号に規定する要件に該当する場合でも、修得単位など学生の学修状況によって各学部の判断において対象から除くことができる。
- 3 第1項第3号に規定する要件を定めた各学部は、第4条に規定する報告と合わせて、当該要件を教務部長に報告する。

(成績不振学生への対応)

第3条 各学部は、教務課、名城公園キャンパス事務室、学部事務室及びその他の関係部署と連携を図り、成績不振学生に対して、学期毎に面談を行い、その結果を別紙様式第1号又は各学部独自の様式に記録する。

2 各学部は、成績不振学生の修学状況を把握し、当該学生に対し個別に修学指導（履修計画の立案を含む）、学修相談等の必要な措置を講じる。

3 成績不振の原因が疾病、家庭問題、経済的問題など学修状況以外に問題がある場合は、他の専門部署に対応を委ねることとする。

(教務部長への報告)

第4条 学部長は、第2条に規定する成績不振学生への対応を別紙様式第2号にとりまとめ、春学期実施分は5月末日、秋学期実施分は10月末日までに教務部長に報告する。

2 教務部長は、各学部からの報告を教務委員会に提示して情報共有を図るとともに、必要に応じて、教育体制等の整備充実を協議する。

(事務)

第5条 教務課、名城公園キャンパス事務室、学部事務室及びその他の関係部署は、各学部と連携協力し、成績不振学生又は保証人への連絡を行う。

2 第2条に規定する要件の可否を判定するための情報は、教務事項を扱う部署から各学部を提供する。

3 各学部は、教務事項を扱う部署から提供された情報および個別指導等に関する情報の取扱いに注意し適切に管理する。

(改廃)

第6条 この要領の改廃は、愛知学院大学教務委員会の審議を経て、学長が行う。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、成績不振学生への対応に係る実施体制等に関し必要な事項は、各学部が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

●歯学部退学勧告の運用に関する細則

令和5年9月20日制定

(趣旨)

第1条 愛知学院大学歯学部GPA活用に関する要領第4条第4号に定める退学勧告の運用に関する事項について定める。

(目的)

第2条 退学勧告に関する諸事項を定めることにより、退学勧告を適切に運用することを目的とする。

(面談・修学指導)

第3条 学期GPA評価により「警告」の対象となった学生の面談及び修学指導は、「成績不振学生への対応に関する要領」に沿って実施する。

(退学勧告の基準)

第4条 退学勧告の対象は、前条の面談及び修学指導を連続して2年行っても修学意欲の改善が見られない学生とする。

2 前項による期間に、休学期間は除くこととする。

(審議)

第5条 歯学部教授会は、退学勧告が適当であるか審議し、審議結果について教務部長を通して学長に報告する。

(退学勧告の実施)

第6条 学長は、前条の審議結果の報告により、当該学生に対して書面にて退学勧告を行う。

(退学勧告後の対応)

第7条 退学勧告を受け取った学生は、今後の進路について学年主任及び保証人などと相談することとする。

(事務)

第8条 この細則に関する事務は、歯学部事務室が所掌する。

(改廃)

第9条 この細則に関する改廃は、歯学部教授会及び教養部会において審議し、学長の承認を得る。

附 則

この細則は、令和5年9月20日より施行する。

●歯学部における進級及び卒業判定等に関する規程

令和3年4月1日制定

(目的)

第1条 本規程は「愛知学院大学歯学部の履修等に関する規程」第10条、第11条第2項、第12条第2項及び第13条第2項の規定にもとづいて、歯学部における進級、卒業試験受験資格及び卒業判定の基準等に関することを定めることを目的とする。

(教育課程の変更への対応)

第2条 「歯学部の学年制及び教育課程に関する規程」第3条第2項に該当する授業科目については、特別に開講した学年において履修し修得する。

(進級判定)

第3条 進級の判定は歯学部進級判定教授会において行い、愛知学院大学代表教授会の承認を得るものとする。ただし、2年生及び3年生への進級判定は、代表教授会までに歯学部と教養部で確認する。

(卒業試験受験資格判定)

第4条 卒業試験受験資格の判定は歯学部卒業試験受験資格判定教授会において行う。

(卒業判定)

第5条 卒業の判定は歯学部卒業判定教授会において行い、愛知学院大学代表教授会の承認を得るものとする。

(進級判定基準)

第6条 「愛知学院大学歯学部の履修等に関する規程」第10条及び第11条第2項に定める進級判定基準は次の各号において要件を満たすものを合格とし、不合格となった者は進級不可とする。また、再試験の受験資格が認められなかった者及び再試験を受験しなかった者は進級不可とする。

(1) 2年生への進級は次に掲げる要件を満たすこと

① 教養教育科目

- | | | |
|--------------|--------|--------|
| 1) 実習・実技 | 4科目 | 5単位修得 |
| 2) 講義・演習・外国語 | 19科目以上 | 31単位修得 |

ただし、修得単位が36単位以上であっても実習・実技が不合格又はその他の必修科目が2科目以上不合格の者は進級不可とする。

② 1年生専門教育科目

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 1) 実習 | 1科目 | 1単位修得 |
| 2) 講義 | 6科目以上 | 6単位修得 |

ただし、修得単位が7単位以上であっても実習科目が不合格又は講義科目が2科目以上不合格の者は進級不可とする。

(2) 3年生への進級は次に掲げる要件を満たすこと

① 教養基礎科目 4科目 8単位修得

② 2年生専門教育科目

- | | | |
|-------|--------|--------|
| 1) 実習 | 6科目 | 12単位修得 |
| 2) 講義 | 11科目以上 | 13単位修得 |

ただし、修得単位が25単位以上であっても実習科目が不合格又は講義科目が3科目以上不合格の者は進級不可とする。

- ③ 1年生必修科目（教養）の未修得科目 修得
- ④ 1年生の専門教育科目の未修得科目 修得

ただし、2年次編入生で1年生専門教育科目の実習科目が不合格又は講義科目が2科目以上不合格の者は進級不可とする。

- ⑤ 総合学力試験 合格

(3) 4年生への進級は次に掲げる要件を満たすこと

- ① 3年生専門教育科目
 - 1) 実習 6科目 12単位修得
 - 2) 講義 20科目以上 22単位修得

ただし、3年生専門教育科目の修得単位が34単位以上であっても実習科目が不合格又は講義科目の2年生専門教育科目の未修得科目及び3年生専門教育科目が3科目以上不合格の者は進級不可とする。

- ② 総合学力試験 合格
- ③ 2年次編入生の1年生専門教育科目の未修得科目 修得

(4) 5年生への進級は次に掲げる要件を満たすこと

- ① 専門教育科目 29科目 37単位修得
- ② 共用試験（CBT・OSCE） 合格
- ③ 3年生までの専門教育科目の未修得科目 修得

(5) 6年生への進級は次に掲げる要件を満たすこと

- ① 専門教育科目 5科目 30単位修得
- ② 共用試験（Post-CC PX） 合格
- ③ 総合歯学試験 合格

（歯科医師国家試験受験資格審査試験受験資格判定基準）

第7条 「愛知学院大学歯学部履修等に関する規程」第12条第2項に定める歯科医師国家試験受験資格審査試験の受験資格判定基準は、次の試験に合格した者を歯科医師国家試験受験資格審査試験の受験資格ありとし、不合格となった者は歯科医師国家試験受験資格審査試験の受験を不可とする。

- 総合示説試験 合格

（歯科医師国家試験出願資格判定基準）

第7条の2 「愛知学院大学歯学部履修等に関する規程」第12条の2第2項に定める歯科医師国家試験の出願資格判定基準は、次の試験に合格した者を歯科医師国家試験の出願資格ありとし、不合格となった者は歯科医師国家試験の出願を不可とする。

歯科医師国家試験受験資格審査試験 合格

（卒業判定基準）

第8条 「愛知学院大学歯学部履修等に関する規程」第13条第2項に定める卒業判定基準は第6条及び第7条の要件を満たし、6年生で次の各号を満たす者を合格とし、不合格となった者は卒業不可とする。

- (1) 専門教育科目 2科目 22単位修得
- (2) 卒業試験 合格

（改訂）

第9条 本規程の改訂は、歯学部教授会で行う。

ただし、1年生から2年生並びに2年生から3年生への進級に関する事項については教養部会の議を経ることとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年6月3日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

なお、歯学部における進級及び卒業判定等に関する規程（令和2年度入学者適用）、（平成27年度以降平成31年度までの入学者に適用）及び（平成26年度以前入学者及び平成27年度編入学者に適用）は、この規程の施行に伴い令和4年3月31日をもって廃止する。

この規程は、令和5年1月25日から施行する。

この規程は、令和5年8月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

この規程は、令和6年2月20日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

この規程は、令和6年3月7日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

この規程は、令和6年7月12日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

この規程は、令和6年10月22日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

この規程は、令和7年2月20日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

●愛知学院大学歯学部の試験に関する規程

令和2年4月1日制定

(目的)

第1条 本規程は、「愛知学院大学学則」第36条及び「愛知学院大学歯学部の履修等に関する規程」第9条の規定にもとづいて歯学部の試験に関することを定めることを目的とする。

(試験の種類)

第2条 歯学部の試験の種類は、定期試験、基礎臨床統合歯学試験、総合学力試験、共用試験、総合歯学試験、総合示説試験、歯科医師国家試験受験資格審査試験、卒業試験、追試験、レポート試験及び再試験とする。

2 授業担当教員が、必要と認めるときには、前項の規定のほかに、特別に試験を実施することができる。

(定期試験)

第3条 定期試験とは、各学期の授業終了後に当該授業科目を履修した学生を対象に行う試験をいう。

2 実習に関する授業科目は、定期試験を実施しないことがある。

(基礎臨床統合歯学試験)

第4条 基礎臨床統合歯学試験は、3年生及び4年生の各学年の春学期の定期試験期間に行い、3年生は基礎臨床統合歯学試験Ⅰ、4年生は基礎臨床統合歯学試験Ⅱとする。

2 基礎臨床統合歯学試験の結果は、各学年の進級判定評価に用いる。

3 基礎臨床統合歯学試験の出題範囲は、下位の学年までに修得した専門教育科目とし、基礎臨床統合歯学講義で履修した内容とする。

4 基礎臨床統合歯学試験（再試験を含む。）の合格は、70%以上とする。

(総合学力試験)

第5条 総合学力試験は、2年生及び3年生の各学年の秋学期の定期試験の再試験終了後に行い、2年生は総合学力試験Ⅰ、3年生は総合学力試験Ⅱとする。

2 総合学力試験の結果は、各学年の進級判定評価に用いる。

3 総合学力試験の出題範囲は、各学年までに履修した専門教育科目とする。

4 総合学力試験（再試験を含む。）の合格は、65%以上とする。

(共用試験)

第6条 共用試験（C B T ・ O S C E）は4年生秋学期に行う。

2 C B T（再試験を含む。）の合格については、厚生労働省が合格としている I R T の得点率以上とする。

3 O S C E（再試験を含む。）の合格については、厚生労働省が合格としている到達基準以上とする。

4 共用試験（C B T ・ O S C E）は合格し、専門教育科目が不合格となり進級不可となった学生は、再度の共用試験（C B T ・ O S C E）の受験を要する。

第6条の2 共用試験（P o s t - C C P X）は5年生で行う。

2 共用試験（P o s t - C C P X）の結果は、5年生から6年生への進級判定評価に用いる。

3 共用試験（P o s t - C C P X）の合格については、別紙のとおりとする。

4 共用試験（P o s t - C C P X）の一斉技能試験の受験要件については、臨床実地試験の合格を必須とする。

5 共用試験（P o s t - C C P X）は合格し、専門教育科目又は総合歯学試験が不合格となり進級不可となった学生は、再度の共用試験（P o s t - C C P X）の受験を要する。

(総合歯学試験)

第7条 総合歯学試験は、総合歯学試験Ⅰ、総合歯学試験Ⅱ及び総合歯学試験Ⅲに分けて5年生で行う。

2 総合歯学試験Ⅰの結果は、総合歯学試験Ⅱの受験資格判定評価に用いる。総合歯学試験Ⅱの結果は、総合歯学試験Ⅲの受験資格判定評価に用いる。また、総合歯学試験Ⅲの結果は、5年生から6年生への進級判定評価に用いる。

3 総合歯学試験Ⅰは、歯科医師国家試験に準じ必修を含めた22領域ごとに試験を実施し、領域ごとの合格は75%以上とする。

4 総合歯学試験Ⅰの各領域の再試験は1回とする。

5 総合歯学試験Ⅰの各領域の再試験が75%以上の場合は75%とする。22領域の平均得点率75%以上を総合歯学試験Ⅰの合格とし、総合歯学試験Ⅱの受験資格を与える。

ただし、領域ごとの得点率が75%に満たない場合は、不足する得点率の合計を、総合歯学試験Ⅱの得点率から減ずる。

6 総合歯学試験Ⅱは、歯科医師国家試験に準じた臨床系科目の試験を実施する。75%以上を合格とし、総合歯学試験Ⅲの受験資格を与える。

7 総合歯学試験Ⅱの不合格者には再試験を実施し、75%以上の場合は75%とし、合格とする。

8 総合歯学試験Ⅲは、歯科医師国家試験に準じた臨床系科目の試験を実施し、65%以上を合格とする。

9 総合歯学試験Ⅲの不合格者には再試験を実施し、65%以上の場合は65%とし、合格とする。

(総合示説試験)

第8条 総合示説試験は、総合示説試験Ⅰと総合示説試験Ⅱに分けて6年生春学期に各教科で行う。

- 2 総合示説試験Ⅰと総合示説試験Ⅱの受験は必須とする。
- 3 総合示説試験の結果は、卒業試験受験資格判定評価に用いる。
- 4 各教科の総合示説試験Ⅰと総合示説試験Ⅱの得点率の平均を総合示説試験本試験（以下「本試験」という。）の得点率とし、70%以上を合格とする。
- 5 本試験が70%未満の場合、再試験を各教科1回行い、70%以上を合格とする。再試験の得点率が70%以上の場合、その教科の得点率は70%とする。
- 6 再試験が70%未満の場合、再試験の得点率をその教科の得点率とする。
- 7 本試験が不合格であった教科の再試験を受験しなかった場合、総合示説試験は不合格とする。
- 8 総合示説試験の評価は、全ての教科の得点率の平均が70%以上を合格とする。

(歯科医師国家試験受験資格審査試験)

第9条 歯科医師国家試験受験資格審査試験（以下「受験資格審査試験」という。）とは、6年生の総合示説試験の合格後に行う試験をいう。

- 2 受験資格審査試験の合格基準は、必修問題、一般問題及び臨床実地問題（臨床実地問題は1問3点とする。）の総合得点率70%以上を合格とし、卒業試験Ⅰの受験及び歯科医師国家試験の出願を認める。
- 3 受験資格審査試験再試験の合格基準は、前項の総合得点率65%以上を合格とし、卒業試験Ⅱの受験及び歯科医師国家試験の出願を認める。
- 4 受験資格審査試験再試験が不合格の場合は、卒業試験Ⅲの受験資格ありとし、歯科医師国家試験の出願は不可とする。

(卒業試験)

第9条の2 卒業試験とは、6年生の受験資格審査試験及び受験資格審査試験再試験後に行う試験をいう。

- 2 卒業試験は、卒業試験Ⅰ、卒業試験Ⅱ及び卒業試験Ⅲとする。
- 3 卒業試験Ⅰ、Ⅱ及びⅢは、次の基準を満たす場合を合格とする。
 - (1) 必修問題の得点率が80%以上
 - (2) 一般問題・臨床実地問題（臨床実地問題は1問3点とする。）の得点率が73%以上
- 4 卒業試験Ⅰが不合格の者は、卒業試験Ⅰ再試験1を受験し、可否を判定する。
- 5 卒業試験Ⅰ再試験1が不合格の者は、卒業試験Ⅰ再試験2を受験し、可否を判定する。
- 6 卒業試験Ⅱが不合格の者は、卒業試験Ⅱ再試験を受験し、可否を判定する。
- 7 卒業試験Ⅲが不合格の者は、卒業試験Ⅲ再試験を受験し、可否を判定する。
- 8 卒業試験Ⅰ、Ⅱ及びⅢの再試験の合格基準は、第9条の2第3項に準ずる。

(追試験)

第10条 追試験とは、定期試験、基礎臨床統合歯学試験、総合学力試験、総合歯学試験、総合示説試験、受験資格審査試験、卒業試験及び共用試験を病気又はけが等によって欠席した者のうち、願出のあった者に対して期日を定めて行う試験をいう。

- 2 追試験の評価は原則として得点率の80%換算とする。ただし、歯学部長が特別な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- 3 追試験を受けようとする者は、当該科目の試験実施日に願い出た後、3日以内に歯学部長宛に医師の診断書または診断書に準じるものと、所定の受験料を添えて、追試験願を提出し、承認を得なければならない。
- 4 前項により納入された追試受験料は、いかなる場合にも返還されない。

(感染症等による追試験)

第10条の2 感染症等による追試験とは、定期試験、基礎臨床統合歯学試験、総合学力試験、総合歯学試験、総合示説試験、受験資格審査試験、卒業試験及び共用試験を次の各号によって欠席した者のうち、願出のあった者に対して期日を定めて行う試験をいう。

- (1) 学校保健安全法施行規則第18条及び第19条の規定に基づく感染症による出席の停止
- (2) 二親等以内の親族の忌引き
 - 父母・配偶者・子 4日以内
 - 祖父母・兄弟姉妹 2日以内
- (3) 天災・ストライキ等による公共交通機関の途絶または遅延
- (4) 大学行事
- (5) その他、歯学部長が特別に認めた場合
 - 2 感染症等による追試験の評価は100%換算とする。
 - 3 追試験を受けようとする者は、当該科目の試験実施日に願い出ること。ただし、第1項の規定により願い出るものは、

速やかに歯学部長宛に次の各号に掲げる証明書等を添えて追試験願を提出し、承認を得なければならない。

- (1) 第1項第1号 医師の診断書又は診断書に準じるもの
- (2) 第1項第2号 会葬礼状等死亡を証明する書類
- (3) 第1項第3号 運送事業者の証明書
- (4) 第1項第4号～第5号 欠席の事由を証明する書類
(レポート試験)

第11条 レポート試験は、定期試験に代わる試験で授業担当教員から課せられた課題を作成し、その作成物を決められた部署に提出することにより成績評価の対象とする試験をいう。

(再試験)

第12条 再試験とは、進級及び卒業に際して不合格になった科目のある者のうち、願出のあった者に対して行う試験をいう。

- 2 再試験合格者の評価はCとする。
- 3 再試験に関する事項は別に定める。

(受験資格及び不合格者)

第13条 教養教育科目の講義に関する授業科目は、授業科目ごとに全授業実施回数の3分の2以上、実習に関する授業科目は、授業科目ごとに全授業実施回数の4分の3以上出席しなければ失格となり、全ての授業科目の受験資格を失う。

ただし、失格科目が選択科目の場合は、当該授業科目の受験資格を失う。

- 2 専門教育科目の講義に関する授業科目は、授業科目ごとに全授業実施回数の4分の3以上出席しなければ失格となり、全ての授業科目の受験資格を失う。

ただし、下位の学年の未修得科目については、受験することができる。

- 3 専門教育科目の実習に関する授業科目は、原則、全ての授業に出席しなければ不合格とする。
- 4 受験資格の失格者は、授業担当教員からの報告にもとづいて、試験の前日までに発表する。

(受験注意)

第14条 受験に関する注意事項は別に定める。

(改訂)

第15条 本規程の改訂は、歯学部教授会で行う。

ただし、教養教育科目に関する事項については教養部会の議を経ることとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、第4条第2項の適用の経過措置として、令和2年度実施の試験については、71.00点以上、令和3年度実施の試験については、72.00点以上、令和4年度以降実施の試験については、73.00点以上を合格とする。

なお、愛知学院大学歯学部の実験に関する内規（平成27年度以降入学者に適用）は、この規程の施行日をもって廃止する。

この規程は、令和3年2月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この規程は、令和3年6月3日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

なお、愛知学院大学歯学部の実験に関する規程（平成26年度以前入学者及び平成27年度編入学者に適用）は、この規程の施行に伴い令和4年3月31日をもって廃止する。

この規程は、令和4年4月7日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この規程は令和4年5月30日から施行し、令和4年5月1日から適用する。

この規程は令和4年12月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

この規程は令和5年2月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

この規程は令和5年4月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

この規程は令和5年8月23日から施行し、令和5年8月1日から適用する。

この規程は令和6年1月22日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

この規程は令和6年2月22日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

この規程は令和6年3月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

この規程は令和6年11月14日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

この規程は令和7年2月20日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別紙

臨床実地試験の評価基準

1～6の基本項目は当該項目に含まれる①～③のすべてが「十分」あるいは「許容範囲」と判定された場合に合格とし、臨床実習期間内に1～6の基本項目すべてが合格と判定されたことをもって臨床実地試験に合格したこととする。臨床実習終了時に「不十分」と判定された項目が残っている場合には当該学生の臨床実習は修了と認められない。一斉技能試験の評価基準

- ①各課題の評価項目について「レベル2:臨床実習終了時の技能レベルとして十分」、「レベル1:許容されるレベル」「レベル0:不十分」の3段階で評価を行い、各課題に1つずつ重要項目を設定し合否判定を実施する。
- ②全評価項目数15におけるレベル0（臨床実習終了時の技能レベルとして不十分）の数が5項目以内、かつ、そのうちレベル0と評価された重要評価項目の数が1項目以内で合格とする。
- ③追試験については、実施責任者の責任において機構より送付された試験模型を使用し1ヶ月以内に実施する。
- ④不合格者に対する再試験は、実施大学の裁量で実施することとし、試験用模型の調達はそれぞれの大学で行う。

●愛知学院大学歯学部試験における受験内規

令和6年6月26日制定

(目的)

第1条 本内規は「愛知学院大学学則」第36条、「愛知学院大学歯学部の履修等に関する規程」第9条及び「愛知学院大学歯学部試験に関する規程」第14条の規定に基づき、歯学部試験における注意事項を定めることを目的とする。(受験資格)

第2条 試験を受けることのできる授業科目は、各学年において決められ、それ以外の授業科目を受けることはできない。

2 次の各号の1つに該当する者は、試験を受けることはできない。万一受験しても、それは無効とする。

- (1) 本学発行の本人の学生証または、仮受験票を所持しない者
- (2) 学納金等未納の者
- (3) 【受験資格の失格者】と発表された者
- (4) 試験開始20分までに、所定の試験場に入らなかった者
- (5) 携帯通信機器（スマートフォン、携帯電話、タブレット型端末及びスマートウォッチ等）の電源をOFFにし、かばん等にしまわなかった者
- (6) 時計をかばん等にしまわなかった者
- (7) 監督者の指示に従わない者

(試験場の座席)

第3条 試験場の座席は指定席とする。

(学生証の提示)

第4条 学生証または仮受験票は写真を上にして、必ず通路側机の上に置くこと。

(机上の整頓)

第5条 着席した机に書き込み等がある場合、試験開始前に全て消しておくこと。

2 下敷きは使用不可とする。

(不正行為)

第6条 「愛知学院大学試験における不正行為に関する規程」の定め該当する者は、その定めによって処分することとする。

(答案の提出)

第7条 答案の提出は、試験開始25分以後とする。

2 答案の提出を指示された場合、監督者の指示に従って提出し、指定された出口から退場すること。

3 試験終了5分前以降の答案の提出及び退場は不可とする。

(監督者指示の遵守)

第8条 試験場では常に監督者の指示に従わなければならない。

(持ち込み許可物件)

第9条 試験場へは学生証または仮受験票と筆記用具のみ持ち込みを許可する。ただし、答案に持ち込み物件が明示されている場合のみ、その持ち込みが許可される。なお、持ち込みが許可される物件は、自己所有のものに限る。

(欠席者)

第10条 「愛知学院大学歯学部試験に関する規程」第10条に基づいて、病気又は忌引き等によって欠席した者のうち、願出のあった者は追試験を受けることができる。ただし願出のない無断欠席については、追試験の対象とならない。

(通学)

第11条 公共交通機関を利用して通学すること。自家用車での事故及び遅刻は追試験の対象とならない。

(改廃)

第12条 この内規に関する改廃は、歯学部教授会の議を経るものとする。

附 則

この内規は、令和6年6月26日から施行する。

この内規は、令和6年11月13日から施行する。

この内規は、令和6年11月27日から施行する。

●試験における「学生証」不携帯に対する申合せ

平成3年9月1日制定

1. 本申合せは、「愛知学院大学歯学部の試験に関する規程」に定められている試験について「学生証」を携帯していない学生がいる場合の扱いについて申合せを目的とする。
2. 学生証を紛失した学生に対しては所定の再発行手続をとらせるものとする。
3. 学生証を自宅等に忘れた学生に対しては、歯学部事務室で仮受験票を発行し、受験を認める。
4. 仮受験票の発行手数料は、1日1,000円とする。
5. 仮受験票を携帯している学生は、試験監督者が当該試験場で本人であるかどうかを顔写真により確認することとする。
6. 学生証または仮受験票を携帯していない学生の受験は認めない。

附則

この申合せは、平成3年9月1日から施行する。

この申合せは、平成23年4月1日から施行する。

この申合せは、令和6年6月26日から施行する。

●歯学部の再試験に関する規程

令和3年4月1日制定

(目的)

第1条 本規程は「愛知学院大学歯学部の試験に関する規程」第12条の規定に基づいて再試験の手続等に関する事項を定めることを目的とする。

(受験資格)

第2条 定期試験の再試験は、次の各号を全て満たす場合に受験することができる。

なお、いずれかの号を満たさない場合は、全ての授業科目の再試験を受験することができない。

ただし、下位の学年の未修得科目については、再試験を受験することができる。

(1) 実習に関する授業科目に不合格科目が無いこと

(2) 成績評価において失格又は無効等で評価できない授業科目が無いこと

ただし、1年生については選択科目を除く。

(3) 進級に必要な試験（追試験含む）を全て受験していること

2 基礎臨床統合歯学試験、総合学力試験、共用試験、総合歯学試験、総合示説試験、歯科医師国家試験受験資格審査試験及び卒業試験の合格基準を満たさない者については再試験を受験することができる。

(再試験料)

第3条 再試験を希望する学生は次の再試験料を添えて定められた期日までに再試験願を歯学部事務室へ提出しなければならない。

(1) 定期試験の再試験料は1試験科目につき2,000円

(2) 基礎臨床統合歯学試験の再試験料は2,000円

(3) 総合学力試験の再試験料は6,000円

(4) 共用試験（OSCE及びCBT）の再試験料は38,000円

(5) 共用試験（Post-CC PX）の再試験料は30,000円

(6) 総合歯学試験Ⅰの再試験料は領域ごとに2,000円

(7) 総合歯学試験Ⅱ及びⅢの再試験料は試験ごとに6,000円

(8) 総合示説試験の再試験料は教科ごとに2,000円

(9) 歯科医師国家試験受験資格審査試験の再試験料は8,000円

(10) 卒業試験の再試験料は8,000円

(再試験の追試)

第4条 再試験の追試験は原則として行わない。

(改訂)

第5条 本規程の改訂は、歯学部教授会で行う。

ただし、教養教育科目に関する事項については教養部会の議を経ることとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年6月3日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

なお、歯学部の再試験に関する規程（平成27年度以降令和2年度までの入学者に適用）及び（平成26年度以前入学者及び平成27年度編入学者に適用）は、この規程の施行に伴い令和4年3月31日をもって廃止する。

この規程は、令和5年1月25日から施行する。

この規程は、令和6年2月22日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

この規程は、令和7年2月20日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

●歯学部における進級不可及び卒業不可者の扱いに関する規程 （令和2年度以降入学者に適用）

令和2年4月1日制定

(目的)

第1条 本規程は「愛知学院大学歯学部の履修等に関する規程」第14条の規定にもとづいて、歯学部における進級不可及び卒業不可者に対するより効果的な教育指導を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(進級不可及び卒業不可者の科目履修)

第2条 歯学部の教育課程は、その構成が体系的であるため、進級不可及び卒業不可になった者は、教育的な配慮から、既に単位を修得した授業科目であっても、当該学年において進級及び卒業要件となるすべての授業科目を再度履修することを原則とする。

(再度履修科目の成績記録)

第3条 前条の規定により再度履修し単位を修得した授業科目の成績簿の成績は修得した年度の成績を記録する。

また、進級及び卒業の判定は当該年度の成績にもとづくことを原則とする。

(在学期間)

第4条 歯学部の学生が進級不可及び卒業不可によって同一学年に在学できる期間は、2年以内とする。

ただし、休学により進級不可及び卒業不可になった場合にはこの年数に含めない。

なお、通算して在学できる期間は「愛知学院大学学則」第31条の規定により12年までとし、通算して休学できる期間は同第25条の2の規定により6年までとする。

(退学勧告)

第5条 前条の在学期間が2年を上回ることになる場合には、愛知学院大学学則第34条第3項第2号の規定により、成業の見込みがないものとして退学させる。

(進級不可及び卒業不可者の義務)

第6条 進級不可及び卒業不可になった者は、再度進級不可等にならないように学業に努めるものとする。

(改訂)

第7条 本規程の改訂は歯学部教授会で行う。

ただし、1年生に関する事項については、教養部会の議を経るものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

なお、歯学部における進級不可及び卒業不可者の扱いに関する申合せ（令和2年度以降入学者に適用）は、この規程の施行日をもって廃止する。

●歯学部における進級不可及び卒業不可者の扱いに関する規程 （平成31年度以前入学者に適用）

令和2年4月1日制定

(目的)

第1条 本規程は「愛知学院大学歯学部の履修等に関する規程」第14条の規定にもとづいて、歯学部における進級不

可及び卒業不可者に対するより効果的な教育指導を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(進級不可及び卒業不可者の科目履修)

第2条 歯学部教育課程は、その構成が体系的であるため、進級不可及び卒業不可になった者は、教育的な配慮から、既に単位を修得した授業科目であっても、当該学年において進級及び卒業要件となるすべての授業科目を再度履修することを原則とする。

(再度履修科目の成績記録)

第3条 前条の規定により再度履修し単位を修得した授業科目の成績簿の成績は修得した年度の成績を記録する。

また、進級及び卒業の判定は当該年度の成績にもとづくことを原則とする。

(在学期間)

第4条 進級不可及び卒業不可によって歯学部の同一学年に在学できる期間は3年以内とする。

ただし、休学により進級不可及び卒業不可になった場合にはこの年数に含めない。

なお、通算して在学できる期間は「愛知学院大学学則」第31条の規定により12年までとし、通算して休学できる期間は同第25条の2の規定により6年までとする。

(退学勧告)

第5条 前条の在学期間が3年を上回ることになる場合には、愛知学院大学学則第34条第3項第2号の規定により、成業の見込みがないものとして退学させる。

(進級不可及び卒業不可者の義務)

第6条 進級不可及び卒業不可になった者は、再度進級不可等にならないように学業に努めるものとする。

(改訂)

第7条 本規程の改訂は歯学部教授会で行う。

ただし、1年生に関する事項については、教養部会の議を経るものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

なお、歯学部における進級不可及び卒業不可者の扱いに関する申合せ（平成31年度以前入学者に適用）は、この規程の施行日をもって廃止する。

●愛知学院大学試験における不正行為に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知学院大学学生懲戒規程第7条第1号に則り、愛知学院大学が実施する定期試験、追試験、再試験、レポート試験又はその他成績評価となる試験における不正行為に関する必要な事項を定める。

(試験等における不正行為の定義)

第2条 試験等における不正行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 試験における不正行為

- ア 身代わり受験をすること又はさせること
- イ カンニングペーパーを使用又は所持すること
- ウ 参照を許可されたもの以外の書籍、ノート等を見ること
- エ 使用を許可されたもの以外の通信、各種記録の機能を備えた機器を使用すること又は使用可能な状態で所持すること
- オ 他者の答案を見ること又は見せること
- カ 他者から答案について指示を受けること又は他者に指示を与えること
- キ 他者と答案用紙を交換すること
- ク 机上に受験科目に関する内容を記入すること
- ケ 試験場外から答案用紙を持ち込むこと
- コ その他公正な試験を妨げると認められる行為

(2) レポート試験等の作成における不正行為

- ア 作成において、捏造、改ざん、盗用等を行うこと
- イ 他者のレポートを自分のものとして提出すること
- ウ ア及びイに掲げる行為を幫助すること
- エ その他公正な成績評価を妨げると認められる行為

(試験における不正行為の取扱い)

第3条 試験監督者は、試験において不正行為を行っていることが認められる受験者（以下「当該学生」という。）に対し、当該試験の受験を中止させ、試験終了までその場に待機させるものとする。

2 前項の場合において、試験監督者は、不正行為であることを示す証拠品（カンニングペーパー等）を発見したときには、当該学生に証拠品として確保する旨申し伝えた上で、極力確保するものとする。

3 試験監督者は、試験終了後、当該学生を試験本部に同行し、速やかに「不正行為報告書」に記入し、不正行為の内容を報告するものとする。

4 教務担当部簡署は、前項の報告を受けて、教務部長、学生部長、当該学生所属の学部長（以下「所属学部長」という。）並びに当該授業科目を開設する学部長（以下「科目開設学部長」という。）に不正行為の内容を報告しなければならない。

(レポート等の作成における不正行為の取扱い)

第4条 授業担当教員は、レポート等の作成において不正行為を行っていることが認められる場合には、速やかに科目開設学部長に不正行為の内容を報告するものとする。

2 科目開設学部長は、前項の報告を受けて、教務部長、学生部長、所属学部長に不正行為の内容を報告しなければならない。

(委員会の開催)

第5条 学生部長は、第3条第4項及び前条第2項の報告を受けたときは、愛知学院大学学生懲戒規程第11条第3項に基づいて、学生委員会を開催し、当該学生の懲戒処分について審議しなければならない。

2 前項の場合において、学生委員会が懲戒処分の決定をしたときは、学生部長は代表教授会に懲戒処分の承認を求め、その承認を得て処分の内容を学長に上申する。

(不正行為者の処分)

第6条 前条第2項の規定により懲戒を行うことを決定した場合の処分は次の通りとする。

(1) 1ヶ月の停学とし、不正行為を行った学期の履修科目の全科目を無効とする。

(2) 身代わり受験をした者又はさせた者は、双方とも無期停学とし、その年度の履修科目の全科目を無効とする。

(3) 再試験においての不正行為は、1ヶ月の停学とし再試験の受験科目の全科目を無効とし、卒業又は進級を不可とする。

(4) 再度、不正行為を行った者は、退学処分とする。

(試験場より退場の措置)

第7条 次の行為を行った者は、監督者等の判断により試験場からの退場を命じ、その期の当該科目を無効とする。ただし、退場は60分の試験においては試験開始の25分以後、90分の試験においては試験開始の35分以後とする。

(1) 本学発行の本人の学生証または、仮受験票を所持しない者

(2) 試験中に私語を発した者

(3) 試験場内で物品（筆記用具、消しゴムを含む）を貸借した者

(4) 監督者の注意または、指示を無視した者

(改正)

第8条 この規程の改正は、教務委員会並びに学生委員会の議を経て、代表教授会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

試験についての不正行為に関する内規は、この規程の施行日をもって廃止する。

●愛知学院大学歯学部 公認欠席に関する取扱規程

令和4年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知学院大学学則第24条の規定に基づき、歯学部における公認欠席の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(公認欠席)

第2条 公認欠席とは、忌引き、感染症の罹患及び公共交通機関の途絶等やむを得ない事由により授業を欠席する場合に、所定の手続により授業を欠席したものとして取り扱わないことをいう。

(手続)

第3条 学部長は、次の各号の一に該当する場合には、公認欠席と認めることができる。

(1) 二親等以内の親族の忌引き

父母・配偶者・子 4日以内

祖父母・兄弟姉妹 2日以内

(2) 学校保健安全法施行規則第18条及び第19条の規定に基づく感染症による出席の停止

(3) 天災・ストライキ等による公共交通機関の途絶又は遅延

(4) 大学行事

(5) その他、歯学部教授会が特別に認めた場合

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、すみやかに願い出を歯学部長に提出しなければならない。

(証明書等の添付)

第4条 前条第2項の規定により願い出る者は、次の各号に掲げる証明書等を添付しなければならない。

(1) 前条第1項第1号 会葬礼状等死亡を証明する書類

(2) 前条第1項第2号 医師の診断書又は診断書に準じるもの

(3) 前条第1項第3号 運送事業者の証明書

(4) 前条第1項第4号～第5号 欠席の事由を証明する書類

(公認欠席と認められた授業に対する取扱)

第5条 授業担当教員は、公認欠席が認められた期間を欠席扱いとせず、原則として補講等を行い、当該学生の学修に不利益にならないよう、授業に係わる指導及び援助を行うことにより、出席扱いとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、歯学部教授会及び教養部会並びに代表教授会の議を経て、学長がこれを承認する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年11月26日から施行する。

●愛知学院大学歯学部における患者個人情報等に関する倫理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、歯学部の学生（以下「学生」という。）が、SNS、掲示板等を不適切に使用することにより、個人情報、内部情報等の情報が外部へ流出することを防止するため、学生、教員等が遵守すべき事項及び当該事項に違反した場合の措置について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 患者個人情報 患者（死亡した者を含む。）に関する氏名、住所、年齢、症状、入院・受診状況及び家族状況等の情報をいう。

(2) SNS、掲示板等 インターネットその他の高速通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を利用したソーシャル・ネットワーキング・サービス、電子掲示板、ブログ等のサービス及び当該ウェブページをいう。なお、閲覧可能な者が限定されているか否かは問わない。

(3) 携帯通信機器 スマートフォン、携帯電話及びタブレット型端末等の携帯性に優れた電子機器類をいう。なお、通信機能及びカメラ機能の有無は問わない。

(4) クラウドサービス パソコン、携帯通信機器等の外部機器のデータ、写真等をインターネット上に保管するサービス及び当該保管場所をいう。

(遵守すべき倫理基準)

第3条 学生は、次の各号に掲げる倫理基準を遵守しなくてはならない。

(1) 社会通念、倫理、道徳を守り、他者を誹謗中傷する行為をしないこと。

(2) 法令等に反する行為をしないこと。

- (3) 学校及び学校関係者並びに実習施設及び実習施設関係者の名誉を傷つけるような行為をしないこと。
 - (4) 講義、実習等において知り得た次に掲げる事項について、SNS、掲示板等への掲載、クラウドサービスへの保管及び第三者に漏らす行為をしないこと。
 - ア 患者個人情報
 - イ 学校及び実習施設に関する公表されていない情報
 - (5) 次に掲げる事項について、SNS、掲示板等への掲載及びクラウドサービスへの保管をしないこと。
 - ア 本学の教育において使用する教材や資料等
 - イ 学校関係者及び実習施設関係者に関する個人情報
 - (6) 実習においては、実習施設の諸規定等を遵守すること。
 - (7) レポート等の作成において、他者が作成したレポートや小論文の盗用等、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）その他関連法令に反するような行為をしないこと。
- 2 前項各号に掲げる事項は、卒業後も同様とする。

（携帯通信機器の使用）

第 4 条 講義及び実習の時間内においては、本学部教員及び外部講師（臨床実習指導者、臨地実習先指導者を含む。）等の許可なく携帯通信機器を使用してはならない。ただし、特別な事情により緊急に携帯通信機器の使用が必要となった場合は、担当教員等の許可を得たうえで、これを使用することができるものとする。

（教員等の義務）

- 第 5 条 担当教員等は、この規程を遵守しない学生を発見した場合には、速やかに当該学生にその目的を確認し、当該行為を止めるよう指導しなければならない。
- 2 前項の違反行為があった場合において、当該行為を発見した教員等はその事実を担当主任教授に伝え、速やかにその事実と状況を学生に確認し、必要な指導を行うものとする。
- 3 本学部教員は、講義及び実習が開始される前に、外部講師にこの規程について説明し、協力を得なければならない。
- 4 本学部教員は、SNS、掲示板等にこの規程に反する記述を発見した場合には、当該記述を記載したとみられる学生にその事実を確認し、速やかに当該記述を削除させるとともに、学部長に報告しなければならない。

（学生の義務）

- 第 6 条 学生は、この規程を遵守しない他の学生の行為を発見した場合は、速やかに本学部教員等に通報するものとする。
- 2 学生は、この規程に反する行為を他の学生に強要されても、それに応じてはならない。

（違反行為に対する措置）

第 7 条 この規程に違反する学生の行為が重大と判断した場合は、愛知学院大学学則第 34 条の規定に基づき当該学生の懲戒を行うものとする。

（委任）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（改廃）

第 9 条 この規定の改廃は愛知学院大学歯学部教授会で行うものとする。

附則

この規程は令和 2 年 6 月 16 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

●緊急時の授業等取扱に関する内規 〔（歯学部及び歯学研究科）（楠元・末盛キャンパス）〕

（緊急時の対応）

第 1 条 台風、地震、交通ストライキ又はその他不測の事態により、通学が困難と認められる場合、授業又は試験（以下「授業等」という。）を中止することができる。

(特別警報・暴風警報・暴風雪警報(以下警報という。)の発令)

第2条 愛知県西部の地域いすれか一部にでも警報が発令された場合(愛知県全域又は愛知県西部の尾張西部・尾張東部・西三河北西部・西三河南部・知多地域のうちいすれかの地域に発令された場合をいう。以下、同じ。)、歯学部及び歯学研究科は別表1に定める措置をとるものとする。

2 愛知県西部以外の地域に警報が発令された場合、当該地域に現住所がある学生は、別表2の区分に従って、授業等への出席を要しないこととする。この場合、当該学生は速やかに歯学部事務室において手続きの上、科目担当教員に届出るものとする。

3 あらかじめ警報の発令が予想される場合、歯学部長及び歯学研究科長(歯学部長不在のときは教務主任、歯学研究科長不在のときは研究科主任、以下同じ。)の判断により、警報発令前に授業等中止することができる。この決定が学生に周知されるよう、大学は可能な限りの手段を尽くすよう努めるものとする。

(「南海トラフ地震に関連する情報」の発令)

第3条 「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合、前条第1項の規定を準用する。

(交通機関運休)

第4条 名古屋市営交通(地下鉄・市バス)が、ストライキ又は自然災害等により全面運休又はこれに近い状態となった場合、第2条第1項の規定を準用する。

2 前項以外の交通機関を利用して通学する学生が、当該交通機関がストライキ、事故又は自然災害等により全面運休又はこれに近い状態となった場合、第2条第2項の規定を準用する。この場合、当該学生は、乗車する駅において運休の証明書を受け、歯学部事務室において手続きの上、科目担当教員に届け出るものとする。

(その他の緊急事態の発生)

第5条 全国瞬時警報システム(Jアラート)による緊急情報が伝達された場合など、前3条以外の不測の事態が発生し、通学困難又は授業等に支障が生ずるおそれがある場合、歯学部長及び歯学研究科長の判断により、授業等中止など必要な措置をとるものとする。

(授業等開始後の措置)

第6条 授業等開始後に前4条に定める事態が発生した場合、歯学部長及び歯学研究科長の判断により、授業等の中止など必要な措置をとるものとする。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

交通機関ストライキ・台風等の場合の授業及び試験についての取り扱い内規は本内規施行の日をもって廃止とする。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年10月9日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年2月28日から施行する。

別表1

愛知県西部に警報が発令された場合の歯学部及び歯学研究科の対応

発令の状況	授業	試験
午前7時より前に解除	通常どおり授業を実施	通常どおり試験を実施
午前7時現在発令中	1限、2限の授業を休講	全ての試験を中止し、別の日に延期
午前10時現在発令中	3限以降の授業を休講	

別表2

愛知県西部以外の地域に警報が発令された場合の当該地域に現住所がある学生の対応

発令の状況	授業	試験
午前7時より前に解除	通常どおり授業を受講	通常どおり受験
午前7時現在発令中	1限、2限の授業への出席を要しない。	全ての試験の受験を要しない。
午前10時現在発令中	3限以降の授業への出席を要しない。	

●愛知学院大学学生証取扱規程

平成 30 年 11 月 7 日制定

(目的)

第 1 条 この規定は、愛知学院大学（以下「大学」という。）の学部学生に発行する愛知学院大学学生証（以下「学生証」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(学生証の発行)

第 2 条 学長は、学生が大学に入学したとき、又は転籍したときに、学生証を発行するものとする。

(学生証の有効期間)

第 3 条 学生証の有効期間は、発行の日から大学学則第 4 条第 1 項に定められた修業年限の期間とする。ただし、1 年次以外へ入学、転籍する場合は、発行の日からその年次に応じた修業年限の期間とする。

2 有効期間満了により再発行する学生証の有効期限は、卒業予定学期の末日とする。

(遵守事項)

第 4 条 学生は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 学生は、学生証を常に携帯しなければならない。
- (2) 学生は、教職員から学生証の提示を求められたときは、直ちにこれを提示しなければならない。
- (3) 学生は、学生証を他人に貸与又は譲渡してはならない。

(学生証の再発行)

第 5 条 次に掲げる場合には、学生は当該学生証を添えて再発行の手続きをしなければならない。

- (1) 学生証を破損したとき。
- (2) 学生証の有効期間が過ぎてなお在籍するとき。
- (3) 学生証の記載事項に変更が生じたとき。

2 学生証を紛失した場合には、再発行手数料を添えて再発行の手続きをしなければならない。なお、紛失した学生証が発見されたときは、旧学生証を返還しなければならない。

(学生証の返還)

第 6 条 卒業、退学又はその他の事由により大学の学籍を離れたとき、学生は学生証を直ちに学長へ返還しなければならない。

2 転籍により当該学科の学生証の発行を受けた場合においては、転籍前の学科の学生証を返還しなければならない。

(事務)

第 7 条 この規程に関する事務は、学生部学生課において処理する。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は学生委員会の議を経て、代表教授会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

この規程の施行の際に現に学生証の発行を受けている者については、この規程により発行を受けたものとみなす。

●愛知学院大学歯学部共済会給付規程

第 1 条 本規程は、愛知学院大学歯学部共済会規約第 8 条に基づき、本会が行う給付の方法及び給付額を定める。

第 2 条 会員が死亡及び廃疾状態となった場合には、次のとおり給付を行う。

- (1) 会員死亡後、学期毎に学納金納付の時、共済会が学納金相当額（授業料）を本人に代り大学に納入するものとする。
- (2) 会員が病気・事故などにより廃疾状態となった場合（労災廃疾等級 1 級該当の状態）、学期毎に学納金納付の時、共済会が学納金相当額（授業料）を本人に代り大学に納入するものとする。
- (3) 第 1 号及び第 2 号の給付の期間については、学生が卒業するまでを対象とする。
- (4) 第 1 号及び第 2 号の給付の対象学期については、会員の死亡及び廃疾状態となった日の属する学期の翌期分から対象とする。
- (5) 第 1 号及び第 2 号の給付は、学生が在学中であることを条件とし、中途退学をしたときは、必然的に対象者としての資格を失う。

ただし、次の各号に該当する事項で会員が死亡及び廃疾状態になった場合については、理事会の議を経て決定する。

イ 戦争・テロ・その他の変乱等によるもの

ロ 地震・噴火・津波等天災地変によるもの

第 3 条 会員に対する災害見舞金は、次のとおりとする。

- (1) 会員が 1 ケ月以上疾病を原因として入院した場合 10, 000 円
- (2) 会員が 1 週間以上傷害を原因として入院した場合 10, 000 円
- (3) 会員が死亡した場合 供花 1 基及び弔電
- (4) 会員が風水害、火災及び震災等により住居に損害を被った場合
 - イ 火災（半焼以上） 100, 000 円以内
 - ロ 水害（床上浸水） 100, 000 円以内

ハ 震災または風害（半壊以上） 100,000 円以内

第 4 条 前条のうち風水害、火災、及び震災等が一時に多発した場合に被災者が多数にのぼるときは、見舞金の額を減額して支払うことができる。

第 5 条 成績優秀で入学した上位の学生に対する奨学金は、愛知学院大学がくすのき奨学金として給付する額を年度末までに大学へ寄贈するものとする。

第 6 条 学生が本学卒業のとき記念品を贈呈する。

第 6 条の 2 学生の教育支援事業に関わる経費については、予算執行計画に応じて大学へ寄贈するものとする。

第 7 条 第 2 条及び第 3 条に該当することとなったときは、会員は遅滞なく、様式 1 の届出書をもって届出なければならない。

2 前項届出書には、次の該当書類を添付しなければならない。

イ 死亡の場合は、医師の死亡診断書

ロ 廃疾の状態となった場合は、国公立病院又はその他の公的病院の労災廃疾等級 1 級該当認定に必要な医師の診断書

ハ 入院の場合は当該医療機関の入院証明書

ニ 災害により損害を被った場合は、関係官庁の被災証明書

第 8 条 前条の届出をうけたときは、事務局において速やかに事実を調査して、理事長に報告する。

2 理事長は、理事会において前項の報告を審議して、規程第 2 条及び第 3 条の給付に該当するか否かを判定する。

3 理事長は、前項の判定に基づいて、給付を行う。

ただし、給付に該当しないと判定された場合には、該当しない理由を届出人に通知する。

附 則

本規程は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規程は、昭和 55 年 6 月 1 日改正施行する。

附 則

本規程は、平成元年 4 月 1 日改正施行する。

附 則

本規程は、平成 19 年 7 月 1 日改正施行する。

平成 26 年 7 月 1 日開催理事会及び評議委員会承認事項

愛知学院大学歯学部共済会規約「第 2 章会員」に関して、平成 27 年度から新規会員の入会の停止に伴い、本規程の適用は平成 26 年度以前の入学者及び平成 27 年度編入学者とする。

附 則

平成 30 年 6 月 1 4 日開催理事会及び評議委員会承認事項

愛知学院大学歯学部共済会規約「第 2 章会員」に関して、平成 31 年度入学者から新規会員の入会を再開する。

附 則

本規程は、平成 30 年 12 月 6 日改正施行する。

附 則

本規程は、令和元年 6 月 27 日改正施行する。

附 則

本規程は、令和元年 12 月 5 日改正施行する。

●愛知学院大学災害共済会の行う災害給付の災害の範囲 および給付額に関する規程

第 1 条 本規程は、愛知学院大学災害共済会規約第 5 条に基づき、本会が行う災害給付の災害の範囲および給付額を定めるものである。

第 2 条 災害給付を行う災害の範囲および給付額は、次のとおりとする。

(1) 死亡給付金

イ 病気により死亡した場合 100 万円

ロ 不慮の事故を直接の原因として 180 日以内に死亡した場合 150 万円

ハ 法定伝染病により死亡した場合 150 万円

ニ 上記以外の原因により死亡した場合 50 万円

(2) 障害給付金

イ 病気により後遺障害が生じた場合（後遺障害等級 1 級適用） 100 万円

ロ 不慮の事故を直接の原因として後遺障害が生じた場合（後遺障害等級 1 ～ 6 級適用）

1 級：150 万円、2 級：35 万円、3 級：30 万円、4 級：25 万円、5 級：20 万円、6 級：15 万円

(3) 入院給付金

イ 不慮の事故を直接の原因として 180 日以内に 3 日以上入院した場合、ただし同一の不慮の事故に関しての給付対象期間は年度ごとに 120 日を限度とする。 1 日 3,000 円

ロ 疾病により 7 日以上入院した場合、ただし同一の疾病に関しての給付対象期間は年度ごとに 90 日を限度とする

る。

1 日 3,000 円

(4) 医療給付金

「学校施設内外問わず、課外活動（クラブ活動）中」の事故を直接の原因として通院治療した場合、ただし治療日数が 4 日から 13 日以内の場合のみ対象とする。

1 日 1,000 円

2. 前項の不慮の事故であっても、原則として次に該当する場合は給付を行わない。

(1) 政府が大規模災害を認定したものであり、愛知県西部に影響を及ぼす大規模災害による死亡・ケガ、また戦争その他紛争および内乱等による死亡・ケガについては対象外とする。

(2) 故意または重大な過失によるとき。

(3) 犯罪行為によるとき。

(4) 泥酔の状態を原因とするとき。

(5) 無免許運転中または飲酒運転中の事故によるとき。

第 3 条 災害が発生したときは、当該学生またはその父母（または保証人）は、原則として災害発生時より 60 日以内に災害発生届を提出しなければならない。

第 4 条 災害給付請求権は、次のときから発生し、これを行行使することができる。

(1) 死亡給付金については、学生が死亡したとき。

(2) 障害給付金については、学生に後遺障害が認定されたとき。

(3) 入院給付金については、学生が退院したとき、または入院日数が給付対象期間の限度日数を経過したときのいずれか早いとき。

(4) ただし、特別の事情がある場合には給付金を上記以前に支給することがある。

2. 学生が給付金を請求するときは、災害給付請求権発生後速やかに所定の書類を添えて災害給付請求書を提出しなければならない。

3. 災害給付請求書の効力は、災害給付請求権発生後 1 年を経過したときは時効によって消滅する。

附 則

この規定は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、昭和 54 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規定は、昭和 57 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規定は、昭和 59 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規定は、昭和 60 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規定は、昭和 63 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規定は、平成 7 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規定は、平成 16 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規定は、平成 20 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から改正施行する。

●歯学部専攻生規程

(趣旨)

第 1 条 本規程は学則第 53 条の 4 に基づいた歯学部専攻生の取扱いについて定めるものである。

(定義)

第 2 条 歯学部専攻生とは、歯学部教授の指導を受け、基礎及び臨床の特定科目について履修、研究する者をいう。

(志願資格)

第 3 条 専攻生を志願することのできる資格は学則第 53 条の 2 の規程に準ずる。

(願書)

第 4 条 専攻生を志願する者は、所定の願書を提出するものとする。

(入学許可)

第 5 条 前条の志願者は専攻科目の指導教授の選考を受け歯学部教授会の承認を得て学長が入学を許可する。

(入学時期)

第 6 条 専攻生の入学許可は毎学年の始めとする。

(履修期間)

第 7 条 専攻生の履修期間は 1 ケ年以上とし、その修了は 1 ケ年を越えた随時とする。

(履修時間)

第 8 条 専攻生の履修時間は週 30 時間以上とする。

(修了認定)

第 9 条 専攻生は修了時に指導教授による修了認定を受け、指導教授はその結果を学部長を経て学長に報告しなければならない。

(修了証書)

第10条 専攻生の修了が認められれば修了証書を授与する。

(雑則)

第11条 専攻生は本規程のほか全て愛知学院大学の学則によるものとする。

附 則 昭和44年4月1日から施行する。
昭和52年4月1日から施行する。
昭和57年4月1日から施行する。
平成6年4月1日から施行する。
平成14年4月1日から施行する。

●歯学部研究生規程

(趣旨)

第1条 本規程は学則第53条の4に基づいた歯学部研究生の取扱いについて定めるものである。

(定義)

第2条 歯学部研究生（以下「研究生」という。）は、専業なる職を有するものが歯学部教授の指導のもとに随時で、基礎及び臨床の特定科目について研究するものをいう。

(志願資格)

第3条 研究生を志願することのできる資格は、学則第53条の2の規程に準ずる。

(願書)

第4条 研究生を志願する者は所定の願書を提出するものとする。

(入学許可)

第5条 前条の志願者は指導教授の選考を受け、歯学部教授会の承認を得て学長が入学を許可する。

(入学時期)

第6条 研究生の入学許可は随時とする。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は特に定めない。

(研究時間)

第8条 研究生の研究時間は週8時間を超えるものとする。

(雑則)

第9条 研究生は本規程のほか全て愛知学院大学の学則によるものとする。

(研究歴の算定)

第10条 研究生の研究歴の算定は在籍期間に0.7を乗じたものとする。

附 則 昭和36年4月1日から施行する。
昭和57年4月1日から施行する。
平成6年4月1日から施行する。
平成14年4月1日から施行する。
平成18年4月1日から施行する。

●歯学部・歯学研究科相談室運営要項

1. 歯学部及び歯学研究科に相談室をおく。
2. 相談室は歯学部及び歯学研究科の学生及び教職員の一身上の相談に応じ、学生及び教職員が問題を自主的に解決できるように助言と指導を与えその人格育成等に寄与することを目的とする。
3. 相談室に次の担当者をおく。
 - (1) 室 長 1名
 - (2) 相談員 教務主任（基礎系）、歯学研究科主任、学年主任、カウンセラー及び歯学部事務室（末盛キャンパス担当）事務長
 - (3) 歯学部事務職員 1名
4. 室長は歯学部教員の中から歯学部長の推薦に基づき学長が委嘱する。
なお、室長の任期は2年とし、再任を妨げない。
5. 相談員は面接時間を予告し、相談室において相談者の相談を受ける。
なお、歯学部事務職員は相談の受付業務を担当し、関係資料を整理保管するほか、必要に応じ相談員または関係機関を紹介する。
6. 相談内容については、すべて個人の秘密を厳守するものとする。
7. 相談室の運営に関する事項を審議するため、歯学部・歯学研究科相談室運営委員会（以下「運営委員会」という。）をおく。

8. 運営委員会は歯学部長、歯学研究科長、教務主任（臨床系）、病院長、室長、教務委員長、大学学生委員、相談員及び歯学部事務職員をもって構成する。
なお、委員長は学生委員長をもって充てる。
9. 運営委員会が必要と認めるときは、運営委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
10. 相談室の事務は、歯学部事務室において行う。
11. 本要項の改廃は、歯学部教授会及び大学院歯学研究科委員会の議を経て、歯学部長及び歯学研究科長がこれを承認する。

附 則

この要項は、平成2年10月1日から施行する。

この要項は、平成6年4月1日から改正施行する。

この要項は、令和3年9月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この要項は、令和5年6月30日から施行し、令和5年6月1日から適用する。

●愛知学院大学学生懲戒規程

（目的）

第1条 この規程は、愛知学院大学学則第34条の規定に基づき、必要な事項を定めることにより学生の懲戒処分に関し適正かつ公正な運用を図ることを目的とする。

（懲戒の対象とする者）

第2条 この規程において懲戒の対象となる者は、本学における学生（別科生、科目等履修生、聴講生および交換留学生等を含む。以下「学生」という。）のことをいう。

（基本方針）

第3条 懲戒は、本学における学生の本分をまっとうさせるために、学校教育法および同施行規則の理念に基づき行うものである。

2 懲戒は、懲戒の対象となる行為の様態、結果等を総合的に検討し、教育的配慮に基づいて行う。

3 懲戒により学生に課す不利益は、懲戒目的を達成するため、必要最小限にとどめなければならない。

（懲戒の種類）

第4条 学則第34条に定める懲戒は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）訓告は、学生の行った行為の責任を確認し、書面をもって戒めるものとする。

（2）停学は、一定期間、学生の教育課程の履修及び課外活動等を停止するものとする。

（3）退学は、学生としての身分を剥奪するものとする。

（厳重注意）

第5条 懲戒に相当しない場合でも、学生部長は、教育的措置として学生に口頭又は文書による厳重注意を行うことができる。

2 懲戒に相当しない場合でも、学生が所属する学部（教養部を含む。）の長（以下「学部長」という。）は学生部長の同意を得て、前項の厳重注意を行うことができる。

3 厳重注意は、行為の問題性を自覚させ反省を促すものとする。

4 厳重注意を行った場合は、速やかに学生委員会に報告しなければならない。

（訓告の基準）

第6条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、訓告を命じることができる。

（1）学内又は学外において非違行為を行った場合

（2）本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合

（停学の基準）

第7条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、停学を命じることができ、その停学期間には休業日を含むことができる。

（1）本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合

（2）学内又は学外において重大な非違行為を行った場合

（3）本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合で、悪質と判断される場合

（停学の期間）

第8条 停学は、有期または無期とする。

2 停学期間は、在学期間および在籍期間に含めることができる。

(退学の基準)

第9条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、学則第34条3項3号により退学を命じることができる。

- (1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合で、特に悪質と判断される場合
- (2) 学内又は学外において重大な非違行為を行った場合で、特に悪質と判断される場合
- (3) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合で、特に悪質と判断される場合

(事実関係の調査)

第10条 懲戒の対象となる行為またはその疑いが生じたときは、学生部長は遅滞なく当該学生等に関する事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認しなければならない。

2 学部長は学生部長の同意を得て、前項の調査を行うことができる。

3 前二項の調査にあたり、学生部長又は学部長は事前に当該学生に対して、調査の趣旨・目的を口頭または文書で告知し、当該事実に関する弁明の機会を与えなければならない。ただし、被疑事実が明白である場合において、特段の事情があるときは、この限りではない。

4 学部長は第2項の調査を行った場合、速やかに学生部長に報告しなければならない。

(懲戒決定までの手続き)

第11条 学生部長は前条の事実関係の調査により懲戒が相当と判断した場合、速やかに学部長と協議のうえ懲戒の原案を作成し、これを学生の所属する学部教授会（以下「学部教授会」という。）に提案して学生の懲戒を求める。

2 学部教授会が懲戒処分の議決をしたときは、学生部長は速やかに学生委員会に懲戒の審議を求める。

3 前二項の規定にかかわらず、学生部長は被疑事実が明白であり且つ処分の内容が確定している場合及び学生団体（単一学部に設置されている団体を除く。）における事案に関する場合には、学部長と協議することなく懲戒の原案を作成し、直ちに学生委員会に懲戒を求めることができる。

4 学生委員会は学生部長の求めにより懲戒について審議し、全学的見地から調整を行う。

5 学生委員会が懲戒処分の決定をしたときは、学生部長は別記様式により代表教授会に懲戒処分の承認を求め、その承認を得て処分の内容を学長に上申する。

(自宅謹慎)

第12条 学生部長は学部長と協議のうえ、当該学生の懲戒処分が決定されるまでの間、自宅謹慎を命じることができる。

2 学生部長は、自宅謹慎を命じた学生に、大学施設の利用、正課授業、定期試験及び課外活動への参加を制限することができる。

3 自宅謹慎の期間は、停学期間に算入することができる。

4 自宅謹慎を命じた場合は、速やかに学生委員会に報告しなければならない。

(懲戒の発効)

第13条 懲戒は、代表教授会の議を経て、学長が行う。

2 懲戒は、学生に対して懲戒内容を文書により発信した日から発効する。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

(懲戒の通告・通知)

第14条 学長は、学生に対し懲戒の内容を文書により通告する。

2 学長は、学生の保証人に対し懲戒の内容を文書により通知する。

3 通告および通知は、発信をもって足りる。

(無期停学の解除)

第15条 学生部長は学部長と協議のうえ、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度、生活態度及び学習意欲を総合的に判断し、処分の解除を発議することができる。

2 無期停学の解除は、学生委員会において審議のうえ、代表教授会の議を経て学長が行う。

3 無期停学解除の学生への通告、保証人への通知は、文書により行う。

(不服申立て)

第16条 懲戒を課せられた学生は、懲戒の発効日から30日以内に明確な証拠を提示して、その懲戒に対する不服申立てを行うことができる。ただし、この期間内に不服申立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して30日以内に不服申立てを行うことができる。

2 不服申立てを行う学生は、不服申立書を学長に提出しなければならない。

(不服申立審査委員会)

第17条 学長は、前条の不服申立てがあった場合には、不服申立審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 不服申立審査委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学生部長
- (2) 学部長

- (3) 事務局長
- (4) 学生委員会委員長
- (5) 不服申立てを行った学生が所属する学部以外の学部の長若干名
- (6) 学生部長が推薦する事務職員 1 名
- (7) 事務局長が推薦する事務職員 1 名

- 3 委員会の委員長は、委員間の互選により選出する。
- 4 委員会が必要と認める場合は、弁護士等専門家の出席を求めることができる。
- 5 委員会は、学生から提出された不服申立書に基づき審査を行う。
- 6 不服申立てを行った学生は、書面で意見を述べ、資料を提供することができる。
- 7 委員会は、懲戒の内容が相当であると判断した場合は、不服申立てを棄却すべき旨の勧告を学長に対して行う。
- 8 委員会は、懲戒の内容が相当でないと判断した場合は、懲戒の取り消しまたは変更を求める旨の勧告を学長に対して行う。
- 9 学長は、前二項の勧告を受けた場合、不服申立てを行った学生及び保証人に対して文書による通知を行う。

(再審議)

第 18 条 学長は前条第 8 項の勧告を受けた場合、学生部長に再審議を求める。

- 2 前項の場合、学生部長は、代表教授会において再審議を行う。

(停学期間中の指導)

第 19 条 停学処分を受けた学生に対して、学生部長が必要であると判断した場合は、停学期間中、定期的に面談および教育的指導を行うことができる。

- 2 学部長は学生部長の同意を得て、前項の面談及び教育的指導を行うことができる。
- 3 学生部長又は学部長は、教育的指導のために必要と判断する場合、学生の施設利用、正課授業および課外活動への参加を認めることができる。
- 4 学部長は前二項の指導を行った場合、速やかに学生部長に報告しなければならない。

(懲戒対象者の退学等申し出の取り扱い)

第 20 条 学長は、第 7 条において事情聴取等調査の対象となった者から、退学や休学の申し出がある場合、懲戒が決定するまでこの申し出を受理しないものとする。

(学生団体への懲戒処分)

第 21 条 学長は、懲戒処分を受けた学生が所属する大学公認団体において、当該事案との関わりが認められた場合は、当該公認団体に対し、解散又は活動停止の処分を行うことができる。

(事務)

第 22 条 この規程に関する事務は、学生部学生課が取り扱う。

(補則)

第 23 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、別にこれを定める。

(改廃)

第 24 条 この規程の改廃は、学生委員会の議を経て、代表教授会において決定する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

●学生懲戒処分実施細則

平成 27 年 4 月 1 日
施行

(趣旨)

第 1 条 この細則は、愛知学院大学学生懲戒規程第 23 条の規定に基づく懲戒の適正な実施について、必要な事項を定める。

(懲戒の指針)

第 2 条 懲戒の指針については、別表左欄に掲げる懲戒対象行為の区分及び同表中欄に掲げる行為内容（例示）に応じ、同表右欄に掲げる懲戒処分の種類等を原則とする。なお、同表中欄に掲げる行為内容（例示）であっても、社会的・教育的見地より配慮が必要と判断される場合は、その処分を軽減することができる。

- 2 別表中欄に掲げられた行為内容（例示）以外の行為については、別段の定めがある場合を除いて同表に掲げた指針を基準として判断する。

(懲戒の具体的な種類の決定)

第3条 前条に定める懲戒の決定にあたっては、その行為の原因、動機、態様並びに被害者や社会に与えた影響、行為に対する社会的制裁の程度等を総合的に検討した上で判断するものとする。

(学生委員会の決議)

第3条の2 愛知学院大学学生懲戒規程第11条第2項から第4項までの規定による学生委員会の懲戒に関する決議は記名採決による。

(懲戒に関する記録)

第4条 処分は学籍簿に記載する。

2 成績証明書及び学生の就職、進学に際しての推薦書類等には、懲戒の有無、懲戒の内容等を記載しないものとする。

(改廃)

第5条 この細則の改廃は、学生委員会において決定する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

この細則は、令和5年7月13日から施行する。

この細則は、令和5年10月26日から施行する。

(別表)

行為内容 (例示)	懲戒処分の種類等
・殺人、強盗、不同意性交等、放火、誘拐、凶器を使用した傷害等、故意により凶悪な犯罪行為又は同犯罪の未遂行為を行った場合	退学
・犯罪行為により懲役以上の刑事処分を科された場合	
・詐欺、恐喝、強迫、強要等、他人を積極的に欺き、若しくは畏怖させるような行為を手段とする犯罪行為を行った場合	退学又は停学
・薬物犯罪 (薬物の使用・所持、薬物の売買又はその仲介、薬物となり得る植物の栽培等) を行った場合	
・窃盗、賭博、住居侵入、傷害、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為を行った場合	退学、停学又は訓告
・痴漢、のぞき見、盗撮行為等の犯罪行為であって、刑法、条例等に抵触する場合	
・ハラスメントに起因する犯罪行為を行った場合	
・その他、犯罪行為により罰金刑が科された場合	
・ストーカー行為等の規制等に関する法律に抵触する行為を行った場合	
・コンピュータ又はネットワークを不正に使用して他人の権利を侵害した場合	
・本学運営上重要な財物を故意に棄損した場合	退学又は停学
・飲酒を強制し、その結果、重大な事態に至った場合	
・自動車等通学に際し、本学の定める禁止行為を行い、嚴重注意を受けたにもかかわらず、再び禁止行為を行った場合	退学、停学又は訓告
・20歳未満の飲酒・喫煙、又は20歳未満と知りながら飲酒・喫煙をさせた場合	停学又は訓告
・上記のほか、本学学生としてあるまじき行為をした場合	退学、停学又は訓告
・飲酒運転 (酒気帯び運転を含む。以下同じ。)、無免許運転、過労運転等 (危険薬物服用運転を含む)、大幅な制限速度超過違反 (制限速度30キロ以上の超過) 等の危険運転により、死亡事故、又は重度の後遺症を残す人身交通事故を起こした場合	退学
・人身事故を起こしながら、ひき逃げをした場合	退学又は停学
・飲酒運転、無免許運転、過労運転等 (危険薬物服用運転を含む)、暴走運転等の悪質運転により、人身交通事故を起こした場合	
・物損事故を起こしながら、あて逃げをした場合	停学

●愛知学院大学学生自動車・自動二輪車・自転車通学規程

平成27年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、愛知学院大学 (以下「本学」という。) に在籍する学生 (非正規生を含む。) (以下「学生」という。)

が、自動車、自動二輪車（原動機付自転車を含む。）又は自転車（以下「車両」という。）で通学する（以下「車両通学」という。）に際し、当該学生に適正な指導・処分を行うことにより本学近隣住民の安全な交通環境を確保するとともに、学生による各種法令違反行為及び交通事故の防止を図ることを目的とする。

（通学方法）

第2条 学生の通学は原則として徒歩、自転車又は公共の交通機関とし、車両通学は別に定める愛知学院大学学生車両通学登録規程により、登録・許可された場合のみ認められる。

2 自動車による通学は、日進キャンパスのみとする。

3 自動二輪車による通学は、日進キャンパス、楠元キャンパス及び末盛キャンパスのみとする。

（遵守事項）

第3条 車両通学する学生は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）愛知学院大学学生車両通学登録規程に基づく利用登録・許可を受けていない車両を、本学の学生駐車場・駐輪場に駐車・駐輪してはならない。
- （2）本学の学生駐車場・駐輪場以外の場所に駐車・駐輪してはならない。
- （3）本学の学生駐車場・駐輪場は、通学以外の目的で利用してはならない。
- （4）本学の学生駐車場・駐輪場は、長期間駐車・長期間駐輪してはならない。
- （5）車両の排気音、警笛等による騒音等、他の学生利用者の妨げとなる迷惑行為をしてはならない。
- （6）常に歩行者の安全を第一として運転するよう心掛けるとともに、交通安全の保持に努めなければならない。
- （7）道路交通法の他、他人の管理地内無断駐車、無断通り抜け行為等、他人の管理権を侵害する行為又は各種法令に違反する行為をしてはならない。
- （8）学内外で発生した事故は、速やかに学生課・所属キャンパスの事務室又は守衛室（セキュリティセンター）に報告しなければならない。

（違反に対する措置）

第4条 学長は、前条第1号から第8号の規定に違反した場合は、次の各号に定める措置を講じることができる。

- （1）違反車両に警告書を貼付すること。
- （2）違反車両の所有者に警告書をもって通知すること。
- （3）通学の妨げ又は学内環境を阻害する場所に放置された違反車両は、本学の指定した場所に移動すること。
- （4）長期間にわたり正当な理由もなく放置された違反車両は、相当の警告措置を講じ、処分すること。
- （5）学内の学生駐車場・駐輪場の使用停止又は登録・許可を取り消すこと。

（厳重注意）

第5条 第4条第1号又は第2号の警告を受けた学生が再び違反行為を行った場合は、日進キャンパスにおいては学生部長、名城公園キャンパス、楠元キャンパス及び末盛キャンパスにおいては学生が所属する学部/校の長は学生部長と協議の上、車両通学に際して違反行為を行った当該学生に対し、厳重注意書（以下、「注意書」という。）をもって通知する。

2 当該学生が、注意書の受け取りを拒否した場合であっても、厳重注意を行ったものとみなす。

3 当該学生が不明の場合は、違反行為に使用された車両に注意書を貼付することをもって、厳重注意を行ったものとみなす。

（懲戒の種類）

第6条 前条の厳重注意を受けた当該学生が再び違反行為を行った場合は、学生委員会で審議し、懲戒処分の決定をしたときは、代表教授会に懲戒処分の承認を求め、その承認を得て処分の内容を学長に上申する。

2 懲戒の適用は、次のとおりとする。

- （1）当該学生が厳重注意を受けたにもかかわらず、再び違反行為を行った場合は、訓告とする。
- （2）訓告を受けた学生が本学の指導にもかかわらず、繰り返し違反行為を行った場合は、停学又は退学とする。

3 本規程に定めのない場合は、愛知学院大学学生懲戒規程を準用する。

（放置自転車及び放置自動二輪車の処分）

第7条 第4条第3号、第4号に該当する自転車及び自動二輪車は、本学の指定した場所に収集し、所有者を調査の上、所有者に撤去することを通知し、所有者が撤去しない場合又は所有者が不明の場合は、当該自転車及び自動二輪車を廃棄処分する旨の警告書の告示を行った上、告示後も引き続き放置されている当該自転車及び自動二輪車に関して、廃棄処分をすることができる。

2 廃棄処分は、警告書の貼付後3ヶ月以上放置され、告示後も引き続き放置されたままの状態である当該自転車及び自動二輪車に関して行うことができる。

（放置自動車の処分）

第8条 第4条第3号、第4号に該当する自動車は、所有者を調査の上、所有者に撤去することを通知し、所有者が撤

去しない場合又は所有者が不明の場合は、当該自動車を法令及び条例の規定に基づき処分することができる。

(損害発生に伴う賠償責任)

第9条 車両通学及び本学の学生駐車場・駐輪場の利用に伴う事故についての損害並びに第7条から前条までに定めた処分を行うにあたり車両等に生じた損害については、本学は一切の賠償責任を負わない。

2 違反行為に起因する損害が発生した事案について、本学は一切の賠償責任を負わない。

3 車両の廃棄処分等に係る費用は所有者に賠償を求めることができる。

(事務)

第10条 この規程に関する事務は、学生部学生課が取り扱う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、学生委員会の議を経て、代表教授会において決定する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年10月1日から施行し、令和5年4月以降登録・許可された車両にも遡って、適用する。なお、この規程の施行により、自動車通学登録規則(昭和49年4月1日施行)、自動車通学学生心得(平成17年4月1日施行)、愛知学院大学自転車利用規則(平成26年4月1日施行)は本規程の施行をもって廃止する。

この規程は、令和6年2月1日から施行し、令和5年4月以降登録・許可された車両にも遡って、適用する。

●愛知学院大学学籍に関する規程

令和5年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、愛知学院大学学則(以下「学則」という。)に基づき、学生の休学、復学、退学及び除籍について必要な事項を定める。

(休学の申請)

第2条 休学を願い出る者は、休学を願い出る前に、必ずアドバイザー・ゼミ教員、教務主任又は学部長に相談及び報告しなければならない。ただし、歯学部は、必ず学年主任に相談及び報告しなければならない。

2 休学を願い出る者は、休学願及び次の各号に掲げる休学事由区分に応じ該当各号に定める書類を添えて学長に願い出なければならない。

(1) 留学、ワーキングホリデー、留学準備、海外渡航 受け入れ先の機関又は団体が発行する証明書

(2) 疾病、体調不良、怪我 医師の診断書

(3) 経済的理由 休学理由書

(4) 家庭の事情 休学理由書

(5) その他 状況を確認できる理由書等

(休学期間及び開始日)

第3条 休学期間は、春学期又は秋学期のいずれかとする。

2 前項にかかわらず、学期又は学年の開始日以降に休学の許可をしたときは、当該許可日を休学の開始日とする。

3 学期又は学年の開始日から前項の休学開始日の前日までを休学期間とみなす。

(休学の申請期限)

第4条 休学を願い出ることができる期限は、春学期の休学を希望する場合は4月30日までとし、秋学期の休学を希望する場合は10月31日までとする。

(休学の許可)

第5条 休学は、学長がこれを許可し、休学通知書をもって保証人に対し通知する。

(休学終了者の手続き)

第6条 休学が終了する者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間中に復学願、休学願又は退学願を学長に願い出なければならない。

(1) 春学期末に終了する者 当該年度の9月1日から9月30日まで

(2) 秋学期末に終了する者 当該年度の3月1日から3月31日まで

(復学の申請)

第7条 復学を願い出る者は、前条の期間中に復学願を学長に願い出なければならない。

2 休学事由が第2条第2号の場合は、就学に支障のない旨の医師の診断書を添えて提出しなければならない。

(復学の開始日)

第8条 復学の開始日は、復学を許可する学期の開始日とする。

(復学の許可)

第9条 復学は、学長がこれを許可する。

(退学の申請)

第10条 退学を願い出る者は、必ずアドバイザー・ゼミ教員、教務主任又は学部長に相談及び報告しなければならない。
ただし、歯学部は、必ず学年主任に相談及び報告しなければならない。

2 退学を願い出る者は、退学願に次に掲げる該当する退学事由を提示し、学長に願い出なければならない。

- (1) 海外留学
- (2) 身体疾患
- (3) 心神耗弱
- (4) 学力不足
- (5) 就学意欲の低下
- (6) 進路変更(就職、就職活動、他の教育機関への入学・転学・編入学受験)
- (7) 経済的理由
- (8) その他

3 退学を願い出ることができる期限は、春学期は4月30日までとし、秋学期は10月31日までとする。ただし、当該学期の学納金を全額納入した場合は、この限りではない。

(退学日)

第11条 退学日は、学納金(休学の場合は在籍料)の全額を納入した最終の学期の、当該学生の希望する日とする。なお、退学日をもって当該学生の在籍期間の終了日とする。

(退学の許可)

第12条 退学は、代表教授会の議を経て、学長が許可し、退学通知書をもって保証人に対し通知する。

(除籍の基準及び除籍日)

第13条 学則第26条の2に規定する除籍対象者の除籍の基準及び除籍日は、別表1のとおりとする。なお、除籍日をもって当該学生の在籍期間の終了日とする。

(除籍の予告通知)

第14条 学長は、学生が学則第26条の2第1号、第3号及び第4号に該当するおそれがあると認めるときは、前条で規定する除籍日の概ね1か月前までに保証人及び学生本人に対し、内容証明書郵便により通知する。

(除籍の決定)

第15条 除籍は、代表教授会の議を経て、学長が決定する。

(除籍の通知)

第16条 学長は、除籍を決定した後、次の各号に定めるとおり除籍通知書をもって通知する。

- (1) 学則第26条の2第1号から第4号までに該当する者については、保証人及び学生本人に対し通知する。
- (2) 学則第26条の2第5号に該当する者については、保証人に対し通知する。

(事務)

第17条 この規程に関する事務は、学生部学生課が取り扱う。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、別にこれを定める。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、代表教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

区 分		除籍の基準	除籍の日
学則第26条の2	第1号	学納金の納入を怠り、督促を受けてもなおこれを納入しない者	当該年度の春学期は7月31日、秋学期は1月31日現在で学納金が未納であること
	第2号	学納金納入期限を過ぎて、退学を願い出た際、学納金の納入がなされていない者	当該年度の春学期は7月31日、秋学期は1月31日。ただし、早期除籍を希望の場合は退学願（不受理）を願い出た月の末日
	第3号	学則第25条第2項又は第25条の2に定める休学期間を超えてなお復学できない者	休学期間の満了日
	第4号	学則第31条に定める在学年限を超えた者	在学年限の満了日
	第5号	死亡した者	死亡したこと
		長期にわたり行方不明の者	休学の許可を受けず、1年を経過しても登校に応じないこと

●愛知学院大学保証人に関する取扱規程

令和5年4月1日制定

（趣旨）

第1条 この規程は、愛知学院大学（以下「本学」という。）に在籍する学部生（以下「学生」という。）の保証人に関する必要な事項を定める。

（保証人の届出）

第2条 入学許可を得た者は、愛知学院大学学則第20条に基づき、自らの保証人を在学誓書により、届け出なければならない。

2 保証人となることができる者は、日本国内に居住する者であり、かつ、父母又は独立の生計を営む親族あるいは縁故者でなければならない。

3 学生は、次の各号いずれかに該当する場合は、所定の書式に指定された証明書を添付し、速やかに本学に届けるものとする

- （1）保証人を変更する場合
- （2）保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があった場合

（保証人の特例）

第3条 特別な事情により、親族、縁故者を保証人となることができない場合は、学長に事情書を提出し、承認を得ることによって前条第2項の定めによらず、保証人となることができる。ただし、この場合の保証人は、日本国内に居住し独立生計を営む成年者でなければならない。

（保証人の責任範囲等）

第4条 保証人が学生に関して責任を負う範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）学則等の諸規程の遵守に関する事項
- （2）学籍異動に係る同意に関する事項
- （3）緊急時の連絡対応に関する事項
- （4）学納金に関する事項
- （5）故意又は過失により本学に損害を与えた場合の損害賠償等の責務（ただし、極度額は入学手続き時に学年ごと定められた年間学納金相当額とする。）

2 保証人は、保証人となっている学生について、本規程に定めのない事項が生じた場合は、本学との協議の上対応する。

（保証人への学納金納付督促）

第5条 本学は、学生が学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しなかった場合は、保証人に督促するものとする。

（保証人への通知）

第6条 本学は、学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、保証人に通知するものとする。

- （1）愛知学院大学学籍に関する規程に定める手続きをする場合
- （2）学納金の納付を怠り、督促してもなお納付せず除籍された場合
- （3）休学及び退学が認められた場合
- （4）卒業不可、進級不可と判定された場合
- （5）本学の規則等に基づき懲戒処分又は教育的措置を受けた場合

- (6) 授業料未納又は在学年限超過による除籍の予告をする場合
- (7) 学生本人に連絡がつかない場合
- (8) 本学からの貸与物品等の返却督促に応じない場合
- (9) その他、本学が保証人に対して通知することが必要と認めた場合

(修学状況の報告)

第7条 本学は、学部・に在籍する学生の保証人に対し、修学状況を報告するものとする。

(規程管理)

第8条 この規程の管理は、学生部学生課が取り扱う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、別にこれを定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は代表教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

●愛知学院大学における入学検定料及び学納金その他の納入金に関する規程

令和5年4月1日施行

(目的)

第1条 この規程は、愛知学院大学学則（以下「大学学則」という。）及び愛知学院大学大学院学則に基づき、入学検定料及び学納金その他の納入金に関する事項を定める。

(入学検定料)

第2条 検定料は別表1-1及び別表1-2に定める額とする。

(学納金)

第3条 この規程において学納金とは、入学金、授業料、教育充実費、歯学教育充実資金、歯学教育充実費、施設設備資金及び実験実習料をいい、別表2-1、別表2-2及び別表2-3に定める額とする。

(学納金の納入方法および納入期限)

第4条 学納金は、春学期及び秋学期に、年額の2分の1ずつを納入するものとする。

2 学納金の納入期限については、春学期分については4月30日、秋学期分については10月31日とする。ただし、新入生の春学期分学納金の納入期限については、入学手続要項に定める期限とする。

(督促)

第5条 前条の納入期限までに学納金が納入されない場合には、学納金納入の督促を行うものとする。

2 督促を受けてもなお学納金が納入されない場合は、別に定める規程により除籍とする。

(復学者の学納金)

第6条 休学者が復学を許可された場合の学納金は、復学を許可された年度に適用される別表2-1、別表2-2及び別表2-3に定める額とする。ただし、歯学部については、入学年度に定められた学納金を納入しなければならない。

2 学年途中で復学を許可された場合は、当該学期の学納金を納入しなければならない。

(留年者の学納金)

第7条 進級不可、卒業不可又は修了不可となった者の学納金は、留年する年度に適用される別表2-1、別表2-2及び別表2-3に定める額とする。

ただし、歯学部については、入学年度に定められた学納金を納入しなければならない。

(休学者の在籍料)

第8条 休学期間中の学納金は徴収しない。ただし、別表3に定める在籍料を納入しなければならない。なお、各学期の学納金の納入期限を過ぎてから休学する者は、当該学期分の学納金を全額納入しなければならない。

(退学者の学納金)

第9条 各学期の学納金の納入期限を過ぎてから退学する者は、第3条に定める当該学期分の学納金を全額納入しなければならない。

(編入学者の学納金)

第10条 編入学を許可された者の学納金は、入学手続要項に定める額とする。

(転籍者の学納金)

第11条 転籍を許可された者の学納金は、転籍先の学部・学科の学納金とする。

2 転籍の選考料は、別表 3 に定める額とする。

(懲戒処分により卒業が延期された者の学納金)

第 12 条 懲戒処分により卒業が延期された者は、延期した期間を含む卒業日までの学納金を納めなければならない。

(秋季卒業者の学納金)

第 13 条 秋季卒業者の学納金は、学納金の年額の 2 分の 1 とする。

(修業年限を満たした者の学納金)

第 14 条 標準修業年限を満たした者で、卒業要件に不足する単位が 10 単位以内の者については、授業料及び教育充実費の 100 分の 30 の額を減免する。ただし、薬学部の学生については、授業料、教育充実費及び施設設備資金の 100 分の 30 の額を減免する。

2 前項は歯学部及び大学院の学生には適用しない。

3 博士後期課程又は博士課程において標準修業年限を超えて在学する者の学納金は減免することがある。その減免に関する規程は別に定める。

(学納金の免除)

第 15 条 既に入学した者が、再度入学するときの入学金は、半額を免除する。

2 愛知学院大学から大学院への進学者の入学金は、半額を免除する。

3 薬学研究科医療薬学専攻の教育充実費については、愛知学院大学からの進学者は半額を免除する。

(学納金の返還)

第 16 条 既に納めた授業料その他の学納金は、返還しない。ただし、次の各号においては当該納入期分の学納金を返還することができる。

(1) 入学手続きを行い学長の定める期日までに入学辞退手続きを完了し返還を申し出た場合には入学手続き時に納入した入学金を除く学納金を返還することができる。

(2) 納入期限内に特別な事情が発生し、学長が認めた場合。

(3) その他止むを得ない事情と学長が認めた場合。

(資格課程料)

第 17 条 大学学則第 10 条から第 12 条の 3 に定める資格取得に関する課程料は、別表 3 に定める額とする。

(委託徴収金)

第 18 条 次の各号に定める団体の会費等は委託徴収金として、学納金納入時に徴収し、その額については別表 4 - 1 及び別表 4 - 2 に定める。

(1) 後援会

(2) 同窓会

(3) 学会費

(4) 災害共済会

(5) 歯学部共済会

2 委託徴収金の納入期限については、第 4 条に定める期限とする。ただし、前項第 2 号については、同窓会の意見を聴取のうえ、別に期限を指定することができる。

3 第 1 項第 1 号及び第 3 号については、標準修業年限を超過した期間においても、別表 4 - 1 及び別表 4 - 2 に定める金額を徴収する。

4 既に納めた委託徴収金は返還しない。

5 休学者は委託徴収金を徴収しない。

(歯学部専攻生及び研究生の納入金)

第 19 条 歯学部専攻生及び研究生の納入金は、別表 5 に定める額とし、別に定める日を納入期限とする。

(大学院登録料)

第 20 条 次の各号に定める大学院の講座・コースの登録料は、別表 6 に定める額とする。

(1) 臨床宗教師養成講座

(2) 臨床心理学コース

(大学院非正規生の選考料及び受講料)

第 21 条 次の各号に定める大学院非正規生の選考料及び受講料は、別表 7 に定める額とする。なお、選考料については愛知学院大学からの進学者は免除する。

(1) 聴講生

(2) 科目等履修生

(3) 研究生

- (4) 研究員
- (5) 客員研究員

(納入期限が金融機関の休業日である場合)

第 22 条 納入期限が金融機関の休業日に当たる場合は、金融機関の翌営業日を納入期限とする。

(事務)

第 23 条 この規程に関する事務は、教務、学生事項を取り扱う部門が行う。

(規程の管理)

第 24 条 この規程の管理は、財務部財務課及び経理課が行う。

(改廃)

第 25 条 この規程の改廃は、学内理事会の議を経て理事長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の制定により、「愛知学院大学における学納金その他の納入金に関する規程（平成 26 年 4 月 1 日施行）」を廃止する。

●在職者等診療料金減免内規

昭和 44 年 4 月 1 日施行

第 1 条 この内規は、学校法人愛知学院（以下「本学院」という）に勤務する教職員及びその被扶養者並びに学生、不老会会員等（以下「教職員等」という）が、歯学部附属病院において入院または外来により受診した際に支払う費用を減免することにより、教職員等の福利厚生を図ることを目的とする。

第 2 条 診療費減免の対象者は次の各号に掲げるものとする。

- 1 本学院教職員
- 2 本学院教職員被扶養者〔私学事業団被扶養者〕
- 3 学校法人・愛知学院が設置している大学・専門学校・中高校の学生・生徒（以下「学生等」という）
- 4 歯学部非常勤講師
- 5 歯科医師臨床研修医
- 6 不老会愛知学院大学支部会員

第 3 条 前条対象者の診療費減免率については、別表のとおりとし、この減免の対象としない物は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 薬剤容器等診療費外の費用、並びに文書料、健康診断料は適用外とする。
- 2 入院時の差額室料・食事療養は適用外とする。
- 3 損害・損害保険適用の診療費は適用外とする。

第 4 条 学部長・学校長は、所属する学生等で、各種保険未加入者があるときは、これらに加入するよう、父兄等に勧める。

第 5 条 この内規の適用を受けようとする者は、保険証に身分を証明する書類、又は学生証を添えて、初診の際に病院受付窓口に呈示しなければならない。

第 6 条 第 2 条の減免適用者の資格確認は、保険証、身分証明書、学生証等によりこれを行う。

第 7 条 この内規の取扱いに当っては、次の各号に注意しなければならない。

- 1 保険証・身分証明書・学生証等の提出がない場合は、減免を適用しない。
- 2 本学院教職員が退職等により資格を失った場合、また学生等で卒業した場合には、診療減免の適用を終了とする。
- 3 診療費の支払は、原則として、請求のあった当日支払うものとする。

第 8 条 診療は、社会保険療養担当規程に準じて行い、料金の算定は、病院で定める料金のほかは、社会保険診療報酬点数表による。

第 9 条 本内規に定めるもののほか、必要な事項は病院長が決定する。

附則 この内規は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、昭和 44 年 9 月 1 日から施行する。

この改正は、昭和 55 年 5 月 1 日から施行する。

この内規は、昭和 60 年 2 月 1 日から施行する。

この内規は、昭和 60 年 9 月 1 日から施行する。

この内規は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この内規は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

●愛知学院大学特待生奨学金規程

昭和 58 年 4 月 1 日施行

(特待生)

第 1 条 本学の特待生制度を設ける。

(資格)

第 2 条 特待生の資格は学業人物共に優れ他の模範とするに足るものとする。

(期間)

第 3 条 特待生は学年度ごとに選考し、その期間は当該学年度とする。

(選考基準)

第 4 条 特待生の選考基準は次のとおりとする。

(1) 前年度の履修単位数が 32 以上であること。ただし、文学部・健康科学部・心理学部 4 年生は 26 以上とする。(歯学部・薬学部を除く。)

(2) 前年度の学業成績が G P A 3.0 以上であること。ただし、歯学部・薬学部は G P A 上位者を選考の対象とする。

(選考方法)

第 5 条 特待生の選考方法及び人数は次のとおりとする。

(1) 教務部長が第 4 条該当者につき候補者を選定し、代表教授会の議を経て理事会において決定する。

(2) 特待生は学部学科ごとに選定するものとし、選定人数は、次の表のとおりとする。なお、在籍学生数は、選考年度の 5 月 1 日現在の人数とする。ただし、歯学部・薬学部については各学年 2 名とする。

在籍学生数	選定人数
140 名未満	1 名
140 名以上	2 名
240 名以上	3 名
340 名以上	4 名

(3) 前年度の学業成績が G P A 3.6 以上あれば、規定人数に 1 名を加えることができる。

(奨学金)

第 6 条 特待生には、授業料等の負担を軽減し、修学を支援するための奨学金として、300,000 円を交付する。

(取り消し)

第 7 条 特待生がその名誉を汚す行為をした場合には、代表教授会の議を経てその資格を取り消すことがある。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は代表教授会の議を経て、教務部教務課が行う。

附 則

1 この規程は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

2 愛知学院大学特待生規程(昭和 39 年 4 月 1 日施行)の大学に関する部分は本規程施行の日を以ってその効力を失う。

この規程は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。(平成 11 年度入学生から適用する。)

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。(ただし、第 4 条(1)は 26 年度選考時より適用する。)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(心理学部開設)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(健康科学部学部名変更)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

●愛知学院大学開学 50 周年記念奨学金規程

(設立及び名称)

第 1 条 愛知学院大学開学 50 周年を記念して奨学金制度を設ける。

2 この奨学金は愛知学院大学開学 50 周年記念奨学金（以下「奨学金」という。）と称し、奨学金の給付を受ける学生を記念奨学生（以下「奨学生」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 この規程は、愛知学院大学（大学院を含む）、愛知学院大学短期大学部、愛知学院大学歯科技工専門学校（以下「本学」という。）に在学する学生で、学業成績優秀にして、経済的理由により修学が困難な者に対し、学納金補充として奨学金を給付することを目的とする。

(資格)

第 3 条 奨学金の給付を受けることができる者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 学業成績優秀であること。
- (2) 経済的理由により修学困難と認められること。
- (3) 当期の学納金を完納していること。
- (4) 本学において、当該年度に奨学金の給付又は学納金減免措置（外国人留学生等）等を受けていないこと。
- (5) 他の奨学団体から奨学金の給付を受けていないこと。

(募集の時期及び人数)

第 4 条 奨学生の募集は年度初めの 4 月 1 日から 7 月末日とし、募集要項は学内に公示する。

2 奨学生数は 30 名を限度とし、その配分は次の通りとする。

- (1) 大学は 28 名（大学院の若干名を含む）。
- (2) 短期大学部は 1 名。
- (3) 歯科技工専門学校は 1 名。

(給付額及び給付方法)

第 5 条 奨学金の給付額は、年額 30 万円とする。

2 奨学金は当該年度秋学期学納金納付時に学納金として振り替え支給する。

3 奨学金の給付は、当該年度限りとする。

(出願書類)

第 6 条 奨学金の給付を受けようとする者は、本学所定の願書に次の書類を添付して、保証人連署のうえ願出なければならない。

- (1) 父母双方の前年度所得を証明する書類。ただし、父母がいない場合は保証人及びその配偶者の、独立生計を営んでいる場合は本人及びその配偶者の所得を証明する書類。
- (2) 成績を証明する書類（新入生のみ）
- (3) その他本学の指定する書類

(選考方法)

第 7 条 奨学生の選考は、前条に定める出願書類の審査による。ただし、場合により面接を行うことがある。

2 奨学生は、開学 50 周年記念奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）で選考し、学長の承認により決定する。

3 選考委員会規程については、別に定める。

(決定通知)

第 8 条 奨学生として決定した場合は、これを本人及び保証人に通知する。

(資格の喪失)

第 9 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当したときは、選考委員会で審議し、学長の承認によりその資格を失う。

- (1) 退学、除籍等により学籍を離れたとき又は休学したとき。
- (2) 学則による懲戒処分を受けたとき。
- (3) 虚偽の申込又は記載により不当な給付を受けていたことが認められたとき。
- (4) 本奨学金決定後に他の奨学金の給付を受けたとき。
- (5) その他奨学生として適当でないと認められたとき。

(返還)

第 10 条 奨学生が前条の規定により資格を喪失した場合、奨学金の返還を求めることがある。なお、返還を求められた者は、資格喪失の時点より、学納金未納者として取り扱う。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行にあたって必要な事項は別にこれを定める。

(事務主管)

第12条 この奨学金に関する事務主管は、学生部学生課とする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、選考委員会の審議を経て、学長がこれを承認する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。なお愛知学院大学開学50周年記念奨学金給付規程施行細則は廃止とする

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。〈令和3年2月24日委員会決定〉

この規程は、令和4年4月1日から施行する。〈令和3年8月27日委員会決定〉

この規程は、令和4年4月1日から施行する。〈令和4年8月31日委員会決定〉

この規程は、令和7年4月1日から施行する。〈令和7年2月13日委員会決定〉

●愛知学院大学応急奨学金規程

(目的)

第1条 愛知学院大学は、愛知学院大学（大学院、留学生別科を除く）及び愛知学院大学短期大学部に在籍する学生で、家計急変により学業の継続が、経済的に極めて困難となった場合に、奨学金を給付し、学納金の補充支援を目的として、愛知学院大学応急奨学金制度を設ける。

(定義)

第2条 本規程により奨学金の給付を受ける者を、愛知学院大学応急奨学生（以下「奨学生」という。）と称する。

2 本規程により給付する奨学金を、愛知学院大学応急奨学金（以下「奨学金」という。）と称する。

(資格)

第3条 奨学金の給付を受けることができる者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 学業成績が良好であること。
- (2) 本奨学金の出願から遡って過去1年以内に主たる生計維持者（父母のうち所得の多い者。ただし、父母がいない場合は保証人及びその配偶者、独立生計を営んでいる場合は本人及びその配偶者。）に以下の事由による家計急変があり、世帯の収入が著しく減少又は無くなった状況にあること。ただし、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく特定非常災害に指定された災害により以下の事由に該当する者については、それによる家計急変が出願から遡って過去1年より前に生じている場合であっても出願可能とする。
 - ① 死亡
 - ② 非自発的失業による失職
 - ③ 破産
 - ④ 高度障害
 - ⑤ 災害による損害
 - ⑥ 自然災害で被災したことにより家計支持者が行方不明、又は長期療養中
- (3) 当期の学納金を完納していること。
- (4) 別に定める愛知学院大学新入生応急奨学生に採用されていないこと。

(給付額及び給付方法)

第4条 奨学金は、1人当たり、在学期間中1回のみ50万円の給付とする。

2 奨学金は、奨学生に対して採用された学期の終了までに一括して給付するものとする。

(人数)

第5条 奨学生の人数は、年間50名を限度とする。

第6条 (削除)

(出願)

第7条 奨学金の給付を希望する者は、次の各号の書類を添えて申請するものとする。

- (1) 応急奨学生願書
- (2) 父母双方の最新年間所得を証明する書類。ただし、父母がいない場合は保証人及びその配偶者の、独立生計を営んでいる場合は本人及びその配偶者の所得を証明する書類。
- (3) 成績を証明する書類（春学期出願の新入生のみ）
- (4) 奨学金を必要とする事情を証明できる書類

(5) その他、必要とする書類

(選考及び決定)

第8条 奨学生は、応急奨学金選考委員会（以下「委員会」という。）で選考し、学長の承認により決定する。

(決定通知)

第9条 奨学生として決定した場合は、これを本人及び保証人に通知し、奨学生は保証人と連署の上、誓約書を提出しなければならない。

(委員会の構成及び任期)

第10条 委員会は、大学事務局長、教務部長、学生部長、キャリアセンター部長、学生部事務部長、学生部次長、教務課長、学生課長、名城公園キャンパス事務室事務長、薬学部事務室事務長、歯学部事務室事務長及び短期大学部事務室事務長をもって構成し、学長が委嘱する。

2 委員長は学生部長とする。

3 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

4 構成員の任期は、本条第1項の役職在任中とする。

(資格の喪失)

第11条 奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合、委員会で審議し、学長の承認によりその資格を失う。

(1) 採用された学期において休学及び退学、除籍した場合

(2) 学則による懲戒処分を受けた場合

(3) 虚偽の申込又は記載により不当な給付を受けたことが認められた場合

(4) その他奨学生として不相応と認められた場合

(返還)

第12条 奨学生が前条の規定により、奨学生としての資格を喪失した場合、本学は、奨学金の返還を求めることがある。

(事務の取り扱い)

第13条 奨学金の事務は、学生部学生課において取り扱う。

(改正)

第14条 本規程の改正は、委員会の審議を経て、学長の承認を得るものとする。

附 則

本規程は、平成14年5月11日から施行する。

本規程は、平成18年4月1日から施行する。

本規程は、平成19年4月1日から施行する。

本規程は、平成21年3月9日から施行する。

本規程は、平成21年10月1日から施行する。

本規程は、平成27年4月1日から施行する。

本規程は、平成28年4月1日から施行する。

本規程は、平成28年9月2日から施行する。

本規程は、平成29年8月30日から施行する。(平成29年8月30日委員会決定)

ただし、平成30年度の選考時より適用する。

本規程は、令和2年4月1日から施行する。(令和2年2月18日委員会決定)

本規程は、令和6年4月1日から施行する。(令和6年3月5日委員会決定)

本規程は、令和7年4月1日から施行する。(令和7年2月13日委員会決定)

●愛知学院大学歯学部及び大学院歯学研究科における学生の旧姓使用の 取扱い等に関する規程

令和2年1月10日

制 定

(趣旨)

第1条 愛知学院大学歯学部及び大学院歯学研究科（以下「本学」という。）に在籍する学生（以下「学生」という。）及び愛知学院大学学位規則第11条第2項に規定する者（以下「博士（論文提出）申請者」という。）の旧姓使用の取扱い及び手続等については、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号の定めるところによる。

(1) 新姓 戸籍簿に記載の氏名

(2) 旧姓 旧戸籍簿に記載の氏名

(旧姓使用の申出ができる学生)

第3条 旧姓使用の申出ができる学生は、次のとおりとする。

(1) 歯学部学生

(2) 大学院歯学研究科学生

(3) 歯学部研究生

（４）歯学部専攻生

（旧姓使用ができる文書等）

第４条 旧姓使用ができる文書等は、第５条に定める以外の文書等とする。

（旧姓使用ができない文書等）

第５条 旧姓使用ができない文書等は、次のとおりとする。

（１）歯科医師国家試験出願書類及び歯科医師免許申請書類

（２）歯科技工士国家試験出願書類及び歯科技工士免許申請書類

（３）前２号に定めるもののほか、国等の機関の所管する制度等により、戸籍上の氏名を使用することとされているもの

（４）その他旧姓使用を行うことが困難であると学長が判断するもの

（旧姓使用の申出）

第６条 旧姓使用を希望する学生は、戸籍上の氏名と旧姓の同一性の確認ができる書類を添えて、旧姓使用申出書（別紙様式１）を歯学部事務室に提出しなければならない。

（旧姓使用の中止）

第７条 前条の申出により旧姓を使用している学生が、旧姓の使用を中止する場合、旧姓使用中止申出書（別紙様式２）を歯学部事務室に提出しなければならない。

（学位記に記載する氏名の取扱い）

第８条 学生の学位記に記載する氏名は、原則、学籍簿の氏名とする。

２ 博士（論文提出）申請者の学位記に記載する氏名は、愛知学院大学学位規則第１１条第２項に規定する学位申請書の氏名とする。ただし、博士（論文提出）申請者が当該申請書の氏名と異なる氏名の記載を希望する場合は、学位記記載氏名申出書（別紙様式３）を歯学部事務室へ提出するものとする。

３ 前２項の規定にかかわらず、学位記記載氏名併記申出書（別紙様式４）により申出があった場合は、旧姓及び新姓を併記するものとする。

（記録）

第９条 歯学部事務室は、前３条の申出を受理した場合は、その旨を学籍簿及び学位記の発行を記録する台帳に記載しなければならない。

（卒業、修了又は退学後の取扱い）

第１０条 卒業、修了又は退学時に旧姓使用をしていた学生に係る文書等（第５条に定めるものを除く。）の申請及び交付については、当該学生が卒業、修了又は退学した後においても、旧姓で行うものとする。

（旧姓使用に伴う証明等）

第１１条 旧姓使用の学生から、文書等（学位記を含む。）の戸籍上の氏名と旧姓の同一性について説明依頼があった場合は、「本学では、旧姓使用を認めている。」旨が記載された文書（別紙様式５）を交付するが、それ以上の証明を求められた場合は、当該学生が自助努力で証明することとする。

（その他）

第１２条 この規程に定めるもののほか、学生の旧姓使用の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

個人情報の取り扱いに関するお知らせ

歯学部長

愛知学院大学歯学部では「個人情報の保護に関する法律」に基づき、本学部においても、入学時及び在学時に収集しました個人情報の重要性を認識し、教育機関として個人情報を適切に保護しております。したがって、安心して各種申込書などに必要諸事項をご記入下さい。本学部は個人情報を収集する際に、あらかじめその利用目的をお知らせします。個人情報の内容により利用目的は異なりますが、学生及び保証人に係る個人情報の内容とその利用目的は以下のとおりです。

また、この記載する学生の皆さんの個人情報の取り扱いについて同意されない場合や相談・質問等がある場合は必ず歯学部事務室に申し出てください。

記

1. 学生の皆さんの個人情報の利用については以下のとおり取り扱いますので、あらかじめご了承ください。

〈個人情報〉

学生：氏名、学籍番号、歯学部番号、所属（歯学部歯学科）、性別、生年月日、住所、電話番号（携帯番号含む）、メールアドレス、履修・成績の情報、健康診断・心身の情報、学内施設・研修施設利用に関する情報、就職活動・調査に関する情報緊急連絡票の記載事項、各種調査票の記載事項、奨学金希望者申請書類（父母の収入証明、印鑑証明等）

保証人：住所、氏名、電話番号等の情報

〈主な利用目的〉

本人確認、成績（掲示による成績発表を含む）・履修に係わる事項や学費納入に係わる事業、学生の保証人への通知・連絡、学生支援及び就職、奨学金手続きに関わる情報、学内施設・設備利用に関する業務、同窓会活動の支援、卒業生への証明書発行業務、図書返却依頼業務のため

2. 本学の関係団体における個人情報の取扱いについて

本学部と密接な関係を持ち、学生生活の充実や本学部の発展に寄与している以下の団体があります。情報の取り扱いについて十分な指導を行なったうえで一定の基準のもとに個人情報の提供を行ないます。

- 1) 「歯学部共済会」

提供理由：会員管理のため

提供個人情報：父母氏名、住所、父母の自宅の電話番号、職業、学生名

（ただし、平成 16 年度をもって、会員名簿の作成、配布は中止いたしました。会員の個人情報は共済会事務室に置いて厳重管理され、他に提供されることはありません。）

平成 27 年度から新規会員の入会停止（平成 27 年度編入学生は除く）

平成 31 年度から新規会員の入会再開

- 2) 「歯学会」

提供事由：卒業後の歯学会費請求のため（6 年生のみ）

提供個人情報：父母の住所、氏名

- 3) 「歯学部同窓会」

提供事由：奨学金授与の本人確認、準会員名簿作成（学年・氏名）、保護者への通知、学生支援（歯学体、楠元祭）に関する情報、保険代理店からの案内

提供個人情報：父母住所・氏名、学生住所・氏名

- 4) 「実習機材等販売業者」（平成 31 年度入学生まで）

提供事由：実習機材等販売に際し、事前に申込書を父母宛に送付するため。

提供個人情報：保証人住所・氏名、保証人の自宅の電話番号、学生氏名

* 個人情報は「申込書」の送付と申し込み内容の確認に限り使用

- 5) 「学生教育研究災害傷害保険付帯学生生活総合保険」（取扱代理店 JIC セントラル株式会社）

提供事由：学生保険制度の任意加入に関する案内を保証人宛に送付するため。

提供個人情報：保証人住所・氏名、学生氏名

- 6) 「病院実習」のための B 型肝炎ワクチン、ワクチン接種（実施機関 日進おりど病院、東海予防医学クリニック）

提供学年：1～3 年次生（接種希望者のみ）

提供個人情報：学生氏名・性別・生年月日、健康診断の血液検査結果

- 7) インフルエンザワクチン予防接種（実施機関 わたなべ内科クリニック）

提供事由：インフルエンザワクチン予防接種（接種希望者のみ）

提供個人情報：学生氏名・生年月日

楠元キャンパス 地震防災ガイド

・・・南海トラフ地震への対策として・・・

はじめに
南海トラフ地震が発生するといわれる中、本キャンパスが所在する名古屋市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策強化地域に指定されています。
いつ起こるか分からない震災から身を守るために、日頃から地震の発生時の対応方法や心構えを行っておくことで、被害を少なくすることは可能です。

気象庁が発表する「南海トラフ地震に関連する情報」		南海トラフ地震に関する情報	
情 報	主な防災対応等	行 動	
■南海トラフ地震予知情報 南海トラフ地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発表された場合に発表される情報	○警戒宣言 ○地震防災警戒本部設置 ○地震防災緊急対策の実施	○危険な地域（津波・崖）からの避難 ○交通規制（道路・電車・バス等） ○百貨店・劇場等の営業停止 ○小売店は、店主の判断で営業	
■南海トラフ地震注意情報 観測された現象が南海トラフ地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報	○準備行動（準備体制）開始の意志決定 ○救助部隊、救急部隊、消防部隊、医療関係者等の派遣準備の実施 ○住民に対する適切な広報	○早期帰宅 ○学校からの学生・生徒・児童の帰宅 ○旅行等の自粛	
■南海トラフ地震に関する調査情報 南海トラフ地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報	臨時 ○防災対応は、特になし 情報収集連絡体制	単なる異常データ	
	定 例	○防災対応は、特になし	

南海トラフ地震に関連する情報が発表されたら

情 報	大学内では	学外では
■南海トラフ地震予知情報	○耐震性の弱い建物への立ち入りを禁止 ○公共交通機関は運行を中止、主要道路も通行できなくなるので移動が困難となる ○徒歩での帰宅の際は、地震時の落下物に注意 ○大学に留まることを決めた場合は、グラウンドへ避難	○耐震性の弱い建物から出て、耐震性のある建物又は屋外の広い場所に避難 ○公共交通機関は運行を中止し、主要道路も通行できなくなるので移動が困難となる ○徒歩での帰宅の際は、地震時の落下物に注意
■南海トラフ地震注意情報	○授業は、直ちに休講 ○職員は、非常災害対策本部の指示に従う ○公共交通機関は運行しているのて、速やかに帰宅 ○公共交通機関は運行しているのて、速やかに帰宅 ○自宅への帰宅が困難な場合は、大学構内の避難場所（グラウンド）へ避難	○その場所の管理者の指示に従う ○公共交通機関は運行しているのて、速やかに帰宅 ○大学近隣の宿生で、住居に耐震性がない場合は、実家へ帰宅するか、大学構内のグラウンドへ避難 ○海の近くにいる場合は、津波から身を守るために高台へ避難 ○正確な情報把握

地震が起こったとき

事 象	主 な 行 動
地震発生	○まず、身を守る。 ・ガラスの飛散によるケガから頭・首を守るため、窓ガラスから頭を遠ざけるような姿勢で机の下などに潜り、手で頭や首を保護します。 ・次のような様々な危険から身を守る対応をとります。 (1) 教室では、天井やテレビ、事務室・研究室では、書棚の転倒の可能性がありま。 (2) 実験室では、薬品などで火災が発生する可能性があります。 ○すばやく火の始末 ・ガスの元栓・コンセント・実験器具 ・大きな揺れのときは、揺れが収まるのを待ってから火を消します。 ○非常脱出口の確保 ・地震によるひずみで扉が開かなくなる可能性があります
地震発生後 1～2分	○火元を確認 ・初期消火に努めますが、天井に炎が達するほどの手に負えない場合は、速やかに避難します。 ○まわりの人の安全を確認 ・声を掛け合って同室内の人の無事を確認します。 ・ケガ人の確認をします。 ○作業中の実験器具等の停止 ・ガスを止め、漏電による火災を防ぐため、電源を切ります。
地震発生後 3分	○隣接する部屋等で助け合う。 ・出火している部屋や建物があれば、初期消火に努めますが、手に負えない場合は、速やかに避難する。 ・ケガ人の搬送を手伝います。 ・地震の安全が確保できる範囲で、救助及び災害拡大防止措置を行います。 ○余震に注意 ・大規模地震の場合、大きな余震が数多く発生します。余震に注意しながら、避難します。
避難完了後	○大学への安否報告 ・避難が完了し、安全の確保ができたなら速やかに大学に安否報告をします。 ・大学にいる時に地震が発生し、避難した場合が、大学職員の指示に従って行動します。

災害伝言ダイヤル

地震など大災害発生時は、安否確認や見舞・問合せなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながり難い状況になります。NTTでは、このような状況の緩和を図るため、災害時に限定して利用可能な「災害用伝言ダイヤル」を提供しています。
「災害用伝言ダイヤルサービス“171”」は被災地内とその他の地域の方々との「声の伝言板」です。被災地の方が録音した安否情報などを他の地域の方が聞くことができ、また被災地からの録音が優先されますか他の地域から被災地の方へメッセージを送ることも可能です。

【伝言の録音・再生方法】

171にダイヤルする

↓ガイダンスが流れる

録音の場合“1” 再生の場合“2”

(0000) 00-0000

被災地の方の電話番号

被災地内外を問わず、被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。

火災が発生したとき

火災発生時のポイント

- 大声で近くの者に知らせる。
- 出火の程度が消せるような状態であれば、初期消火に努力する（消火時にも安全の確保に注意すること。危険・無理な行動には出ないようにすること）。



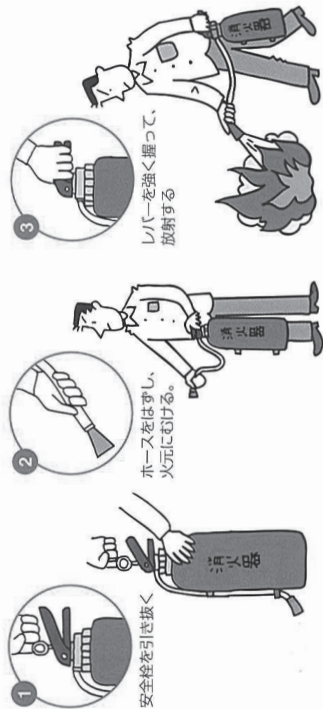
火災の発生した部屋から避難する際の注意点

- 室内には戻らないようにすること。
- 部屋から避難する際はドアを閉め、空気を遮断する。
- 煙が発生している場合には煙を吸わないためにもハンカチなどを口・鼻にあてたうえ、腰をかかめるなどして低い姿勢で移動をおこなうこと。



消火器が付近にある場合

- 揺れがおさまってからすばやく消火活動をおこなう。
- 消火器のない場合でも、水や毛布、濡らした衣類等を利用する。
- 消火器の使い方

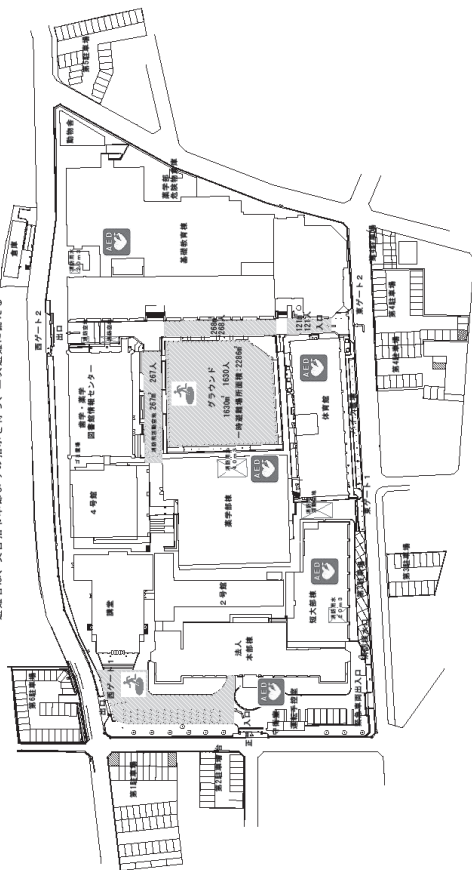


＜消火器の使用にあたっては…＞
●風上を回り、炎や煙を避ける。
●姿勢は低くかまえる。
●火の根元をのぞき、揺る揺る左右に振る。

一時避難場所

一時避難場所

※ 災害発生時、グラウンド及び本館棟南駐車場を一時避難場所とする
各学部単位で、点呼により避難者の確認・把握を行う
避難者は、災害指令本部よりの指示を待ち、二次避難に備える



AED設置場所
楠元キャンパス(5ヶ所)

- 正門守衛室
- 歯学部基礎教育棟1F西側
- 薬学部棟1F玄関
- 3号館短期大学部校舎1F
- 体育館2F

〒464-8650

名古屋千種区楠元町1-100

愛知学院大学楠元キャンパス

Te1 052-751-2561 (代)



愛知学院大学
学生部 学生課

学生の自覚を持ち、良識ある行動を

SNSの間違った利用で こうなることも....

大学での処分について

ルールが守られない場合、個人や団体に対し、愛知学院大学学生懲戒規程並びに、学則第34条により懲戒処分が課せられます。すべてはあなた自身の行動次第です。

● 本学における処分の例

CASE 01

未成年の学生がTwitter上に
飲酒写真を投稿した

処分：訓告処分

CASE 02

Twitter上に迷惑行為を
動画で投稿した

処分：停学処分
(1ヶ月)

学則34条

学生が本学の定める諸規則に違反し、または学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、教授会の議を経て、これを懲戒する。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。
 - (1) 品行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

\\いいね! / と言われるような

SNSの適切な利用方法を理解しよう

SNSは利用方法も手軽で、友人や部員、趣味を共有する者などと情報交換し合える有効なコミュニケーションツールですが、使い方を誤ると取り返しのつかない重大な事件・事故に発展する場合があります。以下の心得・事例をよく読み、適切な使用を行ってください。記載内容のすべての責任は、発信者である「あなた」に掛かります。本学学生として態度ある行動をとってください。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス(social networking service)の略語。インターネット上の交流を通じて会合ネットワーキングサービス、TwitterやLINE、facebookもSNSに含まれる。

SNSに載せる
トラブル
事例
7 NG CASES

NG CASE
1

陰口をツイートしたつもりが本人にも伝わってしまった

フォロー内の会話のやり取りのつもりが、別ルートで本人の耳に入ることは大いにあります。場合によっては名誉毀損で訴えられることも。無断転載に発展するケースもあります。



飲酒後に車を運転し、無事帰宅できたことをSNS上に公開した

本人にとっては合禮なつもりかもしれませんが、飲酒運転の事実を公開したことで、飲酒・酔っ払い、運転の危険性を伝える事例もあり、道交法や飲酒・酔っ払いに違反したと見られる場合もあります。また、交通事故を起こしていたら、未成年度の学生、教員の事実が分かった時点で学内の懲戒対象となります。



NG CASE
2

NG CASE
3

アルバイト先での出来事をSNS上に公開した

飲食店で店員が冷感する内に客から人だかりをSNSに公開した事例では個人がすぐに被害を受けた。解雇、慰謝料の事例もあります。店員には損害賠償が求められることも。コンビニエンスストアでの事例では、商品の購入控えを合図なくされるケースもあります。



NG CASE
4

泥酔状態の人を写真(動画)に撮りSNS上に公開した

おもしろ半分で笑いに投稿した内容が、悪ふゆがりを捉え、プライバシーの侵害・名誉毀損で訴訟に発展するケースがあります。



NG CASE
5

お店で芸能人を見かけたので写真を撮りSNS上に公開した

本人の許可なく芸能人を撮影したり、撮影した写真などを勝手に公開することは肖像権の侵害にあたり、また、許可なく撮影した場合は、公開については別途許可を得る必要があります。



NG CASE
6

映画試写会に行き、映像を無断で録画(録音を含む)、SNS上に公開した

撮影時間からわかる「映画の盗撮の防止に関する法律」違反となります。損害賠償請求、差止請求の訴えや刑事罰の対象ともなり、罰金刑は10万円以下の罰金、又はこれら以下の科料となります。



NG CASE
7

旅先から自宅へ戻ると空き巣に入られていた

この場合、SNSとは何ら関係ないことと思われるかもしれませんが、旅先でSNS上に情報発信した際、情報に添えられた位置情報や文面から犯人が場所を推測、自宅に戻る可能性があることを確認して犯行に及んだ可能性があります。



その他、SNSに限らず、インターネット動画共有サービス(YouTube、ニコニコ動画)等への投稿にも同様の注意が必要です。

愛知学院大学 学生部学生課

SNS利用にあたっての利用心得

1

公開した情報は世界中に発信したものだと思え



SNSは従来の(記者を特定した)メール配信とは違い、不特定多数の人へ一斉に即時公開されます。一度にアクセス数が増え、拡散が行われても、受け取った人が無断で第三者に提供したり、別のSNS経由で再公開されてしまう可能性があります。「時間内だけの情報公開だから大丈夫」ではなく、常に「誰かに見られている」ことを意識して利用してください。クラウドとしてTwitterなどのアカウントを持っているのであれば、なおさらです。

2

一度発信した内容は取り消すことができないと思え



発信した内容に外部からの悪影響を受け、削除できたとしても元の情報はすでに公開されています。キャプチャーした画像は簡単に取り込まれ、拡散される恐れがあります。メール感覚で安易に発信することはせず、事前に内容や写真を見直し、誰が閲覧しても問題ないかを確認してください。

3

写真1枚、動画1秒でも問題に発展する可能性があると思え



文書はつづき、写真1枚だけを添付して発信した場合でも、写っている背景が相手のプライバシーを侵害しているときは、解雇請求等の民事訴訟に発展することがあります。また、動画をアップした場合は、背景に相手のプライバシー侵害や作品の著作権侵害にあたることがあります。

4

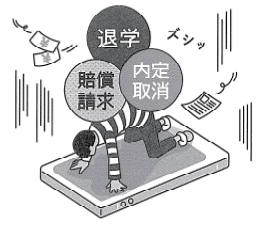
内容を好意的に理解する人ばかりではないと思え



世の中には他人がアップしているSNSの内容から、発信者個人に不利な情報だけを抜き取り、抜き出して情報攻撃する者があります。また、プロフィールにアップした写真やコメントの悪意、出身校、学部・学科名を載せることは控えてください。

5

軽はずみな言動が一生を左右する重大な事態になり兼ねないと思え



未成年度の学生、アルバイト先での不適切な言動がSNS上にアップしたことで、悪影響が及ぶ大学、企業等に就職があり社会的制裁(解雇請求、退学、解雇)を受ける場合があります。また、個人や企業を誹謗・中傷する内容は、ネット被害者の被害を受け、提訴のうえに被害者までの損害賠償が求められます。あなたと他人がつながりやすい第三者は、常に「おもしろい内容だから」という理由で無断で共有・転載しますが、そこには「責任は自分」に「い」する心算が働いています。

ハラスメントについて

ハラスメントとは…

- 相手の意に反する不適切な発言もしくは行動によって、相手に不快感もしくは不利益を与え、また職務もしくは教育研究において、それらと関係のない事柄を理由とした不当な差別的取扱いをすることによって、相手の尊厳を侵害し、それにより相手の教育・研究・学習または職場の環境を悪化させる行為であり、次に掲げる場合を含むものとします。

相手の意に反する性的な発言または行動によるもの	セクシュアル・ハラスメント
職場において職務上または雇用形態上優越的な立場にある者が、その立場に乗り、不当な発言、行動、指導または処遇を通じて行うもの	パワー・ハラスメント
大学において教育研究上優越的な立場にある者が、その立場に乗り、不当な発言、行動、指導、または処遇を通じて行うもの	アカデミック・ハラスメント

ハラスメントを受けたら…

- 加害者に「No」の意思を伝えましょう。
- 嫌なことをされたら、すぐ周囲の人に話しましょう。
- あなたの受けたハラスメントについて記録をつけておきましょう。
- 歯学部事務室に相談してみましょう。

友人がハラスメントを受けたら…

- 不快な場面を目撃したら、注意しましょう。
- 必要なら証人になってあげましょう。
- 被害者の相談に乗って、精神的に支えてあげましょう。
- 相談窓口に行くようにすすめ、同行してあげましょう。

絶対にひとりで悩まないでください！

- ◎ 相談員および全ての関係者には守秘義務を課しています。相談内容が外部に漏れることは一切ありませんので、安心して相談してください。

注意事項

あなたを取り巻く危険！

- 大学生になると、交際範囲も広がり、社会からも大人として扱われます。それに伴い、学生を取り巻く環境も変わり、様々な危険が発生します。

ストーカー

ストーカー	恋愛感情その他の好意の感情またはその感情が満たされなかったことに対する怨恨の感情からの特定の相手に対する次のような迷惑行為を行います。
	※つきまとい、待ち伏せ、住居・学校などに押しかける。
	※相手の行動を監視したり、監視していると思わせるような事項を告げる。
	※交際、その他、相手にとって義務のないことを要求する。
	※乱暴な言動をする。(脅すなどして恐怖心を植えつけるなど) ※無言電話または拒まれたにもかかわらず連続して電話したり、FAXやメールを送信すること。 等々

補足

- ◎ 平成12年11月24日より、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行されました。ストーカーは犯罪行為です(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)。被害を申し出れば警察が対応します。大学においても、ストーカー行為を行った者を停学・退学等、厳重に処分します。

対処方法

- ◎ 一人で悩まず、警察や歯学部事務室に相談しましょう。
たとえば…#9110番 (警察総合相談室 専用電話) 愛知県ストーカー110番 Tel 052-961-0888

薬物

薬物乱用防止 について	大麻の所持、譲渡、吸引の容疑で大学生が逮捕されるニュースが相次いでいます。大麻をはじめとする各種薬物を乱用することは犯罪です。違反をすれば重い罰を受けるばかりでなく、薬物の依存性と耐性によって、乱用する量も回数も増えていく悪循環に陥り、人生を台無しにしてしまいます。
	「一度だけ」が破滅への入り口になります。決して甘言に誘惑されない、興味本位で服用しない。誘われても断固として拒否する姿勢を堅持してください。
	近年、「危険ドラッグ」という名のもとに植物片が錠剤、出回っています。これらは各種薬物と同様の作用を引き起こす事例が報告されており大変危険です。安易な気持ちで手を染めることのないよう強い意志を持ってください。
	各種相談窓口も用意されていますので、必要に迫られたときはすぐに連絡を入れてください。

愛知県内の相談窓口一覧

- ◎ 愛知県 健康福祉部 保健医療局医薬安全課 Tel 052-954-6305
- ◎ 愛知県精神保健福祉センター Tel 052-962-5377
- ◎ 名古屋市精神保健福祉センター Tel 052-483-2095
- ◎ 愛知県警察相談電話(コミュニケーションダイヤル) Tel 052-953-9110

問題になっている薬物

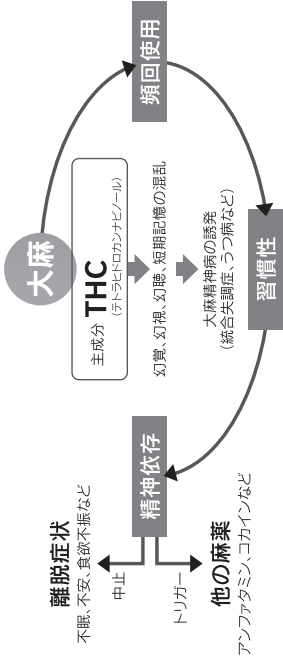
手を出すな、「一度だけ」が身の破滅!! NO! DRUGS

- 大麻、危険ドラッグ、覚せい剤、コカイン、MDMA、MDA、ヘロイン、シンナー等有機溶剤、向精神剤、マジックマッシュルーム、あへん、LSD、ケタミン

注意事項

大麻を乱用すると…

額（最高）	懲役10年以下または罰金300万円以下			
弊害	人格変化	学習力低下	生殖能力低下	口渇
	性格変化	免疫力低下	頻脈、不整脈	目の充血
	労働力低下	白血球減少	血圧変動	気管支炎



ブラックバイト

ブラックバイト	学生であることを尊重されず、本来優先すべき学業や課外活動に取り組むことができなくなってしまうアルバイトのことで、一方的にシフトを決められたりするケースが多く見受けられます。
---------	--

補足

◎違法行為としては、一方的なシフト変更、残業代不払い、休憩時間の不付与、不合理な罰金の請求、パワハラ・セクハラの放置などがあげられます。

対処方法

◎労働条件を書面で確認してから働くことが大切です。書面も保管しましょう。くれぐれも自分が悪いと思ってしまうと、自分を責めたりしないで、すぐに下記などに相談しましょう。

悪徳商法

マルチ商法 (ネットワークビジネス) (連鎖販売取引) (マルチレベル マーケティング)	「儲け話がある」といって販売組織に勧誘するもので、学生の間に広がっている。商品を購入させ加入者（会員）を勧誘すればマージンを得られるという仕組み。商品を介する為、違法ではないが、なかなか加入者（会員）を集めることが出来ず、在庫を抱えてしまうことが多い。また、初期費用（スタートキット）が必要な場合が多く、サラ金を紹介されることが多い。
--	---

補足

◎クラブ、高校の同級生から誘われるケースが多いようです。

対処方法

◎特定商取引法により、20日間のクーリングオフ期間が設けられています。また、販売組織に入会後1年未満の場合には、退会する際に未使用の商品を返品し、返金してもらうことができます。（商品を受け取ってから90日以内の場合のみ）

架空請求詐欺 (迷惑メール)	インターネットサイトの閲覧料金など、身に覚えがあるような理由をつけて料金を請求する詐欺。請求方法はメールやハガキが多い。最初の請求額は数万円だが、これを支払ってしまうと、次々と請求が来てしまい、その額は数十万円から数百万円となってしまう。
-------------------	---

補足

◎裁判所の支払請求や少額訴訟の制度を利用して送られてきた場合は注意が必要です。これを放っておくと、実際に請求が確定してしまう場合もあります。その際は、業者の連絡先ではなく、裁判所に直接確認する必要があります。

対処方法

◎基本的に利用した覚えがない場合は無視しましょう。利用したかもしれない場合は県民生活プラザ（消費生活センター）に相談しましょう。その際、業者の指定口座も伝えましょう。

住所確認電話	大学職員を名乗り、学生の家族から学生自身の個人情報（携帯電話番号・住所など）を聞き出すとする不審電話が近年多発している。手口としては、書類未提出などを理由に聞き出す場合が多い。
--------	--

対処方法

◎大学が、電話で個人情報を出すことは、一切しておりません。その様な電話があった場合は、一度電話を切って大学にかけ直してください。

愛知県消費生活総合センター

- 悪質商法などによる契約トラブルやクーリングオフについての苦情や相談を聞いて、解決に向けてのアドバイスをしています。
〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-3-2
愛知県自治センター1階
Tel 052-962-0999

学費支援制度

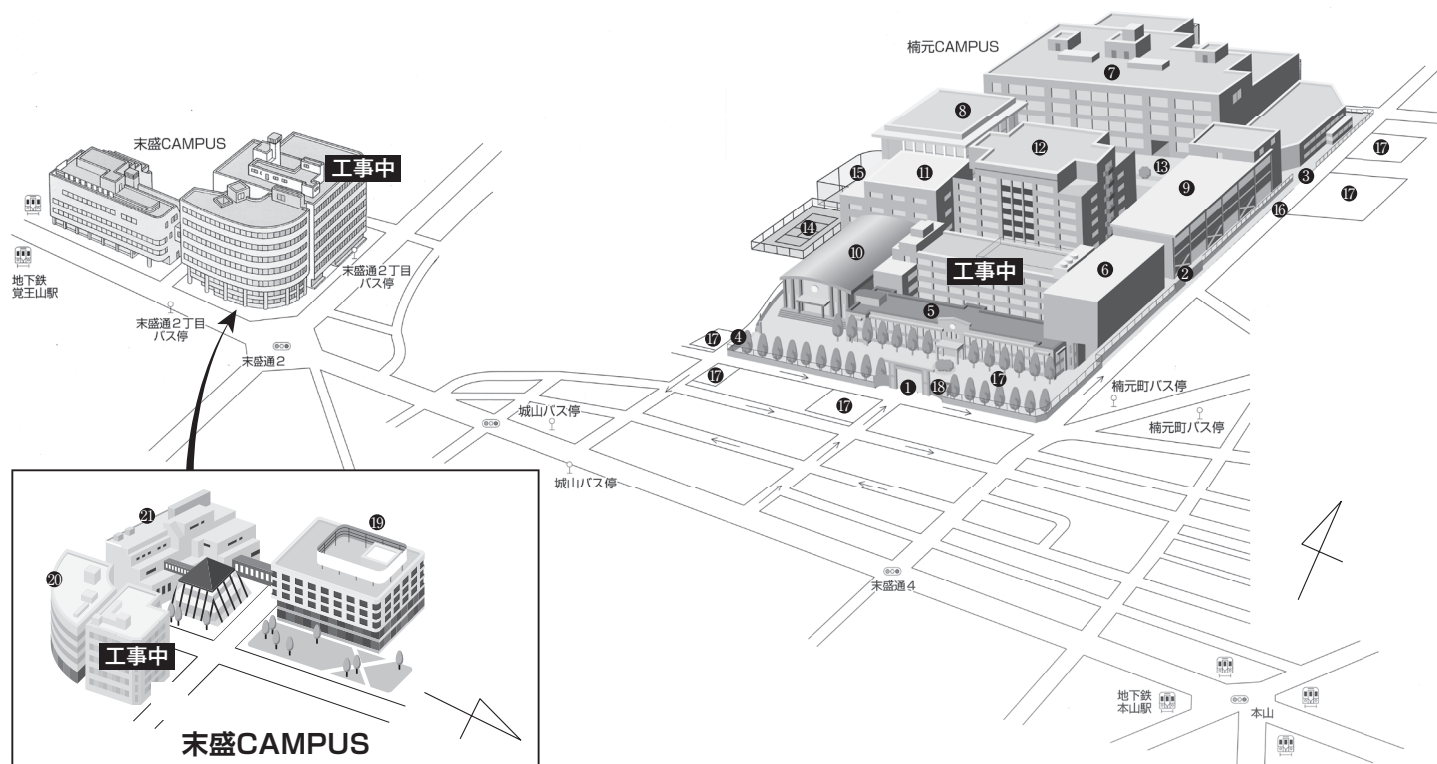
各種教育ローン

- 日本政策金融公庫「国の教育ローン」 ●オリコ「学費サポートプラン」 ●セディナ「学費ローン」
- ※詳細は各学務事務室窓口にご相談ください

MEMO

MEMO

楠元キャンパス・末盛キャンパス



●歯学部構内車乗入禁止!! ●大学付近の路上駐車厳禁!!

CAMPUS MAP INDEX (地図の番号を参照して下さい)

- | | | | |
|------------------|------------------|----------------|--------------|
| ① 正門 | ⑦ 歯学部基礎教育研究棟 | ⑬ グラウンド | ⑲ 歯学部臨床教育研究棟 |
| ② 薬学部・短大・専門学校通用門 | ⑧ 歯学・薬学図書館情報センター | ⑭ テニスコート | ⑳ 歯学部附属病院南館 |
| ③ 歯学部通用門 | ⑨ 体育館 | ⑮ ゴルフ練習場 | ㉑ 歯学部附属病院西館 |
| ④ 通用門 | ⑩ 110周年記念講堂 | ⑯ オートバイ専用駐車場 | |
| ⑤ 1号館・法人本部棟 | ⑪ 4号館 | ⑰ 駐車場（教職員・来客用） | |
| ⑥ 短大部棟 | ⑫ 薬学部棟 | ⑱ 守衛室 | |

愛知学院大学

楠元キャンパス〔法人本部、歯学部、薬学部、短期大学部、歯科技工専門学校〕

〒464-8650 名古屋市千種区楠元町1-100

電話 〈052〉 751-2561(代)

FAX 〈052〉 752-5988

末盛キャンパス〔歯学部附属病院、歯学部（臨床教育研究棟）〕

〒464-8651 名古屋市千種区末盛通2-11

電話 〈052〉 759-2111(代)

FAX 〈052〉 752-5990

日進キャンパス〔大学本部、文学部、心理学部、健康科学部、総合政策学部、薬学部（教養教育課程）〕

〒470-0195 愛知県日進市岩崎町阿良池12

電話 〈0561〉 73-1111(代)

名城公園キャンパス〔商学部、経営学部、経済学部、法学部〕

〒462-8739 名古屋市北区名城3-1-1

電話 〈052〉 911-1011(代)



AICHI GAKUIN
UNIVERSITY